

高山市地域防災計画

(一般対策編)

令和5年7月

高山市防災会議

高山市地域防災計画一般対策編 目次

第1章 総則

第1節	方針	1
第2節	用語	2
第3節	防災関係機関等の事務又は業務の大綱	3
第4節	市地域の地勢と災害の概要	5
第5節	防災組織	9

第2章 災害予防計画

第1項 防災組織等整備計画

第1節	防災関係機関等の防災体制の整備	20
第2節	自主防災体制の確立	22
第3節	災害に強いまちづくり	24

第2項 防災拠点施設の整備

25

第3項 災害危険地域等の予防計画

第1節	災害危険地域の調査等の計画	26
第2節	治山・治水・農地防災計画	28

第4項 建築物の防災計画

31

第5項 災害防除に関する予防計画

第1節	火災予防計画	33
第2節	林野火災予防計画	36
第3節	水害予防計画	38
第4節	雪害予防計画	40
第5節	火山噴火災害対策計画	41
第6節	火薬、ガス、危険物、毒物劇物放射性物質等保安計画	43

第6項 防災教養訓練計画

46

第7項 上・下水道の災害予防計画

50

第8項 文教関係の予防計画

52

第9項 観光施設等の予防計画

55

第10項	医療・助産救護体制の整備	5 6
第11項	要配慮者対策	5 7
第12項	ボランティア活動の支援策	6 7
第13項	防災通信設備等の整備計画	6 9
第14項	避難対策	7 0
第15項	災害対策資機材、物資の整備備蓄計画	7 4
第16項	臨時離着陸場の整備	7 5
第17項	広域応援体制の確立	7 6
第18項	行政機関の業務継続体制の整備	7 8
第19項	企業防災の促進	7 9

第3章 災害応急対策

第1項	市本部活動体制	
第1節	市本部運用計画	8 0
第2節	職員動員計画	8 6
第2項	災害労務対策	
第1節	災害対策要員応援計画	8 8
第2節	奉仕団の編成及び活動計画	8 9
第3節	技術者等雇上計画	9 1
第4節	技術者等の従事命令等に関する計画	9 4
第5節	ボランティア活動支援計画	9 6
第3項	自衛隊派遣要請計画	9 8
第4項	交通通信計画	
第1節	道路交通対策	1 0 3
第2節	輸送計画	1 0 6
第3節	災害通信計画	1 1 0

第5項 情報計画

第1節	警報・注意報・情報等の計画	1 1 2
第2節	災害情報収集等の計画	1 1 8
第3節	災害広報計画	1 3 5

第6項 災害防除計画

第1節	事前措置に関する計画	1 3 7
第2節	水防計画	1 3 8
第3節	消防計画	1 4 2
第4節	雪害対策	1 4 4
第5節	火山災害対策計画	1 4 7
第6節	県防災ヘリコプター応援要請計画	1 5 1

第7項 り災者の救助保護計画

第1節	応急対策の手続き等	1 5 2
第2節	避難計画	1 5 7
第3節	食料供給計画	1 6 4
第4節	給水計画	1 7 0
第5節	物資供給計画	1 7 4
第6節	応急住宅対策	1 7 8
第7節	医療、助産計画	1 8 5
第8節	り災者救出計画	1 9 1
第9節	学用品等支給計画	1 9 3
第10節	災害援護資金等融資計画	1 9 6
第11節	遺体保護計画	2 0 0
第12節	防疫計画	2 0 5
第13節	清掃、し尿処理計画	2 0 9
第14節	愛玩動物等の救援	2 1 2
第15節	災害義援金品募集配分計画	2 1 3
第16節	その他のり災者保護計画	2 1 6

第8項 文教関係の応急対策

第1節	施設等の応急対策	2 1 8
第2節	小中学校関係の応急対策	2 1 9
第3節	私立学校関係の応急対策	2 2 2
第4節	学校給食、保健関係の応急対策	2 2 3
第5節	文化財その他文教関係の応急対策	2 2 6

第9項 産業応急対策

第1節	商工業の応急対策	2 2 7
第2節	観光客等に対する応急対策	2 2 8
第3節	農作物等の応急対策	2 2 9
第4節	林地、林産物等の応急対策	2 3 1
第5節	畜産の応急対策	2 3 3
第6節	危険物施設等の応急対策	2 3 5
第7節	放射性物質事故応急対策	2 3 6

第10項	公共施設の応急対策	2 3 7
-------------	------------------	-------

第11項 公共的施設の応急対策

第1節	電力施設の応急対策	2 3 9
第2節	通信施設の応急対策	2 4 1
第3節	鉄道の応急対策	2 4 2
第4節	その他の応急対策	2 4 3

第4章 事故災害対策

第1項 航空災害対策

第1節	災害予防計画	2 4 4
第2節	災害応急対策	2 4 6

第2項 鉄道災害対策

第1節	災害予防計画	2 4 9
第2節	災害応急対策	2 5 2

第3項 道路災害対策

第1節	災害予防計画	2 5 5
第2節	災害応急対策	2 5 8

第4項 原子力災害対策

第1節	本計画の目的、性格	2 6 1
第2節	地域特性及び予測される原子力災害	2 6 2
第3節	災害予防計画	2 6 4
第4節	災害応急対策	2 6 5
第5節	災害復旧計画	2 7 2

第5項 危険物等災害対策

第1節	災害予防計画	2 7 3
第2節	災害応急対策	2 7 7

第6項 林野火災対策

第1節	災害予防計画	281
第2節	災害応急対策	285

第7項 大規模な火事災害対策

第1節	災害予防計画	289
第2節	災害応急対策	293
第3節	災害復旧・復興対策	296

第5章	災害復旧計画	298
------------	---------------	------------

第1章 総 則

第1節 方 針

1 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき高山市防災会議が、高山市の地域に係る災害の対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。また、地震災害及び火山災害に関する防災計画は本計画の定めによるほか、地震対策編及び火山対策編によるものとする。なお、本計画の策定に当っては「岐阜県地域防災計画」に留意するものとする。

- (1) 市及び公共的団体、自主防災組織、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要な地域の調査及び指定、その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害時における輸送・通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害防除に関する計画
 - カ り災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な事項に関する計画

2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。従って各機関は、毎年関係ある事項について高山市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を高山市防災会議に提出するものとする。

3 計画の徹底

この計画は、各機関において平素から研究、訓練、その他の方法によって習熟に努めるとともに、その機関の対策に係る計画については、必要に応じ従事職員あるいは市民等にその徹底を図らなければならない。

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 市本部とは、高山市災害対策本部をいう。
- (2) 市計画とは、高山市地域防災計画をいう。
- (3) 市本部長とは、高山市災害対策本部長をいう。
- (4) 県本部とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (5) 県支部とは、岐阜県災害対策本部飛騨支部をいう。
- (6) 県計画とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (7) 県本部長とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 県支部長とは、岐阜県災害対策本部飛騨支部長をいう。

なお、本計画における次の組織の名称は、災害対策本部設置の如何によりそれぞれ次のとおり読み替えるものとする。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
市本部	高山市（市長公室）
市本部長	高山市長
市本部〇〇班	高山市〇〇部〇〇課
本部連絡員	本部連絡員の相当職にある者
本部事務室	高山市（市長公室）
市現地災害対策本部	高山市（市長公室）
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部〇〇部〇〇班	岐阜県〇〇部〇〇課
県支部	飛騨県事務所（振興防災課）
県支部長	飛騨県事務所長
県支部〇〇班	飛騨県事務所等
県現地災害対策本部	岐阜県（危機管理部）

第3節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、次に掲げるもののほか、防災関係機関等は、防災教育、防災訓練、災害応急対策に係る情報の収集及び伝達をその事務又は業務とする。

1 高山市

機関の名称	事務又は業務の大綱
高山市	1 高山市防災会議に関する事務 2 防災に関する組織の整備 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 消防、水防その他の応急措置 6 被災者の救護、救助その他保護 7 応急教育及び社会福祉施設入所者の保護 8 清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置 9 施設及び設備の応急復旧 10 被災者の生活確保 11 災害対策要員の動員、雇上 12 災害時における交通、輸送、通信の確保 13 民生の安定及び社会経済活動の早期安定 14 施設及び設備の災害復旧

2 公共的団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
農業協同組合、森林組合等	1 農林関係の被害調査等応急対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はそのあっせん 4 農林業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又はあっせん
商工会議所、商工会	1 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
赤十字奉仕団、まちづくり協議会、町内会、PTA等の文化厚生社会団体、NPO	1 被災者の救助活動の協力 2 避難所の運営・管理の協力 3 義援金品の募集、受付及び配分の協力
社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 ボランティア活動の推進
共同募金会	1 義援金品の募集、配分

3 防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
病院等医療施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の不燃耐震化 2 災害時における病人等の収容及び保護 3 災害時における被災負傷者の治療及び助産 4 避難施設の整備及び避難訓練の実施 5 水、電気、ガス等の必要なライフラインの確保対策
社会福祉施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の不燃耐震化 2 避難施設の整備及び避難訓練の実施 3 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護 4 社会福祉施設の応急復旧及び災害復旧
学校法人	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の不燃耐震化 2 避難施設の整備及び避難訓練の実施 3 応急の教育 4 施設の応急復旧及び災害復旧 5 災害時における避難、その他児童生徒の保護対策 6 避難所開設についての協力
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の不燃耐震化 2 業務運営の確保 3 非常金融措置の実施 4 災害復旧資金の融通
危険物、高圧ガス等取扱機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物、高圧ガス、火薬等の保安管理 2 LPガス、ガソリン等の供給確保
その他防災上重要な施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防体制の整備 2 災害時の応急措置 3 災害時における臨時離着陸場の設置及び被災者の救援活動 4 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

4 地域住民の自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の整備 2 防災思想・防災知識の普及 3 防災資機材の整備 4 地震予知情報等の伝達 5 組織的初期消火 6 負傷者等の救出救護 7 組織的避難 8 給食給水活動 9 各種防災訓練への参加 10 その他の相互扶助

第4節 市地域の地勢と災害の概要

1 位置、地形、条件

本市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央に位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県、石川県に囲まれ、総面積が2,177.61 k m²の広大な面積を有する市であり、その約9割は森林で占められ、山や川、溪谷、峠など地理的に分断され、標高差も2,000mを超えるなど地形的にも大きく変化に富んでいる。地形は、東西に約81 k m、南北に約55 k m、本庁所在地は東経137度16分、北緯36度09分、海拔 573mである。

また、中京圏と北陸圏を結ぶJ R東海高山本線及び国道41号が市を南北に貫き、東西の松本、福井を結ぶ国道158号と市内で交差している。また、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道の整備が進んでおり、市街地から高速自動車道へのアクセスも可能となってきている。

2 気象条件

本市の気候は、海拔高度の高いところが多いため、東北地方や北海道南部と似て、夏は涼しく冬は雪が多く寒さが厳しい。全体的には内陸気候であり、特に高山地域は盆地のため内陸性が顕著となっている。飛騨山脈をはじめ標高の高い地域は山岳気候である。

市街地の気温は年平均で11.4℃、最高気温8月の平均は31.0℃、最低気温2月の平均は-4.9℃で、最高気温の極値は37.7℃、同じく最低気温の極値は-25.5℃を記録しており、最高気温25℃以上の夏日は年に110.5日、最低気温0℃未満の冬日は112.5日となっている。

また、風は一般に弱く、平均風速は1.7m/s、年平均降水量は1,776.5mm、最深積雪の年平均は55cmで、最深積雪は128cmを記録している。

3 予想される災害の状況

本市における風水害等による災害の状況は、別表1のとおりであるが、台風、豪雨によるものを除いては大規模なものはなく、将来予想される災害の状況は、おおむね次のとおりである。

(1) 水 害

水害は、本市の地理的条件から台風、集中豪雨時において河川の溢水等による農地及び家屋等の浸水被害が予想される。

(2) 火 災

本市では大火災の発生は少ないが、市街地の東部は段丘状の地形であり木造家屋が密集していることから、台風時等の烈強風下や震災時等の特殊な条件下では大規模な火災の発生が予想される。また、市域の約92.1%が森林であることから、林野火災の発生も予想される。

(3) 風 害

台風による被害は、大型台風が本市の南西部から北東に通過する場合にあっては、昭和34年の伊勢湾台風時のように相当規模の被害が全市にわたって発生すると予想される。

(4) 雪 害

本市の降積雪による被害は、昭和31年、38年、56年、平成3年の豪雪に見られるように、大規模な寒波の流入により強い降雪が継続し 100cmを超える積雪となることから、家屋、施設等の圧雪害及び交通に対する被害が多い。また、一部の山沿い地域では、雪崩による

被害も予想される。

(5) 火山噴火災害

市内には、御嶽山・焼岳・乗鞍岳・白山・ア CANDANA 山という 5 つの活火山が存在する。特に活発な活動が続ける焼岳は、今から 400 年前の天正 13 年の大爆発の記録が残されている。大正 4 年の大爆発による上高地大正池の出現はその規模の大きさを示すものであり、以後、噴火を繰り返していることから、今後も噴火による被害が予想される。また、御嶽山については、平成 19 年ににごく小規模な水蒸気噴火が発生したほか、平成 26 年 9 月 27 日午前 11 時 52 分頃に剣ヶ峰の南西側で水蒸気噴火が発生し、南西方向に火砕流が流下した。

(6) 土砂災害

急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを原因とする土砂災害は、自然災害による死者・行方不明者数の過半数を占めるなど、ひとたび発生すると人命を奪う被害となることが予想される。

別表 1 高山市地域災害発生状況

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況その他
明治 2. 7	水害	宮川筋	宮川出水、鎌倉付近2か所（約100m）決壊他被害大
5. 2	火災	宮川西地区	上向町より出火し、721軒焼失
8. 4	火災	宮川東地区	二之町より出火し、三町新町1,032戸、土蔵44棟、寺院10寺等焼失
23. 8	水害	宮川筋	宮川出水、家屋全失1戸、護岸決壊、橋梁流失3か所
29. 7	水害	島川原町他	死者9名負傷者多数、山崩による家屋の全壊倒壊20戸、橋梁流出2か所、堤防決壊多数
43. 7	水害	宮川筋	宮川出水氾濫、家屋の浸水多数、橋梁流出2か所
43. 9	水害	江名子川筋	家屋浸水210戸、護岸決壊8か所
昭和 7. 7	水害	宮川筋	宮川ほか各河川出水氾濫し、橋梁流出4か所、農地及び道路破損等被害甚大
10. 6	水害	市内一円	死者3名、苔川筋家屋浸水300戸、山崩1か所、家屋倒壊1戸
33. 7	風水害 (台風11号)	岩滝地区	大八賀川氾濫、橋梁流出2か所、家屋浸水道路決壊10か所、農業被害271ha、被害額約44百万円
34. 9	風水害 (伊勢湾台風)	市内一円	農業被害587ha、被害額約17百万円、各河川出水各地域に小規模被害発生
36. 6	水害	市内一円	苔川筋氾濫、家屋床上浸水12戸・非住家10戸、床下浸水500戸、道路決壊2か所、山崩・橋梁流出2か所、護岸決壊3か所
36. 9	風水害 (台風15号)	市内一円	家屋全壊1戸、半壊23戸、道路・樹木・工作物破損7か所、非住家全壊3戸
39. 7	水害 (梅雨前線)	市内一円	山崩1か所、土石流による家屋倒壊2戸、道路決壊10か所、家屋浸水50戸

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況その他
40. 9	水害 (台風23号)	市内一円	家屋全壊3戸、半壊13戸、農地被害多数、道路決壊20か所
43. 8	水害 (飛騨川豪雨)	滝町ほか 農村部	集中豪雨により河川出水、農地冠水等被害358ha、被害額約22百万円
46. 9	水害	市内一円	家屋全壊2戸、半壊1戸、浸水1,142戸、公共施設被害17か所、道路決壊54か所、橋梁流出7か所、護岸決壊29か所、被害額約203百万円
56. 1	豪雪害 (56豪雪)	市内一円	北陸地方中心に豪雪、重軽傷者8名、建物損壊27棟、公共施設被害及び農林水産被害・建物除雪等被害額約20億円
平成11.6	水害	市内一円	集中豪雨により家屋破損6棟、浸水21棟、18世帯52人が避難、農林関係被害3億2,240万円、土木関係被害1億円
16. 10	水害 (台風23号)	市内一円	10月20日に発生した台風23号に伴う豪雨災害 最大時間雨量57.0ミリ、最大日雨量256.5ミリ（観測開始以来第二位） 死者2人、行方不明1人、負傷者8人 家屋被害 全壊1棟、半壊5棟、床上浸水269棟、床下浸水317棟、一部損壊8棟、住宅以外の建物534棟 道路178か所、橋梁5か所、河川146か所、農道・水路等105か所、林道63か所、農作物24ha、農用地45ha、山林34か所、事業所120事業所、被害額 約113億円
26. 8	水害	市内一円	平成26年8月豪雨災害 家屋被害 全壊1棟、床上浸水27棟、床下浸水152棟、住宅以外の建物108棟 道路345か所、橋梁9か所、河川169か所、農道等363か所、林道125か所、農作物9.7ha、山林41か所、事業所159事業所 被害額約35億円
26. 12	豪雪害	市内一円	平成26年12月17日からの豪雪 停電約15,000件、断水90件、家屋被害 一部損壊72棟、住宅以外の建物59棟、農作物23ha 被害額約1億6千万円
30. 7	水害	市内一円	平成30年7月豪雨 最大時間雨量62.0ミリ（観測開始以来最高） 連続雨量 7月3日21時から7月8日24時で770.5ミリ 人的被害1人、住家13棟、非住家6棟、道路・橋梁・河川162箇所、農地等421箇所、林業施設178棟、水道断水401戸 被害額 市道及び普通河川：9億3千万円、農作物等：3千万円、林道及び林地：3億4千万円

発生年月	災害種別	被害地域	被害状況その他
令和 2.7	水害	市内一円	令和2年7月豪雨 24時間降水量 観測開始以来最高を観測した観測所 ・宮之前観測所309.0ミリ ・船山観測所275.0ミリ ・丹生川観測所198.5ミリ 人的被害なし 住家73棟、非住家33棟、道路・橋梁・河川338 箇所、農地等383箇所、林業施設634箇所、水道断水371戸 被害額 市道及び普通河川：22億3千万円、農作物等：22億7 千万円、林道及び林地：11億円

* 明治以降の被害判明分で主な災害を記載

昭和34年9月26日伊勢湾台風被害により県内全域に災害救助法適用

平成16年10月20日台風23号被害により高山市に災害救助法適用

平成30年7月豪雨被害により高山市に災害救助法適用

令和2年7月豪雨被害により高山市に災害救助法適用

第5節 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等防災活動に即応する体制を確立するため国、県、市及びその他公共機関相互の有機的連携を図るとともに、市民の協力により、総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

1 高山市防災会議

災害対策基本法第16条の規定により、高山市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、高山市防災会議を設置する。

2 高山市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2に基づく高山市災害対策本部の組織は、「高山市災害対策本部条例」（昭和37年高山市条例第32号）、「高山市災害対策本部条例施行規則」（昭和45年高山市規則第9号）」及び本計画に定めるところによるものとする。なお、市本部の開設及び配置、職員の動員等の運用は、第3章第1項第1節「市本部運用計画」によるものとする。

3 高山市災害対策本部の系統及び編成

市本部の体制及び指令系統並びに指令系統図（組織別）は、別紙のとおりとする。

災害対策に関する体制及び指令系統

災害対策本部員構成

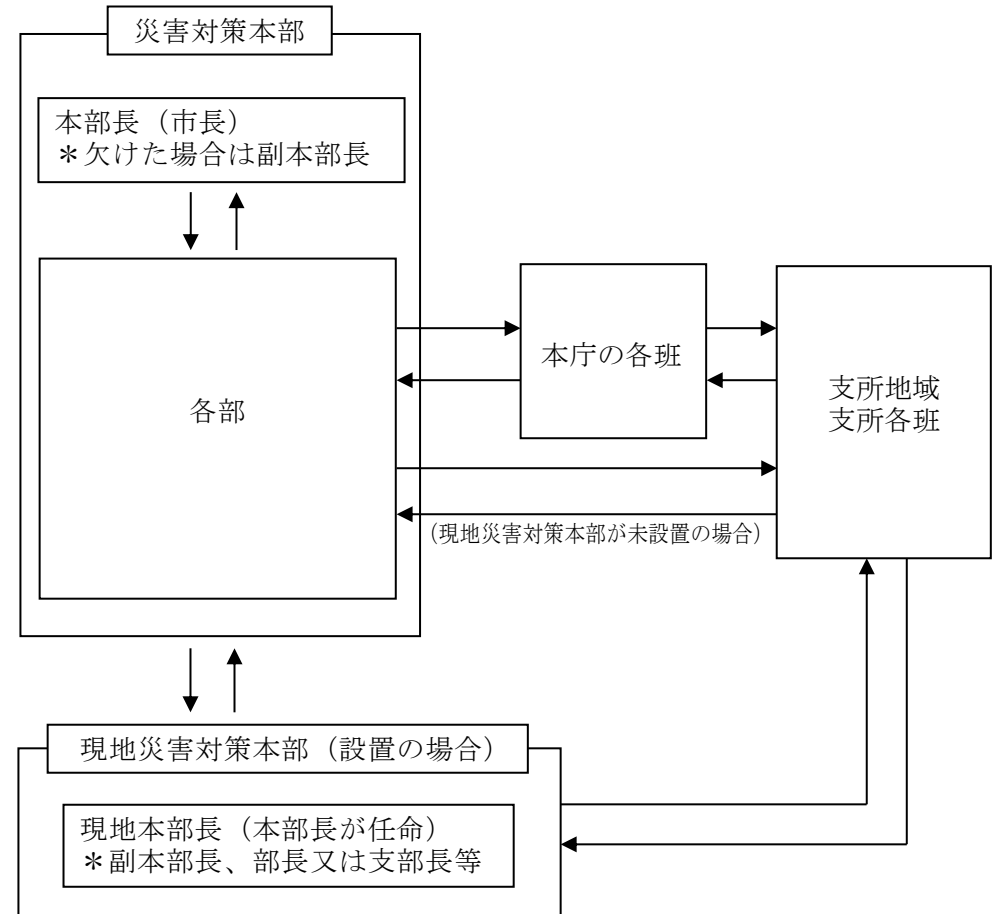
本部長	(市長)
副本部長	(副市長)
副本部長	(教育長)
市長公室	(公室長)
総合政策部	(部長)
総務部	(部長)
財務部	(部長)
市民活動部	(部長)
福祉部	(部長)
市民保健部	(部長)
森林・環境政策部	(部長)
農政部	(部長)
商工労働部	(部長)
飛騨高山プロモーション戦略部	(部長)
建設部	(部長)
都市政策部	(部長)
水道部	(部長)
会計部	(会計管理者)
議会部	(局長)
教育部	(局長)
消防部	(消防長)
消防部	(消防署長)
各支部	(各支所長)

災害対策本部員会議構成

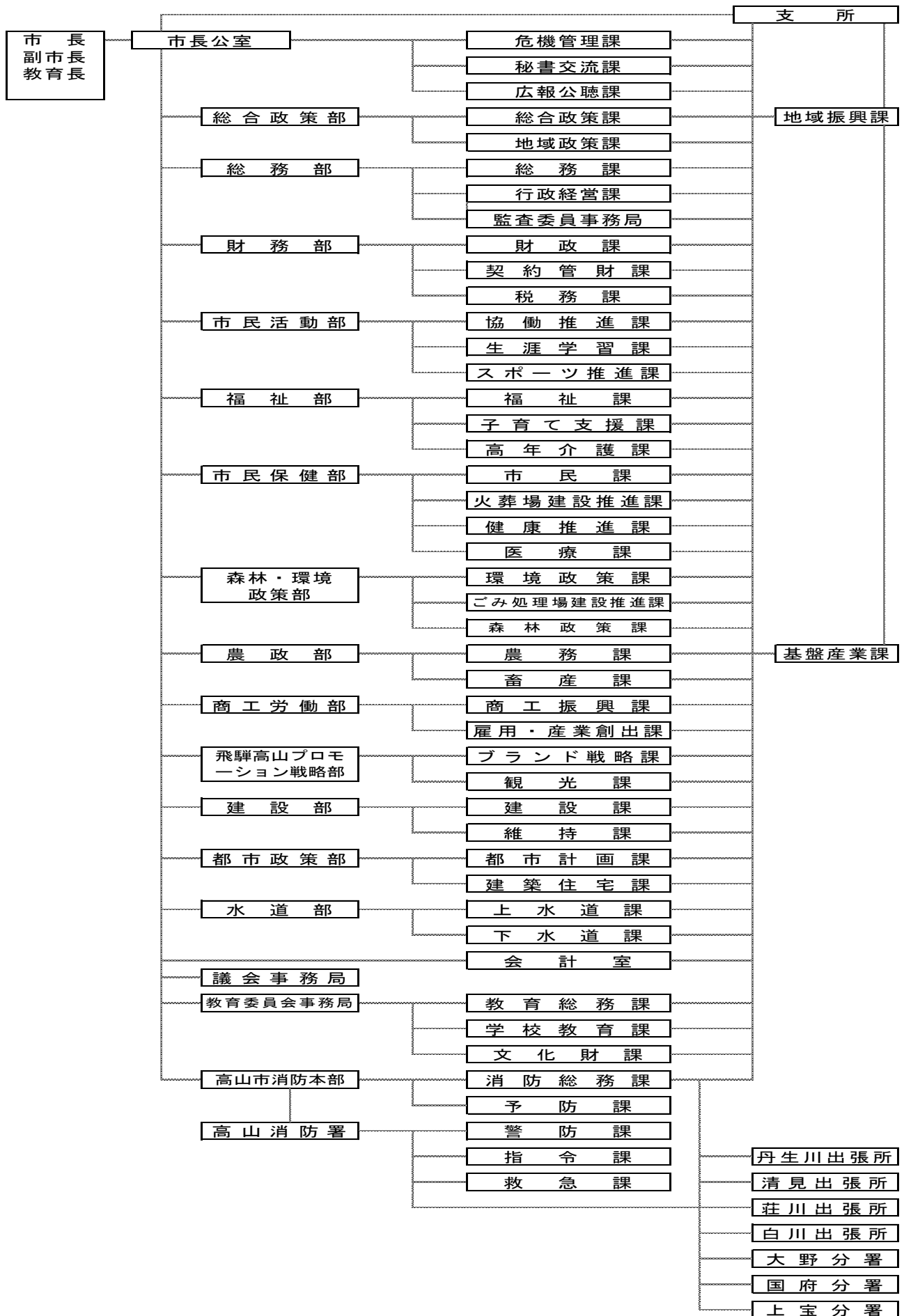
本部長	(市長)
副本部長	(副市長)
副本部長	(教育長)
市長公室	(公室長)
総合政策部	(部長)
総務部	(部長)
財務部	(部長)
市民活動部	(部長)
福祉部	(部長)
市民保健部	(部長)
森林・環境政策部	(部長)
農政部	(部長)
商工労働部	(部長)
飛騨高山プロモーション戦略部	(部長)
建設部	(部長)
都市政策部	(部長)
水道部	(部長)
会計部	(会計管理者)
議会部	(局長)
教育部	(局長)
消防部	(消防長)
消防部	(消防署長)

* 上記構成を一般とするが必要な場合は全ての支部長もしくは一部の支部長も加わる

指令系統



災害対策に関する基本的な指令系統図（組織別）



4 分担任務等

各組織の分担任務は、次によるものとする。

(1) 市副本部長

市副本部長（副市長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(2) 本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに開催し、災害対策本部に係る災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、各組織における実施事項の総合的な調整、推進にあたる。

(3) 本部の各部、各支部、各班

本部に部、支部及び班を設け、部に部長、支部に支部長、班に班長を置く。

部長は、本部の命を受け部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

支部長は、本部の命を受け支部に属する応急対策を処理し、所属の職員を指揮監督する。

班長は、所属事項について部長、支部長を補佐するとともに、上司の命を受けて応急対策の処理にあたる。

班長の属する各課の職員は、その班員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。

市本部の部、支部、班別の分担任務及び部長、班長の担当者は、別表のとおりとする。

(4) 専門活動班

災害対策本部の下に専門活動班を置き、対策が必要な事項について防災関係機関の参加を得て検討・活動する。

ア 人命救助・火災処理班（消防部）

イ 救急医療班（市民保健部）

ウ 被害状況調査班（建設部、都市政策部）

エ 飲料水確保班（水道部）

オ 避難所開設・運営班（市民活動部、福祉部、教育部）

カ 食料・物資供給班（商工労働部、農政部、森林・環境政策部、福祉部、市民保健部、教育部）

キ 要配慮者支援班（福祉部、教育部、市民保健部、飛騨高山プロモーション戦略部）

ク 感染症対策班（市民保健部、総務部）

(5) 本部事務室の組織と任務

ア 本部事務室は、本部事務室員及び本部連絡員をもって構成し、次の事項を処理する。

区分	担当者	担当事項
本部事務室長	市長公室長（本部員を兼ねる）	総括
本部事務室次長	危機管理課長（危機管理班長を兼ねる）	室長の補佐
本部事務室職員	市長公室	本部の事務処理
本部連絡員	（係長又は同相当職にある者1名） 総合政策部、総務部、財務部、市民活動部、福祉部、市民保健部、森林・環境政策部、農政部、商工労働部、飛騨高山プロモーション戦略部、建設部、都市政策部、水道部、会計部、議会部、教育部、消防部	担当部に関する事項の連絡

イ 本部連絡員

- ① 本部連絡員は、各部から1名係長又は相当職にある者をもってあて、あらかじめ各部において人選し、本部事務室（市長公室）に報告しておくものとする。
- ② 本部連絡員は、本部を開設したときは本部事務室に勤務するものとする。ただし、災害の規模、程度により本部事務室長がその必要がないと認めたときは、それぞれの所属部班において待機し、所属部班の任務にあたるものとする。

ウ 部内連絡員

- ① 本部各部内の連絡を図るため各班に部内連絡員を置くものとする。
- ② 部内連絡員は、各班において定め、当該班の所属する部の本部連絡員に通知しておくものとする。

(6) 支部事務室の組織と任務

支部事務室は、支部事務室員をもって構成し、次の事項を処理する。

区分	担当者	担当事項
支部事務室長	支所長（本部員を兼ねる）	総括
支部事務室次長	地域振興課長（地域振興班長を兼ねる） 又は基盤産業課長（基盤産業班長を兼ねる）	室長の補佐
支部事務室職員	地域振興班員	地域振興班の事務処理

(7) 現地災害対策本部

現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、災害の規模、程度に応じて設置するもので、その都度本部長が現地本部長を任命し、また、現地本部員は、現地本部長の要請に基づき関係各班の長が所属班員の中から指名する。現地本部長は、本部長の特命事項を処理するとともに、現地において関係機関との連絡調整にあたるものとする。

現地本部員は、現地本部長の指示に基づき災害対策業務を分担する。

(8) 県現地本部への連絡員の派遣

県本部が関係被災地に県現地本部を開設したときは、市本部職員のうちから連絡員を派遣するものとする。なお、派遣する連絡員は、本部事務室長が指名する。

(9) 協力組織

市本部で実施する応急対策に協力、奉仕を受けるため、市本部の協力組織として奉仕団を置く。奉仕団の構成等は、第3章第2項第2節「奉仕団の編成及び活動計画」の定めるところによるものとする。

奉仕団名	事務局	電話
日本赤十字社奉仕団	高山市社会福祉事務所	35-3139

災害対策本部の組織体制と分担任務

部名（担当部長等）	班名（担当課長等）	班を構成する課等	分担任務
各部共通事項 参事は部長を補佐			1 部内の職員の動員、配備等に関する事 2 各部及び部内の連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 部に関する情報収集、調査及び災害資料の作成等に関する事 5 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事 6 平常業務に関連する事項の被害通報等の受付、被害状況調査及び取りまとめに関する事 7 他部の応援に関する事
市長公室 市長公室長	危機管理班 危機管理課長	危機管理課	1 災害対策本部の設置並びに廃止及び庶務に関する事 2 本部員会議に関する事 3 災害応急対策全般の調整に関する事 4 被害状況の関係機関への報告に関する事 5 気象及び地震等の情報の収集に関する事 6 自衛隊派遣要請及び他団体への応援要請に関する事 7 国・県等関係機関との連絡調整に関する事 8 災害復興計画等の企画立案に関する事 9 災害救助費関係資料の作成及び報告に関する事 10 災害時の物価安定に関する事 11 避難情報に関する事 12 受援に関する事
	秘書交流班 秘書交流課長	秘書交流課	1 市内在住外国人の安全確保に関する事 2 災市内在住外国人の救援対策に関する事
	広報公聴班 広報公聴課長	広報公聴課	1 報道機関との連絡調整及び災害広報に関する事
	[現地災害対策本部] 1 被害状況に応じて設置する 2 本部長が任命した者		
総合政策部 総合政策部長	総合政策班 総合政策課長 地域政策課長	総合政策課 地域政策課	1 災害広報のうち、避難情報等の情報伝達に関する事 2 各部、支部との連絡調整に関する事 3 本部からの特命事項処理に関する事
総務部 総務部長	総務班 総務課長	総務課	1 災害資料の収集整理及び印刷に関する事 2 応援要請団体に対する配備等の連絡調整に関する事 3 職員の動員配置及び各部の配置調整に関する事 4 職員の給食及び衛生管理に関する事 5 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事 6 その他動員に関する事

	行政経営班 行政経営課長	行政経営課	1 災害に伴う各種データの作成・管理及び情報処理に関すること 2 災害に伴う情報処理に関すること 3 庁内システムの管理及び対応に関すること
	監査委員班 監査委員事務局長	監査委員事務局	1 監査委員への連絡調整に関すること 2 本部からの特命事項処理に関すること
財務部 財務部長	財政班 財政課長	財政課	1 災害応急対策にかかる財政措置に関すること
	契約管財班 契約管財課長	契約管財課	1 災害応急対策にかかる工事・物品調達の契約事務に関すること 2 災害応急対策工事等にかかる検査に関すること 3 市有財産（他部に属するものは除く）の被害調査に関すること 4 災害用電話等の確保に関すること 5 車輛及び応急災害用資機材の調達・確保に関すること 6 災害対策用国有林の払下に関すること
	税務班 税務課長	税務課	1 被害状況の取りまとめに関すること 2 被災者証明及びり災証明に関すること（福祉班、商工振興班と連携） 3 被害届けに関すること 4 民間被害建物等被害の調査及び調査資料の整理に関すること 5 その他調査に関すること
市民活動部 市民活動部長	協働推進班 協働推進課長	協働推進課	1 町内会連絡協議会（含む単位町内会）、まちづくり協議会との連絡調整に関すること 2 避難所を開設・運営することの協力に関すること
	生涯学習班 生涯学習課長	生涯学習課	1 所管施設等の被害調査及び復旧に関すること 2 施設に避難所を開設することの協力に関すること 3 その他社会教育施設の災害対策に関すること
	スポーツ推進班 スポーツ推進課長	スポーツ推進課	1 所管施設等の被害調査及び復旧に関すること 2 施設に避難所を開設することの協力に関すること 3 その他体育施設の災害対策に関すること
福祉部 福祉部長	福祉班 福祉課長	福祉課	1 被災者の援助、保護等の計画及び実施に関すること 2 避難所の開設、収容及びり災者の給食並びに救助物資の配分に関すること 3 災台帳の作成、り災証明の発行に関すること（税務班、商工振興班と連携） 4 義援金、見舞金等の配分に関すること 5 災害弔慰金に関すること 6 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関すること 7 障がい者及び施設入所者の安全対策 8 災害ボランティアに関すること（他部に関するものを除く） 9 災害時の遺体保護に関すること
福祉部 福祉部長	福祉班 福祉課長	福祉課	10 避難行動要支援者に関すること 11 その他被災者の福祉に関すること
	子育て支援班 子育て支援課長	子育て支援課	1 母子、児童、保育施設の被害調査及び復旧に関すること 2 幼児児童の安全対策に関すること

	高年介護班 高年介護課長	高年介護課	1 老人福祉施設等の被害調査及び復旧に関する事 2 入所者等の安全対策に関する事 3 要配慮者対策に関する事
市民保健部 市民保健部長	市民班 市民課長 火葬場建設推進課長	市民課 火葬場建設推進課	1 埋火葬に関する事 2 届出書（死亡届等）の受理等に関する事 3 火葬場の確保及び広域・近隣市村との火葬に関する応援協力に関する事 4 葬祭業者等に対する協力要請に関する事 5 その他市民との応対に関する事
	健康推進班 健康推進課長	健康推進課	1 被災者の保健及び相談に関する事 2 防疫に関する事 3 災害時の遺体処理に関する事 4 その他保健関係に関する事
	医療班 医療課長	医療課	1 直営診療所における被災者の医療に関する事 2 医師会等医療関係機関との連絡に関する事 3 医療ボランティアの受け入れ及び調整に関する事 4 救護所の開設及び救急医薬品等の調達・配送に関する事
森林・環境政策部 森林・環境政策部長	環境政策班 環境政策課長 ごみ処理場建設推進課長	環境政策課 ごみ処理場建設推進課	1 所管施設等の被害調査及び復旧に関する事 2 廃棄物処理施設の被害の調査及び復旧に関する事 3 災害時における清掃及び廃棄物の処理に関する事 4 その他衛生に関する事
	森林政策班 森林政策課長	森林政策課	1 林務関係の被害調査及び復旧に関する事 2 林産物の災害対策に関する事 3 その他林業施設の災害対策に関する事
農政部 農政部長	農務班 農務課長	農務課	1 農務関係の被害調査及び復旧に関する事 2 農産物の災害対策に関する事 3 災害用食料の確保に関する事 4 宮川防災ダムに関する事 5 その他農業施設の災害対策に関する事
	畜産班 畜産課長	畜産課	1 畜産関係の被害調査及び復旧に関する事 2 家畜の防疫に関する事 3 その他家畜及び畜産施設の災害対策に関する事
商工労働部 商工労働部長	商工振興班 商工振興課長 雇用・産業創出課長	商工振興課 雇用・産業創出課	1 商工関係の被害調査及び復旧に関する事 2 災害対策用物資の確保に関する事 3 電力、ガス等の災害復旧に関する事 4 生活物資等の調査、確保に関する事 5 災台帳の作成、り災証明書の発行に関する事（税務班、福祉班と連携） 6 その他商工関係の災害対策に関する事
飛騨高山プロモーション戦略部 飛騨高山プロモーション戦略部長	観光班 ブランド戦略課長	ブランド戦略課	1 観光施設の被害調査及び復旧に関する事 2 観光施設内の安全確保に関する事

	観光課長	観光課	<ul style="list-style-type: none"> 3 災旅行者の救援対策に関する事 4 観光客の安全確保に関する事 5 観光客の帰宅困難者対応に関する事 6 その他観光施設の災害対策に関する事
建設部 建設部長	建設班 建設課長	建設課	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木施設等の災害対策に関する事
	維持班 維持課長	維持課	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設等の被害調査及び復旧に関する事 2 土木業者等との連絡調整に関する事 3 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策に関する事 4 交通不能箇所の調査及び対策に関する事 5 広域応援の受け入れ及び連絡調整に関する事 6 除雪対策に関する事 7 その他土木施設等の災害対策に関する事
都市政策部 都市政策部長	都市計画班 都市計画課長	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市公園等の災害対策に関する事 2 被災地域の復旧に係る都市計画事業に関する事 3 その他公共施設等の災害対策に関する事
	建築住宅班 建築住宅課長	建築住宅課	<ul style="list-style-type: none"> 1 公営住宅等施設の被害調査及び復旧に関する事 2 建築業者等との連絡調整に関する事 3 宅地相談その他二次災害の予防に関する事 4 被災建築物応急危険度判定に関する事 5 応急仮設住宅の設置及び応急修理等住宅対策に関する事 6 応急仮設住宅の入居者決定に関する事 7 その他建築住宅に関する事
水道部 水道部長	上水道班 上水道課長	上水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 上水道施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事 2 各団体、関係業者との連絡に関する事 3 応急復旧用諸資材の調達及び会計に関する事 4 広域給水応援の受け入れ、調整に関する事 5 送配水の応急措置に関する事 6 被災地の応急給水に関する事 7 緊急送配水工事に関する事 8 その他給水に関する事
	下水道班 下水道課長	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査及び応急復旧の工事に関する事 2 し尿処理施設被害の応急措置に関する事 3 し尿の収集及び終末処理に関する事 4 その他衛生に関する事
会計部 会計管理者	会計班 会計室長	会計室	<ul style="list-style-type: none"> 1 見舞い金の出納に関する事 2 災害応急関係経費の支払いに関する事 3 その他経費の支払いに関する事
議会部 議会事務局長	議会班	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 市議会関係の連絡調整に関する事 2 その他議会に関する事

教育部 教育委員会事務局長	教育総務班 教育総務課長	教育総務課	1 教育施設等の被害調査及び復旧に関する事 2 教育関係全般の連絡調整に関する事 3 被災児童生徒の育英奨学に関する事 4 教育関係義援金品の募集受付、配分に関する事 5 学校等に避難所を開設することの協力に関する事 6 給食センターでの炊き出しに関する事
	学校教育班 学校教育課長	学校教育課	1 学校施設の被害調査及び復旧に関する事 2 児童生徒、職員の被災状況調査及び対策に関する事 3 児童生徒の安全対策に関する事 4 応急教育の実施に関する事 5 学校等に避難所を開設することの協力に関する事
	文化財班 文化財課長	文化財課	1 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 2 文化財の保護に関する事
消防部 消防長 署長は消防長を補佐	消防班 消防総務課長 予防課長 警防課長 指令課長 救急課長	消防総務課 予防課 高山消防署	1 消防施設の被害調査及び復旧に関する事 2 消火及び救出救助に関する事 3 救急に関する事 4 消防団との連携に関する事 5 消防活動状況の把握及び記録に関する事 6 災害情報の収集連絡に関する事 7 被害状況の把握及び記録集計に関する事 8 気象情報に関する事 9 関係機関との連絡調整に関する事 10 広域消防応援の受け入れ及び調整に関する事 11 避難誘導に関する事 12 自主防災組織に関する事 13 ヘリコプター離着陸場の確保に関する事 14 災害時における死体等の捜索に関する事 15 その他消防に関する事
	消防団班 消防団長	10支団	1 災害の情報収集に関する事 2 災害の警戒及び鎮圧に関する事 3 被災者の救護に関する事 4 避難誘導に関する事 5 その他消防に関する事

（備考）

- 1 各班は、上記の分担任務によるほか、必要に応じ他班の行う実施事項の応援にあたるものとする。
- 2 分担の明確でない対策は、本部長（軽易な事項については本部事務室）の指示する部、班において担当するものとする。
- 3 災害対策本部を開設しない場合又は開設するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの災害対策は、各班長の属する部又は課等がそれぞれ分担するものとする。

支部名（担当支部長等）	班名（担当課長等）	班を構成する課等	分担任務
各支部共通事項			1 支部内の職員の動員、配備等に関する事 2 部及び支部内の連絡調整に関する事 3 関係機関との連絡調整に関する事 4 支部に関する情報収集、調査及び災害資料の作成等に関する事 5 所管施設及び設備の被害状況調査及び取りまとめに関する事 6 平常業務に関連する事項の被害状況調査及び取りまとめに関する事 7 他部及び他支部への応援に関する事
各支部 丹生川支所長 清見支所長 荘川支所長 一之宮支所長 久々野支所長 朝日支所長 高根支所長 国府支所長 上室支所長	地域振興班 地域振興課長	地域振興課	1 被害状況の把握及び報告に関する事 2 災害業務の従事命令及び労務対策に関する事 3 通信の確保に関する事 4 車両及び応急災害資機材の調達及び確保に関する事 5 その他他の班に属さない災害対策に関する事 6 災害時における食料の確保及び輸送に関する事 7 被災者の救助、保護等の計画及びその実施に関する事 8 避難所の開設、収容及び被災者の給食並びに救助物資の配分に関する事 9 災害時における防疫、医療、助産等の計画及びその実施に関する事 10 応急復旧の進捗状況に合わせた組織、動員体制の検討と配置調整に関する事 11 その他動員に関する事 12 教育関係全般にわたる災害対策に関する事 13 被災児童及び生徒の救助、保護に関する事
	基盤産業班 基盤産業課長	基盤産業課	1 土木施設等の災害対策に関する事 2 応急住宅対策に関する事 3 水防に関する事 4 上下水道施設等の災害対策に関する事 5 農業、農林、畜産等全般の災害対策に関する事 6 災害時における給水対策に関する事 7 農業施設等の災害対策に関する事 8 商工業部門における災害対策に関する事 9 観光施設等の災害対策に関する事

（備考）

- 1 各支部の分担任務は、それぞれの支部の管轄区域に対して市本部の指示に基づき行うものとする。
- 2 各班は、上記の分担任務によるほか、必要に応じ他班の行う実施事項の応援にあたるものとする。
- 3 災害対策本部を開設しない場合又は開設するに至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときの災害対策は、各班長の属する課等がそれぞれ分担するものとする。

第2章 災害予防計画

第1項 防災組織等整備計画

第1節 防災関係機関等の防災体制の整備

市長公室、関係機関

市の災害対策実施組織は、第1章第5節「防災組織」に定めるところによるが、職員別の分担任務及び配置場所、あるいは市地域内の他の防災関係機関の防災組織体制の整備は、次によるものとする。

1 市本部職員の配置

各班は、災害時の職員別分担任務及びその配置場所等について定めておくものとする。なお、消防機関及び水防機関における職員の配置については、別に定める「市消防計画」及び「市水防計画」によるものとする。

2 事前措置等の代行

災害対策基本法に基づき市長が行う次の権限のうち、市長が報告を受け執行することが困難な緊急を要する事項については、その場に居合わせる消防吏員等本部職員が市長に代わりその場で執行するものとする。

- (1) 避難の指示
- (2) 警戒区域の設定、その区域への立入禁止制限、あるいはその区域からの退去命令

3 関係機関の防災組織の整備

農業協同組合、森林組合等市地域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、独自の防災体制を整備し、それぞれの応急措置の実施に万全を期するものとする。

4 総合的防災体制の整備

防災関係機関等は、次の事項に留意し市地域の総合的な防災体制の確立及びその強化に努めるものとする。

- (1) 防災会議の活用
市は、高山市防災会議を随時開催し、防災関係機関の連携の確保に資すること。
- (2) 応援協定等の締結
災害対策を実施する上で、地方公共団体及び防災関係機関等の協力又は応援が必要となる事項について、あらかじめ協定等の締結を行っておくこと。
- (3) 防災実働機関の連携体制の確立
消水防、避難誘導、社会秩序の維持等を、迅速かつ的確に実施できるよう防災実働機関相互間の連携について具体化しておくこと。
また、道路公益事業施設等の応急作業にあたり、関係機関は、効率的に実施できるよう相

互連絡を密にすること。

5 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

6 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市は、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の視点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

7 SDGsの観点を踏まえた取り組みの推進

市は、SDGs（持続可能な開発目標）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標11「住み続けられるまちづくりを」及び13「気候変動に具体的な対策を」を目指した取り組みを推進するものとする。

8 デジタル技術を活用した防災対策の推進

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

第2節 自主防災体制の確立

市長公室、消防部

災害を最小限に防止するには、住民の自主的な防災活動が極めて重要であり、市は地域住民、事業所等の自主防災体制の確立を図るものとする。

1 地域住民の自主防災組織

(1) 地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発及び自主防災組織の強化

市及び防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、高山市自主防災組織育成指導要領に基づき自主防災組織の強化を図る。

(2) 地域防災活動協力員等による自主防災組織等の育成

市は、消防職団員OBのうちから任命した地域防災活動協力員や地域の防災士等と協働して、その専門知識を活かした地域に密着した指導により、自主防災組織及び地域防災リーダーの育成を図る。

(3) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、防災資機材の整備、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるとともに、市と連携して防災活動を行うものとする。

また、住民及び事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として高山市防災会議に提案することができる。

市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう住民及び事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

市は、消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

(4) 各自主防災組織の防災計画の作成

ア 市は、自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし迅速・的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するようその具体的なモデル案を示すなどにより指導する。

イ 自主防災組織の防災計画の内容は、役割分担や自助、共助の活動を中心に、具体的に定める。

①自助の活動

- ・家庭内備蓄
- ・家族会議
- ・家具転倒防止

- ・電気火災防止
- ・気象情報や避難情報の入手
- ・その他、地域に必要な活動

②共助の活動

- ・避難誘導、避難支援
- ・初期消火
- ・救出
- ・一時避難所の運営
- ・その他、地域に必要な活動

ウ 各自主防災組織は、防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

(5) 自主防災組織の活動拠点

市は、自主防災組織の活動拠点として消防団詰所をコミュニティ消防センターとして提供する。

(6) 自主防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資器材を高山市自主防災組織育成指導要領に基づき整備する。

(7) 研修の実施

市及びその他の防災関係機関等は連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技能の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

(8) 消防団、交番等との連携強化

市及び警察は連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進する。

(9) 地域の実情に応じた自主防災組織への再編

地域の実情に応じ、複数の町内会による組織化を促進する。

2 その他（「地域」を基準としない）の自主防災組織

(1) 施設、事業所等の自衛消防組織

一定規模以上の施設、事業所等にあつては、消防法により消防計画を定め、自衛消防の組織を設置するものとする。

ア 市は、施設及び事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。

イ 地域住民の自主防災組織と施設及び事業所等の自衛消防組織との連携強化を図る。

ウ 施設及び事業所等においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として被害の防止又は軽減に努めるものとする。

3 防災士の養成等

市は、防災に関する知識を習得し、避難所の運営リーダー等として活躍できる人材を育成するため、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家を活用して防災士の養成等を行い、地域の防災力向上を図る。

第3節 災害に強いまちづくり

市長公室、建設部、都市政策部

市は、それぞれの地域の災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、避難に必要な施設の整備をするなど、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

第2項 防災拠点施設の整備

市は、大規模災害時に迅速な災害対応活動を行うための広域防災活動拠点施設の整備を行うとともに、県が整備する活動拠点施設等とのネットワーク化を図るものとする。

また、防災拠点施設等への非常用電源及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 広域防災拠点施設の指定等

(1) 広域防災拠点施設の指定

市は、大規模災害発生時に市内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

ア 救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 物資配分活動拠点

県外から、又は市域を超えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための一次集積配分拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

第3項 災害危険地域等の予防計画

第1節 災害危険地域の調査等の計画

市長公室、建設部、消防部

市地域内において、災害による危険が予想される地域及び箇所の調査の計画並びにその状況等は、おおむね次のとおりである。

1 調査

市は、単独又は関係機関と共同して災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を図るため、災害救助法が適用される程度の大規模災害について、自然的あるいは人工的条件の調査を行い、これまでの災害の経験を参考にして災害の種類ごとに各地域別の被害想定を行うものとする。

2 計画の樹立

市は、単独又は共同して危険地域調査結果の想定被害に対して、平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立しておくものとする。

3 調査及び計画の区域

危険区域の調査及び計画は、おおむね次の区域について順次行うものとする。

種 別	調査地域
火 災	防火地域、準防火地域一帯
水 害	主要河川における沿川地域一帯（宮川、川上川、苔川、江名子川、大八賀川上流の流域一帯の集中豪雨による決壊を想定） 小八賀川、荒城川、瓜巢川、宇津江川、糠塚川、大萱谷川、山口谷川、小木曾谷川、池之俣川、久手川、牧谷川、小鳥川、馬瀬川、常泉寺川、無数河川、飛驒川、秋神川沿川の地域
急傾斜地及び地すべり等	堀端町、片野地区、神明地区、大新町、上岡本地区、中山地区、山田地区、生井地区、滝地区及びその他の地区 丹生川町（久手、旗針、曾手、池之俣、岩井谷、駄吉、日面、日影、芦谷、白井、板殿、根方、小野、瓜田、大谷、山口、大萱、桐山、下保、折敷地、呂瀬、森部、大沼、三之瀬、柏原） 清見町三日町、一之宮町（休石、薬師、石原）、朝日町（見座、立岩、甲、上ヶ見、青屋、浅井、一之宿、西洞、小瀬）、国府町（三川、上広瀬、村山、瓜巢、宇津江、広瀬町、宮地、西門前、鶴巢、八日町、山本、桐谷）、奥飛驒温泉郷（福地、一重ヶ根、神坂、栃尾、笹嶋、今見）、上宝町（岩井戸、長倉）及びその他の地区

4 事前指定に関する対策

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件があるときは、危険地域調査の結果をふまえ、その占有者、所有者又は管理者に対して事前に口頭又は文書によって、災害対策基本法第59条に基づく事前措置の対象となること、及び災害時の措置の方法等をあらかじめ通知し、指導しておくものとする。

5 危険箇所等の状況

市地域内において、災害時に被害の危険があると予想される地域・箇所、あるいは災害の予想される場合に、特に重点をおいて防護活動を行う必要がある箇所の状況は、次のとおりである。

区分	地域・箇所	摘要
火災	防火地域、準防火地域	台風及び烈強風下、震災時には市街地一帯に大火災が予想される。
水害	川上川、宮川、大八賀川、苔川、江名子川、小八賀川、荒城川、大萱谷川、山口谷川、小木曾谷川、池之俣川、久手川、牧谷川、小鳥川、馬瀬川、常泉寺川、無数河川、飛驒川、秋神川、瓜巣川、宇津江川、糠塚川	堤防高不足のため、溢水のおそれがある。 市街地の地盤と宮川、苔川河床との差がなく、水位上昇時には溢水し冠水のおそれがある。
急傾斜地及び地すべり等	岩井町、生井町、塩屋町、漆垣内町、八日町、滝町、大島町、松本町、松之木町 中切町、下切町、上野町、山口町、江名子町、石浦町、新宮町、山田町、三福寺町、西之一色町、片野町、上岡本町、下岡本町、堀端町、神明町、大新町、丹生川町（旗鉢、根方、白井、下保、折敷地、柏原）、清見町三日町、一之宮町（休石、薬師、石原）、朝日町（見座、立岩、甲、上ヶ見、青屋、浅井、一之宿、西洞、小瀬）、奥飛驒温泉郷（福地、一重ヶ根、神坂、栃尾、笹嶋、今見）、国府町（三川、上広瀬、村山、瓜巣、宇津江、広瀬町、宮地、西門前、鶴巣、八日町、山本、桐谷）、上宝町（岩井戸、長倉）及びその他の区域	土砂の流出 土砂の崩壊 がけくずれ 家屋の埋没等のおそれがある
県指定災害危険区域	北山、丹生川町（栃平、牧野）、久々野町（渚駅前）、朝日町（浅井、西洞、黒川、山ノ平）、国府町（山ノ下、東門前）、奥飛驒温泉郷（栃尾）	急傾斜地の崩壊による危険が著しい

第2節 治山、治水、農地防災計画

農政部、森林・環境政策部、建設部、都市政策部

1 治山事業

高山市の総面積のうち92.1%、200,099haが森林であり、治山、治水事業が防災上の重要なかなめとなっている。特に、水源かん養保安林 101,206ha、土砂流出防備林 16,840ha、土砂崩壊防備林 798ha、その他の制限林 455haなどを中心に森林の持つ防災機能の向上を図るとともに、その他の森林についても林地の無秩序な開発を防止するため、林地開発許可制度の遵守の徹底と伐採方法、伐採跡地での造林の推進などの行政指導、災害を未然に防ぐための国営、県営による予防治山事業、被害林地の復旧治山事業の促進に努める必要がある。

あわせて、保安林改良事業の実施と保安林の新たな指定による面積確保などを図り、治山、治水に万全を期するものとする。

2 河川事業

宮川など県が管理する河川については、「宮川地域における総合的な治水対策プラン」に基づき整備を進め、その他河川についても災害対策上必要な事業の推進を図るものとする。

「河川危険度判定調査実施」（H11～H12）

3 砂防事業、急傾斜地崩壊防止対策

(1) 砂防事業

山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、河川改修と一体になって整備を要する重要な水系に係る溪流、土石流危険溪流、都市周辺地区、人家密集地区及び市街地の進展の著しい地区に係る溪流等を重点に、砂防法第2条に基づき砂防指定地に指定し、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定し、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施するものとする。

(3) 雪崩対策事業

雪崩対策事業は、「豪雪地帯特別措置法」に基づき指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るための集落保護を目的とし、必要な箇所については雪崩防止工事を実施するものとする。

工事については、被害予想家屋数、危険度、経済効果等を勘案の上、緊急なものから実施するものとする。

(4) 総合的な土砂災害対策の推進

土砂災害発生を察知するため「岐阜県土砂災害警戒情報ポータル」から情報を入手し、必要な警戒避難体制を整備するものとする。

高山市防災会議は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定があったとき、及び土石流危険溪流であることが判明したとき

は、市計画において、当該区域又は当該溪流ごとに情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発表及び伝達、避難救助、その他当該区域内及び土石流危険溪流周辺における災害を防止するため、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

なお、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けていない区域及び雪崩危険箇所についても、上記と同様の体制によって地域住民の安全を図るものとする。

また、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図るものとする。

4 農地防災計画

- (1) 風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流出による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施するものとする。

- (2) ため池補強対策

ため池の老朽による損壊等による災害を防止するため、施設等の改修、補強に努めるとともに、雨期のため池管理に当たっては、次の点に注意するものとする。

- ア 洪水発生が予想される場合には、事前の巡回点検に努める。
- イ 堤体、取水施設の補強に努める。
- ウ 必要に応じ土のう、杭等の応急資材の準備をする。

5 土砂災害防止対策

市は、県と連携して、土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地滑り）から住民の生命を守るため、土砂災害により住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県が指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等の対策を推進するものとする。また、土、岩石等の採取及び宅地造成等の開発事業地における異常気象等による土砂の流出、崩壊等の災害を防止するため、市は県と連携して必要な措置または指導及び助言を行うものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等での対策の推進

- ア 危険区域等の周知

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を地域住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講じるものとする。県が行う基礎調査の結果、土砂災害警戒区域等に相当することが判明した区域についても、県による土砂災害警戒区域等の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

- イ 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等の指定を受けた区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土

砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。また、市は岐阜地方気象台及び県が共同して発表する土砂災害警戒情報を活用し、防災活動の実施や住民等への避難情報の発令などを行うものとする。

ウ 土砂災害特別警戒区域における住宅等の新規立地の抑制

県及び市は、住宅宅地分譲や社会福祉施設等の特定の開発行為について、許可審査、検査及び監督処分を実施するとともに、居室を有する建築物の新築、改築に対して建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき土砂災害に対し安全であるかどうかの建築確認を実施する。

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域の指定について周知を図るものとする。

(2) 宅地造成工事等における指導・助言

市は、美しい景観と潤いのあるまちづくり条例に基づき一定の開発行為について届出審査、検査及び指導・助言等を実施し、災害発生の防止に努めるものとする。

(3) 岐阜県土採取規制条例の周知徹底

市は、条例指定地域内における土採取による土砂の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせるため、県への届出について徹底を図るものとする。

(4) 災害の未然防止

県及び市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第4項 建築物の防災計画

都市政策部、消防部

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、次により建築物の災害予防に努めるものとする。

1 不燃化対策

大規模な建物被害が予想される市街地等における建築物に係る災害の防止は、次によるものとする。

(1) 防火地域、準防火地域の指定

昭和43年に防火地域、準防火地域を指定。その後、昭和54年、平成8年に地域の拡大についての変更を行っている。防火地域は、国分寺通り、安川通り及び高山駅前約 9.8ha、準防火地域は、高山駅周辺と江名子川間の市街地約 127haである。今後、市街化の状況により必要に応じて、防火地域及び準防火地域の拡大に取り組むものとする。

(2) 公営住宅の不燃化

本市の公営住宅は、昭和27年度以降の建設分は大部分が準耐火及び耐火構造であるが、今後の公営住宅についても建築物の規模、防火地域指定に応じた耐火性能を確保する。また、住宅の建設に際しては消防水利の確保等火災予防対策に万全を期すものとする。

(3) 建築基準法第22条の区域指定

本市では、昭和45年12月25日に建築基準法第22条の区域指定（防火地域及び準防火地域以外で災害の危険のある地域）を行い、現在市街地の約 772.2haについて区域の指定がある。指定区域内では、建築物の屋根の不燃化及び外壁の防火性について規制がある。

(4) 市街地再開発

市街地の計画的な再開発を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るとともに、街区の不燃化に努めるものとする。

2 建築物防災知識の普及

建築に関連した事業に従事する職員及び業者、あるいは一般住民に対し、建築物に関する災害予防、応急対策の知識、技術等の普及を図るため、写真やポスターの掲示及び広報紙への掲載、講演会や説明会の開催などに努めるものとする。

3 特殊建築物の災害予防

映画館、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、本章第5項第1節「火災予防計画」の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口や非常口、避難設備等の施設の整備保全に努めるものとする。

(2) 防火管理者の選任

消防法の規定に基づき、防火管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

（3） 計画の樹立

多人数を収容し、災害により人命の危険が予想される特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握、初期消火等災害の防除活動と収容者の避難誘導等の組織及び方法等、防火に関する計画を樹立し、災害時に備え万全を期するものとする。

4 公共的建築物の防災体制等

公共的な建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、近年の社会的情勢の変化に伴い一部の施設において無人化が進められている。そのため、設置者及び管理者は、これら施設の重要性にかんがみ、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものとする。

5 空き家等の状況の確認

市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第5項 災害防除に関する予防計画

第1節 火災予防計画

消防部

火災の発生を防止し、火災による被害の軽減を図るための平常時における火災予防に関する対策は、本計画の定めによるほか、「高山市消防計画（以下「市消防計画」という。）」の定めるところによるものとする。

1 消防力の整備充実

(1) 消防体制の確立

消防職員及び消防団員など人的確保に努めるとともに、各種の災害に対処し得る体制の確立に努めるものとする。

(2) 予防査察体制等の強化

災害予防のための査察及び火災調査を徹底するため、消防署（団）の予防査察体制の強化充実を努めるものとする。

(3) 消防応援体制の強化

「緊急消防援助隊岐阜県大隊応援等実施計画」及び「岐阜県緊急消防援助隊受援計画」、並びに「岐阜県広域消防応援基本計画」に基づき、応援隊の派遣、または受援に関する計画を整備し、消防応援体制の強化を図るものとする。

2 消防施設等の整備

消防活動の万全を期するため、消防施設及び資機材の整備に努めるものとする。なお、整備にあたって留意を要する点は、次のとおりである。

(1) 消防通信施設の整備

火災の早期通報と適切な消防活動を行うための消防無線、消防専用電話等の安定稼働のため点検、維持管理の徹底を図るものとする。

(2) 機動性ある消防力の充実

建築物の高層化、建築構造の変化及び危険物施設の増加に伴い、それらの火災に対処するため、はしご車の点検、化学消火資機材等の整備を図り、消防力の充実に努めるものとする。

(3) 消防車両等の整備

消防活動に要する消防車両等の定期的な点検修繕を行い、常備消防車両整備計画及び消防団車両整備計画に基づき更新維持することにより、火災その他災害時に迅速に出動できる体制を維持する。

3 消防職員に対する教養訓練

災害の予防あるいは防火活動等の万全を期するため、消防職員等に対して専門的な知識、技術の教養訓練に努めるものとする。

4 防火対象物等の関係者に対する火災予防の徹底

防火対象物等の関係者に対し、防火等に関する専門的な知識、技術の指導あるいは施設に対する立入検査を行い、火災予防の強化徹底を図るものとする。なお、学校、病院等の特定の防火対象物の対策は、本計画の定めによるほか、本章第4項「建築物の防災計画」の定めるところによるものとする。

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、事業場、百貨店、興業場等多数の者が出入りし、勤務又は居住する特定の防火対象物に関する防火管理の徹底を期するため、立入検査を強化し、また、これら対象物の防火管理者の有資格者を養成するための防火管理講習会及び現任防火管理者の資質の向上のための防火管理者再講習の開催に努めるものとする。
- (2) 旅館、ホテル、百貨店、興業場等多数の者が出入りする特定の防火対象物のうち、一定規模以上のものを対象に防火対象物に係る表示制度を運用し、当該施設の防火安全上の不備事項の是正に努めるとともに、利用者の安全に努めるものとする。
- (3) 危険物の安全管理を図るため危険物製造所等の立入検査を行い、その指導と取締を強化するものとする。

5 一般住民に対する火災予防の徹底

火災の発生を予防し、あるいは災害時における被害の軽減を図るため、一般住民に対し防火、防災に関する思想あるいは火災予防条例の普及徹底にあたるものとするが、最近の全国の火災の状況をみると、住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、特に65歳以上の高齢者は、約7割を占めることに鑑み、今後、高齢化社会が進むにつれて、火災による死者が急増していくことが懸念される。このため、住宅火災による死者の大幅な低減を図るべく、特に高齢者に係る防災対策を中心とした住宅の防火安全性を高めるため、住宅用火災警報器等の設置により、対策を推進するものとする。

なお、火災時に備えて初期消火体制を確立するため消火器、防火用水、水バケツ等を設置するよう指導する。

防火思想及び火災予防条例の普及徹底の方法は、次によるものとする。

- (1) 普及の時期

防火思想及び火災予防条例の普及は、あらゆる機会をとらえて行うが、特に「全国火災予防運動」（年2回）あるいは「文化財防火デー」の期間に重点を置いて展開するものとする。
- (2) 協力機関

防火思想及び火災予防条例の普及は、消防協会、防火協会、危険物安全協会、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、自主防災組織等の関係団体と協力して行うものとする。
- (3) 普及の方法

防火思想の普及は、おおむね次の媒体を利用して行うものとする。

 - ア 「広報たかやま」「防火たかやま」等による方法
 - イ 放送媒体（コミュニティFM等）による方法
 - ウ ポスター、パンフレット等による方法
 - エ アンケートによる方法
 - オ 広報車による巡回宣伝
 - カ 研究会、講習会等の開催による方法

キ 消防関係行事への積極的参加

ク 市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による方法

6 地域消防力の強化

消防思想の啓発浸透を図り、愛郷意識を基礎とした自衛消防体制の強化及び工場、事業場等に対する自衛消防組織の確立を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、自主防災組織等による「地域消防力」の強化を推進する。

- (1) 学校における命を守る訓練や、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、自主防災組織等の活動を通じて、防火思想の向上、家庭内の防火知識の普及を図る。
- (2) 多数の従業員が勤務する工場、事業場等に自衛消防組織の結成を促し、防火訓練、その他について指導する。
- (3) 市民が安全に初期消火活動が行える環境を整えるため、消火栓の点検、維持管理を適正に行うとともに初期消火資機材の整備を推進する。

7 消防計画の樹立

市は、市計画の定めるところにより「市消防計画」を樹立し、その徹底を図るとともに、この計画に基づく訓練を実施しなければならないものとする。

第2節 林野火災予防計画

森林・環境政策部、消防部

林野火災の予防計画は、「市消防計画」の定めによるほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 防火思想の普及

消防部及び森林・環境政策部は、関係機関の協力を得て一般住民に対し森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。普及は、あらゆる機会をとらえて行うが、特に「山火事予防運動」に重点を置き、おおむね次の媒体を利用して行うものとする。

- ア 映画、スライド等映写による方法
- イ 標示板の設置、ポスター掲示、パンフレット等の配布による方法
- ウ 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法
- エ 消防車両、広報車等を活用した広報巡回による方法

2 林野の所有（管理）者の管理上の指導

消防部及び森林・環境政策部は、林野の所有（管理）者に対し、必要な施業を行うよう指導するものとするが、次の事項については、特に積極的に行うものとする。

- ア 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
- イ 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
- ウ 林道の構築に当っては、林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
- エ 事業地には防火処置を行う。
- オ 火入れに当っては、森林法に基づくほか、消防機関と密接な連絡を図る。
- カ 火災の多発する危険期においては、自衛のため積極的な巡回を行う。

3 火災警報発令時の措置

市は、火災警報が発令された場合は、高山市火災予防条例の定めるところにより、次のとおり火の使用制限を行うものとする。

- ア 山林、原野において火入れ、喫煙をしないこと。
- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外でたき火をしないこと。
- エ 屋外において、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の近くで喫煙をしないこと。
- オ 残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ 山小屋などの室内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

4 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野の所有（管理）者は、林野火災を含めた災害対策用資機材の整備に努めるものとする。

5 保健休養林等の保全

レクリエーション等市民及び観光客の保健、休養の場となっている森林等については、特に自然景観を保持するため、森林愛護、防火思想等の普及に努めるものとする。

6 林野火災訓練

林野火災に対する防御訓練の実施、及び林野火災対策用資機材の取り扱い訓練を行うものとする。

なお、訓練に対し県防災ヘリコプターの協力を得て実施する。

7 林野火災特別地域対策事業の実施

林野火災対策を集中的かつ計画的に実施する必要から昭和56年に林野火災特別地域の県指定を受け、実情に応じた対策事業実施計画に基づき、消防施設設備の整備等の事業を推進するものとする。

第3節 水害予防計画

市長公室、建設部、都市政策部、消防部

洪水による水害を防止するための予防計画は、本計画の定めるところによるものとする。

1 道路、橋梁の維持補修

洪水時における道路及び橋梁の保全を図るため、次により維持補修に努めるものとする。

- (1) 水害予防の計画をたて、次の事業の施行を実施機関に働きかけるとともに、巡回点検して急施の必要のあるものは、その対策を要請あるいは実施するものとする。
 - ア 側溝等の掘さく整備
 - イ 暗渠等の呑口の埋没を防ぐ掘さく及び流木の防止措置
 - ウ 橋梁の補修及び塵の取除き
 - エ 橋台石積の洗掘した箇所への補強（根固工を施す。）
 - オ 河川と関連する路側石積の基礎の洗掘防止（根固又は水制工を施す。）
- (2) 出水期に流失又は埋没のおそれがある橋梁、暗渠について、標識を設置するとともに、地域住民に警戒を促す。
- (3) 危険道路に補助板を設け、「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等と標示する。

2 貯木対策

製材業者等貯木を行う者は、災害時に貯木に伴う被害の軽減を図るため、洪水時に流木化すること等のないよう管理について万全を期するものとする。

3 水防施設の整備等

- (1) 水防資器材等の整備

水防資器材等は、維持班及び消防班等において管理し、資材は常時確保するよう努める。
- (2) 土取場、木流工法用材採取場の指定

災害の発生場所、状況等を考慮して、平常時から市本部（維持班）は市内各所に採土予定箇所及び雑木採取箇所を指定し、立て札等により明確にしておくものとする。
- (3) 水位等観測施設の活用

県が整備した水位計や河川監視カメラを活用し、警戒水位の観測を行うものとする。

4 水防知識等の教養訓練計画

- (1) 住民に対する教養訓練

住民に対する水防知識等の普及は、維持班が作成する水防計画、その他関係機関から資料等の提出を求め、次の方法によって行うものとする。

 - ア 市広報紙に重要事項を掲載し、水防知識の周知徹底を図る。
 - イ 広報車による広報
- (2) 水防従事職員に対する教養訓練

水防従事職員に対する水防知識の徹底は、維持班が作成する水防計画の配布によるほか、県及び関係機関の主催する水防講習会に参加させ、水防工法、気象等知識の普及に努めるも

のとする。

(3) 水防訓練

維持班及び消防班は、県及び水防関係団体と合同あるいは単独で、おおむね次の訓練種目について実施するものとする。

- ア 警報等情報の通報・伝達訓練
- イ 水防機関あるいは協力者の動員訓練
- ウ 水防資機材の輸送等の訓練
- エ 水防工法の訓練
- オ 樋門等の操作訓練
- カ 避難訓練

5 河川流域での水害防止対策

各河川の中上流における丘陵・山間地の開発により、洪水流出形態の変化に伴う下流域部の被災の危険性が増大することに伴い、次の対策を推進するものとする。

(1) 上流域対策

- ア 土地開発計画の対策
- イ 河川、下水道施設等流域分担する総合的治水対策
- ウ 流出抑制対策
 - ① 貯留型施設の導入
 - ② 浸透型施設の導入

(2) 下流域対策

- ア 河床掘削等河川能力確保
- イ 耐水化対策
 - ① 施設の耐水化の推進
 - ② 避難施設、避難体制の確立（ハザードマップ等の作成）
 - ③ 災害対策用資機材の備蓄

(3) 防災情報ネットワークの整備

住民に適切で迅速な避難情報等を提供するため、水防情報（雨量、水位等）のリアルタイムの情報、予想情報の収集が必要不可欠である。市は、これらの情報の収集、伝達を実施する防災情報ネットワークの整備に努めるものとする。

第4節 雪害予防計画

建設部、関係各部

本市は、豪雪地帯対策特別措置法による指定豪雪地帯として指定を受けており、豪雪あるいは雪崩等の雪害に対する被害を軽減するため、また、雪による倒木に起因する大規模な停電被害を防止するため、主として次の措置を講ずるものとする。

1 除雪体制の確立

市は、高山市雪またじ基本方針の趣旨に基づき高山市除雪計画を作成し、市内における除雪体制を確立するとともに、災害時における道路交通等の確保を図り、道路雪害の予防に努めるものとする。

2 雪崩による被害防止

雪崩危険箇所等の雪崩による被害を防止するため豪雪時等の情報の収集に努め、雪崩による被害の防止に努めるものとする。

3 倒木による被害防止

雪による倒木に起因する大規模な停電を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 樹木所有者への注意喚起

平常時より、樹木所有者に対して樹木の適正な管理に関する啓発を行う。また、必要に応じ、倒木による被害を防止する観点から伐採が必要と考えられる樹木について、その所有者に伐採等の依頼を行う。

(2) 停電に対する備え

懐中電灯や電池、カセットコンロ、電気を必要としないストーブなど、停電対策備品の備蓄に関する啓発を行う。また、停電時でも情報入手が可能な防災ラジオやメール配信サービスなどの普及促進を図る。

(3) 業務継続計画や対応マニュアルの策定

市が管理する施設（指定管理者施設を含む）の停電により、行政運営に支障が生じないよう、あらかじめ長期停電に対する業務継続計画や対応マニュアルなどの策定をすすめる。また、各施設において停電対策備品の備蓄や発電設備の整備をすすめる。

市は、民間の事業所に対し、長期停電に対する事業継続計画や対応マニュアルなどの策定、停電対策備品の備蓄を呼びかけるものとする。

4 その他の対策

豪雪等による公共施設、農作物栽培用施設等の雪害防止対策及び豪雪に伴う主要道路の不通時における生鮮食料品等の確保に努めるものとする。

第5節 火山噴火災害対策計画

関係各部、支部

市内には、御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山（気象庁における常時観測火山）及びアカンダナ山（気象庁における常時観測以外の火山）の5つの活火山が存在する。

火山現象による災害を防止し、また被害の軽減を図るため、災害危険予想区域の把握、防災体制等の整備等、災害予防対策に努める。

1 災害危険予想区域の把握

過去の噴火の状況等に基づき、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区における警戒避難対策を、各火山で策定する防災計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておく。なお、災害予想については、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、火山灰、溶岩流、泥（土石）流、火山ガス、空振、地震及び地殻変動等火山現象によるあらゆる種類の災害を想定するものとする。

2 防災体制の整備

市は、県が設置する噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会等（以下「火山防災協議会」という。）における検討を通じて、防災体制を整備するものとする。

ア 災害対策本部及び現地本部の設置

災害対策実施上必要と認めるときは、災害対策本部又は現地災害対策本部等を設置して災害対策に万全を期するものとする。

イ 火山情報の伝達

関係機関及び市民に対し、御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山については、気象庁が発表する噴火警戒レベルを基に、避難情報の伝達、避難措置を行う。

噴火警戒レベルを設定していないアカンダナ山については、気象庁が発表する噴火予報及び警報を基に、避難情報の伝達、避難措置を行う。

ウ 避難通告等の伝達及び監視

市は、平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき、気象庁が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、市長が発する避難の指示を市民、登山者及び観光者に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

エ 避難計画の策定

市は火山防災協議会における検討を通じて、噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定等を行い、具体的で実践的な避難計画を作成するものとする。

3 災害予防対策

(1) 危険防止設備の整備

市は、火山地域において、危険が予想される場所等に注意を喚起する立看板を設置し、又は、当該地域に立入りを規制する設備などの整備を図るものとする。

(2) 市民に対する啓発

市は、火山地域の市民に対して、危険予防のための知識の啓発を行うとともに、火山地域にかかる関係機関に、啓発について協力を要請するものとする。

(3) 訓練の実施

ア 防災訓練

市は、防災関係機関及び市民に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を期するため防災訓練を実施するものとする。

イ 通信訓練

市は、火山災害の特殊性に鑑み、防災関係機関等に参加を求め、各種情報の収集及び通信等にかかる通信体制の確立を期するため、通信訓練を実施するものとする。

〈参考〉

火山噴火の予想と地域の特徴

地区名	対象地域	地域の特徴
足洗谷	足洗谷流域	重荒廃流域、河道が直線状で河床勾配が急。保全対象までの距離が最も短い。
岩坪谷	岩坪谷流域	上流域が荒廃しており、河道が屈曲。中～下流域から保全対象までの河道は直線状。
餌掛谷	餌掛谷流域	岩坪谷上流域（大棚）からのオーバーフローによって現象が流下。河道が屈曲。
中尾・ 蒲田川地区	中尾・蒲田・神坂・ 栃尾の一部（蒲田川 段丘上）	土砂移動現象が1方向（足洗谷）から到達。到達時間は5分程度と短く、直撃を受ける可能性が非常に高い。温泉・公共施設が多数分布。中部山岳国立公園の第二種特別地域。
栃尾・柏当・ 田頃家地区	栃尾・柏当・田頃家 の一部（高原川・蒲 田川段丘上）	土砂移動現象が3方向（足洗谷・岩坪谷・餌掛谷）から到達。岩坪谷・餌掛谷方向からの土砂移動現象が先に到達し、到達時間は5～10分程度。重要公共施設が多数分布する生活拠点。
村上・ 一重ヶ根地区	村上・一重ヶ根 （平湯川段丘上）	土砂移動現象が2方向（岩坪谷・餌掛谷）から到達。岩坪谷からの土砂移動現象の直撃を受ける可能性が高く、到達時間は5～10分程度。温泉・公共施設が多数分布。
福地地区	福地・一宝水・上地 ヶ根（平湯川段丘 上）	土砂移動現象が1方向（餌掛谷）から到達。岩坪谷上流域の地形変化に伴い、土砂移動現象の影響を受ける。温泉・公共施設・農地が多数分布。
高根地区	高根町留之原、小日 和田、日和田	火山灰が到達する可能性がある。
朝日地区	朝日町胡桃島	火山灰が到達する可能性がある。

第6節 火薬、ガス、危険物、毒物劇物放射性物質等保安計画

消防部

火薬、高圧ガス、危険物、毒物劇物放射性物質等の保安のための施設の検査、取扱者の教育、指導等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 火薬類保安計画

火薬類の爆発等による災害を防止し、あるいは災害時における火薬類の保安を確保するため、次により危険時の措置、指導の徹底を期するものとする。

(1) 危険時の通報

火薬庫が近隣の火災、その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類の流出のおそれ等危険な状態を発見した者は直ちに関係の防災機関に連絡するものとする。

(2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があるときは、事業者などに対し火薬庫の使用停止又は火薬の取扱い制限若しくは所在場所の変更などについて命ずるものとする。

(3) 災害安全運動

毎年6月上旬の1週間を「火薬類危害予防週間」とし、各事業者は、関係者に対して保安教育に努めるものとする。

(4) 訓練等

各事業者は、火薬類爆発時の処置あるいは災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡、通報、応急措置等必要な訓練を実施するものとする。

2 高圧ガス保安計画

高圧ガスによる災害を防止し、あるいは災害時における高圧ガスの保安を確保するため、次により危険時の措置、指導の徹底を期するものとする。

(1) 危険時の通報

高圧ガスの製造所、販売所、貯蔵所等の施設（以下「高圧ガス施設」という。）又は高圧ガス充填容器からのガス漏れ等危険な状態を発見した者は、直ちに関係の防災機関に連絡するものとする。

(2) 緊急措置

市は、災害の発生防止のため必要があるときは、事業者などに対し高圧ガス施設の使用停止又は高圧ガスの取扱い制限若しくは所在場所の変更などについて命ずるものとする。

(3) 災害安全運動

毎年10月下旬の1週間を「高圧ガス保安活動促進週間」とし、各事業者は、従業員の保安教育に努めるものとする。

(4) 訓練等

各事業者は、高圧ガスによる危険発生時の適切な処置と災害時における高圧ガスの安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を樹立し、これに基づき連絡、通報、応急措置等必要な訓練を実施するものとする。

3 危険物保安計画

危険物による災害を防止し、あるいは災害時における危険物の保安を確保するため、次により検査、指導の徹底を期するものとする。

(1) 危険時の通報

危険物施設において危険物の流出、火災その他の事故が発生したときは、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに直ちにその旨を消防署及び警察署に通報するものとする。

(2) 規制、立入検査等

危険物製造所等の設置、変更等に関しては、法に定める技術上の基準に基づいて適正に実施するとともに、これらの製造所等については、必要の都度、立入検査を実施し、技術上の基準に適合するよう指導を行うものとする。

(3) 輸送対策（移送を含む）

危険物の運搬については、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、交通事故による車両火災の予防などについて指導するものとする。

(4) 教養、訓練等

ア 県及び市は、危険物取扱者を対象として、危険物の取扱い作業の保安に関する講習を実施し、災害の防止を図るものとする。

イ 各事業所においては、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」と定め、危険物施設の安全の確保を図るため従業員に対する安全教育並びに防火訓練を実施するものとする。

4 毒物、劇物保安計画

毒物、劇物による災害を防止し、あるいは災害時における保安を確保するため、次により危険時の措置、指導の徹底を期するものとする。

(1) 危険時の通報

毒物、劇物が各種災害等により飛散、流出その他危険な状態となっていることを発見した者は、直ちに保健所、警察署又は消防署に通報するものとする。

(2) 自主保安体制の強化

ア 毒物、劇物営業者等は、部門責任者（保管、販売、保安）を置き、管理部門を明確にして危害の防止に当たらせるものとする。

イ 部門責任者は、相互に連携を密にして業務の円滑な推進に努めるものとする。

ウ 毒物、劇物営業者等は、取扱い施設の安全確保を図るための従業員に対する安全教育を実施するものとする。

5 放射性物質保安計画

放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については、国の省庁が掌握し、国の管理と事業所の責任において行われているが、ここでは市等が火災等の災害による放射性物質の漏えい等による事故の発生を未然に防止するための予防対策を定めるものとする。

(1) 取扱事業所の把握

市は、放射性同位元素使用施設の把握に努める。

(2) 防護資機材の整備

消防機関は、放射性同位元素使用施設における消火活動等に備えるため、放射性物質に対

する防護資機材の拡充強化に努めるものとする。

(3) 協力体制の確立

関係機関は、防災活動に関する協力体制を確立するものとする。

第6項 防災教養訓練計画

関係各部

災害の予防あるいは災害応急対策等の関係者に対する教養、研修、並びに住民及び企業に対する知識の普及は、本計画の定めるところによるものとする。

なお、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 総合防災の教養普及

市計画の関係機関及び職員に対する徹底は、市において計画書の配布を行うほか、部門別研修会などを開催し、その徹底を図るものとする。なお、市民に対する総合的な防災知識普及は、(2)の方法によるものとする。

(1) 計画書の配布

市計画書の作成又は修正を行ったときは、計画書を次の機関あるいは関係者に配布し、内容の徹底を図るものとする。

- ア 市内関係各機関
- イ 市内の公共的機関及び防災上重要な施設の管理者
- ウ 消防団
- エ 近隣市町村等
- オ その他必要と認める機関又は関係者

(2) 普及の方法

防災知識の普及は、おおむね次の媒体を利用して行うものとする。

- ア ラジオ、テレビ、新聞等による普及
- イ 「広報たかやま」による普及
- ウ 市ホームページによる普及
- エ リーフレット等印刷物の配布による普及
- オ 広報車による普及
- カ その他、講習会、展覧会等の開催による普及

(3) 広報すべき内容

防災知識等の普及に当っては、特に災害関係職員及び住民に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

ア 市計画の概要

災害対策基本法第42条第5項に基づく「市計画」の要旨の公表は、作成又は修正を行った場合は市ホームページにより行うものとする。

イ 災害予防の概要

災害による被害の防止が各世帯における防災知識の徹底により防止できる事項（火災の予防、台風時における家屋の保全等）については、それぞれの災害が予想されるシーズン前に各世帯に徹底するよう努めるものとする。

ウ 災害時の心得

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の各世帯が承知しておくべき事項は、おおむね次のとおりである。

- ① 気象警報の種別と対策
- ② 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令時にとるべき行動
※避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ③ 避難する場合の携帯品
- ④ 避難場所（指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等）とその経路
- ⑤ 被災世帯の心得ておくべき事項

エ 防災訓練への積極的参加

防災知識の普及や災害時における防災対応行動力の向上をはかるため、住民、自主防災組織、企業等に対し防災訓練への積極的参加について啓発に努めるものとする。

オ 災害伝承

市及び防災関係機関等は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓を活かし、啓発を実施するものとし、また、災害の教訓を後々まで伝承するよう、各種広報媒体を通じ、その普及に努めるものとする

カ 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

2 部門別の教養普及

防災関係各機関は、おおむね下表の部門別対策についてあらゆる機会をとらえ、市計画または各機関別（部門別）の活動要領等の内容について教養普及の徹底に努めるものとする。

教養普及の方法は、「1 総合防災の教養普及」に準じて行うものとするが、特に実施する時期については、災害の予想される季節前、あるいは関連行事推進期間等に重点を置くとともに、教養普及の対象によっては、座談会、現地指導あるいは技術的な指導を行うものとする。

部門別	実施期	対 象
災害救助、その他社会福祉に関する防災対策	計画修正期及び毎年6月	救助、その他社会福祉事業従事者（含保育士等）
防疫、その他保健衛生対策	梅雨期・台風期前	1 衛生（含清掃）職員 2 一般住民
防災営農対策	梅雨期・台風期前及び霜害予想期前	1 農業関係職員（含団体） 2 農業者
林業対策	台風、森林火災発生時期前及び緑化週間	1 林業関係職員（含団体） 2 林業者
水防対策	梅雨期・台風期前	1 建設部・消防関係職員 2 消防団員

3 訓練

市計画に定める災害応急対策を円滑に実施するための防災に関する訓練は、本計画の定めるところによるものとする。

(1) 基本方針

市及び市内の防災機関あるいは防災上重要な施設の管理者等は、水災、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、災害予防責任者及び防災業務従事職員並びに地域住民の処置すべき応急的な対策について、実施又は図上において、それぞれ機関別あるいは2以上の機関が合同して訓練を行うものとする。

(2) 総合訓練

市本部は、各部門別応急対策実施機関と合同して、毎年度1回程度、災害が予想される季節前（9月第1日曜日を原則とする。）等におおむね次の対策を総合して総合防災訓練を実施するものとする。

訓練種目	訓練実施機関
気象警報等伝達訓練	気象機関、市、警察機関、通信機関、住民
通信訓練	市、通信機関、奉仕団、その他の防災機関
避難訓練	市、消防機関、警察・交安機関、住民、学校、保育園等
救出訓練、救急訓練	消防機関
炊出、その他救助訓練	市、奉仕団
消防・水防訓練	市、消防機関
その他の訓練	関係各機関

(3) 水防訓練

建設部、消防部は水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練等に参加して実施するものとする。

ア 実施の期間

洪水が予想される時期前の5～7月に実施するものとする。

イ 方法

水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

(4) 消防訓練

消防部は、「市消防計画」に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、県本部その他の団体等と合同し大規模な機動連合演習を実施するものとする。

(5) 避難等救助訓練

ア 消防部は、避難救助等の関係機関と連携を保ちつつ、それぞれ関係の計画に基づき避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せて、又は単独で訓練を実施するものとする。

イ 学校、病院、社会福祉施設、工場、興行場、百貨店、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあっては、収容者の人命保護のため、避難施設を整備し訓練を実施するものとする。

ウ 社会福祉施設における具体的な訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）

方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が樹立し、社会福祉施設においては年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行うものとする。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施するものとする

(6) 地域住民の自主防災組織による訓練

各種災害の発生防止、又は軽減を図るため、地域住民の自主防災組織による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導及び応急手当訓練等の指導に努めるものとする。

4 その他訓練

災害対策実施者は応急対策を実施するため必要な次の事項について、関係機関と密接な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せて、又は単独で訓練を実施するものとする。

- (1) 気象警報等の伝達
- (2) 災害応急対策従事者の動員
- (3) 災害情報等の収集・伝達
- (4) 道路交通対策及び緊急輸送路対策
- (5) その他

第7項 上・下水道の災害予防計画

水道部

災害時における給水及び排水を円滑に実施するため、水源地、下水処理場、ポンプ場等主要施設では、災害の発生に備え、資機材の整備点検等を行うものとする。

1 上水道施設

上水道関係の主要施設には、災害時における給水を確保するため自家発電装置等予備動力を設置し、停電の場合は、速やかにこれに切り替えるものとする。取水、浄水作業については、これらの施設における各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプ施設の注油、電気配線経路の整備点検に留意する。災害の発生が予想されるときは、各配水池に非常時の水量が確保できるよう努めるものとする。

また、災害時の活動を円滑に行うため、災害の発生が予想されるときは、各施設の補強と巡視を強化するものとする。

2 下水道施設

下水道施設については、災害発生時における下水施設機能の確保及び停電によるポンプ、機械等の停止をさけるため、自家発電装置等の予備電力を設置するとともに、常に主要幹線排水路、ポンプ場、処理場の機械設備の整備点検を実施するものとする。

また、災害の発生が予想されるときは、排水管路、ポンプ場及び処理場等の巡視を強化し、必要な補強を行うものとする。

(1) 汚水処理対策

ア 各幹線の点検と流下能力の確保及び損壊時における施設の早期復旧

イ ポンプ場、処理場の処理能力を低下させないよう施設の整備点検及び処理能力の早期回復

ウ 主要な下水管の点検整備及び応急復旧

(2) 雨水排水対策

ア 雨水幹線の流下能力の確保及び損壊時における早期復旧

3 渇水等予防計画

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（以下「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めるところによるものとするが、各施設の管理者等は、飲料水の確保を図るため、生活用水の給水計画を策定するとともに施設の改善整備に努めるものとする。

なお、災害等による飲料水の供給は、第3章第7項第4節「給水計画」の定めるところによるものとする。

(1) 現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等飲料水の供給については「給水計画」に基づき、常に安定した水源を確保し、住民の日常生活を混乱させることのないようその対策に努めるものとする。

(2) 水道等の普及

市は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するとともに、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

(3) 渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次によるものとする。

ア 広報

広報活動は、次のいずれかにより実施するものとする。

- ・ テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- ・ 広報車、掲示板、防災行政無線等の活用
- ・ 町内会、大口利用者等への節水協力の要請
- ・ 市ホームページ、SNSの活用

イ 給水

あらかじめ策定した給水計画により実施するものとする

なお、給水計画の内容については、「第3章第7項第4節給水計画 2 給水の方法」を参照すること。

- ・ 給水車（給水タンク搭載車）
- ・ 耐震性貯水槽（飲料水併用）
- ・ 各戸給水容器
- ・ 共同給水栓の設置（暫定）
- ・ 他の水源からの導水等

(4) 給水資器材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資器材として、給水計画に基づく給水に必要な給水タンク（搭載用）、ポリ容器、ろ水器等の確保又は備蓄するとともに、市全域で初期対応するため、各支所地域へ分散配備に努めるものとする。

(5) 飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき他の市町村に対し応援等を要請するものとする。また、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合は、関係機関と密接な連絡をとり実施するものとする。

(6) 自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、第3章第3項「自衛隊派遣要請計画」に基づき自衛隊の災害派遣を県知事に要請するものとする。

第8項 文教関係の予防計画

市民活動部、教育部

学校、その他の文教施設の災害予防あるいは学校児童・生徒の安全避難の訓練等文教関係の災害予防対策は、別に定める計画のほか本計画の定めるところによるものとするが、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその計画を策定して実施するものとする。

1 学校、文化財関連施設等の不燃化構造の促進

学校、幼稚園、その他教育・研究機関等の建物、施設の経営者又は管理者は、施設を災害から防護するため、次の事項に留意して施設の整備に努めるものとする。

(1) 学校、その他の教育施設等

学校、その他教育・研究機関等の建物、施設を火災、台風等の災害から防護し、教育の確保と児童・生徒の安全を確保するため、施設の建設に当っては、適切な構造物による建物に努めるものとする。

(2) 文化財収蔵・展示施設

指定文化財等を災害から防護するため、不燃化建築による展示施設、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努めるものとする。

2 施設の予防対策

学校、その他の文教施設を経営し、管理している者は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して施設災害の予防にあたるものとする。

(1) 組織の整備

施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速、的確に実施できるよう職員の任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時から施設の点検、整備を実施し、危険箇所あるいは不備な施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これらの補修、補強あるいは整備にあたること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具を整備しておくこと。

(4) 文化財施設、文化財建造物

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物には消火栓、消火器、自動火災報知設備等を設置し、防災に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害の予防に努めるものとする。

3 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱い、又は保管している学校及び教育関係機関にあつては、関係法令の定めに基づき厳重に保管、管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならない。特に災害発生時における安全の確保について、適切な予防措置を講じておくものとする。

4 防災教養

教育部は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の醸成及び技術の向上に努めるものとする。

また、各学校においては、全職員の協力を得て、常に児童・生徒の防災知識の普及に努めるとともに、児童・生徒に対し、その地域における防災意識の普及徹底を図り、あわせて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させるものとする。このため各学校は、次の点に留意してその普及に努めるものとする。

- (1) 防災知識の普及は、正常な教育課程に位置付けて実施すること。特に、学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練等の場合においては、消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育を推進するとともに、事前の指導として防災知識の普及に努めること。
- (2) 災害時においては、児童・生徒の生命尊重、安全退避を第一義とし、火災、風水害、震災、雪害等それぞれの場合における生命の安全確保に万全を期するため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分考慮してそれぞれの災害の場における適切な退避計画を策定し、事前に児童・生徒に周知を図ること。
この場合、特に低学年の児童や身体に障がいのある児童・生徒のいる学校においては、避難法、その他の救助について周到な計画をたて、安全の確保に努めること。
- (3) 学校災害の未然防止を図るため、火気取扱いの注意、危険薬品の管理、配電施設の安全、老朽危険箇所の補修等に細心の注意を払い、児童・生徒に対しても火遊び等をしないよう指導すること。
- (4) 児童・生徒の通学路に沿う危険箇所について、学校は事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ、徹底しておくこと。
- (5) 児童・生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、身体、生命の安全を確保した上で考えること。この場合、学校の施設、設備の状況や作業活動の組織等について十分な検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期すること。
- (6) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年、防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催し、火災予防の徹底を期すること。
- (7) 少年消防クラブの結成促進、育成指導を図ること。

5 避難その他の訓練

学校、その他の文教施設を経営し管理している者は、関係職員に対して職員自身の防災に関する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、児童・生徒の避難、誘導等防災上必要な計画を策定するとともに、訓練を実施するものとする。

なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童・生徒の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。
- (2) 訓練は、学校行事等に位置付けて計画し、全職員の協力と児童・生徒の自主的活動とあいまって十分な成果をおさめるよう努めること。
- (3) 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施すること。なお、この場合、それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意すること。

- (4) 訓練は、年3回程度実施すること。
- (5) 訓練の実施に当っては、事前に施設設備の状況、器具・用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに、訓練における事故防止に努めること。
- (6) 平素から災害時における組織活動の円滑を期すため、全職員及び児童・生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- (7) 指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日を文化財防火デーと定め、文化財防火訓練を実施するよう努めること。
- (8) 計画の策定及び訓練の実施に当っては、関係機関と事前の連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受けること。
- (9) 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

6 気象予警報等の把握・伝達

各学校における災害に関する注意報、警報並びに情報等の把握及び伝達については、次により徹底を期し、事故防止に努めるものとする。

(1) 市立学校

教育部及び各施設管理者は、小・中学校等教育施設における災害対策実施のため気象情報に留意し、災害に関する注意報、警報、情報の把握に努めるものとする。なお、気象警報等の伝達は、第3章第5項第1節「警報・注意報・情報等の計画」に基づき市本部に伝達されるので、教育部は各学校長に伝達するものとする。

(2) 県立学校

県のそれぞれの計画の定めるところによるものとする。

(3) 私立学校

各学校長は、関係機関との連絡を密にするとともに、テレビ、ラジオ等の放送に留意して災害に関する気象の把握に努め、災害対策の適切を期すものとする。

7 休校の特例

災害の発生が予想される場合の学校の休校等については、次によるものとする。

(1) 市立学校

災害の発生が予想される場合の市立学校の休校等については、別に定めるマニュアル等により教育部（教育委員会）が決定し行うものとする。

(2) 県立学校

県のそれぞれの計画の定めるところによるものとする。

(3) 私立学校

学校管理者が決定し、徹底を期すものとする。

8 豪雪時の災害予防

豪雪時における災害予防計画は、次によるものとする。

市計画に定めるもののほか、「高山市除雪計画」により各学校施設の保全に努めるものとし、特に通学路の確保については、平素から各保護者及び地区町内との理解を深め、緊急時における協力を得られるよう努めるものとする。

第9項 観光施設等の予防計画

飛騨高山プロモーション戦略部

年間400万人を超える観光客を迎える観光都市として、観光客の安全確保、避難保護が必要となる。

市は、これらの観光施設の利用者の安全を図るため、各観光施設の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）に対して、次の対策を樹立するよう指導するものとする。

1 責任体制の整備

各管理者は、各施設に防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助、その他の組織を整備しておくものとする。

2 気象予警報等の把握と避難

各管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象等の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、警察機関等との緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」「避難順路」等を標示して利用者の早期避難に努めるものとする。

3 市本部との連絡体制の整備

各管理者は、観光施設に危険が予想されるとき市の市本部との連絡体制を整備しておくものとする。また、市本部は、気象予警報等の情報を覚知したときは、その情報を管理者に伝達するよう努めるものとする。

第10項 医療・助産救護体制の整備

市民保健部、消防部

市は、医療・助産救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために、必要な医療・助産体制の整備拡充を図るものとする。

1 医療・助産救護活動体制の確立

市は、災害時の迅速な医療・助産救護を実施するため、自主防災組織の活用と医療・助産救護体制の確立を図るものとする。

2 効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、市、消防機関及び医療機関は連携して、トリアージ技術、災害時に多発する傷病者の治療、応急処置に関する技術等の取得に努めるものとする。

- ・トリアージ：患者の重症度と治療優先度を定めること。

3 災害医療の普及・啓発

市、消防機関、日本赤十字社岐阜県支部は、心肺蘇生法、応急手当、トリアージの意義に関し、住民への普及・啓発に努めるものとする。

4 医薬品等の確保体制の確立

市は、救急医薬品、医療用資器材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握等の医薬品の確保体制の確立に努めるものとする。

第11項 要配慮者対策

福祉部、市民保健部、飛騨高山プロモーション戦略部

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保のための対策は、本計画に定めるところによるものとする。なお、社会福祉施設の避難等救助訓練等については、本章第6項「防災教養訓練計画」に定めるところによるものとする。

1 基本方針

近年の災害においては、要配慮者が災害発生時に犠牲になるケースが多く、今後も高齢化等によって、要配慮者の数は益々増加することが予想される。

市及び関係機関は、関係団体、地域住民等の協力を得て、地域の実情に即した要配慮者支援体制を確立するものとする。なお、支援体制の確立にあたっては、平常時から地域における要配慮者の状況を把握し、災害時における避難、支援等について迅速かつ的確に実施できるものとする。

2 社会福祉施設等の不燃化構造の促進

高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の経営者又は管理者は、施設を火災、台風等の災害から防護し、施設利用者の安全を確保するため、施設の建設に当っては、適切な構造物による建物に努めるものとする。

3 施設の予防対策

高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の経営者又は管理者は、常に施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して施設災害の予防にあたるものとする。

(1) 組織の整備

施設の補強、補修等（台風時における準備作業等）が迅速、的確に実施できるよう職員の任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておくこと。

(2) 補修、補強

平常時から施設の点検、整備を実施し、危険箇所あるいは不備な施設（避難施設等）の早期発見に努めるとともに、これらの補修、補強あるいは整備にあたること。

(3) 資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具を整備しておくこと。

4 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱い、又は保管している施設にあっては、関係法令の定めに基づき厳重に保管、管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならない。特に災害発生時における安全の確保について、適切な予防措置を講じておくものとする。

5 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難す

ることが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努め、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するとともに、有識者等による協議会を設立し、具体的な対策を協議する。

なお、避難行動要支援者名簿の作成、運用については次のとおりとする。

(1) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難を支援する関係者は、要配慮者支援班のほか、警察、高山市社会福祉協議会、民生児童委員、町内会、自主防災組織、消防団とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次のとおりとする。

- ア 介護保険における要介護認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳1～3級、療育手帳又は精神保健福祉手帳を所持している者
- ウ 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯
- エ その他妊婦、外国人居住者など自力避難が困難で、名簿への掲載を希望する者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報は次のとおりとし、市が把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先
- カ 避難支援を必要とする理由
- キ その他市長が必要と認める事項

(4) 名簿の更新

名簿の更新は、原則として年1回とする。ただし、避難行動要支援者や避難支援等関係者からの申請があった場合は随時更新を行う。

(5) 情報漏えい防止

避難行動要支援者名簿の取扱いについては、次のとおりとする。

- ア 名簿の紛失、破損、改ざんその他事故を防ぐため、適切に保管すること。
- イ 個人情報の漏えいを防止すること。
- ウ 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施する目的以外に利用しないこと。
- エ 名簿の提供を受けた団体は、原則としてその団体内部においてのみ名簿を利用すること。
- オ 名簿を複製する場合は、市と協議すること。

(6) 避難のための情報伝達

市は、防災行政無線による屋外放送、防災ラジオ、市配信メール、市ホームページ、放送事業者への情報提供等、様々な手段により避難準備・高齢者等避難開始等を伝達する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

避難支援等関係者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、自分自身の安全確保を最優先するとともに、可能な範囲で支援を実施するものとする。

6 避難行動要支援者支援計画の策定

市は、避難行動要支援者に対する迅速で的確な支援を行うため、避難行動要支援者支援計画を策定する。

(1) 計画の内容

- ア 基本方針
- イ 支援組織の設置と役割
- ウ 避難行動要支援者名簿の整備
- エ 個別避難計画の概要

7 避難行動要支援者の状況把握

- (1) 市は、日頃から避難行動要支援者のうち、避難支援を必要とし避難支援等関係者への情報提供に同意を得られた者の避難行動要支援者台帳を整備するとともに、個別避難計画の策定に向け、避難支援等関係者と情報の共有を行う。
- (2) 市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を作成するよう努めなければならない。
- (3) 避難行動要支援者は、自らの避難支援情報を提供し、市の避難行動要支援者台帳整備と避難支援等関係者による避難支援に協力するよう努める。
- (4) 避難支援等関係者は、日頃から避難行動要支援者の状況を把握し、災害時における迅速な支援行動に備える。

8 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

市は、地域における要配慮者の支援にむけて、また、要配慮者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発、防災訓練を行うものとする。

9 施設、設備の整備

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図るものとする。

また福祉避難所、避難路等の防災施設の整備を図るとともに、災害時に社会福祉施設において要配慮者の受入が可能となるよう協定締結等を進めるものとする。

10 人材の確保とボランティア活用

要配慮者の支援にあたり、避難所での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用と活動の支援策に努めるものとする。

1 1 社会福祉施設等との災害時における情報収集・伝達体制の確立

市は、災害時における社会福祉施設等との情報収集・伝達体制の確立に努力するものとする。

1 2 浸水想定区域内における避難確保のための措置

市は、洪水予報河川または水位情報周知河川において、浸水想定区域の指定があったときは、市計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに住民への周知を図るものとする。

- (1) 洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (2) 主として高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）で、当該施設が浸水想定区域内にあり、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合においては、これらの施設の名称及び所在地
- (3) (2)に該当する施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法

1 3 災害危険区域内の要配慮者の避難対策

(1) 浸水想定区域内に存在する施設

水防法に基づき、岐阜県が指定した浸水想定区域内に存在する要配慮者利用施設については、特に注意が必要な施設として、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に努めるものとする。

浸水想定区域内に存在する施設

区分	施設名称	所在地
高齢者施設	国府保健センター	国府町木曾垣内650
	ほのぼの朝日まつもとの家	松本町2227-3
	けあらいふラルゴきよみ	清見町牧ケ洞3942-1
	清見デイサービスセンター	清見町三日町414-1
	久々野デイサービスセンター	久々野町無数河859-1
	山王デイサービスセンター	森下町1丁目208
	丹生川デイサービスセンター	丹生川町町方33
	朝日デイサービスセンター	朝日町万石328
	みやりは	一之宮町4907-2
	ほのぼの朝日ほずえの家	下切町490-1
	こころの丘高山	赤保木町1164-1
	老人保健施設それいゆ	桐生町4丁目268
	レザミひだメディケアガーデン	昭和町2丁目85-1
	特別養護老人ホーム丹生川苑	丹生川町町方98-1
	グループホームなごみ	赤保木町1059-1
	グループホームまめなかな	赤保木町969-1
	看護小規模多機能さくらそう	赤保木町970-1
	デイサービスセンターしんせい	岡本町2丁目18-21

区分	施設名称	所在地
高齢者施設	みやりはくぐの	久々野町無数河642-2
	ぬくもり	国府町上広瀬468-1
	グループホーム花咲	国府町糠塚21
	看護小規模多機能ホーム荏名	江名子町2980-1
	高山赤十字介護老人保健施設はなさと	花里町2丁目67
	ファインシニアけやき	昭和町3丁目180-1
	清徳会宙	神田町1丁目28-1
	りびんぐラルゴきよみ	清見町牧ヶ洞3942-3
	みらいえ高山	片野町6丁目488
	ふれあいデイサービスセンター	名田町3丁目1-3
	デイサービスセンターおふくろ苑	名田町5丁目8
	はとたく館	名田町5丁目95-16
	荘川デイサービスセンター	荘川町新淵360-1
障がい児・者施設	放課後等デイサービスばわふる	国府町名張1588
	高山山ゆり園	下切町208-1
	支援事業所てとら	下切町354-1
	支援事業所てとら	下切町233-3
	高山市障がい者就労支援事業所はたらくねっと	昭和町3丁目39-1
	グループホームはんもっく岡本	岡本町2丁目27-2
	メイちゃんのおうち	大新町2-90-5
	メイちゃんのおうち2nd	大新町1-65
	富士リネン(株)高山工場	久々野町久々野2532
	グループホームぷりずむ 宇津江ホーム	国府町宇津江1806-1
	吉城山ゆり園	国府町宇津江440-1
	グループホームぷりずむ ふじホーム	国府町広瀬町2468-7
	むらやまホーム	国府町村山240-6
	飛驒うりす苑	国府町瓜巢2000-1
	新宮の里	新宮町721-1
	グループホームぷりずむ 石浦ホーム	石浦町5丁目105
	グループホームぷりずむ 荏名ホーム	江名子町450-6
	グループホームぷりずむ こぶしホーム	桐生町3丁目68-3
	放課後等デイサービス奏	桐生町4丁目448-1
	ホームきりう	桐生町8丁目44
	グループホームぷりずむ なつめホーム	花岡町3丁目162-4
	さんしょうの会きららハウス	三福寺町128
	ひだっこの里	山田町288-1
	たかやまコスモス事業所	森下町1丁目208
	第二あゆみ学園	初田町3丁目27-6
	グループホームはんもっく昭和	昭和町2丁目1-7
	高山市あゆみ学園	昭和町2丁目224
	ひるねこ	神明町4丁目57-2
	クレヨン・ひだ作業所	天満町4丁目64-15
	飛驒障がい者総合支援センター	天満町4丁目64-8
	岐阜県看護協会立ナーシングデイ高山	冬頭町588-1
	さんしょうの会第2きらら	花岡町3丁目87-1
	グループホームはんもっく森下	森下町2丁目59-1
乳幼児施設	美鳩幼稚園	下林町353

区分	施設名称	所在地
乳幼児施設	清見保育園	清見町三日町96
	荘川保育園	荘川町新淵605-4
	宮保育園	一之宮町1122
	栃尾保育園	奥飛騨温泉郷栃尾339-36
	北保育園	八幡町100-1
	たんぼぼ保育園	岡本町2丁目75-1
	岡本保育園	岡本町3丁目53-10
	こくふ保育園	国府町三日町380-1
	新宮保育園	新宮町2093-3
	南保育園	西之一色町1丁目31-3
	龍華保育園	石浦町7丁目345
	山王保育園・山王児童センター	森下町1丁目401
	総和保育園	総和町2丁目18-1
	朝日保育園	朝日町万石611
	本母保育園	本母町193
	西保育園	名田町5丁目56
	ふれあい児童館	名田町3丁目1-3
	国府小なつめクラブ・国府児童館	国府町三日町547-1
	南小さくらクラブ	岡本町1丁目18
	荘川小げんきクラブ	荘川町猿丸27
	新宮小ふなっこクラブ	新宮町2635-2
	宮小さくらんぼクラブ	一之宮町3087
	北小のぐるみクラブ	桐生町2丁目21
	栃尾小おこじょクラブ	奥飛騨温泉郷栃尾350
	花里小ひまわりクラブ	花里町1丁目54
	清見小はっぴークラブ	清見町三日町112
	西小まがたまクラブ	総和町2丁目18-1
	三枝小ほたるクラブ	中切町715
	朝日小あおぞらクラブ	朝日町万石735
	山王小パンジークラブ	片野町6丁目400
	事業所内託児所さくらっこ	花里町1丁目1
	昭和児童センター	昭和町2丁目224
	ほっと館	森下町1丁目207-5
医療施設	久美愛厚生病院	中切町1-1
	須田病院	国府町村山235-5
	光華眼科医院	岡本町1丁目22-8
	ナチュラルクリニック 2 1	下林町517-6
	アルプスベルクリニック	山田町310
	高山赤十字病院	天満町3丁目11
学校	高山西高等学校	下林町353
	南小学校	岡本町1丁目18
	新宮小学校	新宮町2635-2
	北小学校	桐生町2丁目21
	花里小学校	花里町1丁目54
	西小学校	総和町2丁目18-1
	三枝小学校	中切町7156

区分	施設名称	所在地
学校	山王小学校	片野町6丁目400
	丹生川小学校	丹生川町町方65-1
	清見小学校	清見町三日町112
	荘川小学校	荘川町猿丸27
	宮小学校	一之宮町3050
	朝日小学校	朝日町万石728
	国府小学校	国府町広瀬町2586-6
	栃尾小学校	奥飛騨温泉郷栃尾350
	日枝中学校	森下町1丁目200-1
	東山中学校	松之木町262
	清見中学校	清見町三日町477-1
	荘川中学校	荘川町猿丸27
	宮中学校	一之宮町3072
	国府中学校	国府町三日町450
	斐太高等学校	三福寺町736
	高山工業高等学校	千島町291
飛騨特別支援学校高山日赤分校	天満町3丁目41-1	

※対象施設

高齢者施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、老人居宅生活支援事業の用に供する施設、介護保険施設
障がい児・者施設	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障がい福祉サービス事業所（事務所のみの施設を除く）、障がい児通所支援事業所（事務所のみの施設を除く）
乳幼児施設	児童福祉施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、母子・父子福祉施設、幼稚園
医療施設	医療施設（無床施設を除く）
学校	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

(2) 土砂災害危険区域内に存在する施設

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、岐阜県が指定した土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設については、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害情報ポータルによる情報で要配慮者利用施設が存在する地域が表示された場合は、円滑かつ迅速な避難の確保に努めるものとする。

土砂災害警戒区域に存在する要配慮者利用施設

区分	施設名称	所在地
高齢者施設	向陽園	三福寺町1051-3
	新宮園	新宮町1322-1
	南風園	千島町1257-2
	アルカディア	国府町村山249-1
	穂高の庭	奥飛騨温泉郷一重ヶ根205
	ケアハウス1番館	新宮町1054-3
	ほのぼの朝日まつもとの家	松本町2227-3
	ほのぼの朝日ほづえの家	下切町490-1
	けあらいふラルゴ	新宮町676-5

区分	施設名称	所在地
高齢者施設	小規模多機能ホームきりん	新宮町1520
	グループホーム陽だまり	下林町966-1
	グループホームきりん	新宮町791-1
	喜林	新宮町794
	サービス付き高齢者向け住宅喜林ハイム	新宮町1511-1
	デイサービスセンターふるさとおふくろ苑	上岡本町1丁目488
	いこいの広場鉄ちゃん倶楽部	西之一色町3丁目866
	高齢者住宅2番館	新宮町851-1
	清見デイサービスセンター	清見町三日町414-1
	荘川デイサービスセンター	荘川町新淵360-1
	一之宮デイサービスセンター	一之宮町1273
	上宝デイサービスセンター	上宝町在家1570-1
	デイサービスいっぷく	上岡本町1丁目476
	みやりは	一之宮町4907-2
	八光苑	久々野町久々野1202
	豊楽園	三福寺町1110-5
	久々野デイサービスセンター	久々野町無数河859-1
	ぬくもり	国府町上広瀬468-1
	りびんぐラルゴ	新宮町700-200
	グループホームラルゴ	新宮町700-45
看護小規模多機能ホーム荏名	江名子町2980-1	
リハビリデイサービスひまわり	三福寺町810-62	
障がい児・者施設	支援事業所てとら	下切町354
	支援事業所てとら	下切町233-3
	クレヨン・ひだ石浦作業所	石浦町3丁目663-1
	高山山ゆり園	下切町208-1
	地域活動支援センターやまびこ	国府町村山251-2
	自立訓練施設あじめ	国府町村山315-1
	福祉ホームむらやま	国府町村山318
	グループホームぷりずむ ゆりホーム	上岡本町1838-5
	放課後等デイサービスなちゆるる	上岡本町1丁目387-1
	放課後等デイサービスちあふる	上岡本町7-500-1
	グループホームぷりずむ 宇津江ホーム	国府町宇津江1806-1
	むらやまホーム	国府町村山240-6
	環境ネット株式会社	新宮町4305
	新宮の里	新宮町721-1
	さんしょうの会きららの家	匠ヶ丘町1-5
	ひるねこ	神明町4丁目57-2
乳幼児施設	城山保育園・城山児童センター	堀端町94
	北保育園	八幡町100-1
	江名子保育園	江名子町2788-1
	三枝保育園	中切町500-2
	清見保育園	清見町三日町96
	荘川保育園	荘川町新淵605-4
	宮保育園	一之宮町1122
	本郷保育園	上宝町在家1868

区分	施設名称	所在地
乳幼児施設	栃尾保育園	奥飛騨温泉郷栃尾339-36
	小規模児童養護施設ひまわり	新宮町3336-8
	東小パンジークラブ	松之木町2962-1
	三枝小ほたるクラブ	中切町715
	江名子小めだかクラブ	江名子町2838
	清見小はっぴークラブ	清見町三日町112
	荘川小げんきクラブ	荘川町猿丸27
	久々野小なかよしクラブ	久々野町久々野1772
	国府小なつめクラブ・国府児童館	国府町三日町547-1
	本郷小ほのぼのクラブ	上宝町在家1642
	栃尾小おこじょクラブ	奥飛騨温泉郷栃尾350
学校	東小学校	松之木町2962-1
	三枝小学校	中切町715
	江名子小学校	江名子町2838
	清見小学校	清見町三日町112
	荘川小学校	荘川町新淵130
	久々野小学校	久々野町久々野1772
	国府小学校	国府町広瀬町2586-6
	本郷小学校	上宝町在家1642
	栃尾小学校	奥飛騨温泉郷栃尾350
	松倉中学校	上岡本町4丁目119
	清見中学校	清見町三日町477-1
	荘川中学校	荘川町猿丸27
	久々野中学校	久々野町久々野2319
	斐太高等学校	三福寺町736
医療施設	須田病院	国府町村山235-5

※対象施設 (1) 浸水想定区域内に存在する施設と同じ

(3) 施設への情報伝達方法

第3章第5項第3節「災害広報計画」に定める広報方法の他、福祉部及び市民保健部は、一般電話を用いた直接連絡により情報を伝達するものとし、各施設及び施設管理者の連絡先については常時把握するものとする。

(4) 洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市長公室及び維持班(退庁時にあっては宿日直者)は、気象注意情報等が発表されているときは、国、県、各種団体及び民間気象会社から得られる様々な情報を多面的に分析し、迅速かつ確に情報を収集伝達する体制を整備するものとする。

また、迅速な避難の確保を図るために、施設管理者は下記事項を確認・整備し、定期的に入所者に対する説明又は訓練を実施するものとする。

- ・入所者名簿
- ・職員緊急連絡先等をまとめた支援者名簿
- ・避難所の位置・規模
- ・避難経路
- ・避難に必要な持ち出し品

1.4 外国人等への対策

介護を必要とする高齢者、心身障がい者以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が想定される。これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような環境づくりを行う。

(1) 災害情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等を配布する。

(2) 地域社会との連携

地域での支援体制づくりを進める。避難所等に通訳のボランティア等の派遣ができるよう、ボランティア団体等との連携に努める。

第12項 ボランティア活動の支援策

市長公室、福祉部

市は、日本赤十字社岐阜県支部、県社会福祉協議会及び高山市社会福祉協議会やNPO・ボランティア等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る。あわせて、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保を図るものとする。

ボランティア活動の整備は、本計画の定めるところによるものとする。

1 ボランティア意識の啓発、及び活動、環境の整備

市は、高山市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携の下に、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

2 ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

3 災害ボランティアの登録

市は、高山市社会福祉協議会が行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて支援するものとする。また、ボランティアの登録状況について、把握しておくものとする。

(1) 対象者

- ア 18歳以上で災害ボランティア活動が可能なもの
- イ 15歳以上18歳未満で次の条件を満たすもの
 - (ア) グループの活動であること
 - (イ) グループに20歳以上の指導者がいること
 - (ウ) 原則として県内の活動に限ること

(2) 登録後の活動要請

次の場合に高山市社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

- ア 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
- イ 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

4 ボランティア活動の推進

(1) ボランティアセンターの設置

高山市社会福祉協議会はボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、要請・研修受け入れ側との連絡調整を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

なお、市は、ボランティアセンターの設置・運営について連携・支援をするものとする。

(2) ボランティアコーディネーターの育成

高山市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう

ボランティアコーディネーターの育成に努めるものとする。なお、市はボランティアコーディネーターの育成について支援するものとする。

5 NPO・ボランティア等のネットワーク化

市は、災害にボランティア団体間の連携ある活動がとれるよう、高山市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びNPO・ボランティア等と情報交換を開催するなど団体相互間のネットワーク化を図るものとする。

6 ボランティア活動拠点の整備

市は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図るものとする。

7 総合ボランティア部会等の設置

市は、災害応急対策に当たって、ボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部にボランティア活動を総合的に支援する機構を整備するものとする。

8 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第13項 防災通信設備等の整備計画

市長公室、消防部

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための通信施設等の整備は、次によるものとする。

1 市防災行政無線等の整備

住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための防災行政無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

2 消防その他の防災関係機関の防災用無線

消防その他の防災関係機関は、それぞれ通信の確保を図るため、防災用無線の整備拡充を図るものとする。

3 防災相互通信用無線等の整備

- (1) 市及び防災関係機関は、災害現地において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。
- (2) 消防機関は、消防機関相互の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局の整備に努める。

4 その他通信網の確保

市は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

- (1) 移動体通信（携帯電話）
移動体通信のサービス未提供地域の解消にむけ、関係機関と連携を図り整備促進に努める。
- (2) アマチュア無線
有線通信が不通になったときに、日本赤十字社高山地区無線奉仕団等の協力を得て活動体制を整備するものとする。
- (3) インターネット等
インターネット等の活用により災害時緊急情報等の収集・伝達を図るものとする。
- (4) 民間事業者の無線
民間事業者の協力を得て、情報の収集を図るものとする。

第14項 避難対策

市長公室、総合政策部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに危険な場所から避難する必要がある。住民等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合のみならず、発令される前であっても行政等が出す情報に留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難するものとする。

市は、風水害等の災害を想定し、それぞれの災害の特殊性を考慮して、あらかじめ避難所等を指定するものとする。なお、これらの選定に当たっては、おおむね次の事項に留意することとし、指定を行った場合には、広報たかやま等により周知徹底を図り、緊急時に備えるものとする。

1 警戒避難体制の整備

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等、警戒避難体制に関する事項をあらかじめ定めておくものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、避難に関する情報の周知に努めるものとする。

また、市は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、平常時から、指定緊急避難場所等の場所について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用するものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有することに留意し、指定するものとする。

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

（3）運営体制

避難所の運営体制を確立するため、避難者（自主防災組織等）、市、施設管理者の協議により、「避難所運営マニュアル」を策定するものとする。

3 広域避難場所等

洪水、がけ崩れ等から人命の安全を守るための避難場所については、上記2によるほか、必要に応じて一時的に避難できる空地及び地形的に安全な高台等を指定するものとする。

（1）広域避難場所の指定

市は、火災が延焼拡大した場合の他、大規模な災害により広域にわたって著しく大きな被害が発生した場合の避難場所として、予め広域避難場所を確保・指定し住民に周知するものとする。

○広域避難場所

- ・中山公園
- ・飛騨・世界生活文化センター

○広域避難場所の整備

避難者の安全を図るため、次のとおり施設整備を図るものとする。

- ・周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する
- ・防火用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽等の整備を図る
- ・負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物の確保を図る

（2）一時避難所の指定

市は、市が指定する指定避難所や広域避難場所へ避難する前に組織的避難が円滑に行えるよう自主防災組織、町内会ごとに一時的に集合して待機する場所（以下「一時避難所」という。）をあらかじめ確保・指定し、住民に周知するものとする。

（3）福祉避難所の指定・協定締結

要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる福祉避難所の整備を図るとともに、災害時に社会福祉施設において要配慮者の受入が可能となるよう協定締結等を進めるものとする。

（4）ホテル等との協定締結

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

4 避難情報の基準の策定

市は、避難情報について、国及び県等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿った「避難情報判断・伝達マニュアル」を策定するものとする。

5 避難情報の助言にかかる連絡体制

市は、避難情報の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し適切に判断を行うものとする。また、発令又は解除を行う際には、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、大規模な土砂災害発生時の避難情報の必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門技術者等に二次災害の危険性等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 浸水想定区域における避難確保のための措置

国及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

市は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

7 土砂災害に対する住民等の警戒避難体制

市は、土砂災害に対する住民等の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を「避難情報判断・伝達マニュアル」で定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を避難情報の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及びそれを補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞りこんで発令できるよう、発令対象区域を具体的に設定するものとする。

8 孤立予想地域の実態の把握

市は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者等の孤立予測について、日頃から把握するとともに、周辺道路を含めて地図を付してデータベース化するものとする。

9 避難に関する広報

県及び市は、住民等が的確な避難行動をとることができるよう、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙等を活用して広報活動を実施するものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急

避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることについての周知に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

10 広域避難

市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

11 感染症の自宅療養者等の避難

市及び県の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

また、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援について情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

第15項 災害対策資機材、物資の整備備蓄計画

市長公室、消防部

市は、災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策用資機材及び物資の確保を図るため整備備蓄を行うものとする。

1 防災、救助活動上の資機材の整備

り災害者の救出、救助等を迅速かつ的確に実施するため必要な資機材の整備充実に努めるものとする。

2 化学消火薬剤等の備蓄

危険物火災等の消火に必要な化学消火薬剤等の備蓄に努めるものとする。

3 救助、保護用物資の備蓄

り災害者の救助、保護に必要な食品、寝具その他日用品等について、国、県等の支援の時期を想定した最小限の備蓄に努めるものとする。

4 関係機関との応援、協力体制の整備

災害対策資機材、物資の確保を図るため他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備するものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

5 物資支援の事前準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第16項 臨時離着陸場の整備

市長公室、消防部

災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等、迅速な災害救助を行うため、市地域に臨時離着陸場を設定するとともに、防災関係機関の協力を得て、常に臨時離着陸場の機能を有するようその実態の把握と、整備を図るものとする。

1 臨時離着陸場

市は、道路の損壊により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助、林野火災の空中消火の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、臨時離着陸場を設けるものとする。

2 臨時離着陸場の整備

市は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できる臨時離着陸場の整備促進に努めるほか、ヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努めるものとする。

第17項 広域応援体制の確立

市長公室、総務部、消防部

大規模な災害が発生した場合には、高山市だけでは対応が十分できないことが考えられる。そのため他の防災関係機関に応援、協力あるいはあっせんを求め、円滑な防災対策の実施を期する必要があるが、災害時には混乱により十分な協議ができない場合があり、事前に取決めをする必要がある。大規模災害を想定した広域の相互応援体制については、本計画及び高山市受援計画に定めるところによるものとする。

1 県域を超えた広域相互応援

(1) 県外の都市との相互応援協定

越前市、富山市、松本市、平塚市、小松市、丹波篠山市、蒲郡市、大野市、守山市との間で相互応援協定を締結している。

(2) 他の都道府県との相互応援協定の締結

中部9県1市の相互応援に関する協定、隣接県（石川県、福井県）との相互応援協定が県により締結されている。

(3) 防災関係機関との協力体制

災害が発生したときに応援を求める内容について、あらかじめ防災関係機関と確認しておくものとする。

(4) 県外の消防本部との相互応援協定

隣接する県外の消防本部との間で消防相互応援協定を締結している。

2 県内の相互応援

(1) 広域相互応援協定

消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関して相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

(2) 県広域防災相互応援体制

災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し、他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、県内全市町村による「災害時相互応援協定」を締結している。

3 その他の応援体制

(1) 緊急消防援助隊の設置

地震等の大規模災害時における人命救助等をより効果的かつ充実させるため、全国の消防機関相互による迅速な救助体制として、「緊急消防援助隊」が設置されている。

(2) 広域緊急援助隊

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、県知事を通じて県公安委員会に応援を求めることができる警察機関の「緊急援助隊」が組織されている。

4 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

市は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。

第18項 行政機関の業務継続体制の整備

市長公室

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

1 行政における業務継続計画の策定

市における業務継続計画の策定

2 行政機関における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散保存の推進を図る。

第19項 企業防災の促進

市長公室、商工労働部

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための業務継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に発揮できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

第3章 災害応急対策

第1項 市本部活動体制

第1節 市本部運用計画

各部共通

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市本部の運用に関する計画は、次によるものとする。

なお、本計画に定めるもののほか、水防の組織等については、所属部、課（班）の定める別途計画に、雪害の組織については「高山市除雪計画」に基づくものとする。

また、地震災害については、「地震対策編」によるものとする。

1 高山市災害対策本部の運用

(1) 体制等

注意報、警報が発表された場合、あるいは市本部が設置された場合の体制等は、次によるものとする。

	体制をとる部	設置基準	摘要
準備体制	市長公室 建設部 消防部	①次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・強風注意報 ・風雪注意報 ・大雪注意報 ②台風が接近しているとき ③その他、市長がこの体制を命じたとき	災害対策本部は設置しない 活動内容は各種情報の収集と伝達
警戒体制	市長公室 総合政策部 総務部 財務部 市民活動部 福祉部 市民保健部 森林・環境政策部 農政部 商工労働部 飛騨高山プロモーション戦略部 建設部 都市政策部 水道部 会計部 議会部 教育部 消防部 各支部	①次の警報のうち、いずれかが発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報（状況により判断） ②台風が接近しているとき ③土砂災害警戒情報が発表されたとき ④その他、市長がこの体制を命じたとき	市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置する

非常体制	全ての部及び班	①災害が発生し、市内に大規模な被害が予想される時 ②災害救助法の適用を受ける災害が発生したとき	災害対策本部を設置する
救助体制	関係する部及び班 (市長が指示する班)	災害救助法の適用を受ける災害で、救助関係以外の部班について特に体制をとる必要がないと認めるとき	災害対策本部を設置する
特別体制	市長が指示する部及び班	非常体制の設置に至らない程度の災害が発生し、又は特殊な災害が発生した場合で、市長がこの体制を命じたとき	市長が必要と認めたときは災害対策本部を設置する

- (注) ・各班において、各体制時における出動計画をたてておくものとする。
 ・各班の所管施設の管理、見回り等の体制は、別途各班において計画するものとする。
 ・各班において、あらかじめ班内の緊急連絡網を定めておくものとする。
 ・庁内放送可能時における体制等の伝達は、庁内放送によって行う。

<災害対策本部員構成>

市長（本部長）、副市長・教育長（副本部長）、部・室・局・消防・消防署・支所長

ア 緊急時には、二人以上集まれば災害対策本部を設置できるものとし、行政機能が麻痺しないようにする。

イ 市長が不在の場合は、上記構成の順で本部長代理となり職務を遂行する。

(2) 体制等の特例

市長（本部長）は、災害の種類、状況、その他により (1)に定める体制により難いと認めるときは、特定の部、課（班）に対してのみ体制を指示し、又は種類の異なる体制を指示することができるものとする。

(3) 関係機関への通報

市長は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは速やかに次の関係機関に伝達する。

飛騨県事務所（振興防災課）

岐阜県庁（防災課）

(4) 開設の場所

災害対策本部は、市庁舎4階の特別会議室に設置する。なお、市庁舎が被災し使用不可の時は、丹生川支所等使用可能な場所に設置するものとする。

(準備体制中は、本部が設置されないので、それぞれ体制をとる部において活動するものとする。)

(5) 本部員会議

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、市本部長（不在の場合は副本部長）がその必要を認めるときは「本部員会議」を開催し、おおむね次の事項について協議するものとする。

なお、本部員会議を開催するいとまのないとき、あるいは災害の規模が本部員会議を開催する程度に達しない場合にあつては、必要な事項について関係ある本部員が協議し、その結果に基づき市本部長が決定するものとする。

- ア 災害対策本部の体制及び職員の動員（各班の応援を含む。）に関すること
- イ 現地本部の設置に関すること
- ウ 災害防除（拡大防止）対策に関すること
- エ り災者の救助対策に関すること
- オ 交通・通信、その他総合的に実施を要する対策の調整、推進に関すること
- カ その他災害に関連した必要な事項

(6) 本部内担当の配置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における本部員及び本部連絡員は、それぞれの所属課に勤務し、本部員会議開催時あるいは市本部開設時には、直ちに本部室に勤務できるようにしておくものとする。

また、職員の動員方法、任務は、各班において職員別に定めておくものとする。

担当名	事務分掌	要員
本部連絡員	各部、専門活動班に対応する指示事項を伝達する	各部より1名
情報発信 広報	1 防災行政無線、アマチュア無線、移動無線、携帯電話等を確保する 2 住民等への災害情報広報を行う 3 テレビ・ラジオ局との広報手段を確保する 4 関係機関への情報発信・マスコミ発表を行う	市長公室 総合政策部 市民活動部
情報整理	1 情報受信担当を配置し、地図等を活用して情報整理を行う 2 市民からの情報を整理する	総務部
車両確保	1 車両確保・燃料供給店を確保する 2 冬期は暖房器具及び燃料を確保する	財務部
人員配置	1 職員及びボランティアの業務配置をする 2 各専門活動班の人員調整をする	総務部 福祉部

2 現地災害対策本部の開設

市本部長は、災害の規模、程度により必要があると認めるときは現地災害対策本部を設置する。

(1) 構成

現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(2) 分担事務

現地災害対策本部は、災害対策本部長の特命事項を処理し、現地における防災機関及び応援機関との連絡調整にあたる。

(3) 開設の場所

現地災害対策本部は、必要に応じ、被災地に近いところに設置し、学校、公民館等公共の施設を利用するものとする。この場合できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とするものとする。

3 専門活動班の設置

災害対策本部の下に専門活動班を置き、対策が必要な事項について防災関係機関の参加を得て検討・活動する。

専門活動班	事務分掌	要員
人命救助・火災処理班	1 人命救助・火災処理をする 2 消火栓以外の水利確保（貯水槽・川・池等）する 3 消防団との連携を早期に確立する	消防部
救急医療班	1 人命救助・遺体保護をする 2 医師（三師会・病院）との連携を早期に確立する	市民保健部
被害状況調査班	1 道路・橋・家屋等の被害調査を行う 2 被災直後の航空写真の撮影依頼をする 3 住民が避難した場所（広場等）の把握をする	建設部 都市政策部
飲料水確保班	1 飲料水施設の被害調査及び対応をする	水道部
避難所開設・運営班	1 原則として小学校施設から避難所として開設する 2 小学校が避難所となった場合、教職員との連携・協力体制を作る	福祉部 教育部 市民活動部
食料・物資供給班	1 災害対策物資を確保し、避難所に供給する 2 応援物資の管理・供給をする	福祉部 市民保健部 農政部 森林・環境政策部 商工労働部 教育部
要配慮者支援班	1 避難支援等関係者と協力して避難行動要支援者の避難を支援する	福祉部 教育部 市民保健部 飛騨高山プロモーション戦略部
感染症対策班	1 感染症の感染状況等を把握する 2 感染症の感染拡大を抑制する	市民保健部

→ 要員はあくまでも目安であり、他部を追加・省略するなどして、円滑に機能するように運用する。

4 県との連絡調整

市災害対策本部は、県及び県の現地災害対策本部ができたときはその現地災害対策本部と十分な連携を図るものとする。

5 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において必要な組織を設置し、その運営等についても防災活動に即応するよう定めるものとする。

6 本部、支部職員の証票等

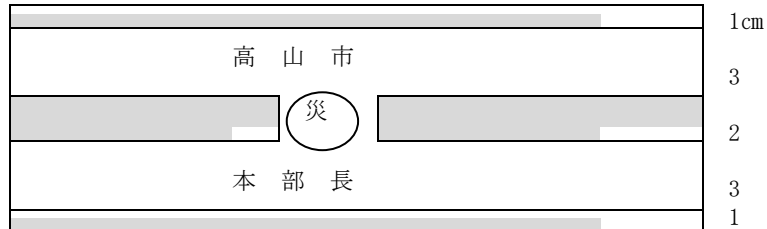
(1) 身分証明書

本部、支部職員の身分証明書は、「高山市職員身分証明書」をもって兼ねるものとし、災害対策基本法第83条第2項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）に定める身分を示す証票も、本証をもって兼ねるものとする。

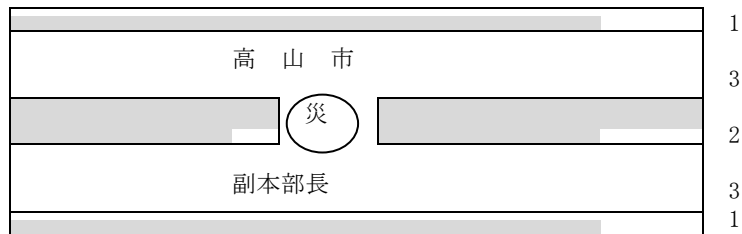
(2) 腕章

災害応急対策の実施、又はその事務に従事する者は、次の腕章を着用するものとする。

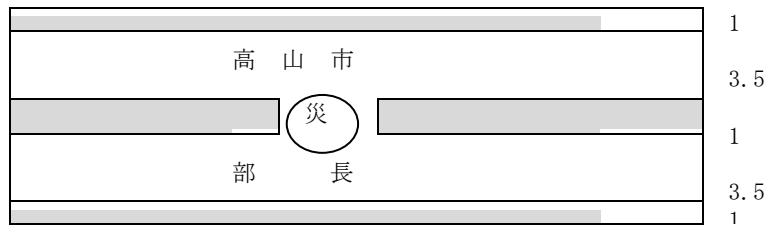
ア 本部長



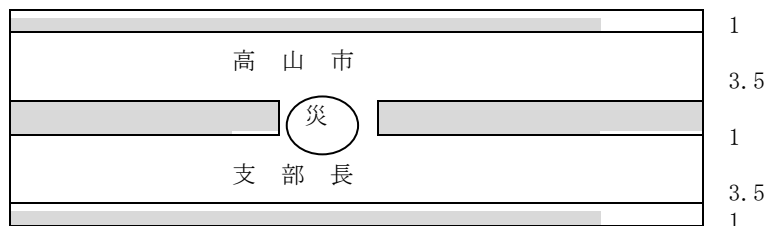
イ 副本部長



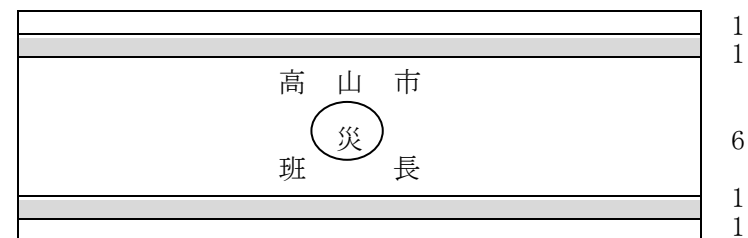
ウ 部長



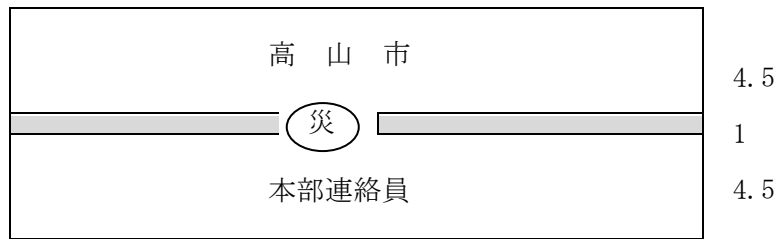
エ 支部長



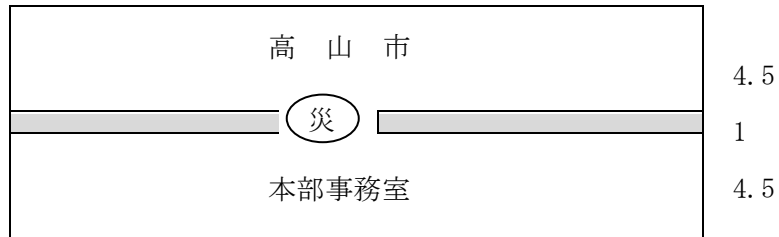
オ 班長



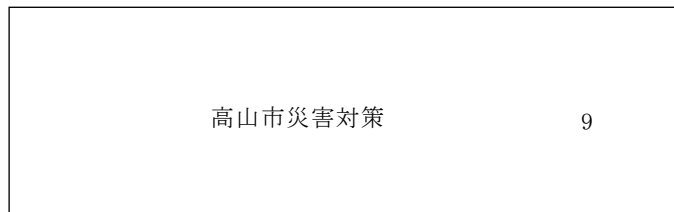
カ 本部連絡員



キ 本部事務室員



ク 班 員



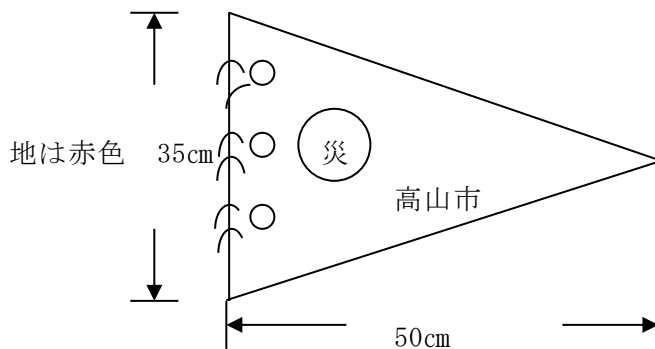
ケ その他

上記のほか、高山市防災会議委員、議長、副議長、議員用の腕章は、副本部長用に準じ、文字により識別するものとする。

- (注) 1 腕章の大きさは、長さ38cm、幅10cmとする。（班員用は、幅9cm）
- 2 地は白地、字は黒色とし、線は赤色とする。（班員用は、地は黄色）
- 3 ホック止めとする。

(3) 標 旗

災害応急対策用に使用する車両には、次の標旗を付するものとする。標旗は、関係機関において平常時から整備保管しておくものとする。



第2節 職員動員計画

各部共通

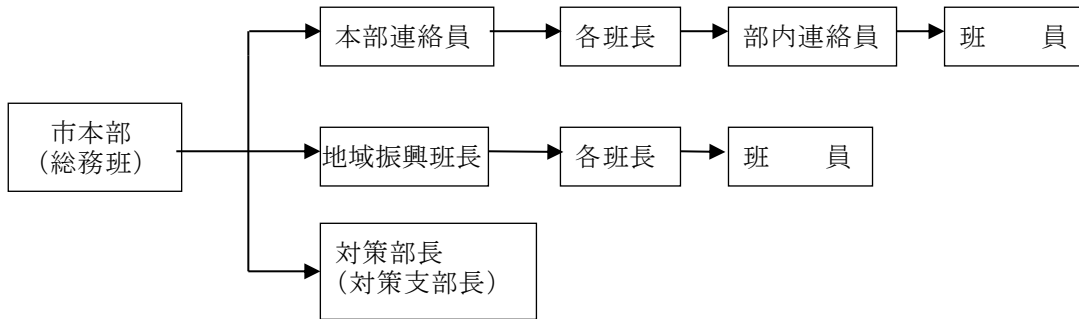
市本部における職員の動員は、本計画の定めるところによるものとする。

1 職員の出動義務

防災関係の職員は、常に災害気象等に留意し、対策を要する災害の発生（災害の発生が予想される場合を含む。）を承知したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

2 動員の系統

市本部における職員の動員は、次の系統により伝達し動員するものとする。



市本部における職員の動員は、別に定める「気象警報発令 災害発生時における 職員動員配置計画」による。

3 動員の報告

各班長は、分担する災害対策、その他の目的で班員を動員する必要があるときは、それぞれ各班において動員するものとし、動員したときは、その旨を市長公室に報告するものとする。

各班は、あらかじめ動員の系統、順序、連絡方法について具体的に計画しておくものとする。
支部においては、地域振興班により取りまとめをし、その旨を市長公室に報告するものとする。

なお、各班長は、あらかじめ動員の系統、順序等職員の動員計画を市長公室に報告しておかなければならない。また、消防部における動員は、消防長が別に定める動員の方法、消防並びに水防サイレン、警鐘等によるものとする。

4 退庁後における職員の動員

宿日直者は、災害の発生を承知し、又は発生するおそれがあることを承知したときは、次によるものとする。

- (1) 市本部長（市長）、副本部長、本部事務室長（市長公室長）に災害の状況を急報し、指示を受けて「職員動員計画」に基づき動員を行うこと。
- (2) 連絡の方法は電話又は携帯電話、メールで行うものとするが、電話不通時にあつては、電報又は急使によること。

（注）昼夜の別、交通機関の有無を問わず最も短時間に登庁出来る方法で登庁すること。

5 その他

（１） 警報発表時の宿日直者及び情報収集

ア 気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）が発表された場合の宿日直者は、市長公室職員又は支部防災担当者に連絡するものとする。

イ 市長公室職員及び支部防災担当者は、職員招集メール、民間気象会社から配信されるメールなどからも、気象警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）を確認するものとする。

ウ 市長公室、総務部、総合政策部、各支所は、情報収集のため職員２名を配置するものとするが、大雪警報については状況による。

（２） その他職員の配置は、各班、支部において計画するが、災害対策本部を設置し、警戒体制をとったときは、災害準備対策の有無にかかわらず各班、支部とも１名以上が配置につき、又は在庁して待機しなければならない。その他、別に定める高山市職員初動マニュアルに基づくものとする。

（３） 職員の応援

各班、支部における災害応急対策の実施に際し職員が不足するときは、所属の本部連絡員・地域振興班長を通じて市本部（総務班）に応援の要請をするものとする。総務班は、本部員会議で決定された応援方針に基づき、余裕のある部、班、支部のうちから適当な班を決定し、通知するものとする。

なお、職員の応援要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 職務の内容

イ 勤務の場所

ウ 職種

エ 携帯品、その他必要事項

（４） 惨事ストレス対策

救急、救助又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第2節 奉仕団の編成及び活動計画

市長公室、総務部、福祉部、教育部

1 奉仕団の編成

奉仕団は、災害応急対策の実施に奉仕する団体をもって編成するものとする。

(1) 奉仕団は、おおむね次の団体で構成する。

日本赤十字社奉仕団（日赤高山地区奉仕団、日赤高山地区無線奉仕団）

(2) 奉仕団は、団体別等に編成する。また、奉仕団に名称を付し、団長、副団長、班長等を置き、平常時の組織等を考慮して災害奉仕活動の実態に即した編成を行うものとする。

2 奉仕活動

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。

(1) 炊き出し、その他災害救助の実施（給水、保護対策等）

(2) 情報収集・発信

(3) 清掃の実施

(4) 防疫の実施

(5) 災害対策用物資の輸送及び配分

(6) 上記の作業に類した作業の実施（被災地整理、その他応急対策等）

(7) 軽易な事務の補助

3 動員

団員の動員は、奉仕団長がその地域に災害が発生し、団員の動員が必要と認めたとき、又は市本部長から動員の要請があったときに必要な団員（組織）を動員するものとする。

4 その他

(1) 関係機関との連絡調整

奉仕団は、常に市本部、消防機関、警察官等と緊密な連絡を保つとともに、関係機関から要請があったときは積極的に協力し、その対策の実施に奉仕するものとする。

(2) 被害状況の通報

無線奉仕団の役職員は、市本部、消防機関、警察官等と協力して、被害状況、その他災害異常気象等の把握に努めるとともに、市本部職員不在時においては、その状況を速やかに市本部又は警察官に通報するものとする。

(3) 奉仕団活動記録

奉仕団の奉仕を受けた班は、おおむね次の事項について記録し保管するとともに、市本部総務班に提出（1部）しなければならない。

ア 奉仕団の名称及び人員、氏名

イ 奉仕を受けた作業の内容及び期間

ウ その他特記事項及び参考事項

(4) その他

奉仕団の活動は、小規模災害時にあっては各奉仕団が従前からの慣習に従ってそれぞれに

実施するが、大規模災害時にあっては市本部（各担当班）がその連絡、調整を行い、その要請に基づいて奉仕活動を実施するものとする。

なお、作業の実施に当っては、その対策の実施責任者の指示に従って奉仕活動を行うものとする。

第3節 技術者等雇上計画

各部共通

災害応急対策の実施が、災害対策本部職員及び奉仕団の動員のみでは労力的に不足し、又は特殊な作業のため技術的な労力を必要とする場合における労務者等の雇上げは、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

労務者等の雇上げ又はあっせんは、おおむね次の各班において行うものとする。

一般医療衛生関係	—————	医療班
家畜医療衛生関係	—————	畜産班
土木・建設等関係	—————	契約管財班、建設班、維持班、都市計画班、建築住宅班、上水道班、下水道班
その他特殊な職業	—————	各関係事業の主管班
一般労務者	—————	商工班

2 給与の支払い

賃金等の給与額は、その時における雇上げの慣行料金以内によることを原則とするものとする。ただし、法令、その他により別に基準があるものは、この限りでない。

3 労務者従事記録

労務者等の雇上げを行った班は、次の記録を作成し、整理保管しておくとともに、総務班に提出（1部）しなければならない。

(1) 出役表（県様式による）

日々の出役の状況を確認し記録する。

(2) 賃金台帳（県様式による）

日々の出役の状況を記録し、賃金等の計算、支払状況等を記録する。

4 建設関係労務者の雇上げ

契約管財班等は、建設業者等との連絡を密にし、建設労務者の雇用にあって支障のないよう体制を整えておかななければならない。

5 作業器具の確保

災害対策要員を必要とする各班長は、市本部又は各班と連絡の上、作業に要する器具を調達又は確保するものとする。

6 災害救助法による基準等

災害救助法による救助実施のための人夫の雇上げの範囲、その他基準等は、次によるものとする。

(1) 人夫雇上げの範囲

災害救助法による救助実施のための人夫の雇上げは、次の範囲とするものとする。

ア り災者避難のための人夫

原則として認められないが、市本部の指示による避難で、特に誘導人夫を必要とするとき。

イ 医療及び助産の移送人夫

- ① 医療班では処置できない重傷患者、もしくは医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者を病院や診療所に運ぶための人夫を必要とするとき。
- ② 医療班の移動に伴う人夫（医療班員を背負って急流を渡るような人夫）を必要とするとき。

ウ り災者の救出

- ① り災者を救出するための人夫を必要とするとき。
- ② り災者救出に必要な機械器具、資材を操作するための人夫を必要とするとき。
- ③ 後始末のための人夫を必要とするとき。

エ 飲料水の供給

- ① 飲料水供給のための機械器具及び操作に人夫を必要とするとき。
- ② 飲料水を浄化するための薬品の配布等に人夫を必要とするとき。

オ 救助用物資の支給

被服、寝具、その他生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出用品（食料品、調味料、燃料等）の整理（種類別・地区別区分、整頓、保管）、輸送（積降し、上乘、運搬）、又は配分に人夫を必要とするとき。

カ 遺体の捜索

- ① 遺体の捜索に人夫を必要とするとき。
- ② 遺体の捜索に要する機械器具、その他資材の操作に人夫を必要とするとき。
- ③ 後始末に人夫を必要とするとき。

キ 遺体の処理

(2) 臨時職員

遺体の洗浄、消毒等の処置、遺体を仮安置所まで移送するため等に人夫を必要とするとき。

(3) その他の賃金職員

上記以外の救助作業のため人夫の必要が生じたときは、市本部は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外人夫についての要請を行うものとする。

なお、要請に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

- a 人夫の雇上げを行う目的、又は救助種目
- b 人夫の所要人数
- c 雇上げを要する期間
- d 人夫雇上げの理由
- e 人夫雇上げを要する地域

(4) 人夫雇上げの期間

各救助の実施期間中とするものとする。

(5) 費用の限度

「2 給与の支払い」による費用によるものとする。

(6) 報告、その他事務手続き

市本部は、人夫を雇上げたときは、「救助日報」（県様式による）により毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、人夫雇上げに関する記録は、「3 労務者従事記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し整理するものとする。

7 その他

- (1) 医療、土木建設関係者等の雇上げに当っては、従事作業用の器具等を指定し、持参させるものとする。
- (2) 土木の応急復旧作業等で、その内容が市において直接実施するより請負等に付することを適当とするような場合にあつては、請負あるいは委託等の方法によるものとする。

第4節 技術者等への従事命令等に関する計画

市長公室、総務部、消防部、建設部、関係各部

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法でもなお不足し、他に供給の方法がないときは、本計画の定めるところにより従事命令等を執行するものとする。

1 従事命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令は、次表に掲げるところにより執行する。

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用救助のため)	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事 市長（委任を受けた場合のみ）
	協力命令		
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市長
		災害対策基本法第65条2項 3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

2 命令の対象者

従事命令等の種別による従事等対象者は、次表に掲げる範囲とする。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害対策基本法による市長の従事命令等	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にある者

3 従事命令等の執行

市本部における従事命令の執行については、消防作業及び水防作業のための従事命令については消防班が、災害対策基本法による従事命令等については福祉班又は関係各班が担当するものとする。

なお、警察官及び自衛官が従事命令を発した場合は、市本部長に通知するものとする。

4 公用令書の交付

市長が、県知事から委任を受けて行う従事命令又は協力命令（発した命令を変更し又は取り消したときを含む。）の適用については、県様式集などにより定める令書を交付しておこなうものとする。

5 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区 分	災害救助 (知事命令)	災害対策基本法 (知事命令)	市長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	高山市消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 障害補償年金
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	県様式による	県様式による	市で定める様式

6 従事者台帳の作成

従事命令又は協力命令を発したときは、「従事者台帳」（県様式による）を作成し、保管するものとする。

第5節 ボランティア活動支援計画

市長公室、福祉部

各関係機関は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備に努める必要がある。ボランティア活動に対する各関係機関の支援活動は、本計画に定めるところによるものとする。

1 市災害対策本部の活動

(1) 災害直後の情報提供

市本部は、ボランティア活動が円滑に行われるように近隣の市村、報道機関の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等の情報提供を行うものとする。

(2) 被災地におけるボランティア支援体制の確立

市本部は、高山市社会福祉協議会等が設置する救援本部その他関係機関と連携し、ボランティア支援体制を確立するものとする。

(3) ボランティアを行っている者への配慮

市本部は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(4) ボランティアからの情報・ニーズの収集

市本部は、ボランティアからの情報・ニーズ等を把握し、ボランティア活動に対する適切な支援に努めるものとする。

(5) ボランティア活動拠点等の確保等

市本部は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の確認を行う。

(6) 総合ボランティア部会の設置等

市本部にボランティア部会を設け、県社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体と連携を保ちながら、生活支援、医療等の各分野のボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行うものとする。

2 日本赤十字社岐阜県支部の活動

日本赤十字社岐阜県支部は、被害の状況に応じて、支部内に災害対策本部を設置するとともに、赤十字奉仕団等のボランティアによる救護活動の連絡調整を行うものとする。また、必要に応じて報道機関の協力を得て、日赤援助事業を支援するためのボランティアの参加を呼びかける。

3 高山市社会福祉協議会の活動

高山市社会福祉協議会の活動は、災害のため必要があると認めるときは、災害救援本部を設置するとともに、関係市町村社会福祉協議会の協力を得て現地災害救援事務所を設置するものとする。

(1) 高山市社会福祉協議会災害救援本部の業務

ア 災害救援計画の策定及び実施

- イ 救援活動に必要な情報の発信
 - ウ 災害ボランティアの調整
 - エ 災害ボランティアの受付・登録
 - オ ボランティア登録者への活動要請
 - カ 現地災害救援事務所の業務
- (2) 被災現場の救援活動
- ア 災害ボランティアの受入及びコーディネート
 - イ 災害ボランティアの救援活動への支援

4 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、総合ボランティア部会等関係機関と連携を密にし、受付・派遣に係る整備等を行うものとする。

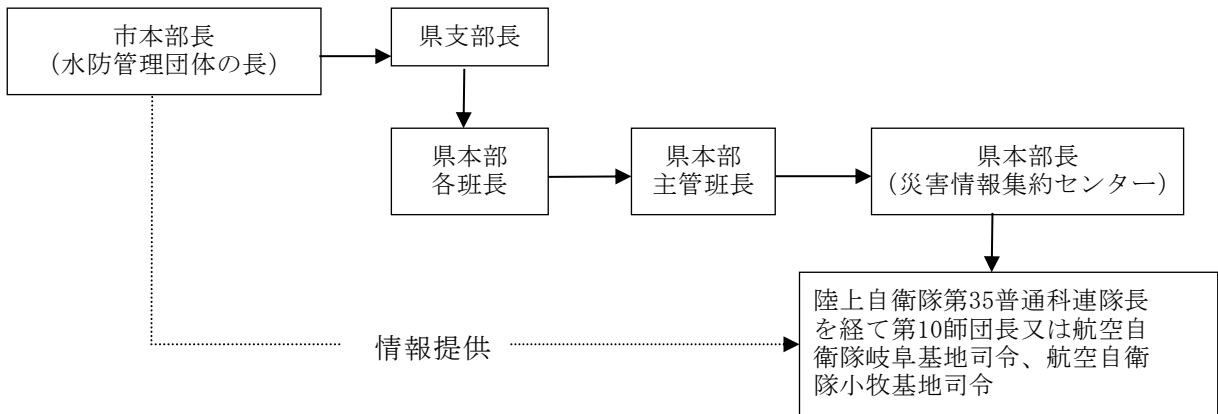
第3項 自衛隊派遣要請計画

市長公室、総務部、消防部

1 自衛隊の災害派遣要請

天変地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、市本部長は、県本部長に対し自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣の要請を依頼することができる。ただし、通信の途絶等で県支部長及び本部長と連絡がとれないときは、市本部長は自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知するものとする。

市本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼について」（県様式による）により次のとおり申請するものとする。ただし、急を要するときは、口頭又は電話又は県防災行政無線で要請を依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。



2 自衛隊の活動

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助するものとする。

(3) 遭難者等の搜索活動

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。なお、必要な資材については、できる限り地元で準備するものとする。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火に当たるが、消火剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開 {障害を撤去し機能を確保する意}

道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたるものとする。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行うものとする。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与するものとする。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施するものとする。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

3 市本部の体制

派遣の要請をし、その派遣を受けたときにおける市本部の対策は、次によるものとする。

(1) 市における分担

派遣された自衛隊の部隊（以下「派遣部隊」という。）に関する市本部における担当の総括は市本部事務室とし、直接的な活動及び関連事項については、依頼した部（以下「事業主幹部」という。）とする。

(2) 市本部各部門の引き継ぎ

派遣部隊が派遣されたときは、市本部事務室は、事業主幹部に引き継ぐものとする。また、派遣期間を終了したときは、事業主幹部は市本部事務室に引き継ぐものとする。

(3) 連絡員の指定

市本部事務室は、派遣部隊と事業主幹部その他機関との連絡に当たるため、市本部事務室又は関係機関の職員のうちから連絡員を指定し、その連絡にあたらせるものとする。

4 受入体制

市本部長は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるよう、その受入体制の万全を期さなければならない。特に、次の事項については留意すべきである。

(1) 緊密な連絡

派遣部隊との連絡を緊密にするため連絡場所を設け、責任者を定めて常に自衛隊との連絡窓口を統一し、作業の実施についても現地指揮官と協議して行うよう努めること。また、必要に応じて地図、略図等を準備し、作業地区ごとに連絡員を定め、災害情報の伝達、資材の調達が円滑に行えるよう努めること。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣部隊の行う作業の計画をたて、必要な資機材を準備し、作業に関係ある管理者等にも連絡しておくこと。

(3) 宿泊施設等の準備

派遣部隊を宿泊させる施設（小学校、公共用建物等が適当）又は野営施設を準備し、併せて駐車場等を確保すること。また、派遣部隊と関係所在自衛隊との情報連絡を確保するため、必要に応じて臨時電話を架設すること。

(4) 住民の協力

被災地域の住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく、積極的に協力して作業を遂行すること。

5 県警の協力

市本部事務室は、自衛隊派遣を容易ならしめるため必要があると認めたときは、県本部警察部（警備第二班担当）と協議して、白バイ、パトロールカー等をもって派遣部隊の先導を依頼するものとする。

6 要請事項の変更

市本部長は、自衛隊の派遣にあたって、要請依頼した事項を変更する必要があるときは、直ちに順序を経て、県本部防災班に連絡するものとする。

7 経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、下記を基準とすること。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要な燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費

エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県本部が調整してその都度決定するものとする。

8 派遣部隊撤収時の手続き

市本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したときは、速やかに県本部に対し「自衛隊の撤収要請依頼について」（県様式による）をもって自衛隊の撤収要請を依頼するものとする。

9 自衛隊ヘリコプターの派遣要請等に関する留意事項

(1) 派遣要請

ア 派遣要請は、様式1号「災害派遣要請依頼について」の事項を明示し、事前又は早期に行うこと。

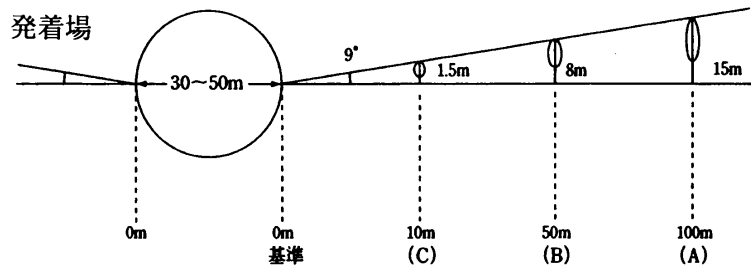
イ 派遣要請は、事実を確認し、他に方法がないときのみ行うこと。

(2) 離着陸場選定基準

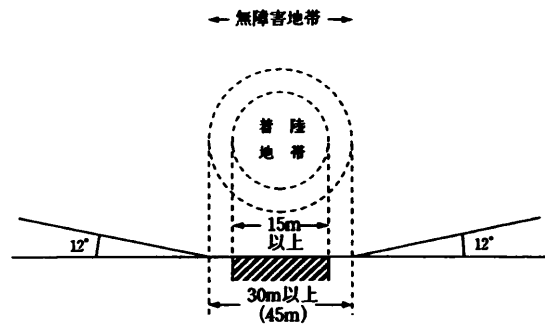
ア 地面は堅固で傾斜6度以内であること。

イ 四圍にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。

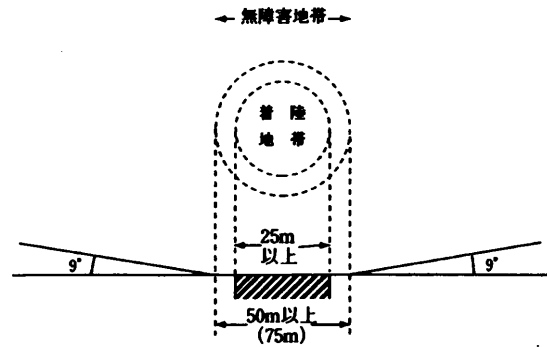
ただし、東西南北100m×100mの面積があれば下図のとおり障害物があっても離着陸は可能である。



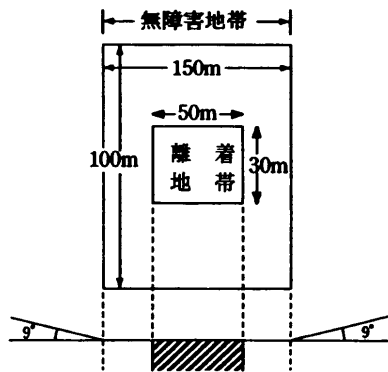
ウ ①小型機（OH-6）の場合
（カッコ内は夜間）



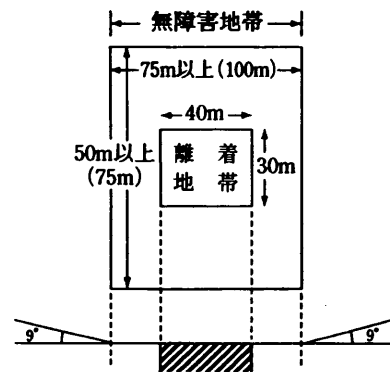
②中型機（HU-1）の場合
（カッコ内は夜間）



③大型機（V-107）の場合



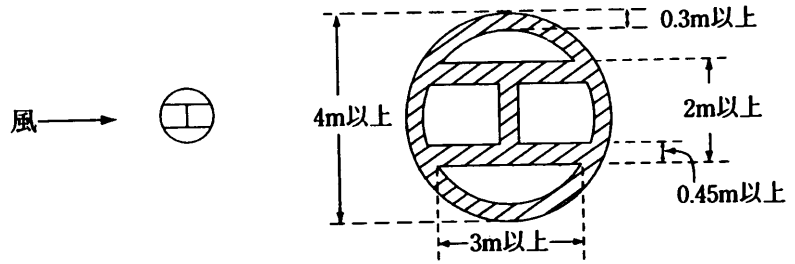
（CH-47J）の場合



(3) 離着陸場の標示

ア 風向きに対して、石灰等で○を書くこと

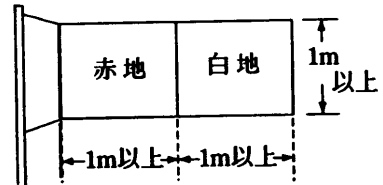
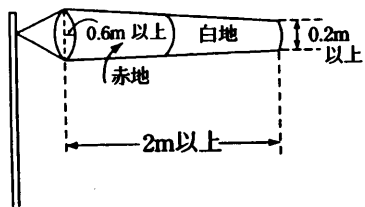
(注)斜線内は白色、
積雪時は赤色とする。



イ 臨時離着陸場の近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)

(旗)



(4) 離着陸における安全

ア 離着陸場は平面にし、必要に応じて撒水し、積雪時は踏み固めること。

イ 離着陸場の半径25m以内には人が入らないこと。

(5) ヘリコプターにより物資等を輸送する場合は、搭載量を超過させないため、計量器を準備すること。

第4項 交通通信計画

第1節 道路交通対策

建設部

災害による道路、橋梁等の交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下、本節において「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損、決壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が道路の通行を禁止し又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条～6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、警察関係機関は、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

2 規制の実施機関

規制の実施は次の区分によって行うものとする。ただし、災害の状況によっては実施者による規制が遅れ、間にあわない場合も予想されるので、市本部維持班は関係道路の管理者、警察関係機関等と密接な連絡をとり、適切な規制がなされるよう配慮して行うものとする。

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（国道事務所）	一般国道のうち、直轄指定区間
	県（県支部土木班）	国道（国が管理するものを除く）、県道
	市（市本部維持班）	市地域内の市道
警察機関等	警察署長 （県支部警察班）	自署の管轄区域内であり、かつ、適用期間の短い（1ヵ月以内）規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制
	自衛官	緊急を要する一時的な規制（警察官がその場にいる場合）

3 発見者の通報

災害時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報するものとする。

4 市本部における措置

維持班は道路施設に被害が予想される時は、巡回調査に努め、危険が予想され又は被害が発生したときは、速やかに次の方法によって規制するものとする。

- (1) 市道が被害を受け、あるいは危険となったときは、維持班は道路法第46条に基づき交通を規制し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。
- (2) 市以外の者が管理する道路施設で、その管理者に通知して規制するいとまのないときは、維持班は直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市本部長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行うものとする。

5 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、警察官がその場に居ない場合、緊急通行車両の妨害となる車両その他の物件の所有者等に対し移動その他適当な措置を取るよう命ずることができるものとする。上記の所有者が不明で命ずることが出来ない場合、自ら移動その他適当な措置を取るものとする。

6 規制の標識等

規制を行ったときは、その実施者は（1）による標識を立てるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、（2）の方法により通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において指導にあたるものとする。

(1) 規制標識

道路法又は道路交通法によって規制したときは、道路標識及び区画線を、道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府、建設省令第3号）及び道路交通法施行令（昭和35年10月11日政令第270号）第1条の2の規定又は災害対策基本法によって規制したときは、災害対策基本法施行規則様式第1に定めるところによって規制標識を設置するものとする。

(2) 規制条件の表示

道路標識（様式適宜）は、次の事項を明示して表示するものとする。

- ア 禁止、制限の対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の表示

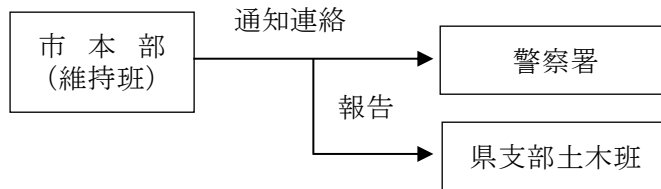
規制を行ったときは、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等について迅速かつ的確な情報を道路情報板、FM放送等で道路利用者に提供し、一般交通にできる限り支障のな

いよう努めるものとする。

7 報告等

規制を行ったときは、維持班は次の方法によって報告又は通知をするものとする。

(1) 系統



(2) 報告事項

報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 禁止、制限の種別と対象
- イ 規制する区間又は区域
- ウ 規制する期間
- エ 規制する理由
- オ 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

8 道路啓開

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

第2節 輸送計画

各部共通

被災者及び災害応急対策要員の移送、あるいは災害対策用物資、資材の輸送等（以下「災害輸送」という。）は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

本計画における輸送の実施は各対策担当班が行うが、担当班において輸送に必要な車両等の確保ができないときは、契約管財班に要請する。契約管財班は、他班の要請があったときは、その内容に応じて災害輸送の途を講じなければならない。

2 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等車両による輸送
- (2) 鉄道による輸送
- (3) ヘリコプター等による空中輸送（県支部を經由して要請）
- (4) 人夫等による輸送

3 輸送力の確保

災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

- (1) 確保順位
 - ア 市有車両等
 - イ 公共的団体の車両等
 - ウ 事業者所有の車両等
 - エ その他の自家用車両等
- (2) 事業用貨物自動車の借り上げ

事業用貨物自動車は、次の区分で借り上げる。

 - ア 小型車両 市本部
 - イ 大型車両 県支部

ただし、緊急を要するときは、直接大型車両を借り上げて使用するものとする。
- (3) 鉄道による輸送

道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき、又は他府県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適当なときは、これによる輸送を行うものとする。
- (4) ヘリコプターによる空中輸送

陸上交通が途絶し、空中輸送が適当なときは、県支部に空中輸送を要請するものとする。
- (5) 人夫等による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送するものとする。輸送のための労力の確保は第3章第2項第3節「技術者等雇上計画」の定めるところによるものとする。

(6) 強制従事による輸送力の確保

一般の方法により、自動車等輸送力の確保ができないときは、強制命令を執行して確保するものとする。

強制従事の方法は、第3章第2項第4節「技術者等の強制従事に関する計画」の定めるところによるものとする。

4 市本部における車両等の確保

(1) 災害輸送のため車両等の借上げを必要とするときは、市本部各班は市本部を通じ契約管財班にその要請を行うものとする。なお、要請に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送量又は車両の台数

ウ 集合の場所及び日時

エ その他の条件

(注) 各班の所属車両を業務目的に使用する場合は、これを必要としない。

(2) 輸送の調整等

車両確保等の要請を受けた契約管財班は、輸送の緊急度、輸送条件、市本部保有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の優先順位、その他について調整するものとする。

(3) 契約管財班は、輸送の内容に応じて営業者等の車両を確保しなければならないときは、県支部総務班と協議し、県支部借用の車両等との混乱をさけなければならない。なお、車両の借上げに当っては、維持班と道路状況等について協議するものとする。

また、借上に際しては、当該車両の運転手付きで借上げるものとする。

(4) 緊急輸送のため車両を使用する場合は、緊急通行車両確認証明書等の交付を警察署に願い出て証明書、標章の交付を受けるものとする。

5 輸送の応援

市本部は、市区域内において車両等が確保できず、あるいは市のみでは輸送ができないときは、県支部に応援要請をするものとする。ただし、緊急を要するとき等においては、隣接市村本部に直接応援の要請をするものとする。

なお、要請に際しては、輸送条件等を明示して行うものとする。

6 輸送記録

災害輸送を行ったときは、各輸送責任者は次の記録を作成し、報告保管するものとする。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（輸送責任者）は、「車両使用書」（県様式による）を作成し、契約管財班に提出するものとする。

(2) 輸送記録簿

輸送を行った担当班は、「輸送記録簿」（県様式による）を備え付け、車両の使用状況を記録し、整備保管するものとする。

7 費用の基準及び支払

運送事業者による輸送あるいは車両等の借上げは、市地域における慣行料金（国土交通省へ届け出し又は認可を受けている運賃料金）によるものとする。なお、自家用車等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付き等）として運送事業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で、市本部（契約管財班）が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。

輸送費あるいは借上料の請求に当っては、債権者は「輸送明細書」（県様式による）を請求書に添付して提出するものとする。

8 災害救助法による輸送の基準

災害輸送のうち、災害救助法による救助実施のための輸送及び移送の基準は、次によるものとする。

（1）輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送及び移送は、次の範囲とする。

ア リ災者を避難させるための移送

市本部長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

イ 医療及び助産のための移送

重傷患者で医療班で処置できない者等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送、あるいは医療班関係者の移送等

ウ リ災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出したり災者の移送

エ 飲料水供給のための輸送等

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のために必要な人員、ろ水器、その他の機械器具、資材の輸送

オ 救助用物資の輸送

リ災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送

カ 死体捜索のための輸送

死体の捜索のために必要な人員、資材の輸送

キ 死体処理のための輸送

死体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送、死体を移動させるために必要な人員及び死体の移送

上記以外について、輸送あるいは移送の必要が生じたときは、市本部長は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に範囲外輸送についての要請をするものとする。

なお、要請に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 輸送の種類及び輸送物資の内容等
- ② 輸送区間又は距離
- ③ 輸送を要する物資等の数量、積載台数等
- ④ 輸送を実施しようとする期間

- ⑤ 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
 - ⑥ 輸送を要する理由
 - ⑦ その他
- (2) 輸送の期間
各救助の実施期間中とする。
- (3) 費用の限度
「7 費用の基準及び支払」による費用の基準によるものとする。
- (4) 報告、その他事務手続き
市本部は、輸送及び移送を実施した各班の実施状況を取りまとめ「救助日報」（県様式による）より毎日その状況を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、輸送に関する記録は、「6 輸送記録」によるものとするが、災害救助分については判然と区分し整理するものとする。

9 留意事項

- (1) 災害輸送に当たっては、輸送責任者を同乗させる等の確な輸送に努めるものとする。
- (2) 緊急輸送車両等の確保が必要なときは、関係者に対して車両等の準備を要請するなど緊急輸送の実施に備えるものとする。

第3節 災害通信計画

市長公室、総務部、消防部

被害状況その他の情報の報告等、災害時における通信（連絡）は、本計画の定めるところによるものとする。なお、災害時における通信等の方法は、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行うものとする。

1 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 一般加入電話による通信

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するものとするが、電話が集中した場合でも通信制限を受けない災害時優先電話から通信を行うものとする。

(2) 警察電話による通信（高山警察署）

一般加入電話が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関（高山警察署、交番、駐在所）の協力を得て警察専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

(3) 鉄道電話による通信（JR東海高山駅）

(2)と同じく、緊急を要するときは、高山駅の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

2 無線通信施設による通信

災害時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 防災行政無線による通信

ア 高山市防災行政無線

災害時における災害情報の伝達、若しくは被害状況の収集その他応急対策に必要な指示、命令等を「高山市防災行政無線管理運用規定」に基づき行うものとする。

イ 岐阜県防災行政無線

災害時における災害情報の伝達、若しくは被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な応援要請等を「岐阜県防災行政無線通信取扱規定」に基づき行うものとする。

(2) 消防無線による通信

被災現地との通信で、消防無線によることが適当なときは、移動無線局を現地に派遣して、市本部の基地局との通信を行う。

(3) 警察無線による通信

防災行政無線電話及び消防無線電話による通信が困難な場合であって、緊急を要するときは、最寄りの警察機関の協力を得て、警察無線電話により通信の伝達を依頼するものとする。

(4) 防災相互通信用無線による通信

局地災害について、緊急に他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合においては、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

(5) 非常通信による通信

一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であつて、緊急を要するときは、岐阜地区非常通信協議会の構成員の協力を得て、非常通信の伝達を依頼するものとする。

(6) その他の通信

移動体通信（携帯電話）及び日赤無線奉仕団等のアマチュア無線、タクシー無線、コミュニティFM放送等の関係者の協力を得て、災害時の緊急情報等の収集、伝達を行うものとする。

3 インターネット等による方法

ホームページ、SNS、メール、テレビ会議システム等を活用し、災害時の緊急情報等の収集、伝達を行うものとする。

4 急使による方法

1から3までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡するものとする。

5 文書による方法

通信に当っては、通報の発受内容を記録し、発信した事項については文書によって重ねて通報するものとする。

通信の発受記録及び文書による連絡は、本章第5項第2節「災害情報収集等の計画」及びそれぞれの応急対策の計画の定めるところによるものとする。

第5項 情報計画

第1節 警報・注意報・情報等の計画

各部共通

気象、水防、火災及び火山に関する警報、注意報及び情報の発表、伝達及びその周知徹底等は、本計画の定めるところによるものとする。

1 警報等の種別

防災と関連のある警報等の種別は、次の区分に従って扱うものとする。

(1) 気象警報等の発表基準

気象ないしは気象と相関連する異常気象及び火山現象について、気象台において発表される特別警報、警報、注意報及び情報の種別及び基準は、次表のとおりである。

種 類		発表基準		
気象特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
気象警報	大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数基準 19		
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準 118		
	洪水警報	流域雨量指数基準		
		高原川流域=38.3	宮川流域=19.8	双六川流域=24.4
		荒城川流域=16.6	宇津江川流域=7.3	瓜巢川流域=8.9
		小八賀川流域=19.8	川上川流域=22.2	牧谷川流域=8.2
		今谷川流域=5.5	苔川流域=7.2	大八賀川流域=12.2
	山口川流域=4.4	江名子川流域=3.6	庄川流域=22.6	
	御手洗川流域=15.6	一色川流域=13	秋神川流域=16.3	
	幕岩川流域=4.8			
	複合基準*1			
	宮川流域=(6, 17.8)	瓜巢川流域=(6, 8)	川上川流域=(6, 19.9)	
	牧谷川流域=(6, 7.3)	苔川流域=(6, 6.4)	大八賀川流域=(14, 12)	
	山口川流域=(6, 4.1)	江名子川流域=(14, 3.2)	一色川流域=(14, 12)	
	幕岩川流域=(6, 4.3)			
	指定河川洪水予報 による基準 神通川水系宮川 [古川大橋]			
暴風警報	平均風速	17m/s		
暴風雪警報	平均風速	17m/s 雪を伴う		
大雪警報	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm	
		山地	12時間降雪の深さ50cm	

気象注意報	大雨注意報	(浸水害) 表面雨量指数基準 8	
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準 88	
	洪水注意報	流域雨量指数基準 高原川流域=30.6 宮川流域=15.8 双六川流域=19.5 荒城川流域=13.2 宇津江川流域=5.8 瓜巢川流域=7.1 小八賀川流域=15.8 川上川流域=17.7 牧谷川流域=6.5 今谷川流域=4.4 苔川流域=5.7 大八賀川流域=9.7 山口川流域=3.5 江名子川流域=2.8 庄川流域=18 御手洗川流域=12.4 一色川流域=10.4 秋神川流域=13 幕岩川流域=3.8	
		複合基準*1 宮川流域=(6, 12.6) 宇津江川流域=(6, 4.6) 瓜巢川流域=(6, 5.7) 川上川流域=(6, 14.2) 牧谷川流域=(6, 6.5) 今谷川流域=(6, 3.5) 苔川流域=(6, 4.6) 大八賀川流域=(6, 7.8) 山口川流域=(6, 2.8) 江名子川流域=(6, 2.2) 庄川流域=(5, 18) 御手洗川流域=(5, 12.4) 一色川流域=(5, 10.4) 秋神川流域=(6, 10.4) 幕岩川流域=(6, 3)	
		指定河川洪水予報 による基準 神通川水系宮川 [古川大橋]	
	強風注意報	平均風速 12m/s	
	風雪注意報	平均風速 12m/s 雪を伴う	
	大雪注意報	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ20cm
			山地 12時間降雪の深さ30cm
	雷注意報	落雷等により被害が予想される	
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧注意報	視程 100m	
	乾燥注意報	最小湿度25%で、実効湿度60%	
	なだれ注意報	①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合	
	低温注意報	冬期：最低気温-12℃以下*2	
	霜注意報	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm	
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報	
	顕著な大雨に関する気象情報	以下の①～④すべての条件を満たした場合 ①解析雨量（5kmメッシュ）において前3時間積算雨量が100mm以上の分布域の面積が500km ² 以上 ②①の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上） ③①の領域内の前3時間積算雨量最大値が150mm以上 ④①の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割	

	以上)又は洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)において警報基準を大きく超過した基準を実況で超過
--	---

*1表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

*2六廐、宮之前は除く

【気象庁ホームページ 警報・注意報発表基準一覧表等より】

御嶽山・焼岳・乗鞍岳・白山に関する火山情報

予報及び警報の別	対象範囲を付した噴火警報の名称	略称	対象範囲	レベル(キーワード)	発表基準等
噴火警報	噴火警報(居住地域)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合
				レベル4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
	噴火警報(火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合(対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)
				レベル2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合(対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)
噴火予報	噴火予報		火口内等	レベル1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

アカンダナ山に関する火山情報

予報及び警報の別	対象範囲を付した噴火警報の名称	略称	対象範囲	警戒事項等	発表基準等
噴火警報	噴火警報(居住地域*)	噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合
				厳重警戒又は山麓厳重警戒	
	噴火警報(火口周辺)	火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合(対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)
火口周辺危険				火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合(対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	
噴火予報			火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。(対象範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)

(2) 水防活動用警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対し発表する警報及び注意報であって、種別、内容は、次のとおりである。

区分	情報等の内容	
1 水防活動用気象注意報	気象注意報のうち大雨注意報の発表があったとき、本注意報があったものとし、水防活動用の語を付けない。	
2 水防活動用気象警報	気象警報のうち大雨警報又は大雨特別警報の発表があったとき、本警報があったものとし、水防活動用の語を付けない。	
3 水防活動用洪水注意報	一般河川	一般河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。

4 水防活動用 洪水警報	一般河川	一般河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
	協議河川	協議河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。

（注）協議河川水防法第11条第1項の規定により都道府県知事が指定する河川

（3）水防警報等

水防法第16条に基づき、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、県知事は、水防警報を行うこととなっており、関係水防管理者等に警報事項を通知する。

水防警報発表基準地点は次表のとおりである。

河川名	対象水位観測所		
	名称	水防団待機水位	氾濫注意水位
宮川	高山	1.60m	2.50m
	宮川下切	1.70m	3.40m
	古川大橋	2.80m	3.30m
荒城川	向町	0.30m	1.10m

（4）避難判断水位・氾濫危険水位到達情報

水防法第13条第2項の規定により県知事が指定した河川について、避難判断水位、氾濫危険水位を定め、当該水位がこれに達したときは、氾濫警戒情報、氾濫危険情報として水位等を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

氾濫危険水位到達情報発表基準地点は次表のとおりである。

河川名	対象水位観測所				
	名称	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
宮川	高山	1.60m	2.50m	設定しない	3.10m
	宮川下切	1.70m	3.40m	4.80m	5.10m
荒城川	向町	0.30m	1.10m	3.40m	3.60m

（5）洪水予報

県と岐阜地方気象台は、水防法第11条第1項の規定により県知事が指定した河川について、河川名を付した氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報を発表する。

洪水予報発表基準地点は次表のとおりである。

河川名	対象水位観測所				
	名称	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
宮川	古川大橋	2.80m	3.30m	3.80m	4.20m

（6）火災警報

空気が乾燥し、風の強いときで火災の危険が予想されるとき市長が発する。なお、警戒発令の気象条件は、おおむね次のとおりとする。

ア 実効湿度60%以下であって、最小湿度25%を下る見込みのとき、又は危険度6.0を越えるとき。

イ 平均風速12m/s以上の風が吹く見込みのとき。

2 警報等の把握及び伝達

（1）情報等の把握

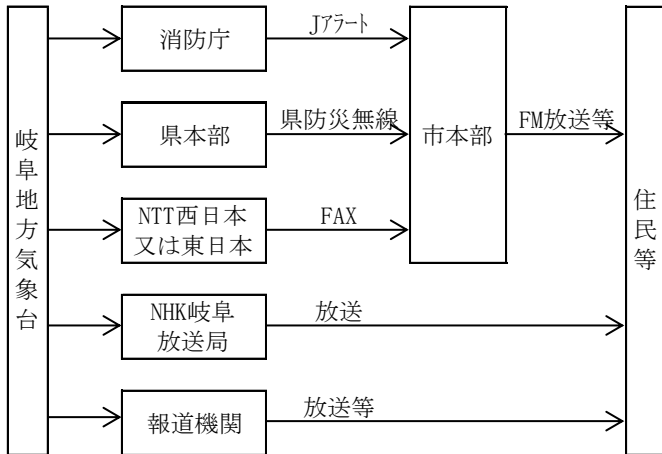
市本部危機管理班及び維持班（退庁時にあっては宿日直者）は、気象注意報等が発表されているときは、県支部（土木班等）との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ放送等に

留意して市地域の的確な気象情報の把握に努めるものとする。

(2) 伝達系統図

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

県、市、放送事業者等は、大雨、暴風、大雪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達するものとする。



(3) 市本体内等の伝達

気象警報等の連絡は、危機管理班が当たるものとする。ただし、部門別実施を要する関係機関等への伝達は、それぞれの対策担当班において行うものとする。

危機管理班から関係各部への連絡方法はメール配信等による。

(4) 住民等への連絡

住民等に周知徹底の必要があると認めるときは、市防災行政無線同報系子局、高山防災ラジオ、市メール配信、SNS、広報車、FM放送等により伝達する。

3 異常現象発見時の対策

災害が発生するおそれがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通知するものとする。

(1) 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は維持班に、火災に関する場合は消防部に、又その他の現象は市本部又は警察官に通知するものとする。

また、異常現象を発見し、あるいは市民等から通報を受けた関係職員は、速やかにその対策又は措置を講ずるとともに、市長公室に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、速やかに市本部に通報するとともに、警察署長に通報するものとする。

4 市本部の対策

警報等の伝達、連絡を受け又は火災警報を発しあるいは異常現象の承知をしたときは、次の

方法により管内の住民及び関係機関に対しその周知徹底と対策等を講ずるものとする。

- (1) N T Tからの伝達は、警報の種別のみであるからラジオ・テレビ放送により、あるいは最寄りの警察署等との連絡を密にし、管内の的確な気象情報の把握に努めるものとする。
- (2) 異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、岐阜地方気象台に通報するとともに、その現象によって予想される災害と関係のある県支部あるいは隣接市村本部に連絡するものとする。
- (3) 県支部（総務班、土木班、警察班等）及び市地域内の関係機関と積極的に連絡し、その対策を図るものとする。
- (4) 県本部危機管理部から火災気象通報の伝達を受けたときは、市地域内の条件を考慮して火災警報を発するものとする。
- (5) 警報等を住民等に周知徹底するに当たっては、予想される災害の応急対策に関する指示もあわせて行うように努めるものとする。
- (6) 警報等の周知徹底を図るため、放送機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県本部を通じて行うものとする。（県本部への要請様式は、県本部から放送機関に送付する様式に準ずるものとする。県計画添付資料参照。）

5 防災関係機関

防災関係各機関は、ラジオ・テレビ放送に留意し、さらに県支部、市本部と積極的な連絡をとり、関係機関相互協力して警報等の周知徹底と応急対策の万全に努めるものとする。

6 雨量観測による気象状況の把握

市本部は、簡易雨量計及び管内の雨量観測実施機関の協力並びに岐阜県土砂災害警戒情報ポータルの情報を得て管内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、がけ崩れ、沢崩れ、土石流、出水警戒、堤防の亀裂、破堤及び市民の避難等必要な対策を講ずるとともに、必要に応じて県本部に連絡するものとする。

第2節 災害情報収集等の計画

各部共通

被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）あるいは収集は、本計画の定めるところによるものとする。ただし、災害が発生してから一定期間経過後に行う詳細な調査については、それぞれの対策に関連する計画の定めるところによるものとする。

1 被害状況の調査、報告事項

被害状況の調査及び報告を要する事項は、関係機関が定める様式により報告する。

ただし、応急対策実施上必要な情報等については、それぞれの被害状況報告に併せて行うものとする。

2 被害状況の調査担当班

被害状況の調査は、次表の各班が関係の機関及び団体と協力あるいは応援を得て実施するものとする。ただし、被害の調査が被害甚大のため市本部において不可能なとき、あるいは調査に技術を要するため市本部単独では実施できないときは、市本部は関係機関（県支部等）に応援を求めて行うものとする。

被害等の区分	収集報告 担当班	調査機関		協力・応援機関
		調査事項	調査担当班	
即時報告	危機管理班	被害及び応急活動状況	各班	
住家等一般被害	福祉班	住家等一般の被害	福祉班 税務班	民生児童委員、町内会 県支部総務班
社会福祉施設被害	福祉班	各施設の被害	各担当班	社会福祉協議会 県支部総務班
医療・衛生 施設被害	健康推進班	医療施設の被害	健康推進班	医師会、県支部保健班
		公衆衛生施設の被害	各担当班	
		上水道施設の被害	上水道班	管設備工業協同組合 日本水道協会 岐阜県支部
商工業関係被害	商工振興班	商工業の被害	商工振興班	商工会議所、商工会 産業振興協会、県支部総務班
観光関係被害	観光班	観光関係の被害	観光班	観光協会 県支部総務班
農業関係被害	農務班	農作物関係の被害	農務班	森林組合、酪農農業協 同組合、卸売市場
		畜産関係の被害	畜産班	農業協同組合、農業共済組合
		耕地関係の被害	農務班	農業改良組合 土地改良区、県支部農林班
林業関係被害	森林政策班	林業関係の被害	森林政策班	森林組合、県支部農林班

土木施設被害	維持班	土木関係の被害	維持班	建設業協会 県支部土木班
都市施設被害	都市計画班 建築住宅班	都市施設の被害	都市計画班 建築住宅班	都市施設の管理者 県支部土木班
教育関係被害	教育総務班	学校関係の被害	学校教育班	小・中学校 県支部教育班
		文化財関係の被害	文化財班	文化財等の管理者
		体育施設の被害	スポーツ推進班	体育協会、指定管理者
		社会教育施設の被害	生涯学習班	指定管理者
市有財産被害	契約管財班	市有財産の被害	契約管財班	
総合被害	危機管理班	市地域内の全被害	各 班	関係機関
火災等の情報	消防班	消防活動、火災被害	消防班	
水防の情報	維持班	水防活動状況	消防班 消防団班 維持班	

- (注) 1 調査、報告の責任者は、別に定めるところによる。
 2 「収集報告担当班」とは、班別の被害状況等の収集あるいは県支部に対する報告を行う班である。
 3 土木施設については、県管理分も市本部において一括調査する。この場合、県支部土木班は、共同して調査を行うものとする。

3 被害状況等の報告系統

被害状況等の一般的な報告の系統は、県様式集等に定めるところによるものとする。

4 調査及び報告等

市本部における被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他災害の条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告を行うものとする。

種別区分	調査・報告事項	報告時限
即時報告 (災害速報)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時
概況調査報告	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し報告する。	発生後毎日定時
中間調査報告	概況調査後、被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	被害の状況がおおむね確定したとき
確定（詳細） 調査報告	災害が終了し、その被害が確定したとき、全調査事項を詳細に調査し報告する。	確定後3日以内

変動（訂正） 調査報告	各調査が誤っていた事を発見したとき、再調査し報告する。	発見後3日以内
終了報告	長期間に至った災害が終了したとき報告する。	終了後1日以内
応急対策の報告	り災地域における状況及び実施、又は実施しようとする応急対策の概況について、できる限りその都度必要な事項を報告する。	発生後毎日定時

（注）上記の調査、報告は、その必要が認められない事項については省略し、また、2以上の調査、報告をまとめて行って差し支えない。

5 被害の調査報告の優先順位

調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市本部においては、人的被害と直接つながる被害、すなわち住家等一般被害状況の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

6 調査報告を要する災害の規模

本計画に基づく調査報告は、おおむね次の各号の基準のいずれかに該当したときに被害のあった事項について行うものとする。

- (1) 本章第1項第1節1により準備体制、警戒体制をとったとき
- (2) 市又は県が災害対策本部を設置したとき
- (3) 市地域内において、自然災害により住家の被害が発生したとき
- (4) 災害の発生が県下広域に及び県地域に相当の被害が発生したと認められるとき
- (5) 災害復旧費が国庫補助又は県費補助等の対象となる災害が発生したとき
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるとき

7 情報の収集、報告

市本部各班は、次の方法により情報を収集する。なお、被害状況等の各部門のとりまとめ及び県支部各班又は県本部各班に対する報告は、それぞれの部門を担当する班において行うものとする。

- (1) 各班は、校区別単位等に被害の状況及び災害応急対策実施状況を調査し取りまとめる。
- (2) 各班は、取りまとめた情報を本部連絡員を通じて本部事務室に報告し、市長公室がこれを集計する。
- (3) 上記報告内容は、警察署等の市内所在の関係機関に連絡する。

8 市本部内における連絡等

市本部内における被害状況の取りまとめ、災害情報の連絡等は、次の方法によるものとする。

- (1) 収集
各班においては、収集した被害状況その他の情報を本部連絡員を通じて担当部長が市本部長に報告するものとする。
- (2) 連絡

市本部において承知し、収集した情報のうち、各部班において必要な事項については、その事項を所管する部の本部連絡員が担当の班長等に連絡するものとする。

(3) 伝達

本部員会議の決定事項及び本部長の指示命令等は、その部を所管する部の本部連絡員が担当の班長等に連絡するものとする。

(4) 災害発生時の連絡

各班及び宿日直者は、大災害の発生を承知し、又は発生しようとしていることを承知したときは、危機管理班に通知するものとする。

通知を受けた危機管理班は、本部長、副本部長及び各部長始め関係者に通知するものとする。

9 調査、報告の留意事項

被害状況の調査、報告に当たっては、全般的にわたって次の事項に留意を要する。

(1) 即時報告（災害速報）

本報告は、概況調査報告の前段情報として、災害予防応急対策の基礎となるものであるから、直ちにその概況を的確に行う必要がある。

(2) 概況調査、報告

本調査報告は、災害に伴う応急対策の計画及び実施の基礎となるものであるから、特に速やかにその概況を的確に調査報告する必要がある。

(3) 中間（変動）調査、報告

この調査、報告は、被害の変動に伴う応急対策の計画変更等の基となるものであるから、変動あるいは判明の都度調査、報告する必要がある。

(4) 確定調査、報告

本調査、報告は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ、各種経費の費用負担を決定するような場合もあるので、正確な被害の調査報告を要する。なお、本調査に当たっては、各応急対策の計画で定める調査、報告事項とあわせて行う等できる限り正確を期するものとする。

(5) 電話報告と文書報告の関係

本計画による報告は、通常電話報告によることとなるが確定報告及び特に県本部が指示する事項については、文書により重ねて報告するものとする。

(6) 報告用紙の印刷

文書報告のため危機管理班にて、所用様式を印刷保管及び外部記録媒体等に記録保存しておくものとする。

(7) 情報発受記録の整備

情報の発受に当たっては、発受両機関とも記録を整備保管するものとする。なお、電話、口頭等による発受は、様式によって記録するものとする。

10 部門別被害状況等の調査、報告

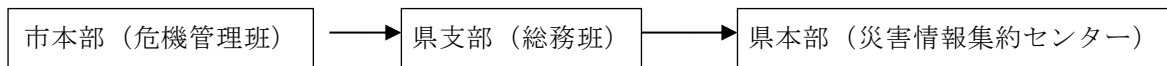
各部門別の被害とその他の状況と、実施しあるいは実施しようとしている各種応急対策等の情報は、次の方法で取り扱うものとする。

(1) 即時報告（災害即報）

本報告は、災害による被害の状況、災害防護応急活動の状況等を速やかに把握し、災害応急対策の基礎資料とするため収集するものとする。

ア 報告の系統

危機管理班は、住民若しくは関係機関からの情報、自らとった災害防護応急措置等について、次の系統で報告する。なお、危機管理班は、直接県本部（災害情報集約センター）に報告したときは、遅滞なくその内容を県支部総務班に報告するものとする。



イ 報告事項等

様式に定める事項のほか、死傷者の発生原因、救護応急活動状況、大規模な公共建造物の被害、自衛隊の災害派遣の要否等について、無線電話、テレビ電話、有線電話、パソコン通信及び電報のいずれかにより報告するものとする。

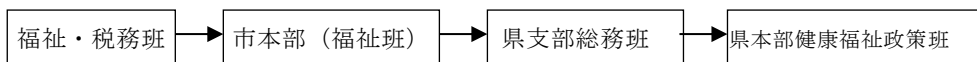
県様式集等により定める様式により報告する。

(2) 住家等一般被害状況の調査報告

この調査報告は、人的被害及びこれにつながる被害状況を掌握し、災害救助法その他による応急救助等実施の基礎資料とするため、必要な事項を調査報告するものとする。

ア 調査報告の系統

福祉班は、各調査員の調査結果及び避難の指示者からの通知等を取りまとめて、次の系統により報告するものとする。



(調査協力団体等) 民生児童委員、町内会 等

(注) 本報告中、緊急を要する場合において市本部は、直接県本部健康福祉政策班に報告し、同時に県支部にも報告するものとする。

イ 調査報告事項

「住家等一般被害状況等報告」（県様式による）に定める事項について調査報告するものとする。

ウ 災害状況判定の基準等

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、おおむね次の基準によるものとする。

被害等の区分	判定基準
死者	死体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	① 所在不明となり、死亡した疑いのある者 ② 山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者

重 傷	1ヵ月以上の治療を要する見込みの者
軽 傷	1ヵ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全 失 (全壊、全焼 全流出)	① 損失部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの ② 住家の主要構造部の被害額がその住家の50%以上に達した程度のもの ③ 被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半 失 (半壊、半焼)	① 損失部分の床面積がその住家の延面積の20%以上70%未満のもの ② 住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの ③ 被害住家の残存部分を補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの
床上浸水	床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	建物の被害が半失には達しないが相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない）
住 家	現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1 棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお、主屋に付属する風呂、便所等は、主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1 戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舍等を1世帯とする。）

(注) 1. 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順次を上位被害として扱う。

- ① 全失 ② 半失 ③ 床上浸水 ④ 床下浸水 ⑤ 一部破損

2. 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。

3. 住家の付属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その付属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する。（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）

4. 死体の調査計上は、り災市町村において行う。ただし、死体が漂着した場合で、り災地が明確でない場合にあっては、その者のり災地が確定するまでの間は、死体の保存（処置）市町村の被害として計上する。

5. 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、納屋等とに区分し計上するものとする。なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調において調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

エ 調査の方法等

被害状況の調査に当たっては、次の事項に留意、又は参考として行うものとする。

- ① 概況調査のうち水害による浸水の調査等は、浸水地域の世帯数、面積、水深の状況等

を考慮の上、各集落及び校區別に被害を認定する等の方法によることもやむを得ない。又当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する方法、あるいは災人員を当該地域の平均世帯人員等により計算する方法を併用できるものとする。

- ② 詳細（確定）調査に当たっては、各校區別に調査員を派遣し、世帯別に調査し、これを福祉班において集計して確定被害とする。なお、調査に当たっては現地調査のみによることなく、住民登録、食糧配給事務等の諸記録とも照合し確認を期するものとする。
- ③ 災害により危険が急迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため危険地域の居住者等に対し、知事、市長、水防管理者、警察官及び自衛官等により、避難の指示、勧告等を行った場合は、市本部に通知があるので、この情報を取りまとめ報告するものとする。
- ④ 「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項については、災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため、特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努めるものとする。

オ 報告の方法等

被害状況その他の報告に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

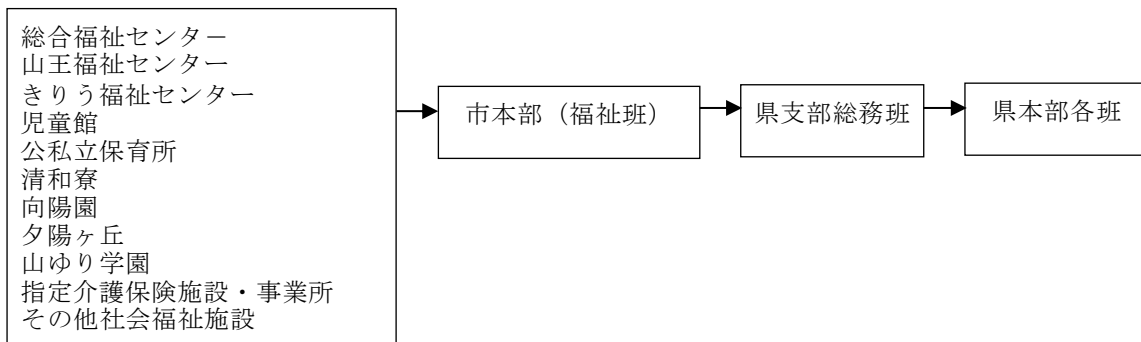
- ① 中間報告を要する災害にあつては少なくとも毎日午前10時までに報告するものとする。
- ② 本報告の責任者及び副責任者は福祉部長が指名し、毎年度4月30日までに、次の事項を県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、報告事項に異動を生じた場合には、その都度報告するものとする。
 - a 市の救助実施機関名及び所在地並びに電話番号
 - b 報告責任者の所属、職名、氏名
 - c 報告副責任者の所属、職名、氏名

(3) 社会福祉施設被害状況の調査報告

本調査報告は、社会福祉施設の被害に伴う収容者の保護と施設応急復旧等の基礎資料とするため、必要な事項を調査し報告するものとする。

ア 調査報告の系統

施設管理者が被害状況を調査し、福祉班が次により報告するものとする。



(調査協力団体等) 高山市社会福祉協議会 等

(注) 本報告中緊急を要する場合、施設管理者及び市本部は被害情報集約システムを通して、県本部健康福祉政策班にも報告するものとする。

イ 調査報告事項

「社会福祉施設被害状況等報告書」（県様式による）に定める各事項について、調査報告する。

ウ 社会福祉施設の範囲

本調査報告は、社会福祉法にいう第1種及び第2種施設の諸施設について行うものとする。

エ 被害程度判定の基準

建物の全失、半失、浸水等の被害区分は、住家等一般被害調査の判定基準の例による。

オ 調査報告の方法

- ① 建物及び人的被害は、ともに「住家等一般被害状況等報告書」と重複計上されるものであるから調査、報告あるいは集計に当たっては留意して扱うものとする。
- ② 確定報告を文書によって行うときは、「社会福祉施設被害調査表」（県様式による）を添えて提出するものとする。

カ 報告書記載作成の方法

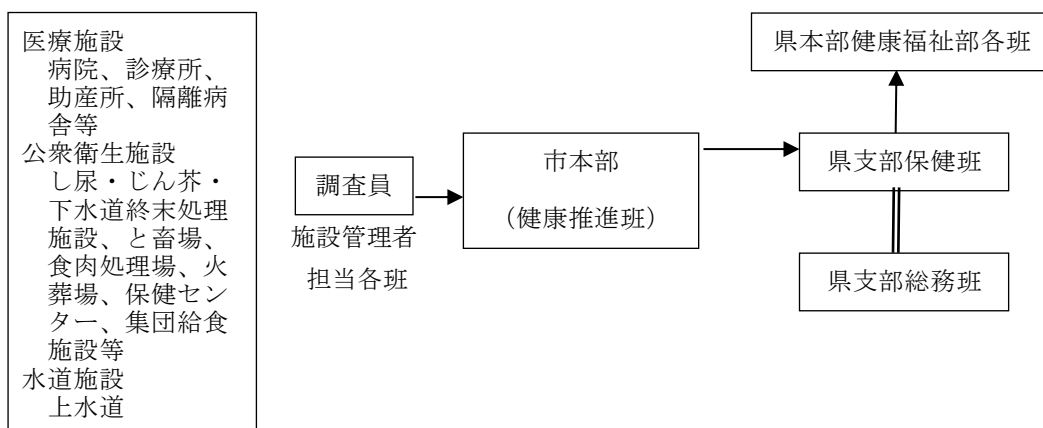
- ① 各施設管理者は報告書を作成し、福祉班はその集計をして本報告書を作成する。
(文書による提出に当たっては、各施設別報告書を添える。)
- ② 報告に当たっては、施設名称、被害室名（便所、収容室等）及び収容者の措置並びに将来の見通し等を備考欄に記載して行う。

(4) 医療衛生施設被害状況の調査報告

本調査報告は、医療衛生施設の災害による被害の状況を掌握し、医療、衛生対策の基礎資料とするための必要な事項について、調査し報告するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、各施設管理者及び担当各班が実施し、健康推進班が報告するものとする。



(調査協力団体等)

医師会、管設備工業協同組合、日本水道協会岐阜県支部

(注) 市本部は、緊急を要する内容の事項については、直接県本部に報告し、その旨を県支部に連絡するものとする。

イ 調査報告事項

「医療衛生施設被害状況等報告書」（県様式による）に定める各事項について調査し、報告するものとする。

ウ 医療、衛生施設の範囲

本調査は、公営、民営すべてについて計上するものとする。

エ 調査、報告の方法

被害状況のうち建物については、「住家等一般被害状況」と重複計上されるものである。ただし、建物が住宅と共用されているものについては、棟数は本施設に計上せず、施設数と被害額のみを計上するものとする。

カ 報告書記載作成の方法

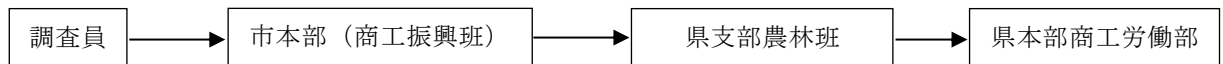
応急対策その他の状況の記載に当たっては、市地域内の総合的な状況によるものとする。

(5) 商工業関係被害状況の調査報告

本調査報告は、商工業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査、報告の系統

調査は、商工振興班が地域内の商工会議所その他関係団体と協力して行い、報告は次の系統によって行うものとする。



(調査協力団体等)

商工会議所、商工会、産業振興協会、地場産業振興センター、商店街振興組合連合会、木工連合会

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に連絡するものとする。

イ 調査施設の範囲

商工業関係の全般について調査する。

ウ 調査報告事項

「商工業関係被害状況等報告書」（県様式による）に定める各事項について、調査し報告する。なお、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査するものとする。

エ 調査の基準

被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準によるものとする。

- ① 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数には計上せず、件数と被害額のみ計上する。
- ② 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、（ ）外書として計上する。
- ③ 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。
- ④ 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合、若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場

及び原材料置場についての物的被害を計上する。

- ⑤ 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上する。

オ 調査報告の方法

調査報告に当たっては、次の点に留意して行うものとする。

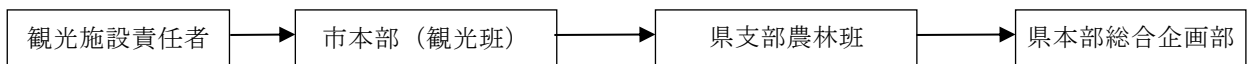
- ① 本被害のうち、建物被害については「住家等一般被害状況調査」の非住家と重複計上されるものである。
- ② 被害計上に当たっては、農林被害との関係に留意し、重複、脱ろうの防止に努めること。（例 木材、農産加工製造品等）

(5の2) 観光施設被害状況の調査報告

本調査報告は、観光施設の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、観光班が市地域内の関係団体等と協力して行い、報告は次の系統によって行うものとする。



(調査協力団体等)

観光協会

- (注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、同時に県支部に連絡するものとする。

イ 調査施設の範囲

観光関係の全般について調査する。

ウ 調査報告事項

「観光施設被害状況等報告書」（県様式による）に定める各事項について、調査し報告する。

エ 調査の基準

被害状況の調査、計上に当たっては、次の基準によるものとする。

- ① 区分欄のうち、その他観光施設欄には休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。
- ② 建物、施設欄のうち、建物の被害は一部破損以上の被害建物を計上する。
- ③ 全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失、その他これに類するものを計上する。
- ④ 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

オ 調査報告の方法

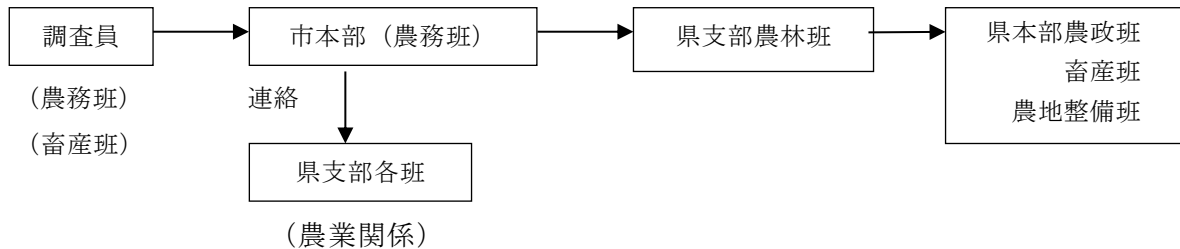
本被害のうち建物被害については「住家等一般被害」と重複計上されるものである。

(6) 農業関係被害状況の調査報告

本調査報告は、農業関係の被害状況を掌握するとともに、県本部に報告するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

被害状況の調査は、農務班において行う。ただし、実際の調査に当っては、農業協同組合、農業共済組合等の協力及び県支部農業関係各班の立合を求め適切な被害評価に努めるものとする。



(調査協力団体等)

農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、卸売市場、森林組合、酪農農業協同組合
農業改良組合

イ 調査、報告事項

県様式集等により定める様式で報告するものとする。

ウ 報告期限

文書による報告書等の提出期限は、県本部農政部長が指示した場合を除き、次によるものとする。なお、災害の程度により期限前に報告を必要とするものは、その都度電話により行うものとする。

報告・書類提出期限

報告種別	市本部→県支部	
概況報告	災 害	3日以内
中間報告	災 害	9日以内
確定報告	終息後	15日以内

エ 調査の基準等

被害状況の調査に当たっての判定の基準は、おおむね次によるものとする。

① 農地等の被害区分

流 失 —— その筆における耕地の厚さ1割以上が流失した状態のものをいう。
埋 没 —— 土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のものをいう。

② 農作物等作物被害は、その災害により収穫量の減収相当分を予想（推定）して計上するものとする。

③ 冠水 —— 作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものをいう。

(7) 林業関係被害状況の調査報告

本調査報告は、林業関係の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として、必要な事項を調査し収集するものとする。

ア 調査報告の系統

被害状況の調査は、森林政策班が調査員を現地に派遣し、県支部関係班及び森林組合職員等の協力を得て、的確な被害の把握に努めるものとする。

ただし、次の調査については県支部農林班が行うので、その被害を承知したときは、そ

の旨県支部農林班に報告するものとする。

- ① 施工中の県営事業及び補助事業に関連のある事業
- ② 県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害
- ③ 県育種地の苗木等の被害



（県有林、県営事業等）

（調査協力団体等）

森林組合

（注） 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は県本部に直接報告し、直ちに県支部に連絡するものとする。

イ 調査報告事項

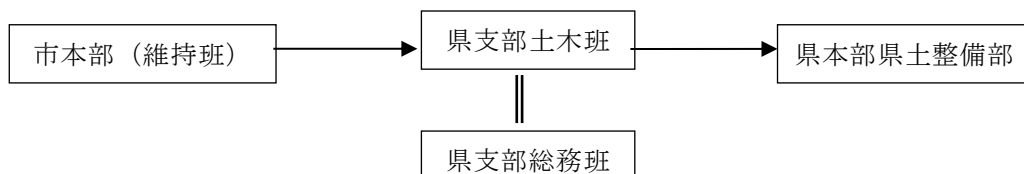
県様式集等により定める事項について調査し、報告するものとする。

（８） 土木施設被害状況の調査報告

本調査報告は、土木施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査、報告の系統

調査は、維持班が県支部土木班の協力を得て行い、報告は次の系統によって行うものとする。



（調査協力団体等）

建設業協会 等

（注） 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、直ちに県支部土木班に連絡するものとする。

イ 調査施設の範囲

土木施設の全般について行う。ただし、国の直轄事業については、参考的に調査する。

ウ 調査報告事項

「土木施設被害状況報告書」（県様式による）に定める各事項について調査し、報告する。

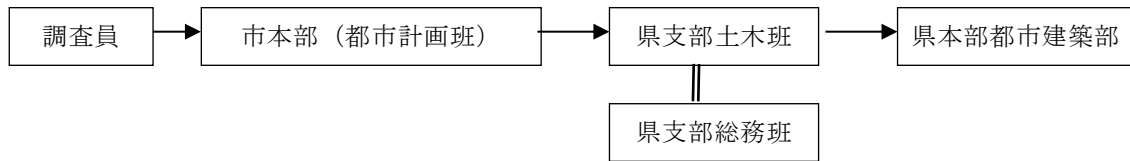
国の直轄事業については、該当欄に（ ）外書するものとする。

（８の２） 都市施設関係被害状況の調査報告

本調査報告は、都市施設の被害状況を掌握するとともに、応急復旧を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、都市計画班が県支部土木班の協力を得て行い、次の系統により報告するものとする。



(調査協力団体等)

都市施設の管理者等

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、直ちに県支部土木班に通知するものとする。

イ 調査施設の範囲

都市施設の全般について行う。

ウ 調査報告事項

「都市施設被害状況報告」（県様式による）に定める各事項について調査、報告する。

(9) 教育関係被害状況の調査報告

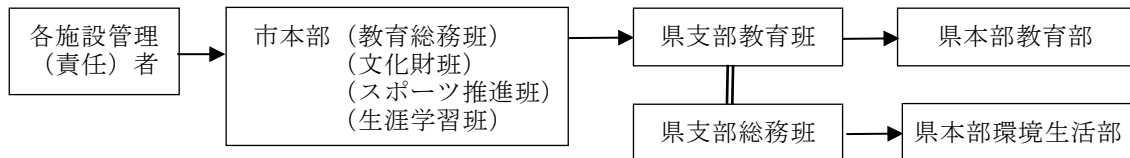
本調査報告は、教育関係（私立を含む。）の被害状況を掌握するとともに、応急対策を実施するための基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

施設経営者（管理者）が被害状況を調査し、次の区分により報告するものとする。

① 市施設等

市施設及び文化財の調査は、教育部及び市民活動部において行い、次の系統で報告する。



(調査協力団体等)

体育協会、文化協会、文化財等の管理者、指定管理者、各種社会教育団体

(注) 報告の内容が緊急を要するときは、市本部は直接県本部に報告し、直ちに県支部教育班に通知するものとする。

② 私立施設

私立施設は、その経営者が調査し、県支部教育班へ報告するとともに、市本部へ被害の概要を連絡するものとする。

イ 調査、報告事項

「教育関係被害状況等報告書」（県様式による）に定める事項について調査し、報告するものとする。

ウ 被害程度判定の基準

被害程度の区分の判定は、おおむね次の基準によるものとする。

① 全壊、全焼、流失

建物が滅失した状態又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ屋根の全部又は一部が地上に落ちた建物の状態をいう。

② 半壊、半焼

建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない建物の状態をいう。なお、当該建物が復旧しても安全度保持上、長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。

③ 一部破損

建物の構造部分が被害を受け、傾斜もしくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態、及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた建物の状態をいう。

エ 用途別区分基準

施設の用途別区分は、おおむね次の基準によるものとする。

① 建物

教育関係施設の用に供されている建物（建物に付属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の付帯設備を含む。）をいう。

② 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物。例えば、自転車置き場、相撲場、吹き抜けの渡り廊下等をいう。

③ 土地

建物敷地、運動場、実習地等及び造成施設（校地造成施設とは、がけ地の土塁擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、トラック、フィールド、テニスコート等のコート類、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等）をいう。

④ 設備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品、例えば生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、給食調理機械器具、食器、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具等をいう。

オ 報告書記載作成の方法

① 区分欄は、次のように区分する。

a 市立施設 —— 小・中学校、図書館、公民館、体育施設、学校給食センター、勤労青少年ホーム・女性青少年会館、飛騨高山まちの博物館、市政記念館、風土記の丘学習センター、市民文化会館等

b 私立施設 —— 幼稚園、高等学校、短期大学等

② 文化財に被害があったときは、市本部は「その他」欄に文化財の名称又は件数、被害額を記載し報告する。

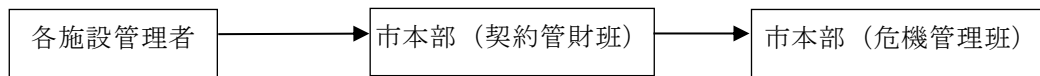
③ 建物の浸水は、被害の有無にかかわらず計上すること。従って、要補修以上の被害がある建物は、重複して計上されるものである。

(10) 市有財産被害状況の調査報告

本調査は、市有財産の被害を掌握し、応急復旧等を実施するための基礎資料とするため、必要な事項を調査するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、契約管財班が行い、次の系統により報告するものとする。



イ 調査する範囲

市有財産（物品を含む）のほか借用財産にあってもその復旧が市の責任において実施しなければならないものを含めるものとする。なお、それぞれの施設においては各施設管理者が調査し契約管財班に報告するものとする。

ウ 調査報告事項

「県有財産被害状況等報告書」（県様式による）に定める各事項に準じて調査し、報告するものとする。

エ 調査報告の基準

被害状況の調査計上に当たっての基準は次による。

- ① 建物の被害区分は、様式1号「住家等一般被害状況」の判定基準によるものとする。
- ② 自転車2台と更紙2,000枚の被害は3件（備品については1点1件とし、消耗品については1品種1件とする。）

オ 調査報告の方法

調査報告に当っては、次の点に留意して扱うものとする。

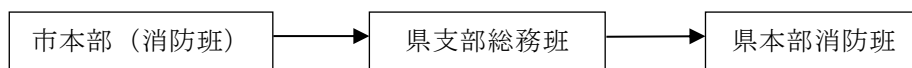
- ① 調査に当っては、「市有財産被害調査表」（県様式による）により施設別に調査作成し、これを集計して報告する。なお、上記調査表は、被害確定報告を文書によって行うときに添えて提出するものとする。
- ② 本被害のうち建物については、「住家等一般被害状況」と重複計上されるものである。

(11) 消防職団員の活動

本調査報告は、災害時における消防機関の活動状況を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査、報告の系統

調査は消防班が行い、次の系統により報告するものとする。



イ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるために、消防機関が出動して警戒、救助、救出、物資輸送その他応急対策等に従事したときに「消防職団員活動状況報告書」（県様式による）に定める事項について調査報告するものとする。

ただし、市長が水防法に基づく水防管理者として消防機関を出動させた場合の報告は、岐阜県水防計画によるものとする。

ウ 調査、報告の方法

- ① 活動状況については出動月日につき1枚とする。
- ② 消防本部、消防団を区別して記入する。

(12) 総合被害状況調

総合情報は、次の方法によって取りまとめ、市における災害応急対策の資料とするほか、関係の各機関に対して通報するものとする。

ア 情報収集系統

災害情報は、次の系統によって集計する。

住家等一般被害及び応急救助の情報	→	福祉部	本部連絡員	本部 事務室	総 務 部
社会福祉施設の被害等の情報	→	福祉部	本部連絡員		
医療衛生施設の被害等の情報	→	市民保健部	本部連絡員		
商工業施設の被害の情報	→	商工労働部	本部連絡員		
観光施設の被害の情報	→	飛騨高山プロモーション戦略部	本部連絡員		
農業関係被害等の情報	→	農政部	本部連絡員		
林業関係被害等の情報	→	森林・環境政策部	本部連絡員		
上・下水道施設被害等の情報	→	水道部	本部連絡員		
土木施設の被害等の情報	→	建設部	本部連絡員		
都市施設の被害等の情報	→	都市政策部	本部連絡員		
教育関係の被害等の情報	→	教育部・市民活動部	本部連絡員		
市有財産の被害等の情報	→	財務部	本部連絡員		
消防に関する情報	→	消防部	本部連絡員		
水防に関する情報	→	建設部	本部連絡員		

イ 被害の集計

市本部における被害の集計は、本部事務室において「災害総合被害状況調」（県様式による）に定める事項につき集計を行うものとする。

ウ 被害の通報

総合被害を取りまとめたときは、次の各機関に通知するものとする。

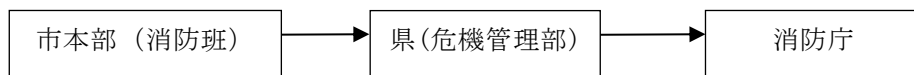
- ・高山市防災会議構成各委員の所属機関
- ・市本部各班
- ・報道機関

(13) 消防関係の即報

本調査報告は、火災による消防機関の活動状況等を掌握し、応急対策の基礎資料として必要な事項を収集するものとする。

ア 調査報告の系統

調査は、消防班が行い、次の系統により報告するものとする。



イ 即報する災害の規模

火災、爆発等による災害が発生した場合、あるいは風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等で、火災・災害等即報要領の定める火災等即報の一般基準個別基準に該当する場合に報告するものとする。

ウ 調査報告事項

「火災・災害等即報要領」によって即報するものとする。ただし、この報告は、災害発生後直ちに行う電子メールによる即報事項であって、その後速やかに「火災報告取扱要領」の定めるところにより調査し報告するものとする。

エ その他

被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めによるものとする。

オ その他の被害

その他、火災、水害等により被害が発生したときの災害情報は、別に定める「市消防計画」「市水防計画」の定めるところによるものとする。

第3節 災害広報計画

市長公室、総合政策部、総務部

災害時における報道機関、住民等に対する被害状況その他災害に関する各種情報の広報活動は、この計画の定めるところによるものとする。

1 情報の収集及び広報機関

市本部における被害状況その他の広報は、総合政策班において行うものとする。ただし、被害状況等災害情報の収集のうち第2節「災害情報収集等の計画」に定める事項については、同計画の定めるところによりそのとりまとめは市長公室が行い、これに基づいて広報公聴班が広報するものとする。

2 災害情報の収集

第2節「災害情報収集等の計画」に定める事項以外の災害情報の収集は、次の要領により収集するものとする。

- (1) 担当班職員を現場に派遣して災害現場写真を撮影するものとする。
- (2) 担当班職員以外の職員が撮影した写真の収集を図るものとする。
- (3) その他現場における資料の収集を図る。
- (4) 県本部広報班の要望があれば、これら資料の提供をするものとする。

3 災害情報等の広報

災害情報等の広報は、次の方法によって行うものとする。

- (1) 「広報たかやま」の特集号等の発行により各世帯に災害情報を徹底するものとする。
- (2) コミュニティFM放送、広報車、防災行政無線、市ホームページ、SNS等あらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、災害情報の迅速かつ的確な広報に努める。
- (3) 市本部において収集した被害情報その他災害の情報は、報道機関に対して次の事項を公表するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害調査及び発表の時限
- エ 被害状況（第2節災害情報収集等の計画(12)総合被害状況の事項）
- オ 災害救助法適用の有無
- カ その他判明した災害の情報
- キ 市本部等における応急対策の状況

なお、本情報は発表時判明している事項についてのみ行うものとする。

4 住民の安否情報

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急

措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認るときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

なお、安否不明者等の氏名等公表については、県が定める手順によるものとする。

第6項 災害防除計画

第1節 事前措置に関する計画

建設部、農政部、森林・環境政策部、消防部

災害対策基本法第59条第1項に基づく災害時における被害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去、保安その他事前措置は、本計画の定めるところによるものとする。

1 事前措置の範囲

災害が発生するおそれがある場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件について被害の拡大を防止するため、必要な範囲において次のような物件の除去、保安等の措置を指示するものとする。

- ・ がけ崩れのおそれのある土地
- ・ 貯木場の材木、農業用ため池
- ・ 風害のおそれのある広告物、煙突等
- ・ その他危険物等

2 実施（代行）者

事前措置の実施は、原則として市本部長が行うが、市本部長が行うことが困難なときは、次によるものとする。

（1）警察署長への要請

市本部において措置することが困難で、警察機関における措置が適当（効果的）なときは、警察署長（警察官）に事前措置の要請をするものとする。

（2）本部職員による代行

現地に居合わせる消防職員等本部職員が緊急に事前措置を要すると認めたときで、これを市本部長に報告して実施するいとまがないときは、その場にいる消防職員等本部職員がその権限を代行するものとする。

3 指示の方法

事前措置の指示は、文書によって行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭で行うものとする。この場合、できる限り速やかに文書により指示するものとする。

4 措置期間

平常時における事前の通知は、第2章第3項第1節「災害危険地域の調査等の計画」に定めるところによるが、直接の指示はおおむね気象警報発表時等災害の発生が具体的に予想される場合、又は被害が拡大しつつある場合等に行うものとする。

第2節 水防計画

建設部、消防部

市地域における水防に関する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。なお、各河川の水防は、建設部及び消防部において対策をたて、応急の措置を講ずるものとする。

1 組織運用計画

(1) 配備計画

ア 警戒配備 —— 雨に関する注意報発表時

① 水防資機材台帳の確認（消防部）

イ 巡視配備 —— 水防団待機水位を超えるなど巡視が必要と判断したとき
(高山)

① 宮川 石浦町～合流点（川上川） (第2・4分団各2名)

② 苔川 千島町～冬頭町 (第3・4分団各2名)

③ 江名子川 江名子町～大新町 (第1・5分団各2名)

④ 大八賀川 生井町～三福寺町 (第8・9分団各2名)

⑤ 川上川 八日町～下切町 (第6・7分団各2名)

(丹生川)

① 久手川・小八賀川・池之俣川 久手～小野 (第1分団2名)

② 小八賀川・小木曾谷川・大萱谷川 瓜田～北方・大萱 (第2分団2名)

③ 小八賀川・大萱谷川 坊方・新張 (第3分団2名)

④ 荒城川 荒城 (第4分団2名)

⑤ 小八賀川・山口谷川 山口・町方 (第5分団2名)

(清見)

① 川上川 巢野俣～三日町 (第1～3分団各2名)

② 牧谷川 牧ヶ洞～三日町 (第1・2分団各2名)

③ 小鳥川 上小鳥～江黒 (第4分団4名)

④ 馬瀬川 檜谷～大原 (第3分団2名)

(荘川)

① 六厩川水系 六厩 (第1分団2名)

② 三谷川 三谷～三尾河 (第1分団2名)

③ 寺河戸川 寺河戸 (第1分団2名)

④ 一色川 一色 (第1分団2名)

⑤ 庄川 三尾河～牧戸 (第1～3分団各2名)

⑥ 町屋川 町屋 (第2分団2名)

⑦ 野々俣川水系 野々俣 (第3分団2名)

(一之宮)

① 宮川・常泉寺川 洞～一之宮 (第1分団4名)

② 宮川・常泉寺川 山下～本通 (第2分団4名)

③ 宮川・常泉寺川	奥～野	(第3分団4名)
④ 無数河	段	(第3分団2名)
(久々野)		
① 八尺川	山梨～反保	(第2分団2名)
② 飛驒川	橋場～渚	(第1分団2名)
③ 無数河川	上組～橋場	(第1分団2名)
④ 飛驒川	小屋名～反保	(第2・3分団各2名)
(朝日)		
① 飛驒川	見座	(第1分団5名)
② 飛驒川	立岩・万石	(第2分団5名)
③ 青屋川	青屋	(第2分団5名)
④ 秋神川	桑之島	(第3分団5名)
(高根)		
① 日和田川	日和田	(第2分団2名)
② 幕岩川	日和田・小日和田・留之原	(第2分団2名)
(国府)		
① 宮川	三川～宇津江	(第1・2分団各2名)
② 荒城川	宮地～山本	(第2・3分団各2名)
(上宝)		
① 高原川	平湯～笹嶋	(第2分団各班2名)
② 高原川	葛山～見座	(第3分団各班2名)
③ 左俣谷、右俣谷、蒲田川	神坂～栃尾	(第2分団各班2名)
④ 双六川	金木戸～桃原	(第3分団各班2名)
⑤ 蔵柱川	荒原～蔵柱(下)	(第1分団各班2名)
⑥ 蔵柱川	本郷～吉野	(第1分団各班2名)

ウ 非常配備 —— 危険な状態になったとき

- ① 本部長の指定する場所（本部長指示班員）

(2) 動員計画

消防部は、消防団長、支団長及び維持班と協議の上、各分団長に電話等で連絡し、第1次出動により動員を行う。また、非常配備については、災害発生の状況に応じ第2次もしくは第3次出動により動員する。

2 情報計画

(1) 警報等の伝達

消防部は、消防団長及び支団長に警報以上の気象情報を電話、無線（受令機）等で連絡する。警戒配備時の消防職員・団員に対する連絡は、消防車等の無線、電話等により行う。

(2) 情報の通報、報告

巡視及び警戒配備により動員された消防職員・団員からの各河川の状況等の情報は、消防

部が収集し、市本部長及び市長公室に報告する。

(3) 出動招集

各河川の状況及び今後の降雨予測などにより、水防活動の準備、活動が必要と判断した時点で、消防職団員を電話、メール等により招集する。

3 巡視

(1) 巡視者 〓 〓 巡視配備のとおり

(2) 巡視基準 〓

(3) 特に重点を置く箇所の状況
重要水防箇所（県管理区間）

(4) 異常現象発見時の処置

通報を要する異常現象の範囲は、次のとおりとする。

ア 急激に増水し、溢水等のおそれがあるとき。

イ 亀裂が生じ、破堤のおそれがあるとき。

ウ ろう水甚だしく、破堤のおそれがあるとき。

エ その他、巡視中に特に水路について重要な事項を発見したとき。

巡視員は、異常現象を発見したら直ちに市本部（消防部、維持班）に連絡するとともに監視を続行し、応急対策の措置に必要な情報を続いて通報するものとする。

4 ため池等の管理

樋門、ため池等の状況

雨に関する注意報あるいは警報の発表時において、維持班は用水取入口等の門扉の閉鎖を行う。また、各消防分団は、各地域内にある防火用水、ため池、貯水槽の管理の状況を把握しておくものとする。

5 水防器材の調達

(1) 資器材の調達

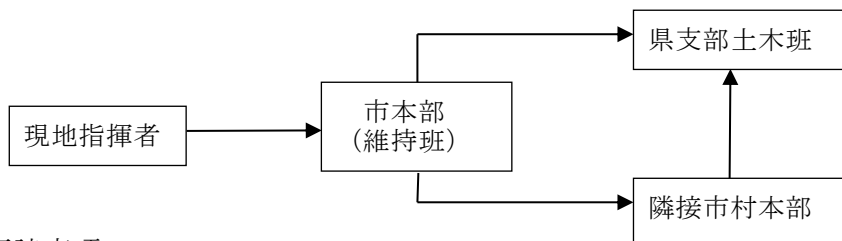
不足する資器材の調達は、速やかに維持班において行うこと。

(2) 建設機械の借上

市有の建設機械で不足するときは、県支部土木班に要請するとともに、協定に基づき高山市三協防災対策協議会に協力要請をするものとする。

6 応援要請等

(1) 要請系統

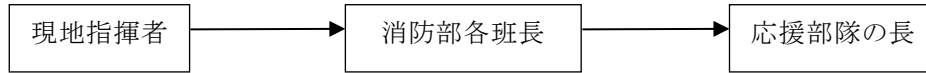


(2) 要請事項

人員数、物資名、数量、時期、場所、携行品等を明示して要請するものとする。

(3) 誘導等

応援部隊あるいは物資輸送の現地への誘導者は消防部各班長とし、指揮系統は次のとおりとする。



7 その他の計画

(1) 活動の安全

現地指揮者は、細心の注意をもって活動者の安全を確保すること。

(2) 隊員の休養

活動状況により一定しないが、活動が長時間に及ぶときは、活動者の交代等により隊員の休養時間を確保すること。

(3) 炊出確保の方法

本章第7項第3節「食料供給計画」による。

(4) 一般住民等に対する協力要請の方法

各地域の町内会長に要請する。

(5) 警察機関等との連絡協調

消防部は、出動警察官との連絡を密にするとともに、市本部を通じて連絡協調すること。

第3節 消防計画

消防部

災害時における消防に関する応急の対策は、「市消防計画」に定めるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により、気象機関から通報される火災気象通報は、次の取扱いによるものとする。

(1) 気象の条件及び通報

火災気象通報は、気象の状況が火災の予防上危険であるとき、具体的には次の条件に該当する場合に岐阜地方気象台が県本部（災害情報集約センター）に通報するものとする。

[高山－高山特別地域気象測候所の値]

① 火災気象通報【乾燥】

実効湿度が60%以下で、最小湿度が25%以下になる見込のとき。

② 火災気象通報【強風】

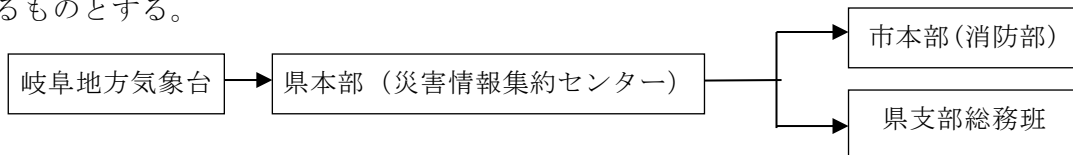
平均風速12m/s 以上の風が吹く見込のとき。

(上記両方を満たすときは、火災気象通報【乾燥・強風】として発表される。)

※発表エリアは、市町村ごと

(2) 伝達の方法

通報を受けた県本部（災害情報集約センター）は、次の系統で県支部及び市本部に伝達するものとする。



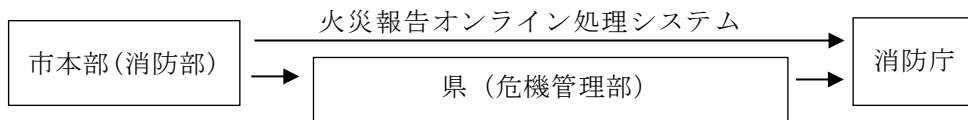
(3) 火災警報の発表

市本部長は、前記通報を受け、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報を発するとともに、その周知徹底と火災予防上の必要な措置をとるものとする。

2 火災報告

火災が発生したときの被害状況、その他の調査報告は、次の方法によるものとする。

(1) 報告の系統



(2) 報告の種別及び報告の時期

消防部は、種別により次の時期まで県支部へ報告するものとする。

- ア 火災概況月報 翌月10日
- イ 火災報告 随時
- ウ 火災詳報 消防庁長官の求めに応じて
- エ 火災即報 即時

(3) 火災詳報を要する火災

火災詳報は、火災による損害額が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で、消防庁長官が必要に応じて報告を求めたものについて提出するものとする。

(4) 火災即報を要する火災

火災即報は、「火災・災害等即報要領」に定める火災等即報の一般基準、個別基準に該当する火災について報告するものとする。

(5) 調査報告事項

火災の即報は、「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに電子メールによって行うものとする。火災詳報、火災報告及び被害程度の基準等については、「火災報告取扱要領」の定めるところによるものとする。

3 消防相互応援計画

市は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防業務の実施について相互に応援するため、協定を締結するものとする。

4 警察機関等との連絡

災害時における応急対策実施のため消防部は、警察機関等の連絡あるいは調整の必要がある対策については、相互に連絡協議して行うものとする。

5 救急業務

社会環境の複雑化に伴い交通事故、その他の事故が激増の傾向にあるので、これらによる負傷者の救急のため、消防機関は常に組織及び施設の整備にあたり、救急業務の完璧を期するものとする。

6 災害時における火薬、ガスの保安

火薬及び高圧ガスの保安責任者は、災害時にそれら施設の危険防止措置を講ずるよう監督するものとする。ただし、必要があると認められる時は、市本部が法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

第4節 雪害対策

建設部、関係各部

降雪時における交通の確保、その他雪害に関する計画は、本計画の定めるところによるほか、降雪時における道路に関する細部の対策は、毎年度降雪期前に策定する「高山市除雪計画」（以下「除雪計画」という。）の定めるところによるものとする。

1 道路の除雪対策

降雪時の道路交通を確保するための除雪対策は、次によるものとする。

(1) 実施区分

道路の除雪は、次の区分によりそれぞれの機関において実施する。

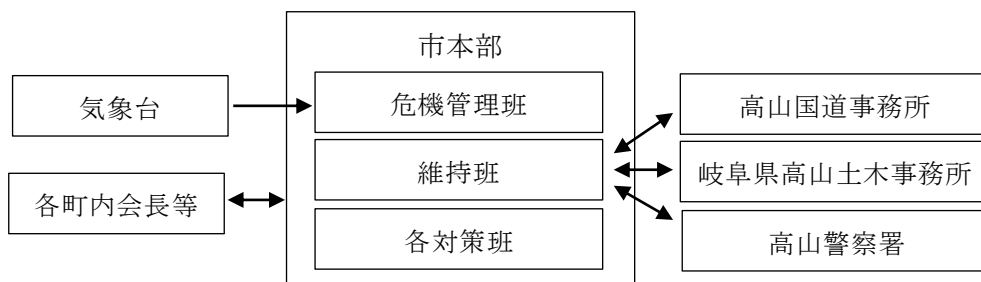
区 分	実 施 範 囲
国土交通省	一般国道のうち、直轄指定区間
岐阜県	上記以外の一般国道及び県道のうち、道路除雪実施要領で定める道路
高山市	上記以外の道路のうち、除雪計画で定める道路

(2) 降雪及び除雪情報の収集連絡等

市本部における降雪並びに除雪等に関する情報の収集連絡及び広報等は、次によるものとする。なお、細部の対策は、除雪計画に定めるところによるものとする。

ア 連絡系統

降雪並びに除雪等に関する情報収集及び連絡は、次の系統によるものとする。



イ 降雪時の観測

道路除雪対策を実施するための降雪量の観測は、次の観測地点の状況による。

なお、降雪の状況に応じて必要な場合は、他の地域の降雪状況を勘案し、把握に努めるものとする。

[指定観測地点]

観測地点	警戒積雪深	摘 要
高山市役所	60cm	積雪とは、観測地点に自然にたまった雪の深さをいう。
丹生川支所	60cm	
清見支所	90cm	
荘川支所	150cm	
一之宮支所	60cm	
久々野支所	60cm	
朝日支所	60cm	
高根支所	90cm	
国府支所	60cm	
上宝支所	150cm	

ウ 除雪等の広報

維持班は、常に除雪等に関する情報の把握に努めるとともに、その状況を必要に応じて関係機関に連絡するものとする。また、通行者等に対する交通の安全と円滑な交通の確保を期するため、通行者及び住民に対しその周知徹底に努めるものとする。

(3) 除雪体制の整備

除雪体制は、市本部（災害対策本部）の組織によるものとするが、さらに迅速、的確な除雪を期するため、細部の業務分担等を除雪計画において定めるものとする。

ア 除雪機械の準備配置等

降雪期前に除雪機械の整備点検を完了し、除雪計画に定める体制を整えるほか、借上機械についても関係者との連絡を密にして体制の万全を期し、降雪時には直ちに除雪活動に移れるよう体制を整備しておくものとする。

特に、雪に関する気象注意報、警報等が発せられたときは、その準備に万全を期するものとする。

イ 平常体制

降雪による積雪深が指定観測地点における警戒積雪深以下の場合は、平常体制により除雪計画に定める区域の除雪対策にあたるものとする。

ウ 警戒体制

降雪による積雪深が指定観測地点において警戒積雪深に達した地点が1/2以上に達した場合、あるいは降雪状況その他から必要があるときは警戒体制をとり、除雪計画に定める除雪対策にあたるものとし、また、除雪機械の増強並びに連絡の強化等を図るものとする。

エ 緊急体制

降雪による積雪深が指定観測地点において、その大部分が警戒積雪深を大幅に突破し、主要路線における除雪状況、降雪強度、その他を勘案して必要があると認められるときは

緊急体制をとり、除雪計画に定める除雪対策にあたるものとする。

オ 市街地の除雪

市街地の屋根の雪降ろし等は、「高山市雪またじ基本方針」の主旨を尊重して実践するとともに、除雪計画に定める雪捨て場の確保と住民への周知徹底を図るものとする。また、降雪期には、県支部土木班、警察及び管内関係団体との連絡を密にし、関係機関が行う除雪作業の調整をし、円滑な実施にあたるものとする。

2 雪崩対策

雪崩による被害を防止するため、維持班、県支部土木班及び関係機関は、市域内の巡回査察を実施するなど現場状況の把握に努め、なだれ発生のおそれが予想される場合は、必要に応じて通行規制等の措置を講ずるとともに、危険箇所に掲示板又は旗等による標示を行い、住民に対する周知徹底を図る等、災害の未然防止に努めるものとする。

3 除雪計画の作成

除雪計画は、建設部が関係機関と協議し、毎年度降雪期前に策定するものとする。

4 停電対策

雪による倒木に起因する大規模な停電に関する対策は、次によるものとする。

(1) 住民への広報

電力会社は、大規模な停電が発生した場合、停電の状況や復旧見込みなどを調査し、ホームページに掲載するとともに、広報車などにより、停電地域の住民への周知に努めるものとする。

市は、電力会社からの情報連絡を受け、防災行政無線や防災ラジオ、メール配信、SNS などにより、停電情報を広報するものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携

電力会社は、市と情報連絡を行うための直通電話回線を開設するほか、市へ情報連絡員を派遣するなど、市との連絡体制を整えるものとする。また、事業者及び関係機関は、作業車の駐車スペースについて、あらかじめ確保するよう努めるものとする。

市は、衛星電話の借用について電気通信事業者へ要請するなど、停電地域における通信手段の早期確保に努めるものとする。

(3) 要配慮者への対応

大規模な停電時における要配慮者への対応は、第2章第11項「要配慮者対策」に定めるところによるものとし、要配慮者支援班のほか、社会福祉協議会、民生児童委員、まちづくり協議会、町内会、自主防災組織、消防団などの協力を得て、対応するものとする。

第5節 火山災害対策計画

関係各部、支部

火山現象による災害が発生するおそれがある場合、また災害が発生した場合において、住民等の生命、身体および財産を保護するための必要の措置は、次によるものとする。

1 災害応急対策計画

気象庁の噴火警報、噴火警戒レベル発表及び火山の噴火により観光客、登山者等が被災し、又は被災するおそれのある場合は、防災関係機関の団体の協力を求め応急の措置を講ずるものとする。

(1) 噴火警報等の種類と発表及び伝達

ア 噴火警報・予報

(ア) 噴火警報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(イ) 噴火予報：気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

イ 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうため、以下の場合に発表・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合

- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

ウ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒

- ・注意すべき事項等を伝えるために発表

エ 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または噴火警報を発表し警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要がある場合に適時発表

オ 降灰予報

気象庁が、噴火に伴う火山灰の降灰量分布や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表。以下の3種類がある。

(ア) 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により住民生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、噴火発生の有無によらず定期的（3時間ごと）に発表。噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を3時間ごと 18 時間先まで提供

(イ) 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対し、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後 5～10 分程度で発表。噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(ウ) 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対し、降灰予測計算（数値シミュレーション）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

カ 火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等について発表する情報等

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表

(イ) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめ、毎月上旬に発表

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、噴火が発生したことや噴火の発生時刻・噴煙高度等の情報を直ちに発表

(2) 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は、応急対策を実施するうえで不可欠のものであるが、現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は、極めて困難になるものと思われる。したがって県、市、消防機関その他の防災関係機関無線装置を有効的に配備することによって、情報の収集及び伝達に努めるものとする。（岐阜地方气象台からの地震、火山関係情報受信伝達は、地震編に掲載する。）

収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

ア 人的被害及び住居被害の状況

イ 要救助者の確認

ウ 住民等の避難の状況

エ 噴火規模及び火山活動の状況

オ 被害の範囲等

カ 避難道路及び交通の確保の状況

キ その他の必要と認める事項

(3) 監視

本部長は、気象庁の噴火警報、噴火警戒レベル発表及び火山の現象により、火山地域において登山者、観光客及び地域住民の生命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、状況に即応した監視を行うものとする。ただし、平常時においては、気象庁、岐阜県

及び県道路公社及び交通会社その他の火山地域にかかる関係機関に、その駐在員等による監視を要請することができるものとする。

(4) 避難(御嶽山・焼岳・乗鞍岳・白山の場合)

ア 噴火警報：レベル2（火口周辺規制）

火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合、火口周辺への立ち入り規制を行う。

イ 噴火警報：レベル3（入山規制）

居住地域等の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生すると予想される場合、登山禁止や入山規制等危険な地域への立ち入り規制を行う。

状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備を行う。

ウ 噴火警報：レベル4（高齢者等避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合、警戒が必要な居住地域は高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備等を行う。

エ 噴火警報：レベル5（避難）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合、危険な居住地域からの避難を行う。

オ 収容

本部長は、災害が長期間に渡る場合は、必要に応じて収容施設を開設し、避難者を収容するものとする。

(5) 避難(アカンダナ山の場合)

ア 噴火警報：（火口周辺危険）

火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合、火口周辺への立ち入り規制を行う。

イ 噴火警報：（入山危険）

居住地域等の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の発生、あるいは発生すると予想される場合、登山禁止や入山規制等危険な地域への立ち入り規制を行う。

ウ 噴火警報：（居住地域嚴重警戒）

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合、警戒が必要な居住地域は高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難準備を行う。

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合、危険な居住地域からの避難を行う。

エ 収容

本部長は、災害が長期間に渡る場合は、必要に応じて収容施設を開設し、避難者を収容するものとする。

(6) 救出

火山災害の現場において要救出者があるときは、市その他の防災関係機関又は現場にいるものは、その者の救出にあたるものとする。

ア 救助隊の編成

本部長は、消防団等による救助隊を編成するほか、警察又は災害派遣による自衛隊その

他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救出にあたるものとする。

特に、山岳救助及び空中救助にあたっては、関係機関と十分に協議するものとする。

イ 二次災害の防止

救助作業にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期するものとする。

(7) 救急医療

傷病者に対する応急医療については、第3章第7項第7節「医療、助産計画」によるものとするが、本部長は火山災害の特殊性を考慮して傷病者の搬送、一時救護所の設置及び救護班の編成について地域防災計画の定めるところにより実施するものとする。

(8) 交通

ア 交通路の確保

避難道路および被災者の救出救急のための交通路の確保については、第3章第4項第1節「道路交通対策」によるものとする。

イ 有料道路

本部長は、「火山活動情報」を受けたときは、その内容を有料道路管理機関に通知するとともに、有料道路の一時閉鎖及び通行中の車両等の安全確保のための措置を講ずるものとする。

2 災害復旧計画

火山による災害の復旧については、地域防災計画に別に定める「災害復旧計画」により行うものとする。

第6節 県防災ヘリコプター応援要請計画

消防部

市本部は、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。この場合の、県本部への応援要請については、本計画の定めるところによるものとする。

1 応援要請の基準

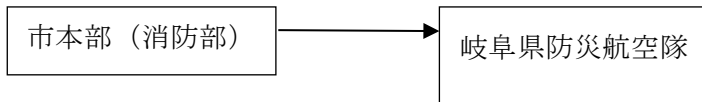
市本部は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、必要に応じ防災ヘリコプターの応援を要請するものとする。

2 応援要請の方法

(1) 消防組織法上の活動に係る応援要請

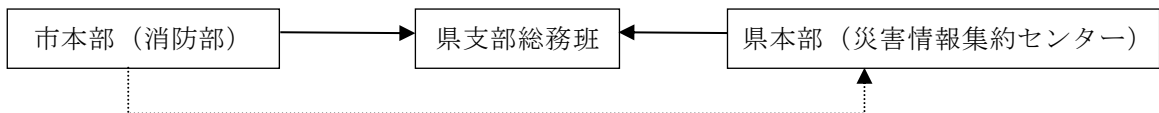
消防組織法上の災害に係る活動について、市本部長から県本部長に対する応援要請は、「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

要請は、消防本部消防長から岐阜県防災航空隊に電話及びファクシミリで行うものとする。



(2) 災害対策基本法第68条に基づく応援要請

物資輸送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、次の系統で要請を行うものとする。



第7項 り災者の救助保護計画

第1節 応急対策の手続き等

各部共通

災害時におけるり災者等の救助及び健康の保持は、本計画の定めるところによる。なお、救助実施上必要な関連手続及び災害救助法に基づく救助の基本等は、次によるものとする。

1 り災者台帳の作成

福祉班は、税務班及び関係各班の協力を得て、被害状況の把握に努めるとともに、被害状況の確定（詳細）調査を終了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、速やかに「り災者台帳」を作成するものとする。

なお、作成に当っては、次の点に留意するものとする。

- (1) り災者台帳は、できるだけ速やかに作成すべきであるが、災害時の混乱等により作成が遅れる場合は、「住家等一般被害調査表」などを作成するものとする。
- (2) 作成に当っては、「住家等一般被害調査表」に基づくことはもちろんであるが、戸籍（住民登録）あるいは食料配給事務等の係と連絡し、正確を期するものとする。
- (3) 「り災者台帳」は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできる限り具体的に記載し、整備保管しておくものとする。

2 り災証明書等の発行

福祉班は、り災者に対し「り災証明書」を交付するものとする。

ただし、災害時の混乱等により前記様式による証明書の交付ができない場合は、「仮り災証明書」を作成交付する措置をとり、後日速やかに「り災証明書」と取り替えるものとする。

本証明書の発行に当っては、次の点に留意を要する。

- (1) 本証明書の交付は、り災者にとっては本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから、慎重を期するものとする。
- (2) 本証明書は、り災者台帳（仮証明書の場合は「被害状況調査表」又は「救助用物資割当台帳」）と照合し、発行に当っては契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるよう留意するものとする。
- (3) 本証明書は、救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当っては「り災証明書」の提示を求めるようにするものとする。

また、福祉班は、住家に被害を受けたため現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、「り災者旅行証明書」を作成し交付するものとする。

3 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、本計画の定めるところによるものとする。

（１） 適用の基準

高山市への災害救助法適用の基準は、市地域内の被害が次の各号の一以上に該当する災害で、県本部長が救助法による救助を必要と認めたときに適用する。

ただし、災害の発生した地域の条件、あるいは災害の種別等によっては計数上の基準に達しない場合でも県本部長がその必要を認めたときは、災害救助法を適用することがある。

ア 市地域内の住家の全失世帯が 80 世帯以上に達したとき。

イ 被害が広範な地域にわたり、県下の全失世帯が 2,000 世帯以上に達し、かつ、市地域内の全失世帯が 40 世帯以上に達したとき。

ウ 市地域内の被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範な地域にわたり、県下の全失世帯が 9,000 世帯以上に達した場合であって、市地域内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救助を著しく困難とする厚生労働省で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、厚生労働省令で定める基準に該当したとき。

厚生労働省令で定める特例の事情

災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は救出について特殊の技術を必要とすること。

厚生労働省令で定める基準

1 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に援助を必要とすること。

2 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（２） 被害計算の方法等

適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

ア 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の $1/2$ 、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は $1/3$ として計算する。

イ 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、被害家屋は 1 戸であっても 3 世帯が居住していれば 3 世帯として計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して、実情に即した決定をする。

エ 災害の種別については、限定しない。従って洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても差し支えない。

（３） 救助法の適用と救助の程度

災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別、地域条件その他の条件によって県本部長が必要と認める範囲において実施するものとする。

4 救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類とその実施者は、本計画の定めるところによるものとする。

救助の種類	実施期間	実施者（市本部）区分
避難場所の設置及び収容	7日以内	市民活動部、福祉部、市民保健部 教育部
炊き出し及び食品の給与	7日以内	福祉部、農政部、森林環境政策部、 教育部
飲料水の供給	7日以内	水道部
被服・寝具及び生活必需品の給貸与	10日以内	確保、輸送→県本部 調査、報告、割当、配分→福祉部
医 療	14日以内	医療班派遣→県本部、日赤支部 市民保健部
助産救助	分べんした日から7日以内	
学用品の給与	教科書1ヵ月以内、文房具 及び通学用品15日以内	確保、輸送→県本部 調査、報告、割当、配分→教育部
災害にかかった者の救出	3日以内	消防部
埋葬救助	10日以内	市民保健部
仮設住宅の建設	災害発生の日から20日 以内に着工	都市政策部
住宅応急処理	1ヵ月以内	
死体の搜索	10日以内	消防部
死体の処理	10日以内	市民保健部
障害物の除去	10日以内	建設部

- (注) 1. 本実施区分は、計画上の基本実施者を示したもので、実際の実施に当っては、県本部実施分を市本部が、また、市本部実施分を県支部等が実施することが適当と認められるときは、県本部長が実情に即して決定するものとする。
2. 救助法の実施は、知事である県本部長が法的責任者であることはいうまでもないが、本計画により市本部が救助法を実施する場合は、災害救助法第30条第1項の規定による知事はその権限に属する事務を市長が行うこととする通知をした場合による。
3. 市本部は、救助を実施し、又は実施しようとするときは、県本部及び県支部に報告又は連絡するものとする。ただし、実施にあたり連絡し、その指示を得るいとまのないときは、市本部限りで実施し、その結果を報告するものとする。
4. 実施期間は、災害発生の日からの期限（仮設住宅の建設については着工期限）を示す。従って、この期間内に救助を終了（着工）するようにしなければならない。

5 市本部実施の応急救助と救助法との関係

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、市本部は市計画の定めるところにより、り災者の救出、避難所の開設及び炊き出しあるいは医療、助産等の応急救助を実施するととも

にその状況を速やかに県本部健康福祉政策班（県支部総務班経由）に報告するものとする。実施した応急救助については、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく救助として取扱い、災害救助法が適用されない災害にあつては市単独の救助として処理するものとする。

6 救助実施状況の報告

本部事務室は、災害救助法に基づく救助を実施しようとし、又は実施したときは、「救助日報」により毎日その状況を県本部健康福祉政策班に直接報告するとともに、県支部総務班に連絡するものとする。

救助日報に関し、各班からの本部事務室に対する報告は、報告事由の発生の日の翌朝までに電話又は文書により行うものとする。

報告様式は、救助日報該当欄の形式に従うものとする。

なお、救助別の報告を要する事項及び内訳は、次表のとおりである。

報告事項		報告様式	その都度報告	日報	期間 指定報告	報告担当班
		様式名称				
被害	概況報告	住家等一般被害状況 報告書	○			福祉班
	中間報告		○			
	確定報告				○ 2日以内	
避難所設置	開設報告	—	○			福祉班
	収容状況報告	救助日報		○		
	閉鎖報告	—	○			
炊き出し状況報告		救助日報		○		福祉班
給水状況報告		救助日報		○		上水道班
仮設住宅設置	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			○ 5日以内	都市計画班 建築住宅班
	入居該当世帯報告	応急仮設住宅入居該当世帯調			○ 5日以内	
	着工報告(市委託)	救助日報		○		
	竣工報告(市委託)	救助日報		○		
	入居報告	—	○			
被服需等品生給活与	世帯構成員別被害報告	世帯構成員別被害状況			○ 2日以内	福祉班
	支給状況報告	救助日報		○		
	支給完了報告	—	○			
医療・助産	医療班出動要請	—	○			医療班
	医療班出動報告	医療班出動編成表	○			
	医療助産実施状況報告	救助日報		○		
り災者救出状況報告書		救助日報		○		消防班

住宅 応急 修理	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			○ 5日以内	都市計画班 建築住宅班
	住宅応急修理該当世帯報告	住宅応急修理該当世帯調			○ 5日以内	
	着工報告(市委託)	救助日報		○		
	竣工報告(市委託)	救助日報		○		
学 用 品 支 給	被災教科書報告	被災教科書報告書			○ 5日以内	学校教育班
	学用品支給状況報告	救助日報		○		
	学用品支給完了報告	—	○			
埋葬救助状況報告		救助日報		○		市民班
死体捜索状況報告		救助日報		○		消防班
死体処理状況報告		救助日報		○		健康推進班
障 害 物 除 去	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書			○ 5日以内	都市計画班 維持班
	障害物除去該当世帯報告	障害物除去該当世帯調			○ 5日以内	
	障害物除去状況報告	救助日報		○		
	障害物除去完了報告	—	○			
輸送、人夫雇上状況報告		救助日報		○		総務班
救助期間、程度、方法、特例申請					各救助実施期間中	福祉班

- (注) 1 この報告事項は、災害救助法が適用されたときに県本部に報告する。
 2 詳細様式は、各救助計画の定めるところによるものとする。
 3 各節に共通するもの。
 (1) 救助実施記録日計表
 (2) 救助の種目別物資受払状況

第2節 避難計画

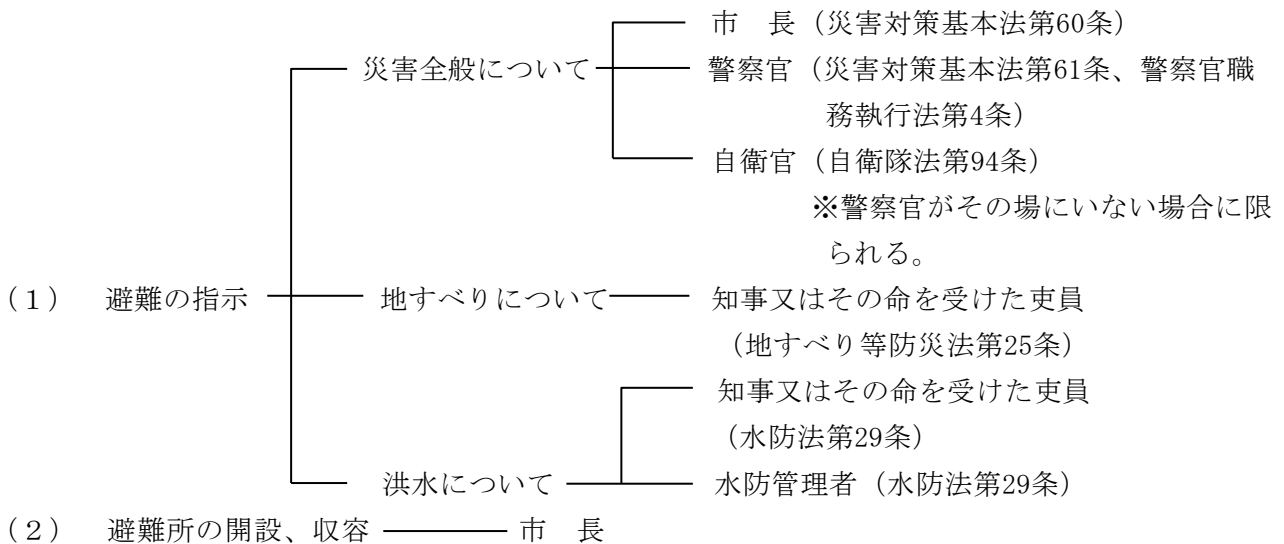
各部共通

災害による避難のための高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）及び避難所の開設、避難所への収容保護は、本計画の定めるところによるものとするが、基本的には、個々の判断で自主避難を行うことを第一とする。

避難情報の発令に際しては、当計画に定めるほか、別に定める「避難情報判断・伝達マニュアル」による。

1 実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び避難所の開設、避難所への収容保護は、次の者が行うものとする。



避難情報の発令から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者（以下「避難指示者」という。）が行い、誘導に際して被災者等の移送で救出作業の必要により実施する作業及び避難所の開設、収容保護は、災害救助法の適用を受ける災害にあつては同法に基づき実施し、災害救助法の適用を受けない小規模な災害についての応急対策は、その都度災害の種類、程度を考慮の上実施するものとする。

2 高齢者等避難

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない状況、または今後の状況により早めの避難が必要と認められるときは、市長は、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して高齢者等避難を発令するものとする。特に、高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者だけでなく、風水害による被害のおそれが高い区域の住民等の自主的な避難の促進に努めるものとする。

- (1) 市本部における高齢者等避難の発令は、次の各班が担当する。
 - ア 水害・土砂災害に伴う避難 危機管理班、維持班、消防部、関係各班
- (2) 高齢者等避難の発令に当っては、次の事項を明示して行うものとする。
 - ア 高齢者等避難の発令を行う地域
 - イ 避難場所
 - ウ 避難にあたっての必要事項又は参考事項

3 避難の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市長は関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、地域住民等に対して避難指示を発令するものとする。

- (1) 市本部における避難の指示は、次の各班が担当する。
 - ア 風水害に伴う避難 危機管理班、維持班、消防部、関係各班
 - イ その他の災害に伴う避難 消防部、関係各班
- (2) 指示の発令に当っては、2（2）と同様に行うものとする。

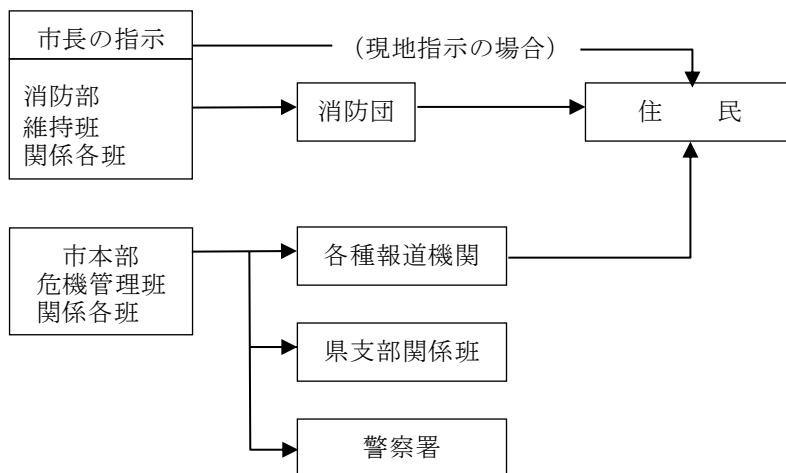
4 避難の周知徹底

避難指示者及び関係機関は、避難のため、立ち退きを指示したとき又はその指示等を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する機関に通知若しくは連絡し、その周知徹底を図るものとする。

特に、避難行動要支援者に対する周知については、避難行動要支援者支援計画に基づき迅速かつ的確に行うよう努める。

- (1) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立ち退きを指示し、又は指示等を承知したときは、次の系統で関係機関に通知又は連絡するものとする。



- (2) 住民等に対する周知徹底

危機管理班は、避難のための立ち退きを指示したとき、あるいはその指示を承知したとき

は、次の要領によつて当該地域の住民等に周知徹底を図るものとする。

ただし、現地において指示を行う必要がある場合の周知徹底は、避難指示者等が直接行うものとする。

ア 周知徹底事項

避難の周知徹底に当っては、関係機関と協力して実情に即した方法で、2（2）の事項について徹底を図るものとするが、できる限り必要な事項を具体的に示すものとする。

（3） 周知徹底の方法

地域内住民等に対する避難の指示は、次の方法のうちから最も適切な方法で行うものとするが、特に短時間にその徹底を図る必要がある場合は、2以上の方法を併用する等万全を期して行うものとする。

ア 防災行政無線による方法

防災行政無線（同報系子局）により通報し、その徹底を図る。

イ 広報車による方法

市有広報車を当該地域に派遣し、拡声器によりその徹底を図る。

ウ 口頭による方法

電話又は伝令により各町内会長に伝達し、町内会長は班長等の協力を得て地域の各世帯に呼びかけ、その徹底を図る。

エ 信号による方法

消防班に連絡し、サイレン信号により徹底を図る。吹鳴する信号は次によるが、必要に応じ警鐘とサイレンを併用するものとする。

	60秒	5秒	60秒	5秒	60秒	5秒	60秒	5秒
サイレン信号	○～～（休止）		○～～（休止）		○～～（休止）		○～～（休止）	
警鐘信号	乱 打							

オ 放送による方法

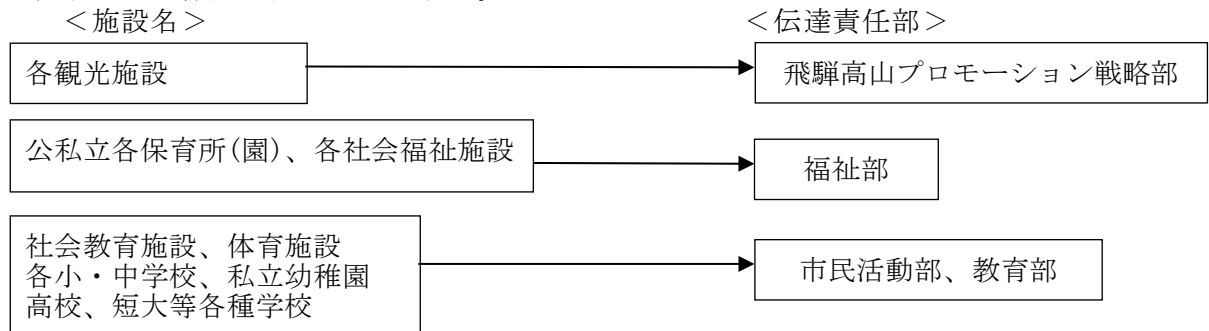
市本部は、飛騨高山テレ・エフエムにFM放送の要請をするものとする。又、必要に応じて県支部総務班に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を依頼する。

カ インターネットによる方法

市ホームページやメール、SNSによる周知を図る。

（4） 関連施設への連絡

避難の指示等の対象地域にある次の施設に対しては、（3）の方法によるほか、直接電話又は伝令により徹底を図るものとする。



5 避難の誘導及び移送

避難者の誘導は、消防団が警察官等と協力して行う。ただし、消防団が災害防除活動のため誘導できないときは、市本部職員のうちから市本部長が命じた者が誘導するものとする。

避難誘導者は避難者の誘導に当たっては、次のような点に留意し、安全な避難に努めなければならない。

(1) 避難の順序

避難、立ち退きの誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先すること。

(2) 病人等の避難

避難は、各人が自力で行動することを原則とするが、病人、乳幼児等自力で行動できない者がいるときは、誘導者又はその補助者が病人等の家族に助力し、必要に応じ担架、車両等により避難させること。

(3) 集団避難

避難は集団で行い、できる限り単独行動は避ける。

(4) 集団からの脱落防止

集団で避難する場合は、誘導者は人員等の把握に努めるとともに、脱落者の発生を防ぐため、ロープ等により集団の確保に努めること。なお、集団の配列に際しては、高齢者、子ども等を集団中央の安全な場所に位置させ、又は必要に応じ各人をロープでつなぐ等安全な避難に努めること。

(5) 誘導者の配置

集団避難等にあつては、誘導者が集団の先頭と後尾に位置すること。ただし、危険度が高いとき、集団の規模が大きいとき等は、誘導者又はその補助者を増員して適切な位置に配置し、避難の安全を期すること。

(6) 誘導補助者

誘導補助者が不足し、あるいはいないときは、避難者のうちから壮健な者が誘導補助者あるいは直接誘導者となって統制をとり、避難させるものとする。

(7) 携帯品の制限

避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じた最小限度に制限し、円滑な立ち退きについて適宜の指導をする。

(8) その他

ア 台風時等においては、建物の倒壊により下敷きにならないよう、家屋の下を通らない。

イ 電線が垂れ下がっているような場合は、絶対に触れないこと。

ウ 交通事故に注意すること。

エ 避難のため家屋を空けるときは、盗難防止、財産保全のため戸締まり、施錠を厳重にし、また、災害に応じて家財等の保全措置（浸水の危険があるときは、家財を高い場所に移す等）をとること。

(9) 避難者の移送

避難者の移送は、各個に行うことを原則とするが、事態が急迫し、救出作業としてその必要があり、災害救助法が適用されたときは、同法による作業として実施する。実施の方法、費用の基準等は、本項第8節「り災害救出計画」の定めるところによる。

(10) 在宅の避難行動要支援者の避難

在宅の避難行動要支援者の避難にあたっては、避難支援等関係者の協力を得て行うものとする。このとき、可能な限り避難行動要支援者が属するまちづくり協議会、町内会等を単位とした集団避難が行えるよう努めるものとする。

(11) 外国人の避難

外国人の避難については、自主防災組織等見守りネットワークの協力を得るとともに、外国人が属するまちづくり協議会、町内会等を単位とした集団避難が行えるよう努めるものとする。

6 避難所の指定

避難所は、避難指示者がおおむね指定避難所のうちから避難するに適切な場所を指定するものとする。なお、指示によらず避難する場合は、縁故者等宅に避難することを原則とするが適切な避難先がないときは、指定避難所に避難し、施設管理者にその旨申し出て、その指示に従うものとする。

申し出を受けた施設管理者は、直ちにその旨を福祉班に通報し、福祉班の指示に従うものとする。

7 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

8 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき市長が実施し、同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市独自の応急対策として同法に準じて市長が開設するものとする。

(1) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

- ア 避難指示者の指示に基づき、又は緊急避難の必要に迫られ住家を立ち退き避難した者
- イ 住家が災害により全焼、全壊、流失し、又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、日常起居する場所を失った者

上記の者であっても被災を免れた建物に居住し、あるいは親戚縁故者に避難する者はこの限りでない。

(2) 収容期間

災害救助法による避難所の開設、収容、保護の期間は災害発生の日から7日間とするが、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ、期間内に完了するものとする。

ただし、開設期間中にり災者が住居あるいは仮住居を見出すことができずそのまま継続するときは、その数が一部（小数）であれば以降の収容は災害救助法によらず市独自の収容として行うものとし、又8日目以降においても多数の収容者を引き続き収容する必要があると

きは、災害発生後5日以内に、市本部は県支部（総務班）を経由して県本部に開設期間の延長を要請するものとする。

要請に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 期間の延長を要する地域、理由、避難所名及び収容人員数
- ウ 延長を要する期間内の収容見込
- エ その他

(3) 費用の基準

災害救助法による避難所の設置及び収容のため支出する費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲とする。

(加算額) 冬期(10月～3月)については別に定める額を加算する。

(4) 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護の所要物資が確保できないときは、県支部（総務班）に避難所用物資の確保についての連絡をするものとする。

(5) 施設使用の強制

避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対により、当該施設を使用することができず、かつ他に適当な施設がないときは、当該施設使用についての強制命令（公用令書による）の執行について、県支部（総務班）に連絡するものとする。なお、本連絡についてはできる限り、避け得るよう平常時より計画し、施設の所有者等と協議しておくものとする。

(6) 職員の駐在

避難所を開設したときは、各避難所に本部職員を派遣して駐在させるものとする。

駐在職員は、市本部の指示に従い避難所の管理と収容者の保護、被災者情報、支援対策等の広報に当たるものとする。なお、駐在職員は次の項目などを記録する。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 救助の種目別物資受払状況
- ウ 避難所設置及び収容状況
- エ 避難所用施設及び器物借用整理簿

(7) 避難所の適切な運用管理

市本部は、下記の事項に留意し、適切な運営管理を行うものとする。

- ア 避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難所、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、対応が困難な場合は、県支部（総務班）に連絡及び応援を要請すること。
- イ 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めること。避難者の協力を得つつ、特に負傷者、災害による遺児、要配慮者の所在の把握に努め、必要な保護を講じること。
- ウ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものにするよう努めること。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮すること。
- エ 要配慮者に対する健康状態の把握と、情報の提供について十分配慮すること。
- オ あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅被災者への対応を含む。）に従って運営

されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神被災者のこころのケアに努めるものとする。

(8) 避難所開設状況の報告

福祉班及び地域振興班は、避難所を開設したときは、速やかに本部事務室に報告するものとする。

報告は、次の事項について電話等によって行うものとする。

ア 開設状況報告

避難所開設の日時

避難所開設の場所及び施設名

収容状況（うち、避難指示による者）（施設別）

開設期間の見込み

イ 収容状況報告

収容人員（施設別）

開設期間の見込等

ウ 閉鎖報告

閉鎖した日時（施設別）

(9) その他

市本部は、避難者の健全な住生活確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

9 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

第3節 食料供給計画

市民保健部、福祉部、農政部、商工労働部、教育部

災害時における被災者及び災害防護活動者に対する炊き出し及び食品の給与は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施担当者

炊き出し等食料の供給は福祉班が担当するが、食料供給のため必要な原材料は主要食料（米穀）については農務班が、また副食及び燃料については商工振興班がそれぞれ協力するものとする。

なお、小規模災害時において地区単位に実施する炊き出しの場合は、その程度に応じ町内会単位あるいは町内会各班単位に実施するものとする。

また、被災地域において炊き出し及び食品の給与が実施できないときは、県本部、県支部、隣接市村に応援又は協力を要請して実施するものとする。

2 実施場所

炊き出し場所（給食施設）については、おおむね次の順位で福祉班が施設等の管理者と協議して定めるものとする。

(1) 集団給食施設のうち、食事場所（避難場所又は作業場所）にできる限り近い適当な施設を利用して市本部が直接行うものとする。

(2) 業者委託

給食業者及び米飯業者による炊き出しが適当な場合は、福祉班はそれら業者に献立、費用基準等を明示して委託し、あるいは購入するものとする。委託する場合にあっては、必要に応じ原材料を給付するものとするが、米穀については給付することを原則とする。

ただし、米穀を購入し、給付するいとまがないときは、業者所有米穀を立替使用するものとする。

(3) 家庭炊出

被災をまぬがれ、あるいは災害の危険のない地域の家庭で分散して炊き出すことが適当な場合は、関係奉仕団（町内会等）の組織を通じて各家庭に割り当て、炊き出しを行うものとする。

この場合の副食については、市本部において一括購入し、炊き出し品とあわせて配分するものとするが、この方法は災害発生後1～2食分について行い、できる限り速やかに集団給食施設の利用による炊き出しに切り替えるものとする。なお、家庭炊出にあたっての米穀等原材料は、市本部長が一括購入、確保し、これを配分して行うことを原則とするが、そのいとまがないときは、各家庭等において原材料等の立替使用を行うものとする。

(4) 臨時仮設

(1)～(3)の方法によることができない場合、あるいは適宜の場所に仮設して炊き出すことが適当な場合は、できる限り既存の建物を利用するものとするが、それができないときは野外に天幕等を張って仮設するものとする。

3 炊き出しの方法

炊き出しの献立その他の方法は、おおむね次によるものとする。

(1) 主食

握り飯、弁当等とするが、集団給食施設の被害状況により市備蓄食料とする。ただし、不足するときはパン、インスタント食品等によるものとする。

(2) 副食

災害発生直後の混乱時あるいは給食者が分散しているとき等その配分が困難な場合の副食は、缶詰、びん詰、梅干、漬物等輸送配分に便利なものによるものとする。なお、給食が長期にわたるような場合には栄養価を考慮して実施しなければならないが、食器を必要とするような副食は、事態が平常化し、食器が支給されあるいは確保できた後実施するものとする。

(3) 湯茶

防疫上、生水の飲用をさけるため炊き出しにあわせ湯茶の供給を行うものとする。湯茶は、り災者の所持する水筒等の容器に供給する。また、集団で食事をし、やはり災者を収容する場所には湯茶及び容器を備え付け供給するものとする。

(4) 給食責任者の配置

各炊出場所には市本部職員のうちから連絡責任者を派遣駐在させ、炊き出しの円滑を図るものとする。

ただし、避難所施設において炊き出しを実施する場合は、避難所駐在員に炊き出しの連絡責任者を兼務させるものとする。なお、連絡責任者は、福祉班の指示に従って次の業務にあたるものとする。

ア 炊き出しの実施及び配分割当てを行い、又は指揮すること。

イ 炊き出し品を食事場所（配分場所）まで輸送すること（輸送にあたって自動車等を必要とする場合は契約管財班に連絡して自動車等を確保して行うこと。）。

ウ 炊出施設を管理し、給食原材料等物品の出納管理を行うこと。

エ 炊出日誌を備え付け、炊き出しに関する記録を行うこと。

4 食料の一般的確保

(1) 主食の確保

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出し及び食品の給与のため必要な米穀は、市本部福祉班の要請に基づいて農務班が管内の米穀販売業者から購入するものとする。

(2) 副食の確保

副食及び副食原材料、炊き出し用燃料等は、商工振興班及び農務班の協力により市地域内の業者から直接購入するものとする。ただし、災害の規模、その他により市地域内において確保できないときは、県本部、県支部、隣接市村本部に確保輸送を要請するものとする。

(3) 緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

市は、災害時に民間事業所等の協力を得て、被災者に対し応急生活物資の調達及び安定供給を図るため協定を締結している。

5 主食料の緊急確保

災害救助法が適用された場合で、前記「4」の一般的な確保が困難な状態における主食料の

確保は、県計画第3章第19節「食料供給活動」の定めるところによるものとする。

6 応援等の手続

市本部において炊き出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次の事項を明示し、県支部総務班に応援等の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市村に応援の要請を行うものとする。

- (1) 炊き出しの実施
 - 所要食数（人数）、炊き出し期間、炊き出し品送付先、その他必要な事項
- (2) 物資の確保
 - 所要物資の種別、数量、物資の送付先及び期日、その他必要な事項

7 配分

炊き出し品その他食品の給与は、次によるものとする。

- (1) 引き継ぎ
 - 連絡責任者は、炊き出し品の配分条件を示して次の者に引き継ぐものとする。
 - ア 避難所施設にあっては、避難所駐在員、避難者による自治組織役員及びボランティア
 - イ 災害応急対策従事者にあつては、その部隊（団体）の指揮者
 - ウ 分散収容されている被災者にあつては、その地域の奉仕団及び自主防災組織役員（町内会長等）
- (2) 配分
 - 引き継ぎを受けた者は、配分条件に基づき各対象者に配分するものとするが、災害救助法に基づく炊き出し品の配分は、次によるものとする。
 - ア 避難所における配分は、駐在員が世話人及びボランティアの協力を得て各世帯別に配分するものとする。
 - イ この場合、その状況を収容者名簿に記録しておくものとする。
 - ウ 分散収容者に対する配分に当っては、配分責任者は名簿（収容者名簿に準ずる。）を作成し、これに配分の状況を記録しておくものとする。
 - エ 上記の記録は救助終了後、福祉班に引き継ぐものとする。

8 食品衛生

市本部は、炊き出しに当っては常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 炊き出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類等の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエその他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れ、その管理にも注意すること。
- (6) 炊き出し施設は、学校給食センター又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場から離れた場所を選定して設けること。

- (7) 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等はさけ、できる限り要員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐等の発症者が出た場合は、直ちに県支部保健班に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下をさけるための措置をとること。
- (10) 加熱調理が必要な食材は、中心部まで十分に加熱を行うこと。また、配布・調理済み食品は速やかに消費すること。

9 災害救助法による基準

炊き出し食品の給与のうち、災害救助法に基づく実施基準その他は、次のとおりである。

(1) 対象者

ア 炊き出し

炊き出しは、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事ができない者に対して行う。

(注) 1 床下浸水の場合は、炊き出しの対象とはならない。ただし、避難の指示に基づき避難所に収容した者は対象とする。

2 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等は、被災地市町村において対象とする。

3 汽車、電車の旅客等は、東海旅客鉄道又は関係会社等において救済措置ができないときに限って対象とする。

イ 食料品、その他の食品の給与

床上浸水以上の被害を住家に受けたため現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象としない。）に対して行う。

(2) 実施期間

ア 炊き出し

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前に必要がなくなった場合はその日までとし、また、期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、福祉班は期間内に県支部総務班を經由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請を行うものとする。

なお、期間延長の申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 延長の期間
- ② 延長を要する地域及び対象人員
- ③ 延長を要する理由
- ④ その他必要な事項

イ 食品の給与

災害発生の日から7日以内とする。ただし、炊き出しと重複し支給することはできない。

(注) 「り災者旅行証明書」を発行した者に支給されるものである。

(3) 費用の基準

1人1日当りの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

- (注) 1 費用の内容は、主食、副食、燃料、雑費等の合計をいう。ただし、炊き出しに要する労力は、奉仕団により経費中には含まれない。
- 2 費用の基準は、1人1日分であって、1食分については1日の費用の3分の1としなければならない。
- 3 食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で、現物により給付するものである。
- 4 り災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は、3日分以内とする。

(4) 費用の範囲種別

支出できる費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 主食費

- ① 販売業者から購入した主食代（小売価格）
- ② 知事が食料事務所から一括売却を受け配分した主食代（売却価格）
- ③ 配給食料のほか、一般食料品店から購入したパン、うどん、押麦、甘藷、乳幼児用ミルク等（購入価格）

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限しない。

ウ 燃料費

品目、数量については制限しない。

エ 雑費

器物（釜、鍋、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認められない。なお、市町村等公共団体から借用した物品の借上料及び謝金は認められない。

オ その他

人夫賃、輸送費は、特別の場合を除き原則として認められない。

(5) その他事務手続き

福祉班は、各炊き出場所に責任者を配置し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、炊き出しの状況を報告するものとする。

ア 作成記録

- 救助実施記録日計票
- 炊き出し給与状況
- 救助の種目別物資受払簿
- 炊き出し協力者、奉仕者名簿

イ 炊き出し状況報告

炊き出しの実施状況を毎日、本部事務室に、炊き出し場所数及び炊き出し場所別給与人員を（朝、昼、夕に区分して）県支部（総務班）に報告するものとする。報告は、「救助日報」に基づき電話等によるものとする。

10 その他

- (1) 災害救助法によるり災者への炊き出しは、特別の場合を除いて7日間以内とされるので、8日以降は自力で自炊ができるように物資の配分、その他について配慮するものとする。
- (2) 災害救助法以外の炊き出し等に当っては、災害救助の基準等を参考にして市本部におい

て計画し、実施するものとする。

なお、防護活動者に対する米の炊き出し量は、1食 300gとして実施するものとする。

第4節 給水計画

水道部

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者に対する災害救助法、感染症予防法その他による飲料水の供給は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

飲料水の供給は上水道班が担当し、災害救助法による給水は上水道班、福祉班が連絡を保って実施する。その他の場合の給水は、上水道班が消防署の協力を得て実施するものとする。

ただし、市本部において実施できないときは、「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき他の市町村に対し応援を要請するものとする。

2 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって確保し、供給するものとする。

- (1) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い配水池、給水栓等から上水道班所有の給水車又はポリ容器等により運搬し供給するものとするが、自動車などが使用できないときは、適当な容器を使用し奉仕労力によって運搬、供給する。
- (2) 水道水源が冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認の上供給する。
- (3) 水道以外に水源を求める場合（家庭用井戸の使用等）は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- (4) 消毒の方法については、本章第7項第12節「防疫計画」の定めるところによるものとする。
- (5) 給水にあたって利用可能な取水施設は、おおむね次のとおりである。

区 分	所在場所	所 属	備 考
上水道	一之宮町地区（宮水源地）	上水道課	井 戸
〃	下切町地内（上野浄水場）	〃	配水池
〃	城山（城山配水池）	〃	〃
〃	江名子町地内（江名子配水池）	〃	〃
〃	上岡本町地内（松倉配水池）	〃	〃
〃	松之木町地内（錦山配水池）	〃	〃
〃	国府町瓜巣地内（瓜巣配水池）	〃	〃
〃	国府町鶴巣・名張地内（名張配水池）	〃	〃
〃	国府町三川地内（三川配水池）	〃	〃
〃	丹生川町坊方地内（坊方配水池）	〃	〃

上水道	丹生川町旗鉾地内（旗鉾配水池）	〃	〃
〃	丹生川町白井地内（白井配水池）	〃	〃
〃	丹生川町大谷地内（大谷配水池）	〃	〃
〃	清見町牧ヶ洞地内（牧ヶ洞配水池）	〃	〃
〃	清見町三日町地内（徳野配水池）	〃	〃
〃	清見町藤瀬地内（新藤瀬配水池）	〃	〃
〃	荘川町黒谷地内（黒谷A第1配水池）	〃	〃
〃	荘川町牧戸地内（新淵B第1配水池）	〃	〃
〃	一之宮町地内（蔵柱配水池）	〃	〃
〃	久々野町久々野地内（高区配水池）	〃	〃
〃	久々野町山梨地内（山梨配水池）	〃	〃
〃	朝日町青屋地内（青屋配水池）	〃	〃
〃	朝日町甲地内（甲配水池）	〃	〃
〃	高根町日和田地内（日和田配水池）	〃	〃
〃	高根町野麦地内（野麦配水池）	〃	〃
〃	上宝町本郷地内（第2配水池）	〃	〃
〃	奥飛驒温泉郷栢尾地内（栢尾配水池）	〃	〃

(6) 給水順序

飲料水の供給に際し、順序を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行うものとする。

- ア 避難所及び炊出場所
- イ 病院等（手術、入院、透析設備のあるものを優先する。）
- ウ 断水地域の住民、施設

3 応援等の手続

上水道班は、他機関に応援を求める必要があると認めるときは、「岐阜県水道災害相互応援協定」等に基づき他の市町村に対し応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接隣接市村本部に要請するものとする。

4 水道の対策

上水道班は、災害による水道事故に対処するため、災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び要員を待機させるとともに資機材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法によりその対策を講ずるものとする。

- (1) 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 給水拠点、使用可能な最寄りの配水池及び消火栓からの取水を行う。

- (3) 施設の損壊、漏水等を認めたときは、応急措置を講ずる。
- (4) 水道の給水栓水における遊離残留塩素が水道法0.2mg/l以上に保持されるよう塩素消毒を実施する。
- (5) 水道施設に被害があったときは、「医療衛生施設被害状況等調査報告」により県支部保健班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。また、岐阜県水道災害対策実施要領に基づき、県支部保健班に報告するものとする。

5 災害救助の基準等

飲料水の供給のうち災害救助法に基づく実施の基準その他は、次のとおりとする。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者及び人工透析施設を有する医療機関に対して行う。

(注) 本救助は、他の一般救助と異なり住家や家財の被害がなくてもその地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする。また、反対に住家に被害があっても自力で近隣において確保できる場合は本救助の対象とはしない。

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限前にその必要がなくなったときはその日までとし、また、期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、市本部は期間内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に次の事項を明示して期間延長の要請を行うものとする。

- ア 延長を要する期間
- イ 延長を要する地域及び対象人員
- ウ 延長を要する理由

(3) 費用の範囲

支出できる費用の範囲は、おおむね次の範囲とする。

- ア 給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
 - a 機械とは、自動車、給水車、ポンプ等をいう。
 - b 器具とは、バケツ、樽、瓶、水のう等をいう。
- イ 簡易浄水用薬品及び資材費
 - a 薬品とは、次亜塩素酸ナトリウムをいう。
 - b 資材とは、ろ過をするために必要なネル、布、ガーゼ等をいう。
- ウ 飲料水の輸送費及び供給のための人夫賃
- エ 費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するに必要な範囲の額とする。

(4) その他事務手続

市本部上水道班は、各給水所に責任者を配し、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、飲料水の供給状況を報告するものとする。

- ア 作成記録
 - 救助実施記録日計票
 - 飲料水の供給簿
 - 救助の種目別物資受払状況

イ 給水状況報告

飲料水の供給状況を毎日、本部事務室に、給水地区、対象人員、供給水量、供給方法等を報告するものとする。報告は、「救助日報」に基づき県支部（総務班）に電話等で行うものとする。

6 その他

- (1) 災害救助法による飲料水の供給は、特別の場合を除いて7日間以内とされているので8日目以降は、自力ないし市単独事業に切り替えるよう配慮するものとする。
- (2) 防疫措置を伴う飲料水の供給は、本計画に定めるほか、給水日報等については本章第7項第12節「防疫計画」の定めるところによるものとする。
- (3) 災害救助法以外による飲料水の供給についても、本節の給水計画に基づき実施するものとする。

第5節 物資供給計画

福祉部、商工労働部

災害救助法により災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画の定めるところによるものとする。（本救助は給与又は貸与するものであるが、一般的には給与するものとし、特に県本部長が指定した時に限って貸与するものとする。）

1 実施者

物資の確保及び輸送は原則として県本部が行い、各世帯に対する割当及び支給は市本部が行うものとする。ただし、県本部長が現地において直接確保することを適当と認めたときは、県支部又は市本部において確保し、また、市本部において配分、支給することができないときは、県支部その他の機関が協力して実施するものとする。

市本部における実施は福祉班が担当するが、物資を確保する場合には、商工振興班が実施する。また、配分に当っては、他班から職員の応援を得て実施するものとする。

2 対象者

本救助は、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 住家が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。以下本節において同じ。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。以下、本節において同じ。）並びに床上浸水した世帯（床上浸水には、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものも含む。）
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した世帯
- (3) 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯

3 世帯構成の調査報告

市本部福祉班は、「住家等一般被害調査表」による調査を終了したときは、速やかに「世帯構成員別被害状況」を作成し、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。なお、報告に当っては、緊急を要するため文書の提出に先立って電話によって行うものとする。

4 物資支給の基準額

支給する物資は、り災者が一時的に急場をしのごうことができる程度のものとし、岐阜県災害救助法施行細則等に定める額の範囲内において、物資を現物により給付するものとする。

- (1) 全壊、全焼又は全流失世帯 単位：円

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏期（4月～9月）	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	54,200+ 7,900/人
冬期（10月～3月）	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	82,700+11,400/人

(2) 半壊、半焼又は床上浸水世帯

単位：円

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える世帯
夏期（4月～9月）	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	19,000+ 2,600/人
冬期（10月～3月）	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	27,600+ 3,600/人

(注) 世帯ごとに限度額以内であること。

5 物資支給の期間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、福祉班は、期限内に支給することができないと認めるときは、期間内に県支部総務班を経由し、県本部健康福祉政策班に期間延長の要請を行うものとする。なお、要請に当たっては、次の事項を明示（記）して行うものとする。

- (1) 延長する期間
- (2) 延長を要する地域
- (3) 延長を要する理由
- (4) 延長を要する地域ごとの世帯数

6 物資の確保

物資供給のための確保は県本部において行うが、県本部長が現地において確保するよう指示したときは、県本部又は県支部の指示に基づき商工振興班が速やかに市地域内あるいは隣接市村地域から確保するものとする。

7 物資の輸送

物資の輸送は、県本部健康福祉政策班が直接市本部まで行うものとする。ただし、県本部長が確保場所まで引取りを指示したときは、福祉班が指示された場所で引き継ぎを受け輸送するものとする。

輸送にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 荷造りは、校区分ごとに行うものとする。
- (2) 輸送は原則として自動車輸送とする。
- (3) 輸送に当たっては、責任者が同乗し輸送の適確を期するものとする。
- (4) 引継に当たっては、「救助用物資引継書」により授受の関係を明確に記録するものとする。

8 物資の割当て

物資の割当ては、福祉班が次の方法で行う。

- (1) 割当台帳の作成
「救助用物資割当台帳」により、全失世帯と半失世帯（床上浸水世帯を含む。）に区分して作成する。

(2) 割当ての基準

市本部長が指示した基準によるものとする。

(3) 注意事項

物資の割当ては、次の事項に注意して行うものとする。

ア 割当ての基準（市本部長が指示したときはその指示）を変更してはならないこと。

（余剰物資があってもそのまま保管しておくこと。）

イ 世帯人員は、り災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員によること。ただし、給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定される者は除かれること。

ウ 世帯の全員が災害救助法適用外市町村に転出したときは除かれること。

エ 災害発生後出生した者があるときは、県に連絡した上で割当てること。

オ 性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適して割当てること。

9 物資の給与方法

り災世帯に対する物資の支給は、福祉班が給与責任者を定めて行うものとする。なお、物資の支給場所は、市役所、公民館、学校等において行うものとし、給与責任者があらかじめ給与の場所、日時をり災者に通知するとともに、関係事項を記録しておくものとする。

また、給与の場所を避難所において行うときは、避難所の責任者が給与責任者を兼ねることができるものとする。

10 物資の保管

福祉班は、物資の引き継ぎを受けてから配分するまでの間は厳重な保管に努め、保管場所の選定、警察機関に対する警備の要請等充分配慮をするものとする。なお、り災者に対して物資を支給した後の残余物資については（通常の場合、残余物資が生ずるように輸送される。）福祉班が厳重に保管し、県本部の指示によって処置（返還）するものとする。

11 その他事務手続

福祉班は、物資支給について責任者を定めさらに直接の支給場所には各物資別に職員を配し、適確な配分を期するとともに、物資の保管、配分の状況を「救助日報」により毎日本部事務室に電話等により報告し、次の諸記録を作成、整備保管しておくものとする。

- (1) 救助用物資引継書
- (2) 救助用物資割当台帳
- (3) 救助実施記録日計票
- (4) 物資の給与状況
- (5) 救助の種目別物資受払状況

12 生活保護法による被服等の支給

災害救助法が適用されない災害の被災者のうち生活保護世帯に対しては、所管の福祉事務所長がその必要を認めた場合は、生活保護法により次の物資を支給するものとする。

(1) 被服及び寝具の支給

基準の範囲内において支給する。

（２） 家具、什器の支給

基準の範囲内において炊事用具、食器等を支給する。

第6節 応急住宅対策

都市政策部

災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の対策は、本計画の定めるところによるものとする。ただし、災害発生直後における住居の対策については、本章第7項第2節「避難計画」の避難所の開設及び収容保護に定めるところによるものとする。

1 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなったり災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対 策 種 別		内 容	
住 宅 の 確 保	1 自 力 確 保	1 自費建設	り災世帯が自力（自費）で建設する。
		2 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		3 借 用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既 施 存 設 公 取 営 容	1 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		2 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 公 宅 営 建 住 設	1 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割り当てを受け公営住宅を建設する。
		2 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
	4 公融庫資資金	自費で建設するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構が融資し建設する。	
	5 災害救助法による仮設住宅建設	生活能力が低い世帯のため市が仮設住宅を建設する。	
	住 宅 の 修 繕	1 自費修繕	り災者が自力（自費）で修繕をする。
2 資 金 融 資		1 公庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構が融資し補修する。
		2 その他公費融資	生活困窮世帯に対して社会福祉協議会及び県が融資して改築あるいは補修する。
3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために市が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理		保護世帯に対して生活保護法で修理する。	
障 害 物 の 除 去 等	1 自費除去	り災者が自力（自費）で除去する。	
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のため市が除去する。	
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪降ろしを生活保護法で行う。	

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 住宅の確保のうち3の融資、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 住宅修繕の2の1の融資は、り災証明の条件による。
- 4 住宅修繕の3による修繕は、住家の大規模半壊、半壊及び準半壊の被害を受けた世帯を対象としたものである。
- 5 障害物の除去等とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいうものである。

2 住宅対策等の調査報告

都市政策部は、災害が終了し、住宅の被害が確定したときは次の方法により調査し、報告するものとする。なお、調査に当っては、福祉班及び子育て支援班等の協力を得て説明会を開催し、必要に応じて相談所を開設するなどして、次の制度別の希望世帯を取りまとめるものとする。

(1) 調査

- ア 公営住宅入居希望者
- イ 住宅金融支援機構資金借入希望者
- ウ 生活福祉資金借入希望者
- エ 母子父子寡婦福祉資金借入希望者
- オ 社会福祉施設入所希望者
- カ 仮設住居入居対象者
- キ 住宅応急修理対象者
- ク 障害物除去対象者

なお、調査に当っては、次の点に留意して行うものとする。

- ① 制度種別が極めて多くかつその内容がそれぞれ相当に異なるので、り災者に対して十分にその内容を徹底する必要があること。
- ② 建設あるいは融資等の時期が異なるため、本調査後相当の変更希望が予想されるが、直ちに着手する災害救助法による制度については、特に正確を期するように努めること。
- ③ 各制度別重複計上をさけることにこだわり、本人の第1希望のみによって計上することなく、その世帯条件等も十分考慮して適切な種別を希望できるよう指導すること。
- ④ 各制度種別のうち、次の制度間については重複して差し支えないこと。
 - a 応急仮設住宅と各種公営住宅
 - b 応急仮設住宅と各種資金融資
 - c 住宅の応急修理と各種資金融資
 - d 障害物の除去と各種資金融資

(2) 報告

都市政策部は調査を終え、その対策をとりまとめたときは「住宅総合災害対策報告書」により、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。報告は、災害発生後5日以内に行うものとする。

3 仮設住宅の建設及び入居

災害により住宅を失った者で、直ちに住宅を確保することのできない者のうち生活能力の低い者に対して、災害救助法により仮設住宅を建設し、被災者に貸付入居させるものとする。

なお、建設及び入居の方法は、次によるものとする。

(1) 実施者

ア 仮設住宅の建設は、建築住宅班が建設業者に請負わせて実施するものとする。

ただし、市本部において実施できないときは、県支部総務班に仮設住宅建設の応援を要請するものとする。

イ 都市計画班は仮設住宅建設の予定場所を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」（県様式による）に略図（適宜番号を付し、入居該当者調と対照できるようにする。）を添えて県支部総務班に提出するものとする。敷地の選定に当たっては、できる限り集团的に建設できる公共地から優先して選ぶものとする。

なお、選定した敷地については、契約期間3ヵ月以上の土地貸借契約書又は貸与承諾書を作成又は徴して保管し、その「写し」を県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

(2) 対象者及び入居予定者の選定

都市政策部は、次の各条件に適合する対象者のうちから入居予定者を選定し、「応急仮設住宅入居該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

ア 住家が全失（全焼、全壊又は流失）した世帯であること。

イ 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯であること。

ウ 生活程度が低く、自己の資力では住宅を確保することができない世帯であること。

選定に当たっては、要配慮者の優先的入居に配慮するものとし、避難支援等関係者の意見を聞き、生活能力が低くかつ住宅の必要度の高い世帯から順次建設戸数の範囲内において選定するものとする。

なお、必要に応じ適宜補欠も選定しておくものとする。

(3) 建設基準

ア 面積の基準 29.7㎡を基準とする。

イ 費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等を含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

（注） 面積及び建設費の限度額をやむを得ない理由で超過させる必要があるときは、都市政策部は県本部健康福祉政策班に連絡するものとする。

ウ 必要に応じ高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努めるものとする。

(4) 建設期間

仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。なお、20日以内に着工できないときは、その理由を付して県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に要請する。

要請は次の事項を明示して行うものとする。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域、理由及び設置戸数

ウ その他

(5) 建設資材及び用地の確保

ア 建設資材

建設のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県本部が確保についてのアッセン又は確保して資材を供給するものとする。

イ 用地

市本部は、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握しておくものとする。

(6) 仮設住宅の管理

仮設住宅の管理者は、知事から市長への委任に基づき建築住宅班が管理するものとする。

ア 家賃及び維持管理

- ① 家賃は、無料とする。
- ② 維持補修は、入居者において負担する。
- ③ 地料を必要とするときは、入居者の負担とする。
- ④ 維持補修にあたって原形が変更される場合は、市に届出て実施するものとする。市長は、承認にあたり県の意見に従って承認するものとする。

イ 入居台帳の作成

建築住宅班は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、入居誓約書とともに保管しておくものとする。

なお、入居者台帳を作成したときは、その写しを県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

ウ 貸与期間その他

建築住宅班は、り災者を仮設住宅へ入居させるに当っては、仮設住宅の主旨をよく説明し、貸与期間が2年間であること等を指示し、「入居誓約書」を徴するものとする。

(7) 着工及び竣工届

都市政策部は、着工報告及び竣工報告（写真添付）を県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

(8) 備付帳簿等

都市政策部は、仮設住宅の建設に関し、次の諸記録を作成し整備保管しておくものとする。

- ア 応急仮設住宅入居者台帳
- イ 入居誓約書
- ウ 応急仮設住宅入居該当世帯調
- エ 入居該当者選考関係書類
- オ 建設請負契約関係書類及び敷地貸借契約関係書類
- カ 救助実施記録日計票
- キ 救助の種目別物資受払状況

4 住宅の応急修理

災害により住宅が破損し、居住することができない者のうち、生活能力が低い者に対して、災害救助法により住宅の応急修理を行うものとする。修理は、次の方法によるものとする。

(1) 実施者

住宅の応急修理は、建築住宅班が行う。

(2) 修理対象世帯の選定

建築住宅班は、次の各条件に適合する対象者を選定する。

- ア 住家が大規模半壊、半壊及び準半壊の被害を受けた世帯であること。
- イ 応急修理を行うことによって、避難所への避難を要しなくなると見込まれること。
- ウ 公営住宅を利用しないこと（応急修理期間を除く）。
- エ 自らの資力では応急修理をすることができないこと。

（注）住宅の修理については、借家は家主が、社宅及び寮については会社が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うものとするが、借家等で家主の資力では応急修理ができない、かつ借家人の資力では応急修理ができないような場合は本救助の対象とする。

（３） 修理基準等

住宅の修理の範囲及び費用は、次の基準による。

ア 応急修理の範囲

応急修理の範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備などの日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所とする。

イ 費用の基準

1世帯当りの費用（原材料費、労務費及び修理事務費等一切）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

（４） 修理期間

災害発生の日から1ヵ月以内とする。ただし、1ヵ月以内に修理することができないと認められた場合は、県本部に要請するものとする。

（５） 修理資材の確保

住宅修理のために必要な資材は、原則として修理を請け負った業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により業者において確保することができないときは、県本部、その他関係機関が確保についてのあつ旋を行い、又は確保して資材を供給するものとする。

（６） 備付帳簿等

都市政策部は、住宅の応急修理に関し、次の帳簿類を作成し整備保管しておくものとする。

- ア 住宅応急修理申込関係書類
- イ 修理請負契約関係書類
- ウ 住宅応急修理完了報告関係書類
- エ 応急修理救助実施状況報告書

5 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対して、災害救助法により次の方法で除去するものとする。

（１） 実施者

障害物の除去は、維持班が奉仕労力又は人夫を雇い上げ、機械器具を借り上げて直接実施又は土木業者に請け負わせて実施するものとする。なお、市本部において実施できないときは、次の事項を明示して県支部総務班に応援を要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合等にあつては隣接市村本部に直接応援の要請を行うものとする。

- ア 応援を要する地域（作業場所）
- イ 障害物の除去を要する戸数及び状況
- ウ 応援を求める内訳（人員、機械、器具）

エ 応援を求める期間

オ その他

(2) 除去対象世帯の選定

維持班は、福祉班及び子育て支援班等の協力を得て次の各条件に適合する対象者のうちから除去予定世帯を選定し、「障害物除去該当世帯調」により災害発生後5日以内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に報告するものとする。

ア 住家が半壊又は床上浸水の被害を受け、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ日常生活に著しい障害を示している世帯であること。

イ 生活程度が低く自己の資力では、障害物を除去することのできない世帯であること。

ウ 要配慮者等で自力で除去することができない世帯であること。対象世帯の選定に当たっては、避難支援等関係者の意見を聞き、能力が低くかつ除去すべき障害物の条件の悪い世帯から順次除去対象数の範囲内において選定するものとする。なお、必要に応じて適宜補欠世帯も選定しておくものとする。

(3) 除去する基準等

障害物の除去に要する経費は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。ただし、同一住家（一戸）につき2以上の世帯が居住している場合は、一世帯当りの限度額の範囲内とするものとする。

実施に当たっては居室、便所、炊事場等について、人夫の雇上げ、器具の借上、除去のための輸送等被害の条件に適した方法によって行うものとするが、清掃法、感染症予防法による清掃との関係を考慮し、本章第7項第13節「清掃、し尿処理計画」に準じて実施するものとする。

(4) 除去する期間

障害物を除去する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、10日以内に除去することができないと認められるときは、維持班は期間内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請を行うものとする。なお、期間延長の申請にあたっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 延長を要する期間

イ 期間の延長を要する地域、理由

ウ 期間の延長を要する地域ごとの戸数

エ その他

(5) 報告事務手続

維持班は、障害物の除去を実施したときは、その状況を毎日「救助日報」により本部事務室に報告するとともに次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

ア 障害物除去該当世帯調

イ 障害物除去記録簿

ウ 除去工事、その他の関係書類

エ 障害物除去該当世帯選考関係書類

オ 救助実施記録日計票

カ 救助の種目別物資受払状況

6 低所得世帯等に対する住宅融資

低所得世帯や要配慮者世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

ア 生活福祉資金の災害援護資金

イ 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

ウ 災害援護資金の貸付

各資金の貸付条件等は、本章第7項第10節「災害援護資金等融資計画」の定めるところによるものとする。

7 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により次の方法で家屋の修理を行うものとする。

(1) 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において、必要最小限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

(2) 土砂等の除去費

家屋修理費の一貫として(1)による基準の範囲内において、土砂等の除去に要する機材の借上料及び人夫賃等

(3) 屋根の雪降ろし費

降雪が甚だしく、屋根の雪降ろしをしなければ家屋が破損するおそれのある場合は、国が定める基準の範囲内において、雪降ろしに要する人夫賃

8 社会福祉施設への収容

災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった要配慮者等で、社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。

また、被災者の避難状況等をかんがみ、市区域外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

第7節 医療、助産計画

市民保健部

災害のため市地域内の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機構が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

災害時において平常時の医療が不可能又は困難となったときの医療及び助産は、災害救助法を適用された場合の直接の実施は、同法に基づき市長（知事の補助執行者としての市長をいう。以下、本節において同じ。）が、また同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間等は、市独自の応急対策として市長が実施するものとする。ただし、市本部限りで実施が不可能又は困難と認めたときは、県本部、日本赤十字社その他がそれぞれの医療班を派遣する等の方法によって実施するものとする。

市本部における医療及び助産の対策は医療班が担当し、直接の実施は高山市医師会等の市地域内の医療機関に要請するものとする。

（注） 災害時であっても当該医療施設の管理者が平常の医療が可能又は一部が可能と判断したときは、可能な範囲の医療、助産は本計画によらず平常時の医療、助産の制度、方法によることができる。ただし、実施責任者から災害時医療実施の要請があったときは、この限りではない。

2 応急救護所開設班 T-ERU (Takayama Emergency Response Unit)

高山市において大規模災害が発生し、住居を失った被災者が多数発生したため避難所が設営されるような場合、高山市の要請により高山市医師会、久美愛厚生病院、高山赤十字病院が協力して応急救護所の開設を実施するものとする。

全国各地からの救援が届く前と考えられる災害発生直後の24時間の医療救護活動を実施するものとする。

応急救護所開設班（T-ERU）による活動については、別に定める「高山市T-ERU運用マニュアル」により実施するものとする。

応急救護所開設班の機能

被災した傷病者の緊急治療を行うとともに、被災した地元医療機関の医療機能が復旧するまでの間、地元医療機関に軽症の傷病者が集中しないよう活動することが求められるため、T-ERUによる医療救護活動は次の機能を備えるものとする。

（1）被災地での救護所

緊急を要する傷病者が多数発生した場合に、被災地により近く、被災者や傷病者が多く集まる場所で、かつ安全確保のできる場所に設置される応急救護所としての機能

（2）後方搬送における傷病者の一時収容場所

被災地と医療機関との距離、あるいは傷病者の数と搬送能力、医療機関の収容能力などから考えて、速やかな後方搬送ができない場合の傷病者の一時収容場所としての機能

3 医療救護班の編成

被災現地において医療助産救助を実施するため、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会並びに岐阜県看護協会高山支部等地域の医療関係者の協力により、次のとおり医療救護班を編成する。医療救護班は、医療班の要請により現地に出動し、救助の実施にあたるものとする。

医療救護班の編成基準

医療救護班の編成基準は次によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて適宜増員するものとする。

医師	1 名
薬剤師	1 名
看護師、助産師又は保健師	2 名
事務職員	1 名

増員の必要がある場合は、医療班、医療救護班がこれを処理する。また、病院で、医療救護班を編成した場合は、病院長にその職務を依頼するものとする。

（注）医療救護班に必要な車両（運転手）は、市本部において準備し、救急自動車は各医療救護班の要請に基づいて出動するものとする。

4 医療機関における動員の系統

医療班は、必要に応じて医療救護班の出動を要請するものとする。

5 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象者として実施するものとする。

（1） 医療救助

ア 医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 災害時における異状な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者については、医学的配慮の上から、これを医療救護の対象とする。

（2） 助産救助

災害発生時（災害発生後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産も含むものとする。）

6 実施の方法

医療の実施は、災害の規模等によって一定できないが、おおむね次の方法によるものとする。

（1） 医療救護班の派遣による方法

被災現地において医療の必要があるときは、医療班は医療救護班を現地に派遣して実施するものとする。この場合、被災現地の適当な医療施設を利用（使用）することが適当と認められるときは、医療班は施設所有者等と協議して利用（使用）するものとする。

また、市本部は医療状況の把握に努め、医療応援の要請等に備え、県支部及び隣接市村と連携をとり、初期医療体制の充実を図るものとする。

（2） 医療機関による方法

被災地の医療機関（医療施設）によって、医療を実施することが適当なときは、医療班は

当該医療機関の代表者と協議して平常時の取扱いに準じて実施するものとする。

この場合対象者は、医療券を提示して診療を受けるものとする。

（注） 1 医療機関には、はり、あんま、きゅうを取扱う施設を含むものとする。

2 医療券は、所管の福祉事務所長が市本部長の要請に基づき、生活保護法による医療券に「災害」と朱書して直接救助対象者に発するものとする。

なお、市本部長が福祉事務所長に医療券の発行を要請するいとまのないときは、医療班は連絡票（診療依頼書）等を発行し、連絡表等に「災害」と朱書きして直接救助対象者に交付するとともに、その旨を福祉事務所に連絡するものとする。

（３） 移送、収容

ア 医療を要する者の状態が重傷病で医療機関（医療施設）へ収容を必要とするときは、医療班は、被災地に近い適当な医療機関（医療施設）へ移送し、当該施設において医療の給付（救助）をするものとする。

イ 患者の移送にあたって車両等を必要とするときは、医療班は契約管財班に車両等の確保を要請するものとする。

（４） 応援等

市地域において、医療助産救助の実施が不可能又は困難なときは、医療班は、次の方法によって他機関と共同して実施するものとする。

ア 医療班は、医療救護班の報告その他により、県支部保健班及び県本部健康福祉部医療整備班にその旨連絡又は報告し応援を要請するものとする。

イ 連絡及び報告並びに要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 医療、助産救助実施の場所
- ② 当該地域における対象者及び医療機構の状況
- ③ 実施の方法及び程度（医療救護班〇ヶ班派遣、〇科〇名入院等）
- ④ その他必要な事項

7 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、従事する医療関係者（医療機関）の手持品を繰替使用するものとする。ただし、手持品がなく又は不足するときは、それぞれの機関で確保するものとするが、市地域内において確保不可能又は困難なときは、医療班は県支部保健班に要請し、県本部において確保、輸送するものとする。

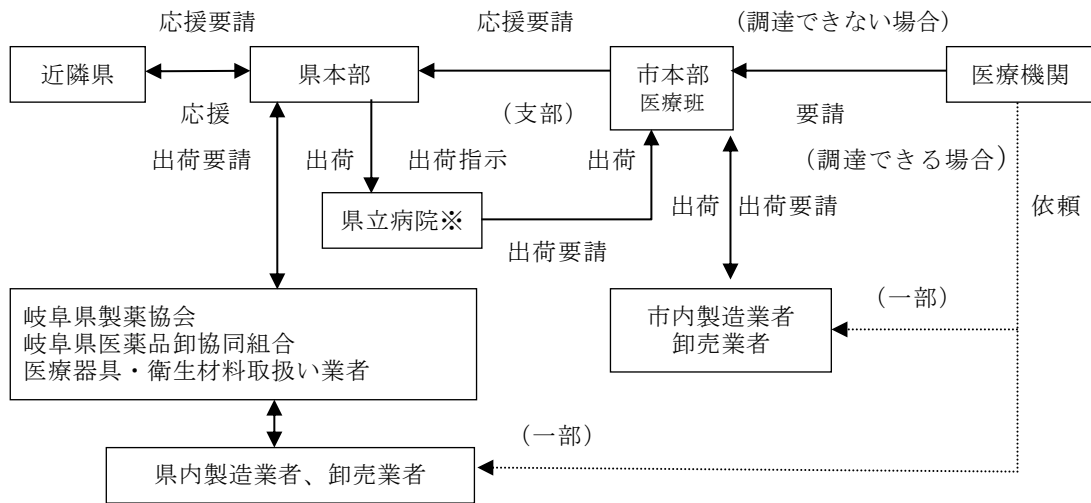
（注） 確保要請の手順は6（４）「応援等」の計画に準じて行うものとする。

なお、市本部の具体的な方法は「災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給に関する手引き」に基づき、次のとおりとする。

（１） 医療班は、病院等から医薬品の調達の要請を受けた場合は、管内の病院、医薬品卸売者、医薬品製造業者等と連絡をとり、医薬品等を確保する。

（２） 医療班は、管内で医薬品等の調達ができないときは、「医薬品調達要請書」により県支部保健班に調達を依頼する。

医薬品等調達系統図



※県立病院とは、県が設立する地方独立行政法人が設置する病院

8 災害救助法による基準

災害救助法による医療、助産救助の実施範囲と程度及び費用は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 医療の範囲

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 程度

医療、助産救助の程度は、生活保護法による医療、助産保護に定める程度のものとする。

(4) 期間

- ア 医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内
- イ 助産救助の実施は、分べんの日から7日以内（災害の発生前後7日以内に分べんしたもの）
- ウ 上記ア、イの期間で救助を打ち切ることができないときは、医療班は県支部保健班に、次の事項を明示して実施期間延長の要請を行うものとする。

- ① 延長を要する期間
- ② 期間延長を要する地域、理由
- ③ 救助を要する患者数、病状等
- ④ その他

(5) 費用の基準

- ア 医療救護班の費用
 - a 救助費 使用した薬剤、治療材料及び医療器具消耗破損の実費（医療救護班が使用し、あるいは患者移送に要した借上料、燃料費等は、輸送費として別途に扱う。）
 - b 事務費 医療救護班員の派遣旅費
 - イ 日本赤十字社救護班の費用

要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく。）
 - ウ 医療機関による費用

国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）
 - エ 助産の費用

産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費また助産師による場合は、市地域における慣行料金の8割以内の額
- (6) 請求
- ア 医療救護班費用の請求

「医療班に要した経費請求書」により、関係機関を經由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。
 - イ 医療機関費用の請求（含助産）

医療機関は災害により負傷した患者の診療報酬明細書（レセプト）を作成し、災害用医療券（生活保護法の医療券に「災害」と朱書されたもの）を有している場合はそれを、またそれに順ずる連絡表（診療依頼書）等を有する場合はそれをレセプトに添付の上、市に提出するものとする。

市は医療機関より提出された前記のレセプトをとりまとめ、県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

9 医療機関の対策

医療機関のうち特に患者収容施設（病院等）にあつては、次の事項に留意し対策をたてるとともに、災害時の応急措置を実施するものとする。

- (1) 患者の避難及び誘導移送

患者の条件（重軽傷の別、精神患者）等を考慮した避難順序及び予定場所等を決定し、移送に当たってはできる限り看護師等が付き添うものとし、特に自動車を使用する場合は、堅固な覆い、毛布等を準備し救急カバンを携帯した看護師が同乗するものとする。
- (2) 応急治療

避難所において応急治療を実施する。施設その他の災害により治療できないときは、市本部等に連絡し、適宜の処置を行うものとする。
- (3) 転送

施設の被害が甚大なため等により継続診療が長期間見込がないときは、他の適当な施設に転送するものとする。適当な施設がないときは、市本部その他関係機関にそのあつ旋等を要請するものとする。
- (4) 給食

患者の給食は、できる限り収容機関において実施するものとする。ただし、施設の被害そ

の他により不可能なときは、市本部に連絡し、り災者の炊き出し給付を受ける等応急的な給食を実施するものとする。

(5) 災害救助法患者の切替

災害救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は打切りとなるので保険制度等への切替指導を行うものとする。

(6) 救急病院の責務

救急病院は、常に消防機関との連絡を密にし、り災者（負傷者）の収容診断に万全を期するものとする。

(7) その他

各施設は、地域環境その他の条件を考慮して実情に即した対策の樹立と実施にあたるものとする。

10 保険制度等への切替

医療及び助産の救助は、原則的には14日以内に打ち切られ、平常時の医療機構にもどるものとする。従って、次の各制度を所管する関係機関は、継続診療を要する者について速やかにこれらの制度の医療給付に切り替えるよう適用の決定、保険証の再交付等に努めるものとする。

・国民健康保険	市（市民課）	・身体障がい者福祉	市社会福祉事務所
・健康保険	日本年金機構	・戦傷者戦没者遺族援護	〃
・日雇労働者健康保険	日本年金機構	・未帰還者留守家族援護	県健康福祉政策課
・労働者災害保険	労働局	・結核予防	飛騨保健所
・生活保護	市社会福祉事務所	・精神衛生	飛騨保健所
・児童福祉	施設経営者	・医療費融資	市社会福祉協議会

11 報告その他事務手続

災害救助法による医療、助産救助を実施したときは、関係機関は医療班に報告し、報告を受けた医療班は次の方法により報告及び記録の作成、保管するものとする。

(1) 医療救護班出動記録

医療班は、「医療班出動編成表」により医療救護班編成及び出動の状況を県支部保健班を経由して県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

(2) 取扱患者台帳（診療記録表）

医療救護班が扱った患者については、「医療活動班活動報告」により活動状況を記録し、保管しておくものとする。

(3) 救助実施状況等

医薬品等の出納及び救助の実施状況を次により作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日「救助日報」により本部事務室に報告するものとする。

- 医療班医薬品衛生材料使用記録
- 病院診療所医療実施状況
- 助産台帳
- 救助実施記録日計票
- 救助の種目別物資受払状況

第8節 リ災者救出計画

消防部

災害のために現に生命身体が危険な状態にある者等の救出は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

り災者の救出は、消防本部が関係各班と協力し、又警察機関と連絡を密にし実施するものとする。ただし、市本部において実施できないときは、県本部、県支部あるいは隣接市村本部に応援を得て実施するものとする。

2 対象者

り災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。なお、本救出は、災害に係る原因の種別あるいは住家の被害とは関係なく必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害のため、おおむね次の生命身体が危険な状態にある者
 - ア 火災の際に火中に取り残された場合
 - イ 水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に残された場合
 - ウ かけ崩れ等により生き埋めになった場合
 - エ 登山者が多数遭難した場合（一般的には登山者が遭難した場合には、原則として山岳クラブ等の団体が実施するもので、市本部が協力する。）
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生命があるかどうか明らかでない者

3 救出の方法

救出は、災害の種別、被災地域の状況等災害の条件によってそれぞれ異なるが、救出を要する状態が発生したときは、消防部（消防団含む）は、警察機関と連絡を密にし、速やかに救出作業を行うとともに、必要に応じ関係各部及びその他最寄りの病院と連絡を密にして救出作業に従事するものとする。

なお、市本部において救出作業ができないときは、状況により「岐阜県防災ヘリコプター応援協定」に基づき防災ヘリコプターを要請する等実情に即した方法により速やかに行うものとする。

4 応援要請の手続

市本部において救出作業ができないとき、又は機械器具等の借入ができないときは、県支部総務班に応援等の要請を行うものとする。なお、応援等の要請に当っては、その内容を明示して行うものとする。

5 災害救助の基準等

災害救助法によるり災者救出の実施基準その他は、次によるものとする。

- (1) 費用の範囲

り災者救出のため支出する費用は、おおむね次の範囲とする。

ア 借上費

舟艇、その他救出に必要な機械器具の実際に使用した期間分の借上費

イ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕代

ウ 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代あるいは救助実施のため必要な照明用の灯油代等

(2) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から4日以上経過してもなお救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要があるときは、市本部は法定の救出期間内に県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請を行うものとする。

なお、期間延長の要請に当っては、次の事項を明示するものとする。

ア 期間延長を要する予定期間

イ 期間延長を要する地域

ウ 期間延長を要する理由又はその状況

エ 救出を要する人数

(3) 事務手続

消防班は、り災者の救出に関し次の諸記録を作成し、整備保管しておくものとする。

なお、り災者の救出期間中は、その状況を毎日「救助日報」により本部事務室に電話等によって報告するものとする。

ア 救助実施記録日計票

イ り災者救出状況記録簿

ウ 救助の種目別物資受払状況

第9節 学用品等支給計画

教育部

災害により教科書、文房具等を失った小・中学校（養護学校を含む。）の児童、生徒に対する学用品の支給及びあっせんは、本計画の定めるところによるものとする。

1 支給の種別

学用品等の支給あるいはあっせんは、災害の程度によって次の種別に区分して扱うものとする。

(1) 救助法による支給

災害救助法による教科書、文房具等学用品の費用の基準等の条件は、次によるものとする。

ア 支給対象者

住家が焼失、流失、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小・中学校に在籍する児童生徒で、学用品を滅失又はき損した者に対して行う。

(注) 1 支給対象者は、市本部におけるり災者台帳に記載されている児童、生徒であること。

2 従って、救助法が適用されなかったとき及び住家の被害が対象基準に達しなかった者に対しては、本救助の対象とせず教科書についてのみあっ旋するものとする。

イ 費用の基準

① 教科書代

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費とする。

② 文房具及び通学用品等

岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

ウ 支給期間

① 教科書は、災害発生の日から1ヵ月以内

② 文房具及び通学用品は、災害発生の日から15日以内。ただし、期間内に支給することが困難なときは、市本部（学校教育班）は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間の延長を要請するものとする。なお、要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

a 延長の見込期間

b 期間延長を要する地域、理由

c 延長を要する地域ごとの児童、生徒数

d その他

(2) 救助法適用災害時で住家が規定被害に達しなかった場合のあっせん

市地域内に災害救助法が適用された場合で、教科書を失った児童、生徒の属する世帯の被害が床上浸水又は半壊に達しない場合の経費は、本人の負担とするが、調達の方法は、救助法適用分とあわせて調達するものとする。

(3) 他市町村に災害救助法が適用された場合のあっせん

災害救助法の適用を受けなかったが、同一時の災害で他市町村（県内）で災害救助法が適用された時に、市地域内で教科書を災害のため失った者があり調達等の必要があるときは、2と同様に一括あっせんするものとする。

(4) その他の場合のあっせん

県内で災害救助法の適用を受ける市町村がなかった程度の災害時にあつては、平常時におけるあっせんの方法によるものとする。

2 調達配給の実施者

教材、学用品の調達、配給は、次の区分に従って行うものとする。

(1) 災害救助法による場合

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ア 被災児童、生徒の調査 | 市本部（学校教育班と各学校で調査、照合） |
| イ 被災教科書の調査報告 | 市本部（学校教育班及び各学校で調査し、県支部を經由して県本部へ報告） |
| ウ 教科書、文房具の調達 | 県本部（県本部が指示したときは県本部又は学校教育班） |
| エ 調達物資の輸送 | 県本部が市本部まで輸送 |
| オ 教科書、文房具の配給 | 市本部（学校教育班は各学校まで輸送、配布は各学校） |

(2) 災害救助法適用時の非適用者に対する場合

1の(2)及び(3)の場合には、1の災害救助法による場合に準ずるが、教科書のみについてあっせんするものとする。

(3) 災害救助法が適用されなかった場合

学校教育班においてあっせんする。ただし、市本部限りで処理できないときは、県本部において調達のあっせんをするが、輸送は業者対市（各学校）の平常の方法によるものとする。

3 り災生徒、児童及び教科書被害状況の調査報告

学校教育班は、り災した生徒、児童と災害によって失った教科書の状況を次の方法で調査し、報告するものとする。

(1) り災児童、生徒の調査

学校教育班及び各学校は、災害終了後速やかに児童、生徒（又は父兄）について「被災児童生徒名簿」を作成するものとする。なお、本名簿には、住家の被害がなくても教科書を失った者については、調査、作成するものとする。

本名簿作成にあたっての被災程度の区分は、福祉班で調査、作成されている調査表又はり災者台帳等による程度区分に従うものとする。

(2) 被災教科書等調査集計

「被災児童生徒名簿」により被災教科書等を調査集計し、「被災教科書報告書」を作成するものとする。

(3) 被災教科書等の報告

支給種別(1)～(3)までの災害による場合、又は(4)による場合で学校教育班で調達困難な場合は、各学校において「被災教科書一覧表」を5部作成し4部を学校教育班に提出、提出を受けた学校教育班は集計し、速やかに（災害発生後5日以内）県支部教育班に3部を提出するものとする。

4 教科書及び文房具の調達、輸送

教科書、文房具等学用品の輸送は、市本部事務室と教育部（救助法が適用されない災害時の教科書の調達、あつせんは教育部単独）が協議して行うものとする。なお、確保する物資は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科書 被災教科書の報告数に基づき調達する。
- (2) 文房具 災害救助法適用時のみ調達する。（ノート、鉛筆、用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、画筆、下敷き等市教育委員会で承認した学用品を含む。）
- (3) 通学用品 災害救助法適用時のみ調達する。（カバン、履物、手提げ袋、サブバック用具等）なお、物資輸送にあたっての授受は、「学用品引継書」（県様式による）によって記録を残すものとする。

（注）教科書の輸送は、販売取扱店から直接市本部へ送付されたときは、納品書を県本部健康福祉政策班に提出するものとする。

5 学用品の割当て及び配分

学校教育班は、学用品の調達、輸送を承知したときは、次の方法により児童、生徒別に割当てし、支給するものとする。

(1) 割当て

学校教育班及び各学校は、県本部（県支部経由）から学用品支給基準（1人当量）の通知を受けたときは、速やかに各児童、生徒別に「学用品の給与状況」により割当てをするものとする。

(2) 支給

救助用学用品の割当てを受けた各学校は、受領書と引換えに学用品を各児童、生徒に支給するものとする。なお、被災児童、生徒が縁故地に避難していて支給できないときは、保管のうえ、本人の登校をまって支給するものとする。

(3) 余剰物資の保管

学校教育班は、調達、輸送した学用品を指示基準に従って配分した場合に余剰物資があったときは、県支部に対してその旨報告するとともに県本部から指示あるまでの間、厳重に保管しておくものとする。

6 その他の事務手続

学校教育班は、次の諸記録を作成し、整備保管するとともに、学用品の保管、配給の状況を毎日「救助日報」により本部事務室に電話等により報告するものとする。

- (1) 被災児童生徒名簿
- (2) 被災教科書報告書
- (3) 学用品引継書
- (4) 学用品の給与状況
- (5) 救助実施記録日計票
- (6) 救助の種目別物資受払状況

第10節 災害援護資金等融資計画

福祉部

り災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の小額融資は、本計画の定めるところによるものとする。

1 資金の種類別

災害により被害を受けた生活困窮世帯等に対する資金の種類別は、次のとおりである。

- (1) 災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金
- (3) 母子父子寡婦福祉資金
- (4) その他一般資金

災害の規模その他により、り災者として前記資金の融資を受けられないとき、又は前記以外の一般融資を希望する世帯に対して、次の一般資金を融資するものとする。

- ア 特別給付金国庫債券担保貸付金
- イ 恩給担保貸付金
- ウ 特別弔慰金国庫債券担保貸付金

2 貸付条件等の概要

各資金別の貸付その他の条件等の概略は、次表のとおりである。ただし、その他一般資金については、恩給担保貸付金等一般資金の条件による。

区 分	災害援護資金	生活福祉資金(災害援護資金)	母子父子寡婦福祉資金
対 象 者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	り災低所得世帯	り災母子世帯 り災父子世帯 り災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	特別制限なし	特別制限なし
資金種別	特になし	事業住宅等資金	事業住宅等資金
貸付限度額	住宅損害有 350万円 住宅損害無 250万円	150万円	事業開始 282万円 事業継続 141万円 住 宅 200万円
貸付期間	10年	7年	事業開始 7年 事業継続 7年 住 宅 7年
償還方法	月賦等	月賦等	月賦等
貸付利率	無利子	連帯保証人あり 無利子 なし 年1.5%	連帯保証人あり 無利子 なし 年1.5%

(注) 各資金別の貸付条件等の詳細は、それぞれの資金別条件等の定めるところによるものとする。

3 災害援護資金の貸付

市は、高山市災害弔慰金の支給に関する条例（昭和49年条例第4号）の定めるところにより、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

- (1) 貸付機関 市本部（福祉班）
 (2) 貸付対象世帯

市地域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付事由たる被害を受けた世帯で、その世帯に属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主

- (3) 資金の内容

特別に資金種別の制限はなく、生活の立直しに必要な経費として貸し付ける。

- (4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「2 貸付条件等の概要」に示すほか、次のとおりである。

- ① 保証人 不要 ② 違約金 延滞元利金額につき年5.0%

- (5) 提出書類

災害援護資金借入申込書

4 生活福祉資金の貸付

被災者に対して県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の災害援護資金の貸付は、次のとおりである。

- (1) 貸付機関

生活福祉資金（災害援護資金）の貸付は、県社会福祉協議会が行う。なお、次の各機関は本貸付に当ってはそれぞれ協力する。

福祉班、民生児童委員

市社会福祉協議会

- (2) 貸付対象世帯

災害により住家、事業場又は家財、商品等が被害を受けた世帯で、次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。

ア 低所得の世帯であること。

イ 融資によって独立自活ができると認められる世帯であること。

ウ 蓄積資本がなく、他から借り入れることができない世帯であること。

(注) 1 世帯の被災の程度については、特別制限はないが少なくとも融資額以上の被害のあった世帯であること。

2 貸付世帯数については特別制限はないが、資金保有高の範囲内において実施される。

3 対象となる災害については、その種類、程度等に特別の指定はないが、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除く。

- (3) 資金の内容

災害援護資金は、特別に資金種別の制限はなく、災害を受けたことによる困窮から自立更

生するのに必要な経費として貸し付けできるものとする。

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「2 貸付条件等の概要」示すほかは、次のとおりである。

- ア 保証人 1人以上（保証人は原則として借入希望者と同一市町村に居住し、その世帯の更生に熱意があり、かつ返済資力のある者）
- イ 延滞利子 延滞元金1年につき5.0%

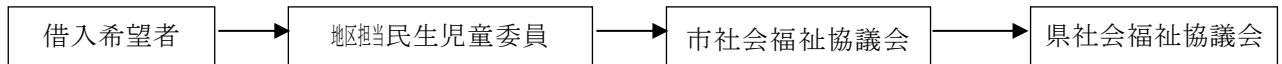
(5) 提出書類

借入希望者は、次の書類を作成して借入の希望者の居住地を担当区域とする民生児童委員に提出する。

- ア 借入申込書
- イ 借入希望者及び保証人の所得証明書
- ウ り災証明書

(6) 申込書等の提出経路機関

申込書は、原則として次の系統で提出する。



5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

被災母子世帯、被災父子世帯及び被災寡婦世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の融資は、次の方法 によるものとする。

(1) 貸付機関

県本部子ども家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付けるものとする。なお、申し込みその他に当っては、子育て支援班、県支部総務班（母子自立支援員）及び民生児童委員が協力するものとする。

(2) 貸付対象世帯

災害により住家又は事業場若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいない女子であって、現に児童（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等に対して融資する。

(3) 資金の種別

本資金の融資は、次のものとする。

- ア 事業開始資金及び事業継続資金
- イ 住宅資金

(4) 貸付条件

本資金の貸付条件は、「2 貸付条件等の概要」に示すほか、次の条件のとおりである。

- ア 保証人 1名以上
- イ 違約金 延滞元利金につき年5.0%

(5) 提出書類

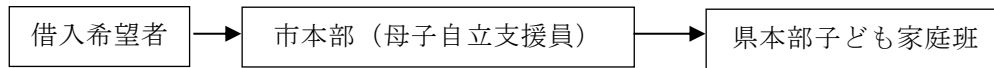
借入希望者は、次の書類を作成して借入希望者の居住地域を担当する福祉事務所に提出する。

- ア 貸付申込書
- イ 戸籍謄本

- ウ リ災証明書
 - エ 税額及び資産等証明書
 - オ 事業計画書（事業開始・事業継続資金について）
 - カ 補修計画書（住宅資金について）
- なお、申請書等は、子育て支援班に備付

(6) 申込書等の提出経由機関

申込書等は、次の系統で提出するものとする。



6 融資希望世帯の調査（選考）及び報告

福祉班、子育て支援班は、災害援護資金等の融資希望世帯を調査（選考）し、「災害援護資金等希望世帯数調」を作成し、県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に災害発生後10日以内に報告するものとする。

なお、報告に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 各制度の条件をり災者に説明し、適当な資金を選ばせること。
- (2) 選考を要する生業資金等については、民生児童委員その他の関係者等の意見を聴き、適正な選考に努めること。
- (3) 生業資金の選考をしたときは「生業資金借入予定者名簿」を作成し、県支部総務班に提出すること。
- (4) 災害救助法による援護資金は、他の援護と異なり県支部総務班から指示があったときに限りその希望をとりまとめるものとする。

7 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給の必要が生じたときは、市は、支援金支給のための事務を迅速に行うものとする。

(2) 高山市被災者生活・住宅再建支援金の支給

高山市被災者生活・住宅再建支援金支給要綱に基づき、甚大な自然災害により住家に被害を受けた被災者に対し、高山市被災者生活・住宅再建支援金を支給する。

ただし、被災者生活再建支援法に基づく、被災者生活再建支援金の支給対象者は、この要綱による支給は行わない。

第11節 遺体保護計画

消防部、福祉部、市民保健部

災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取扱い及び埋葬の実施は、本計画の定めるところによるものとする。

1 遺体の搜索

(1) 実施者及び方法

行方不明の状態にある者で、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者等遺体の搜索は、福祉班が警察その他関係機関と連絡をとって実施するものとするが、直接の実施は、福祉班の要請により消防班が消防団員あるいは奉仕団員の協力を得て、必要な器具、機材等を借上げて実施するものとする。

(2) 応援の要請等

市本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流出等により他市町村にあると認められるとき等にあつては、福祉班は、県支部総務班に遺体搜索の応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市村本部または遺体の漂着が予想される市町村本部に直接応援の要請をするものとする。

なお、応援の要請に当つては、次の事項を明示して行うものとする。

- ア 遺体が埋没し又は漂着していると推定される場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持ち物等
- ウ 応援を求めたい人数又は機械器具等
- エ その他必要な事項

(3) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体搜索の実施基準は、次によるものとする。

ア 搜索する場合

行方不明の状態にある者で、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者に対して行う。なお、本救助は、死亡した者の居住地、住家、死亡の原因とは関係なく、その者のり災場所に災害救助法が適用されておれば救助の対象とする。

[参考] 搜索する場合を具体的に例示すると次のようである。

- ① 行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合
- ② 行方不明になった者が重度の身体障がい者又は重病人であったような場合
- ③ 被災後ごく短時間のうちに、引き続き当該地域に災害が発生したような場合で、遺体が行方不明となったとき

イ 搜索期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において搜索を打ち切ることができないときは、福祉班は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請をするものとする。

なお、申請に当つては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 延長の見込期間
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由
- ④ 延長することによって搜索されるべき遺体件数
- ⑤ その他

ウ 費用の範囲

遺体搜索に要する費用として認められる範囲は、次のとおりである。

- ① 借上費 遺体搜索のために必要な機械器具の借上費
- ② 修繕費 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- ③ 燃料費 機械器具の使用に必要なガソリン代、石油代、又は搜索作業実施のため必要な照明用の灯油代等

エ 報告及び事務手続

福祉班は、本救助を実施したときは、次の諸記録を整備保管するとともに、その状況を毎日「救助日報」により本部事務室に報告するものとする。

- ① 記 録
 - a 死亡診断書
 - b 死体搜索状況記録簿
 - c 救助実施記録日計票
 - d 救助の種目別物資受払状況
 - e 死体搜索機械器具修繕簿
- ② 報 告
 - a 実施月日
 - b 実施地域
 - c 実施の状況及び方法
 - d 搜索対象遺体数
 - e その他

2 遺体の見分、取扱い

遺体を発見したときは、福祉班は速やかに警察署に連絡し、その見分をまって必要に応じ遺体を取扱うものとする。なお、遺体の見分（検視）は、次の方法によるものとする。

(1) 警察による遺体の見分（検視）

- ア 警察官は、遺体を発見し、又は遺体がある旨の届出を受けたときは、速やかに遺体の所在地を管轄する警察署長に報告するものとする。
- イ 報告を受けた警察署長は、速やかに警察本部長に報告したのち、その遺体が犯罪に起因するものでないことが明らかである場合においては、その遺体を見分するとともに、死因、身元調査を行い、死体見分調書を作成するものとする。
- ウ 身元が明らかになった遺体は、着衣、所持金品等とともに速やかに遺族等に引き渡すものとするが、遺族等への引き渡しができないときは、死亡地の市町村長に引き渡すものとする。なお、引き渡しを行った場合は、「死体及び所持金品引取書」を徴しておくものとする。

エ 本籍が明らかでない遺体及び死亡者を認識することができない遺体は、遺体に関する報告書に検視調書を添えて遅滞なく死亡地の市町村長に報告するとともに、着衣、所持金品等とともに遺体を市町村長に引き渡すものとする。この場合において、検視調書として死体見分調書又は多数死体見分調書を使用することができる。なお、遺体を引き渡した場合は、「死体及び所持金品引取書」を徴しておくものとする。

（２） 遺体の取扱い

遺体の取扱いは、福祉班より連絡を受けた健康推進班において、取扱い場を借り上げ（仮設）、医療救護班、又は医師が奉仕団等の労力奉仕により、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をするものとする。

ただし、市本部において実施できないときは、他機関所属の医療救護班の出動応援を求め等の方法により実施するものとする。

なお、応援の方法は、「１ 遺体の捜索」に準じて実施するものとする。

（３） 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時の遺体処理の実施基準等は、次によるものとする。

ア 遺体取扱いを行う場合

遺体の取扱いは、災害により社会混乱をきたし、その処置を要するときに行うものとし、埋葬救助の実施と一致することを原則とする。

イ 遺体取扱いの内容

遺体の取扱いは、その条件によってそれぞれ異なるが、おおむね次の内容について実施するものとする。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

② 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を要し、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまで保存するものとする。

③ 検 視

遺体についての死因、その他について医学的検査を行う。

ウ 遺体取扱い期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期限内において遺体の取扱いを打ち切ることができないときは、福祉班は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の申請を行うものとする。なお、申請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

① 延長の見込期間

② 期間の延長を要する地域

③ 期間の延長を要する理由

④ 延長することによって処理されるべき遺体件数

⑤ その他

エ 費用の範囲及び限度

遺体の取扱いに要する費用として認められる範囲及び限度は、次のとおりである。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定め

る額の範囲内とする。

② 遺体の一時保存のための費用

a 既存建物利用の場合は、当該施設の借上実費

b 仮設の場合は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。

③ 検案料

医療救護班が実施した場合は支出しないが、その他の方法による場合で費用を必要とするときは、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 報告及び事務手続

福祉班は、本救助を実施したときは、「救助実施記録日計票」「救助の種目別物資受払状況」及び「死体の処理台帳」を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日「救助日報」により本部事務室に報告するものとする。

なお、健康推進班は遺体の取扱いを医療班が実施したときは、「医療救護活動報告」によりその実施状況を報告するものとする。

3 遺体の埋葬

災害の際死亡した者で、市本部がその必要を認めるときは、次の方法により応急的な埋葬（以下、埋葬とは原則として火葬することをいう。）を行うものとする。

(1) 実施者及び方法

埋葬の実施は、市民班において直接火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

なお、埋葬の実施に当っては、次の点に留意を要する。

ア 事故死等による遺体については、警察機関から引き継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ウ 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用出来ない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、県及び市は岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

また、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。

エ 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人としての取り扱いによる。

(2) 災害救助法による場合の基準等

災害救助法適用時における死体埋火葬の実施基準は、次によるものとする。

ア 埋火葬は、次の場合に行うものとする。

① 災害の混乱時に死亡した者であること。（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）

② 災害のため、次のような理由で埋火葬を行うことが困難な場合であること。

a 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難な場合

b 墓地又は火葬場等が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難な場合

c 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手困難な場合

d 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等のため埋葬することが

困難な場合

- ③ 法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で、漂着市町村が実施する場合にも行う。ただし、かかる場合は、原則として遺族、縁故者又は被災地の市町村本部が引き取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため引取が困難な場合に限って漂着地の市町村本部が実施する。

なお、この場合の経費は、実施市町村本部が県本部に救償するものとする。

イ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、期間内において埋火葬救助を打ち切ることができないときは、市民班は県支部総務班を経由して県本部健康福祉政策班に期間延長の要請をするものとする。

なお、要請に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 延長を要する期間
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由
- ④ 埋火葬を要する遺体数
- ⑤ その他

ウ 費用の範囲及び限度

埋火葬に要する費用の範囲及び限度は、次のとおりである。

① 費用の範囲

棺、骨つぼ、火葬に要する経費で、埋火葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含むものとするが、埋葬にあたっての供花代、酒代等は含まないものとする。

② 費用の限度

埋火葬費用の限度は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。なお、大人、小人の別は、満12歳に達した者から大人として扱うものとする。

エ 報告及び事務手続

市民班は、埋火葬を実施したときは、「埋葬台帳」を作成し、整備保管するとともに、その状況を毎日「救助日報」により本部事務室に報告するものとする。

第12節 防疫計画

市民保健部、森林・環境政策部、水道部

災害時における市地域内の防疫は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施者

災害時における防疫の実施は、健康推進班が県支部保健班の指導、指示に基づき、地域住民及び関係団体等の協力を得て行うものとするが、市地域内の被害が甚大で市本部限りで実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班に応援の要請をし、県支部又は県支部管内の市町村本部から応援を得て実施するものとする。

2 防疫の実施組織

災害防疫実施は、健康推進班が担当するものとするが、各種作業実施の直接組織として次の組織を編成しておくものとする。

(1) 感染症予防委員の選任

患者住家の清掃方法及び消毒方法等の指導監督及び衛生教育等を行い、あるいは防疫作業に協力するため県本部長が指示したときは、感染症予防委員を選任するものとする。

感染症予防委員は、市本部が次の者のうちから選任するものとする。

- ア 市管内の医師
- イ 地区代表者（町内会長又は民生児童委員等）
- ウ 小・中学校、幼稚園の代表者（各施設に集団発生があった場合）
- エ 事業所の代表者（各施設に集団発生があった場合）
- オ その他市本部長が適当と認める者

(2) 防疫班の編成

健康推進班は、防疫作業を実施するため、防疫班を編成する。防疫班の編成数は、防疫実施の範囲、程度、規模等に応じて健康推進班が編成するが、班の規模はおおむね次のとおりとする。

班長	1 名	（健康推進課員をもってあてる）
班員（事務職員）	1 名	（市民保健部内職員をもってあてる）
作業員	3 名	（奉仕団員又は本部応援班員をもってあてる）

3 防疫の種別と方法

防疫の活動は、次の方法によって行うものとする。

(1) 検病調査及び健康診断

検病調査は、県支部保健班で編成する検病調査班の稼働能力に応じ重点的に実施するものとする。検病検査の結果必要があるときは、感染症法第17条及び第45条の規定による健康診断を実施するものとする。

健康推進班及び関係機関は、情報の提供等の協力を行うものとする。

(2) 臨時予防接種

県本部保健医療班は、感染症予防上必要があるときは、県支部保健班の指示により、対象

者及び期日を指定して予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

ただし、県本部長が命令したときは、健康推進班が実施するものとする。

(3) 清掃方法

ごみ処理場建設推進班及び下水道班は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び本章第7項第13節「清掃、し尿処理計画」に定める方法によってごみの処理を実施するものとするが、特に管内の道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に行うものとする。

(4) 消毒方法

健康推進班は、感染症法第27条の2項の規定による知事の指示に基づき、感染症法施行規則第14条に定めるところに従って消毒を実施するものとする。

(5) ねずみ族昆虫等の駆除

健康推進班は、感染症法第28条の第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の命令に基づき、ねずみ族昆虫等の駆除を実施するものとする。実施に当っては、感染症法施行規則第15条の規定に定められたところによるものとする。

(6) 家用水の供給

上水道班は、感染症法第31条の第2項の規定による知事の指示に基づき、家用水の供給を行うものとする。実施に当っては、本章第7項第4節「給水計画」に定める方法によるものとする。

(7) 患者等に対する措置

健康推進班は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離収容の措置をとるものとする。ただし、交通途絶のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく災害を免れた地域内の適当な場所に臨時隔離施設を設けて収容するものとするが、やむを得ない事情により隔離収容ができない病原体保有者に対しては自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理などについて厳重に指導し、処理するものとする。

(8) 患者等に対する医療及び看護

健康推進班は、感染症患者又は病原体保有者を隔離舎に収容した場合における医療及び看護について、健康推進班（各医療班）で実施が不可能又は困難なときは、県支部保健班に連絡し、県支部管内の市村本部医療班の応援を得て実施するものとする。

なお、県支部内において実施が不可能なときは、県本部保健医療班に連絡し、他支部の市町村本部医療班又は県本部医療班から応援を得て実施するものとする。

(9) 避難所の防疫指導等

福祉班は、本章第7項第2節「避難計画」により避難所を開設したときは、県本部又は県支部の防疫関係職員の指導を得て、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て避難所の防疫活動を実施し、指導の徹底を期するものとする。

4 防疫業務の実施基準

(1) 消毒方法の基準

ア 飲料水の消毒

- ① 給水を井戸によっている場合における井戸の消毒は、水量の50分の1のかせい石灰を乳状にしたもの、又は水量の500分の1のクロール石灰水（クロール石灰5分水95分）を投入し、充分かくはんした後、12時間以上放置する。

② 給水を水道法による水道によっている場合の消毒は、塩素消毒を強化し、給水栓水における遊離残留塩素を 0.2mg/l以上に保持すること。

③ 給水を井戸水又は水道以外による場合の消毒の基準は、②に準ずる。

イ 家屋内等の消毒は感染症法に基づく県の指示により実施する。

(2) ねずみ族昆虫等の駆除

ねずみ族昆虫等の駆除は、り災全家屋について実施することが困難なときは、実情に応じて重点的に選択実施するものとする。

なお、ねずみ族昆虫等の駆除は感染症法に基づく県の指示により実施する。

5 防疫用資機材の確保

市は、防疫活動に必要な資機材を確保するものとする。

6 応援等の要請

健康推進班は、市地域内の被害が激甚で防疫等関係者が不足し、あるいは防疫薬等の確保ができない場合等市本部で実施不可能なときは、県支部保健班に応援、あっせん等の要請を行うものとする。なお、要請に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

- (1) 要請する作業内容等
- (2) 要請する防疫班数、物資名、数量
- (3) 日時、場所等
- (4) その他必要な事項

7 報告

災害時における防疫に関する報告は、次によるものとする。

(1) 被害状況の報告

健康推進班は、防疫を必要とする災害が発生したときは、「医療衛生施設被害状況等報告書」により防疫に関する情報を県支部保健班を経由して県本部保険医療班に毎日電話及び文書をもって報告するものとする。

(2) 災害防疫所要見込額の報告

健康推進班は、災害防疫に関する所要見込額を「災害防疫経費所要額調」を作成し、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出するものとする。なお、その概要については、できる限り事前に電話をもって報告するものとする。

(3) 災害防疫完了報告書

健康推進班は、災害防疫が完了したときは、防疫活動が終了した日から20日以内に「災害防疫完了報告」を作成して、県支部保健班を経由して県本部保健医療班に提出するものとする。

8 記録の整備

防疫関係班は、防疫を行ったときは、おおむね次の書類を整備し、保管しておくものとする。

- (1) 被害状況及び災害防疫活動状況報告書（日報）
- (2) 防疫経費所要額調及び関係書類

- (3) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (4) ねずみ族昆虫等の駆除に関する書類
- (5) 家用水の供給に関する書類
- (6) 患者台帳
- (7) 防疫作業日誌

9 経費の精算

災害防疫に要した経費は、他の経費とは明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに精算するものとする。

第13節 清掃、し尿処理計画

森林・環境政策部、水道部

災害時における被災地帯の清掃は、本計画の定めるところによるものとする。

水害時の廃棄物処理に関しては、当計画に定めるほか、別に定める「高山市水害廃棄物処理計画」による。

1 実施者

災害時における被災地帯でのごみ処理は生活環境班が行い、し尿処理は下水道班が行うものとする。ただし、被害が甚大であるため市本部限りで実施できないときは、県支部総務班に連絡し、県支部又は県支部管内の他市村から応援を得て実施するものとする。

なお、県支部内において実施不能のときは、県本部環境生活部（廃棄物対策班）に連絡し、他支部の市町村又は県本部等から応援を得て実施するものとする。

2 清掃班の編成

災害時（特に水害時）におけるごみ又はし尿を収集及び運搬するため、清掃班を編成するものとする。

清掃班は、ごみ処理班とし尿処理班に区分して編成するものとするが、1ヶ班の編成は、次の基準によるものとし、災害の種類、規模、状況等に応じて班員及び装備の増減ができるものとする。

(1) ごみ処理班

ア 運搬車（機械車）1両（運転手1名）

イ 作業員 2名

ごみ処理班は、避難所等優先的に処理すべきごみの収集・運搬を行う。それ以外の一般廃棄物は、原則委託業者による収集・運搬を行う。

(2) し尿処理班

し尿収集運搬班は、許可業者所属の作業員及び車両をもって編成する。

ア 運搬車（バキューム）1両（運転手1名）

イ 作業員 2人～3人

3 清掃方法

清掃は、次の方法により実施する。

(1) ごみ処理

ア 収集順序

ごみの収集は、清掃班が被災地の状況を考慮し、緊急清掃を要する地区から順次実施するものとする。収集順序の決定に当たっては、次の点に留意するものとする。

① 洪水時においては、水位の状況を把握し、減水した地区から実施すること。

② 被災所帯における屋内清掃状況を考慮すること。

③ 感染症発生のおそれのある地域等は、最優先すること。

イ 収集方法

- ① 各班の収集担当区域を明確にして実施すること。
- ② 分別収集が必要な場合は、その方法等について被災地域の住民及びごみ収集班に周知徹底すること。

ウ ごみの処分

- ① ごみの処分方法、処分場所等については十分検討し、計画的に行うこと。
- ② 収集したごみのうち、リサイクル可能なものは極力資源化に努め、それ以外は焼却場所による焼却処分を原則とし、資源化又は焼却できないごみは埋立処分をするものとする。

焼却及び埋立場所

資源リサイクルセンター	高山市三福寺町1800番地
久々野クリーンセンター	高山市久々野町久々野3033番地3

埋立場所

丹生川埋立処分地	高山市丹生川町町方3625番地
荘川埋立処分地	高山市荘川町赤谷1237番地1
上宝埋立処分地	高山市奥飛騨温泉郷赤桶903番地

(2) し尿処理

ア 収集順序

し尿の汲取収集は、下水道班が被災地の状況を考慮し、緊急汲取りを要する地区から順次実施する。

イ し尿の処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理場において処分するものとする。

し尿処理場

高山市環境センター	高山市冬頭町655番地2
高山市久々野衛生センター	高山市久々野町久須母195番地
みずほクリーンセンター	飛騨市宮川町三川原1083番地

4 清掃の事務

災害時における清掃等応急対策を完了したときは、ごみ処理場建設推進班及び下水道班は次の報告書を 県支部総務班を経由して県本部環境生活部（廃棄物対策班）に4部提出するものとする。

(1) 廃棄物処理施設等被害状況報告

ただし、1施設の復旧事業に要する経費が次表に掲げる限度額未満のものは報告を必要としない。

し尿処理施設	市にあっては 150万円
ごみ焼却処理施設	
粗大ごみ処理施設	
埋立処分地施設	
産業廃棄物処理施設	
地域し尿処理施設	
生活排水処理施設	

(2) 災害廃棄物処理事業報告

1 市町村の事業経費が市にあつては 400千円未満の場合は報告を要しない。

5 その他関連対策

清掃に関連した公衆衛生対策は、次によるものとする。

(1) 便所の仮設

避難所施設の開設等に伴う仮設便所の設置は、原則として、し尿溜めが装備されたものを利用し、避難人員 200人に対して大小便器それぞれ2個以上ずつ設置する。なお、緊急止むを得ない場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定し、同様の数以上設置するものとする。なお、閉鎖に当っては、消毒を実施した後埋没するものとする。

第14節 愛玩動物等の救援

市民保健部

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼育されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行うものとする。

なお、避難所において愛玩動物の飼育に必要なものは、基本的に飼い主が準備しておくことの周知に努めるとともに、避難所では、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方に配慮するものとする。

1 被災地域における動物の保護

市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護を行う。

2 動物の適正な飼育体制の確保

市は、テントやペット用ケージ等を備蓄し、愛玩動物と同行避難が可能な避難所の整備に努める。

市は、県及び関係団体等と協力して、避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。

3 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合、市は、飼育者、県、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第15節 災害義援金品募集配分計画

福祉部

り災者、り災施設その他に対する義援金品の募集、輸送及び配分は、県計画第3章第32節「災害義援金の募集配分」のほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 募集、配分機関

市地域における義援金品の募集及び配分は、福祉班が中心になり、おおむね次の関係機関が共同しあるいは協力して行うものとする。災害の規模、周囲の状況等により関係のある機関が単独で行うことが適当な場合は、各機関限りで行うことができる。

日本赤十字社高山市地区（義援金に限定、物資は扱わない）
 高山市社会福祉協議会 高山市民生児童委員協議会
 その他適当と認められる団体

2 募集配分会議

義援金品を募集し配分しようとするときは、福祉班は募集、配分に参加する機関の代表者を集め「義援金品募集配分委員会」を開催し、次の事項を決定するものとする。

- (1) 募集に関する事項
 - ① 参加団体
 - ② 募集対象（一般世帯募集、学校募集等）
 - ③ 募集の種別（金銭募集、物品募集の別）
 - ④ 集積、輸送の場所、方法、期間等
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 配分に関する事項
 - ① 配分基本方針
 - ② 配分、輸送の時期、方法
 - ③ 特殊な金品（条件付き金品等）の配分
 - ④ その他必要な事項

3 募集、集積

義援金品の募集、集積は、福祉班が中心になり参加機関が協力して集積するものとする。なお、義援金品の募集は、県単位で実施する場合のほかは、「義援金品募集委員会」に諮って決定するものとする。なお、募集内容の決定に当たっては、被災地の状況等を充分考慮して行うものとする。

特に義援物資の募集に当たっては、次の点に留意する

- (1) 関係機関の協力を得ながら、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を本部、報道機関を通じて一般に公表するものとする。また、被災地の需要状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。
- (2) 必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについ

て広報を行うものとする。

4 配 分

義援金品の配分は、福祉班が中心になり参加機関が協力して配分するものとする。なお、配分は「義援金品配分委員会」に諮って決定するが、被災世帯に対する配分の基準は、おおむね次によるものとする。特定物品及び配分先指定物品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

(1) 配分の基準

ア 一般家庭用物資

全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

イ 無指定金銭

死者（行方不明で死亡したと認められる者を含む。）	1
重傷者	1 / 2
全失世帯	1
半失世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3

(注) 1 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半失の基準によるものとする。

2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することがあるものとする。

(2) 福祉班が、義援物資を被災者に配分する場合前記1アに定める基準を参考にして行うものとするが、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

(3) 義援金の配分に当たっては、「義援金品配分委員会」の定める方法により行うものとする。

(4) 配分の時期

配分はできる限り受け、又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援金品が少量、小額時の配分は、世帯別配分を不可能にし、かつ、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので一定量に達したときに行う等配分の時期に充分留意するものとする。ただし、腐敗、変質のおそれのある物質については、速やかに適宜の処理をするよう配慮して扱うものとする。

5 費 用

義援金品の募集又は配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕するものとするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、実施機関における負担が不可能な場合は、義援金の一部をこの経費に充当して差し支えないものとするが、経費の証拠記録は整備保管しておくものとする。

6 義援金品の管理

義援金品及び義援物資は、次の方法によりそれぞれの募集配分機関において管理するものと

する。

(1) 金銭の管理

現金は、会計班において保管管理するとともに、「現金出納簿」を備え付け、出納の状況を記録し、経理するものとする。なお、現金に伴う預金利子は、義援金に含めて扱うものとする。

(2) てん末の記録

義援金品の募集配分機関は、「義えん金品受払簿」を備え付け、受付から引継ぎ又は配分までの状況を記録するものとする。

7 事務手続

募集あるいは任意拠出される義援金品の募集、配分、集積は、次の記録を作成し、あるいは発行してそれぞれ整備保管するものとする。

- (1) 義援金品拠出者名簿
- (2) 義援金品引継書
- (3) 義援金品受領書
- (4) 現金出納簿
- (5) 義援金品受払簿

第16節 その他のり災者保護計画

福祉部

本項第1節から第15節までに定める以外の災害時におけるり災者の救助保護は、次によるものとする。

1 在宅の要配慮者対策

大規模災害時には、平常時より避難行動要支援者名簿に登録されている者に加え、災害により家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されたり、生活に支障を生じるなど、新たな要配慮者が発生する。

福祉部は、避難支援等関係者や避難所管理者、関係機関から、これら要配慮者の情報を得た際は、当該要配慮者のニーズに合わせて必要な支援を講じるものとする。

- (1) 発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。
- (2) 逃げ遅れた避難行動要支援者を発見したときは、状況に応じて、避難所への避難、病院や福祉施設への緊急入院・入所、居宅での生活が可能な場合には在宅での保健福祉サービス等のニーズの把握や見守り等を行う。
- (3) 避難所に避難した避難行動要支援者については、福祉班は、必要に応じて保健福祉サービスの提供その他の支援が開始できるように努めるものとする。

2 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は、災害に際して次により入所者の保護及び被災者の受入にあたるものとする。

- (1) 入所者の保護
災害の程度、種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者の安全を確保するとともに、市本部、県本部等の協力を得つつ早急に施設機能の回復を図るものとする。
- (2) 被災者の受入れ
被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。なお、余裕スペースの活用による被災者の受入れについては、福祉班との協議により介護の必要性の高い要配慮者を優先するものとする。
- (3) 食料供給等の確保
食料又は飲料水を得ることができないとき若しくは医療その他の救助を必要とするときは、不足が予測される物資の内容や程度について市本部、県支部総務班に連絡又は要請をするものとする。
- (4) 職員等の確保
災害により職員に事故があり又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市本部、県支部総務班に連絡又は要請するものとする。

ただし、施設においても平常時からボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

3 要保護児童の措置

子育て支援班は、災害地域において保育を必要とする児童（児童福祉法第4条でいう児童をいう。以下、本節において同じ。）があるとき又は災害により保護者を失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

- (1) 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設して保育するものとする。
- (2) 保護者を失った児童があるときは、子ども相談センターに連絡して収容施設に収容保護するものとする。

なお、すでに収容している児童の保護者の属する世帯が災害により被害を受け、生活程度が著しく低下した世帯に対する費用の負担については、災害の状況により別に定めるところに従って減免することがあるものとする。

4 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の必要が生じたときは、福祉班は、県支部総務班、民生児童委員と連絡を密にし、速やかに保護の要否を決定するものとする。なお、保護の決定に当っては、特に災害救助法による救助実施期間及びその程度、内容との関係に充分留意するものとする。

5 り災者に対する国民健康保険等の給付

災害救助法による医療救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後14日以内）をまって平常医療制度に移行されるものである。従って、災害によって被保険者証を紛失し又は使用不能となった者に対しては、市本部は医療機関と連絡をとり保険証のないまま給付ができるよう努めるとともに、できる限り速やかに被保険者証の再交付をするものとする。

6 市長見舞金の支給

災害（火災、地震、風水害等をいう。）により被災した被災世帯（被災市民）に対し、市長から災害見舞金を支給するものとする。

- (1) 1世帯 100,000円以内
- (2) 火災の場合は、類焼又は失火（重大なる過失ある場合を除く。）による被災を原則とする。
- (3) 見舞金の支給額の決定は、被害の程度に応じその都度市長が定める。

7 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び災害により被害を受けた世帯に対する災害援護金の貸付けについては、高山市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第4号）の定めるところによるものとする。

第 8 項 文教関係の応急対策

第 1 節 施設等の応急対策

教育部、市民活動部

文教関係の災害対策は、他の計画に定めるもののほか本計画の定めるところによるものとするが、各施設の経営者又は管理者は、それぞれの災害条件を考慮し、施設別にその対策を樹立しておくものとする。

1 災害の防止対策

災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するため適確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策を講ずるものとする。

2 応急復旧等の処置

施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害を拡大するような場合は、速やかに関係機関と連絡、協議の上、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

3 施設被害の概況調査報告

学校長及びその他教育施設の管理者等は、被害の状況を別紙 1 により速やかに教育総務班等に報告するものとする。概況報告後、被害が増大あるいは減少したときも同様に報告するものとする。

別紙 1	年 月 日
高山市長または高山市教育長 あて	〇〇学校長、施設管理者
災 害 報 告 書	
1 概 況	
2 被害の状況	
1 建 物	(全壊、半壊、建物名称、面積等)
2 ガラス	(損壊面積、枚数等)
3 倒 木	(倒木で支え木を必要とする本数等)
4 土 地	(使用に耐えない校地面積等)
5 その他	(内部備品の破損程度等)

第2節 小中学校関係の応急対策

教育部

小中学校関係の災害対策は、別の計画に定めるもののほか本計画の定めるところによるものとする。

1 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 被害程度別応急教育予定場所

災害の規模及び被害の程度によって、次の施設を利用するものとする。

ア 応急的な修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急処置をして使用する。

イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内運動施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法による。

ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎等を利用する。

エ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎の建設を行う。

上記施設の決定に当っては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底するものとする。

(2) 施設の応急復旧

学校教育班は、災害終了後できる限り速やかに被災校舎等の維持保全のため、又は授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行うものとする。ただし、処置（応急復旧）を行う場合にあっては、被害の状況をできる限り詳細に記録しておくための写真の撮影保存に留意するものとする。

(3) 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により当該施設管理者の応援を得るものとする。

ア 市内施設利用の場合

教育部において、関係者協議のうえ行うものとする。

イ 隣接市村施設（県支部管内）を利用する場合

学校教育班は、県支部教育班に対し施設利用の応援を要請するものとする。

ウ 応援要請事項等

要請（協力）に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 応援を求める学校名
- ② 予定施設名又は施設種別
- ③ 授業予定人員及び室数
- ④ 予定期間
- ⑤ その他の条件

なお、応援の要請に当っては、教育長は市本部長と協議して決定するものとする。

2 教育職員の対策

災害に伴い教育職員に欠員が生じたときは、次の方法によって補うものとする。

(1) 学校内操作

欠員が小数の場合は、学校内において操作するものとする。

(2) 市内操作

学校内で解決できないときは、学校長の要請により市内学校間で操作するものとする。

(3) 市外操作

市本部において解決できないときは、市本部は県支部教育班に教育職員派遣の応援要請をするものとする。

(4) 応援要請事項等

教育職員派遣の応援要請に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 応援を求める学校名

イ 授業予定場所

ウ 派遣要請する人員（必要に応じその内訳）

エ 派遣予定期間

オ 派遣職員の宿舎、その他の条件（学校長は学校教育班と協議の上処理する。）

なお、応援の要請に当っては、教育長は市本部長と協議して決定するものとする。

3 応急教育の実施

学校教育班は、災害に伴う被害程度によって授業が不可能と認めるときは、臨時に授業を行わないものとする。ただし、正規の授業は困難であっても、できる限り速やかに応急授業の実施に努めるものとする。

応急授業の実施に当っては、次の点に留意するものとする。

- (1) 災害時の授業に当っては、教科書、学用品等の損失状況を考慮し、損失児童が負担にならないよう留意する。
- (2) 教育の場が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童の保健等に留意する。
- (3) 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導し徹底する。
- (4) 学校が避難所に利用される場合には、収容者あるいは児童に対し、それぞれに支障とならないよう充分徹底する。
- (5) 授業が不可能な事態が予想されるときは、勉学の方法、量等を周知徹底する。
- (6) 授業の不可能が長期にわたるときは、学校と児童・生徒との連絡の方法、組織（子供会等）の整備、工夫をしておく。

4 休校の措置

大規模災害が発生し、または発生が予想される気象条件となったときは、各小中学校は教育長と協議し、必要に応じて休校の措置をとるものとする。なお、休校の措置を決定したときは、各小中学校は直ちに休校の旨を各家庭まで徹底するものとする。この場合、各小中学校は別に定める連絡系統によって徹底を図るものとする。

5 下校引率

児童・生徒の登校後に休校の決定をし、帰宅させるときは、中学校においては下校に際しての注意事項を充分徹底し、また、小学校においては地域別に教師の引率あるいは上級児童によるグループ下校等の方法により帰宅させるものとする。

6 教材、学用品の調達及び配給

災害により教科書、文房具等の教材、学用品を失った児童、生徒に対する支給及びあっせんは、本章第7項第9節「学用品等支給計画」に定めるところによるものとする。

7 被災児童、生徒の調査報告

学校教育班は、学校長からの報告に基づき「災害により被災した児童生徒数調」に定める事項につき速やかに調査し、県本部に報告するものとする。

第3節 私立学校関係の応急対策

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校経営者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担等と関係のある事項については、本計画の定めるところによる。

1 被害状況の調査

私立学校経営者は、学校施設の被害があったときは、速やかにその状況を調査し、県本部環境生活部に報告するものとする。なお、報告は次の方法によるものとする。

(1) 被害状況の調査、報告実施者

施設経営者が調査し、報告するものとする。

(2) 調査報告事項

「市立学校施設被害状況報告書」に定める事項について調査、報告するものとする。

(3) その他調査、報告の方法

次の事項については、県計画第3章第36節「文教災害対策」の定めるところによる。

ア 調査報告の種別

イ 被害報告の方法

ウ 調査報告を要する災害の規模

エ 被害程度判定の基準

2 被災生徒及び教職員の調査報告

私立学校の生徒及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を「被災児童生徒及び教職員数調」により速やかに調査し、県本部環境生活班に報告するものとする。

3 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

高等学校経営者は、県本部県民生活部から通知があったときは、育英補助及び授業料軽減補助を希望する被災生徒に対してその周知徹底を図るものとする。

第4節 学校給食、保健関係の応急対策

教育部

被災時における学校給食及び児童、生徒の保健対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 給食に関する被害の調査報告

給食関係の被害状況の掌握と災害に伴う準要保護児童、生徒給食補助の国庫負担のため、教育総務班は次の事項を速やかに調査し、報告するものとする。

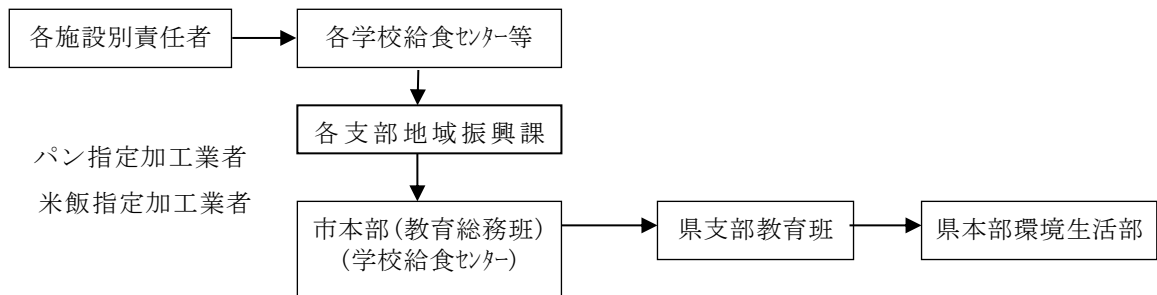
学校給食用物資被害状況報告書

児童生徒被災状況報告書

(1) 実施者

市立施設分については教育総務班が、県立施設分については学校長が調査し、報告するものとする。なお、市本部実施分については、直接の実施者を施設別に定めておくものとする。

(2) 報告の系統



2 給食の措置

学校給食センターは、災害の程度に応じ次のような体制をとるとともに、学校給食物資被害状況について速やかに調査し、報告するものとする。

被害の程度	給食の状況
給食センターが直接被災したとき	被害を受けた学校給食センターにおいて簡単な炊事ができるときは、簡易給食等の措置をとる。
広範囲な地域が被災したとき	パン及び米飯の指定製造業者の施設が被災したときは他の業者及び近隣市村内の業者に依頼する。
学校が避難所に使用されたとき	り災者炊出し施設として学校給食センターが利用されるときは、学校給食とり災者炊出しとの調整に留意して実施する。

3 給食の実施

市本部は、災害により被害が発生しても授業を行うときは、できる限り給食も実施するよう努めるものとする。

災害時における給食の実施に当たっては、特に次の点に留意を要する。

(1) 施設の管理

給食用施設、設備が浸水した場合等にあつては、汚染された台所、炊事場、炊事具及び食器、戸棚等を中心にクレゾール水などの消毒薬を用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて所要の石灰などを散布する等衛生管理に配慮するものとする。

(2) 従事者の保健

調理及び配分等給食従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施するとともに健康管理を行い、特に下痢状態にある者は、従業を禁止し検便を行うものとする。なお、従事者の身体、衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理者の手洗いを励行させるものとする。

(3) 飲料水の確保

災害時における学校の飲料水は、水道、井戸水いずれについても当分の間煮沸したものを使用するものとする。なお、浸水した井戸については、井戸ざらいを行い、クロール、石灰等を用いて十分消毒を行うものとする。

(4) 食品衛生

災害時における給食は、感染症、中毒等の発生防止のため調理の方法（献立）、使用原材料等に十分注意するとともに、食事前には必ず手洗いを励行させるものとする。

(5) その他

市本部は、被害を受けた給食用原材料をとりまとめ、県本部から指示があるまでの間保管しておくものとする。

4 児童、生徒の保護

各学校長は、洪水等の災害時にあつては児童、生徒の保健指導を強化し、感染症の発生のおそれのあるときは、臨時に児童、生徒の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努めるものとする。

なお、児童、生徒に感染症が集団発生したときは、県支部保健班、市本部、学校医等と緊密な連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、本章第7項第12節「防疫計画」の定めるところによるが、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 県支部保健班あるいは学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の事後措置の計画をたて、これに基づいてその実施の推進にあたる。
- (2) 保護者その他の関係方面に対し、患者の発生状況を周知させ、協力を求める。
- (3) 児童、生徒等の食生活について、十分な注意と指導を行う。
- (4) 感染症の発生原因について、関係機関の協力を求めこれを明らかにするとともに、その原因の除去に努める。

5 児童、生徒の安全措置

各学校長は、平素の避難訓練に基づき、迅速に児童、生徒を避難させ、その掌握を確実にする等、それぞれの災害の質に応じた救急措置及び安全措置を講ずるものとする。

(1) 登下校

地域やその時の状況判断により、市本部との関係を密にしながら登下校の可否を決めるものとする。

ア 緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、できる限り家庭との連絡をとりながら小集団

で下校するなどを指示し、児童、生徒の安全を確保するものとする。

イ 児童・生徒の登校後、休校の決定をし、帰宅させるときは、中学校においては下校に際しての注意事項を十分に徹底し、また、小学校においては地域別に教師の引率、あるいは上級児童によるグループ下校等の方法により帰宅させるものとする。

(2) 救急処置

災害が発生した場合には、速やかに適切な救急措置をとるものとする。

(3) 死傷者等の報告

災害による児童、生徒の死者、行方不明者又は負傷者がある場合には、市本部、教育委員会、教育事務所に速やかに報告するものとする。

第5節 文化財その他文教関係の応急対策

教育部、市民活動部

災害時における文化財その他文教関係の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 被災教育職員の調査報告

学校教育班は、災害の発生に伴い被害を受けた教育職員を「公立学校共済組合員被害状況報告書」により県支部教育班を経由し県本部環境生活部へ報告するものとする。

2 公民館その他の社会教育施設等の対策

生涯学習班及びスポーツ推進班は、公民館その他社会教育施設及び体育施設に被害が発生したときは、県支部教育班を経由して県本部県民生活部へ被害状況を報告するとともに、被災施設の応急対策等を行うものとする。

なお、被災時においては、公民館等の施設は、災害応急対策のため（特に避難所、現地災害対策本部等）に利用される場合も少なくないので、設置管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

3 文化財の対策

(1) 実施者

文化財関係の対策は、文化財班が実施する。文化財班は、文化財の保護について平常時から管理者等と協力して災害に備える。

(2) 文化財の状況

文化財とは、国で指定した国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等及び県、市において指定したもののほか、これに準ずる歴史的資料等をいう。

(3) 被害報告

文化財に被害が発生したときは、その管理者は次の系統により被害の状況を報告するものとする。なお、文化財班は、報告を受け、あるいは被害を承知したときは、本章第5項第2節「災害情報収集等の計画」に従い県支部総務班を経由して県本部に報告するものとする。



(4) 被災文化財の対策

被災文化財については、県及び市文化財保護審議会委員等の意見を参考にしてその保存に努めるとともに、被災文化財個々の対策を所有者あるいは管理者に指示、指導するものとする。

また、必要に応じ市外からの文化財レスキュー活動を受入れ、被災文化財の保護に取り組むものとする。

第9項 産業応急対策

災害時における産業関係の応急対策は、県計画第3章第3.3節「産業応急対策」に定めるもののほか、本計画に定めるところによるものとする。

第1節 商工業の応急対策

商工労働部

1 物価安定の計画

商工振興班は、災害の発生に伴い物価が高騰し又は高騰が予想されるときは、速やかに県及び関係団体と物価安定について協議し、消費物価の安定を図るための自主規制及び市の方針に対する協力を徹底するものとする。

2 災害融資計画

商工振興班は、被災商工業者のうち事業資金の融資を希望する者のため、民間金融機関等に対し、災害融資についての連絡を行う。また、県本部金融班が行う一般金融、県費預託、保証助成等のあっせんを行うものとする。

なお、資金の貸付条件、借入希望の取りまとめ報告等については、県計画第4章第5節「被災中小企業の振興」の定めるところによるものとする。

3 復旧資材等の調達

商工振興班は、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんの要請があったときは市内の組合又は適当な業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保またはあっせんに努めるものとする。

なお、市内において確保できない場合あるいは不足するときは、県支部総務班に確保、あっせんの要請をするものとする。

4 燃料の供給計画

商工振興班は、燃料の供給を必要とするときは、取扱業者（組合）にその旨を連絡し、確保又はあっせんするものとする。

第2節 観光客等に対する応急対策

飛騨高山プロモーション戦略部

観光施設、宿泊施設及び運動施設に災害が発生するおそれが生じたときは、施設経営者又は管理者は次の対策を講ずるものとする。

1 観光客等に対する応急対策

市地域内に所在する観光施設、宿泊施設及び運動施設（スキー場、キャンプ場等）等（以下「観光施設等」という。）には、不特定多数の観光客等が集まるため、これら観光施設における災害時の応急対策は、次によるものとする。

（1） 応急対策

観光施設等の経営者又は管理者（特に運動施設）は、気象の状況、その他災害の条件等を把握し、施設利用者にできる限り徹底し、その対策にあたるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、避難経路、誘導の方法等を徹底しておくものとする。

（2） 応援の要請

観光施設等の経営者又は管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに観光班又は消防部、警察官に応援又は実施の要請をするものとする。

この場合の経費は、観光施設等経営者の負担とする。

2 報告

観光施設等に被害があったときは、観光班に速やかに連絡するものとする。

第3節 農作物等の応急対策

農政部

災害時における農作物に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 風水害対策

風水害時における農産物の応急対策は、次によるものとする。

(1) 水稲被害田の補改植等

災害において、苗の流出、冠水等により補改植を要する場合、農務班は、飛騨農業協同組合（以下「農協」という。）と連絡し、残留苗あるいは種籾の確保に努め、可能なかぎり補改植を行うよう指導するものとする。

(2) 災害用そ菜種子の確保

災害発生時における畑作物の代作用種子については、その時期ごとに農務班において、農協、種苗業者と連絡し必要数量を確保するよう努める。なお不足し確保できないときは、県支部農林班（農務担当）に確保あつせんの要請をするものとする。

(3) 生産資材、肥料の確保

災害発生時における一般生産資材及び肥料については、農協等に依頼確保する。災害の規模によっては県、市本部の指示により隣接市村及び県経済連等の協力を得るものとする。

(4) 災害時における病害虫の発生防除

災害により病害虫の発生が予想され又は発生したときは、病害虫の発生予察情報に基づき、農務班は県支部各班との連絡を密にし、農協、岐阜県農業共済組合飛騨支所等と協力して病害虫防除の指導の徹底に当たるものとする。なお、病害虫発生予察情報は、県支部病害虫防除班において発し、県支部農林班に通知され、市本部に伝達される。

(5) 農薬の確保

災害時における災害用農薬の確保については、農協、農業経営者等が確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、農務班は県支部病害虫防除班を経由して県本部農業園芸班に確保あつせんの要請をするものとする。

(6) 防除機具の整備

農協その他関係機関は、病害虫防除機具の整備に努めるものとするが、緊急防除に当たって機具が不足する場合で、市地域内において確保できないときは、県支部病害虫防除班を経由して県本部農業園芸班に応援の要請をするものとする。

2 凍霜害対策

農作物等に凍霜害が発生するおそれのあるときは、岐阜地方気象台の警報、注意報等により予防的措置を講ずるものとする。

(1) 果樹等の永年性作物は、被害の程度によって樹勢回復のための施肥管理を適切に行うよう指導する。

(2) 野菜類の被害の程度によって生産見込のあるものについては適切な肥培管理を行い、回復見込のないものについては速やかに転作計画をたてるよう指導する。

3 干害対策

干害に伴う農地等の応急対策は、次によるものとする。

(1) 干ばつ被害の報告

農務班は、水田及び一般畑については、連続干天日数（日雨量5mm未満を含む。）が20日以上または30日間の総雨量が100mm以下、果樹園については、連続干天日数が25日以上または30日間の総雨量が60mm以下、及び干ばつ被害が発生したときは、「干害被害報告書」により県支部農林班（農務担当）に提出するものとする。

(2) 利水調整

干ばつに対する利水調整、その他応急対策については、現地の条件により一定でないが、必要に応じ農務班において適宜調整あるいは指導にあたり、その対策に万全を期するものとする。

4 蚕糸の対策

蚕業関係の各機関及び経営者は、災害気象に留意し、災害による被害が予想されるときは、未然防止のための対策にあたるものとする。なお、農務班は県支部農林班（農務担当）と連絡をとりその協力を得るものとする。

5 冷害対策

夏季の低温で農作物に被害が発生するおそれのあるときの応急対策は、次によるものとする。

(1) 水稻等については、高山特別地域気象測候所の観測データ等を利用して被害の予測に努め、水管理、肥培管理の適正化を指導し、被害の軽減を図る。

(2) 農務班は、被害の状況を取りまとめ、被害報告書により県支部農林班（農務担当）に提出するものとする。

6 雪害対策

冬期の異常な降雪で被害が発生するおそれのあるときの応急対策は、次によるものとする。

(1) 農作物栽培用施設、果樹、桑樹等に被害が発生するおそれのあるときは、未然防止のための指導にあたる。

(2) 被害状況の把握に努め、被害報告書により県支部を経由して県本部に提出する。

(3) 被害の発生によって次期作用施設、資材に支障が生ずることのないよう、農協等関係機関にそれらの確保を依頼する。

7 卸売市場の応急対策

(1) 豪雪対策

豪雪による主要道路の不通等で荷主からの入荷が困難な場合は、県本部、県支部等の協力を得るとともに、卸売業者及び荷主との連絡を密にして生鮮食料品の需要に対応するものとする。あわせて、農協、地元出荷組合等との協力体制をとり、主要食品の確保にあたるものとする。

(2) その他の災害対策

その他の災害については、関係機関の協力を得るとともに、卸売業者、農協、地元出荷組合等との協力体制をとり、住民の食料需要に対処するものとする。

第4節 林地、林産物等の応急対策

森林・環境政策部

災害時における林地あるいは林産物、林産施設等の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 林地の対策

風水害等により林地に溪流荒廃及び山腹崩壊が発生し、緊急な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものについては、森林政策班は県支部農林班を経由し、県本部治山班にその緊急復旧を要請するものとする。

2 造林木の対策

風水害等により造林木が被害を受けたときの対策は、次によるものとする。

(1) 倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについては、森林政策班及び県支部農林班（林業担当）は、森林組合等と協力してできる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導するものとする。

(2) 資材等の調達

森林政策班あるいは森林組合等は、倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくよう努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、森林政策班は県支部農林班（林業担当）を経由して県本部治山班に確保あつせんを要請するものとする。

3 苗木等の対策

風水害等により苗木が被害を受け、あるいは種子、苗木が不足する場合等の対策は、次によるものとする。

(1) 苗木種子の確保

災害により苗木、種子の確保が困難なときは、森林政策班は県支部農林班（林業担当）を経由して県本部林政班に、その確保あつせんを要請するものとする。

(2) 病虫害の防除

森林政策班及び県支部農林班（林業担当）は、森林組合等と協力して、長雨、冠浸水等の災害により赤枯病、ペスタロチャ病等の防除についての指導の徹底を期するものとする。

4 一般林産物及び施設の対策

災害時における薪炭及び木材並びにその施設の対策は、次によるものとする。

(1) 被害木の処理

森林政策班及び県支部農林班（林業担当）は、森林組合等と協力して被害木の早期伐出について督促指導するとともに、被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。

(2) 流木の防止

木材取扱業者は、木材の流失による損害と流木による被害の防止のため、流失のおそれの

ある場所への貯木をさけ、あるいは出水により流失のおそれがあるときは木材を緊結する等、貯木には十分に配慮するものとする。

（3） 浸水製材施設の処置

浸水等により製材施設が被害を受けたときは、森林政策班及び県支部農林班は、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底にあたるものとする。

5 特殊林産物及び施設の対策

災害時におけるしいたけ、わさび等の特殊林産物及びその施設の対策は、次によるものとする。

（1） 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

災害のため特殊林産物及び施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足確保できないときは、森林政策班は県支部農林班（林業担当）を経由して県本部森林整備班 にその確保について要請するものとする。

（2） しいたけ等への雑菌対策

森林政策班及び県支部農林班は、農業協同組合等と協力して災害時における「あなたけ」「しわたけ」等の雑菌防止について、その指導徹底にあたるものとする。

6 災害時における緊急復旧事業

災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、林地施設等災害復旧対策実施要領により復旧を図るものとする。

7 復旧資金の融資

林産物に関係した災害対策のため必要な資金の融資は、県計画第4章第6節「農林漁業関係者への融資」の定めるところによるものとする。

第5節 畜産の応急対策

農政部

災害時における家畜その他畜産に係る応急的な対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施の組織

畜産関係の災害応急対策の実施は、次の組織により実施するものとする。

(1) 協力組織

畜産班は、次の協力組織（以下「協力機関」という。）の協力を得て災害応急対策にあたるものとする。

高山市畜産連絡協議会

飛騨農業協同組合

岐阜県農業共済組合飛騨支部

飛騨酪農農業協同組合

県支部（飛騨家畜保健衛生所、飛騨農林事務所）

飛騨獣医師会

(2) 家畜診療及び防疫班等の編成

災害時における家畜の診療及び畜舎の消毒、緊急予防注射等の家畜伝染病予防にあたる時は、適宜家畜診療班、防疫班を関係機関の協力を得て編成するものとする。

2 家畜の避難

水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したときは、畜産班は県支部その他協力機関との連絡を密にし、家畜を避難させる必要がある場合は、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

3 死亡家畜の処理

災害時の死亡家畜の処理は、関係機関の協力を得て、可及的速やかに化製場等に関する法律及び家畜伝染病予防法に基づき処理するものとする。

4 家畜の診療

災害のため平常時の方法により家畜の診療を受けることができないときは、畜産班が家畜の診療を実施するものとする。なお、畜産班において実施できないときは、県支部農林班（畜産担当）に家畜の診療について要請をするものとする。応急診療の範囲は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

5 家畜の防疫

災害時における家畜の防疫は、畜産班が県支部家畜保健衛生班の指導（指示）及びその他の機関の協力のもとに実施するものとする。

- (1) 家畜伝染病予防法に伴う処置
- (2) 畜舎消毒薬の配布
- (3) 畜舎消毒の実施
- (4) 緊急予防注射の実施
- (5) その他

6 飼料等の確保

被災地域内の家畜の飼料及び避難家畜の飼料、わら等が現地において確保できないときは、畜産班は県支部農林班に確保、あっせんの要請をするほか、飛騨農業協同組合等関係機関に協力を求めるものとする。

7 自給飼料等の対策

飼料作物、牧草等が風水害により被害を受けたときは、次の応急措置を講ずるものとする。

- (1) 全滅又は回復の見込が少ない場合は、速やかに再播措置の指導を行うものとする。
- (2) 一部分の被害で回復の見込のある場合は、即効性の肥料を施用し、成育の促進を図るよう指導するものとする。

なお、災害発生時において飼料作物、牧草等の種子及び肥料を確保することができないときは、畜産班は県支部農林班を経由して県本部畜産班に確保あっせんの要請をするものとする。

8 牛乳の集乳対策

被災地域内において酪農家が生産した牛乳が災害に伴う交通途絶等により集乳搬送ができないときは、畜産班は県支部農林班に集乳搬送についての協力を要請するものとする。

第6節 危険物施設等の応急対策

消防部

危険物施設、高圧ガス施設、放射性物質保管施設、火薬類保管施設及び劇物毒物保管施設の設置者又は管理者は、火災、爆発、漏えい等による被害（以下「危険物災害」という。）が発生した場合、自ら定める計画によるほか、本計画の定めるところにより災害応急対策にあたるものとする。

1 災害の拡大防止

危険物災害が発生した場合には、次の事項に重点を置いてその拡大防止に努めるものとする。

- (1) 危険物の流失等により災害の発生するおそれがある場合は、速やかに拡散防止等の応急措置を講ずること。
- (2) 混触発火等による火災の発生防止と初期消火に努めること。
- (3) 危険物災害の拡大又は近隣火災の拡大による誘爆等の阻止活動を実施すること。
- (4) 施設の破壊等による放射性物質の露出、流出等による汚染の拡大防止措置を講ずること。
- (5) 毒劇物の飛散、漏えい、浸透、火災等による有毒ガスの発生防止又は除毒措置等を講ずること。

2 通報及び避難

危険物災害及び二次的災害により人命に危険を及ぼすおそれがある場合には、次の事項に留意して対処するものとする。

- (1) 危険物災害の発生又は発生するおそれがある場合は、消防部及び警察官に通報すること。
- (2) 施設の周辺住民の避難誘導、警戒区域等の設定と併せて危険表示を行うこと。
- (3) 避難の周知徹底を図るため、災害広報活動を積極的に行うこと。

3 緊急措置等

市長、消防長又は警察官は、危険物災害の発生及び拡大の防止を図るため、被災施設の設置者又は管理者に対し、法令又は条例に基づき危険物等の製造、貯蔵又は移動の制限等の緊急措置命令を発するものとする。

なお、災害対策の実施に当たっては、その実施状況並びに被災写真などを保存し、安全管理の資料とする。

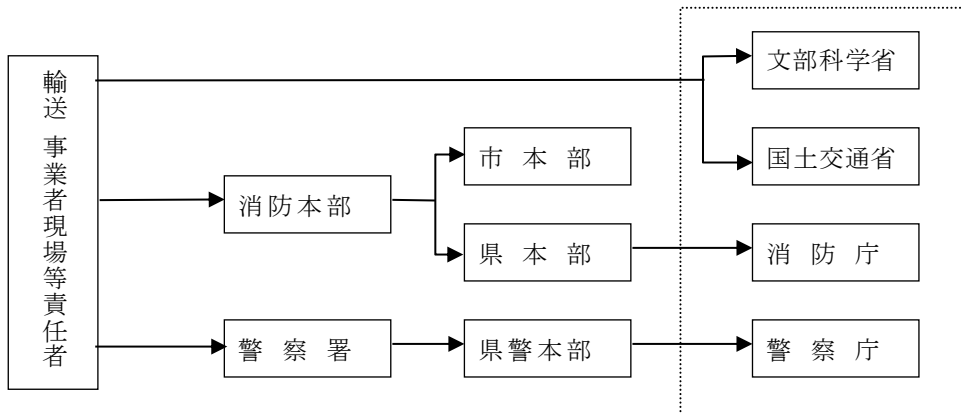
第7節 放射性物質事故応急対策

消防部

放射性物質輸送中に事故等が発生した場合は、関係機関は速やかに必要な応急対策を実施するものとする。

1 連絡通報体制

放射性物質輸送中に事故等が発生した場合の情報伝達系統は、次によるものとする。



2 応急対策

(1) 放射性物質取扱事業者等の対応

- ア 火災等による放射性物質の漏えい等の緊急時は、消防機関、警察等に通報する。
- イ 放射性物質の汚染の防止及び拡大防止の応急措置を実施する。

(2) 消防部の対応

事故の通報を受けた消防部は、直ちにその旨を県本部防災班に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて火災の消火、延焼防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施するものとする。

(3) 市本部の対応

事故の報告を受けた市は、県と連絡を密にし、必要な情報収集、連絡調整を行う。

第10項 公共施設の応急対策

各部共通

災害の発生が予想されあるいは災害が発生した場合の公共施設の応急的な措置は、他の計画に定めるもののほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 応急対策実施責任者

災害時における公共施設の応急対策は、その施設の平常時における実質上の管理者が行うものとする。

2 被害の防止

応急対策実施責任者は、災害の発生が予想されるときあるいは災害が発生したときは、施設の被害を未然に防止し、あるいは被害の拡大を防止するため施設の巡視、補修、補強その他必要な措置を講ずるものとする。

3 応急復旧（措置）

応急対策実施責任者は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的及び事業に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等にあつては、必要に応じて本格的な復旧に先立って必要限度の応急復旧等適宜の措置を講ずるものとする。

4 対策実施上の留意点

応急対策実施責任者は、応急対策の実施に当っては、次の点に留意するものとする。

- (1) 応急対策実施の状況をできるだけ所管の機関に報告するとともに、予算措置を要する対策にあつては、関係の機関に連絡協議して行うこと。
- (2) 被災施設の応急復旧あるいは取り除きに当っては、その被害状況を撮影し、被災の状況記録（写真）として保存しておくこと。

5 施設別実施要領の作成

応急対策実施責任者は、施設の被害防止等のため施設ごとに応急対策に関する実施の要領を定めておくものとする。

実施要領の作成に当っては、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 実施者又は実施の組織
- (2) 対策実施の方法
- (3) 被害防止上、特に重点を置くべき箇所等
- (4) 応急措置用資機材等の整備点検
- (5) その他施設条件に伴う必要な事項

6 市有財産の対策

各施設別の応急対策の実施は、1から5までに定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 応急対策の実施者

災害時における市有財産の管理及び応急対策は、その財産の実質上の管理者が行うものとする。

(2) 災害時における対策

応急対策の実施者は、平常時から火災の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、台風発生時等においては適宜の補強その他の処置をし、関係職員を配置して被害の予防に努めるものとする。なお、物品についても保管（所属）物品の保全に努め、浸水のおそれがあるときは、高所に移動させる等その対策に万全を期するものとする。

(3) 応急復旧

応急対策実施者は、災害により財産が被害を受け、そのまま放置することは、財産の維持管理上又はその機関の業務確保上支障があり、緊急に応急措置を要するものがあるときは、関係機関に連絡し、本格的な復旧に先立って速やかに必要限度の応急復旧を行うものとする。なお、物品についても、被災後直ちに修繕、手入れ等の処置を要するものがあるときは、実情に即して適宜の処置をとるものとする。

第11項 公共的施設の応急対策

災害時の市地域における電力、通信、鉄道等の公共的施設に関する応急対策は、県計画第3章第35節「ライフライン施設の応急対策」に定める計画によるほか、本計画に定めるところによるものとする。

第1節 電力施設の応急対策

災害時の市地域における電力に関する応急対策は、中部電力㈱が定める防災業務計画によるほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 電力供給機関及び区域

市地域内における電力供給機関及び区域は、次のとおりとする。

中部電力㈱ 市全地域

2 電気施設異常発見時の通報

電気施設に断線等異常があることを発見した者（機関）は、速やかに中部電力パワーグリッド㈱高山営業所 に通報するものとする。

3 災害時における電気の保安

中部電力パワーグリッド㈱高山営業所は、災害時における電気の保安を図るため、次の処置をとるものとする。なお、危険な場所には標旗、標灯を掲げる等人的被害の防止にあたるものとする。

（1） 火災時の措置

火災の発生を承知したときは、直ちに職員を現地に派遣し、火災又は注水により危険があると認められた場合及び消防吏員、警察官の要請があった場合は、速やかに停電する等安全措施を講ずるものとする。

（2） 非常災害時

暴風雨、水害等非常災害時においては、民心の安定、重要機関への送電確保のため、極力送電を維持するものとする。ただし、冠水等で危険を認めたときは、当該範囲の送電を停止するものとする。

4 被害報告

中部電力パワーグリッド㈱高山営業所は、市本部が開設されている場合は、「電力関係被害状況」により配電管内の電力関係の被害状況を市本部に連絡するものとする。

5 応急復旧

中部電力パワーグリッド㈱高山営業所は、被災施設の早期復旧にあたるものとするが、復旧

に当っては、民心の安定と社会、経済上の必要度を勘案し、その度合いの高いものから優先して復旧するものとする。優先して復旧する需要施設は、おおむね次のとおりであるが、特に早期供給を必要とする施設があるときは、当該施設に優先供給するものとする。

総合病院、主要官庁、警察署、消防署、報道関係、上下水道、避難所。

また、早期復旧のため、防災機関において道路情報を中部電力パワーグリッド(株)高山営業所に報告するものとする。

6 災害時の広報

電力施設の復旧状況及び電気事故防止に関する必要事項は、関係の防災機関に通知するとともに住民に対し、新聞、ラジオ、テレビの利用、市ホームページ、メール配信、SNS、ポスター・チラシ類の配布、サービスカーによる巡回放送等その徹底にあたるものとする。

7 関係機関相互の連絡調整

電力機関における復旧活動、その他の対策の円滑な推進を図るため、必要があるときは関係機関との連絡を密にし、その協力を得て実施するものとする。

また、応急対策の実施上、他機関が電力施設（通信設備、復旧用器具資材）等の利用が必要なときは、中部電力パワーグリッド(株)高山営業所に要請し、その協力を得るものとする。

8 自衛隊の派遣要請

電力に関する応急対策の実施が中部電力(株)における組織によっては不可能又は困難な場合で、自衛隊の派遣を必要とするときは、県本部防災班に派遣要請の依頼をするとともに、市本部に連絡するものとする。なお、派遣要請の手続きは、本章第3項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

第2節 通信施設の応急対策

市地域内における災害時の通信施設に関する応急対策は、西日本電信電話㈱（以下「NTT西日本」という。）の定める防災業務計画によるほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 被害状況の把握

NTT西日本高山支店長（以下「支店長」という。）は、市地域内の公衆電気通信施設が災害により被害を受けたときは、速やかにその状況を口頭又は「電話施設被害状況」により市本部に連絡するものとする。

2 通信施設等の応急復旧

被災した通信施設、設備の応急復旧は、NTT西日本の定める復旧計画によるものとするが、その復旧にあたっては災害対策機関の緊急通信の確保を優先して行い、地域の災害対策に努めるものとする。

なお、優先して復旧する防災機関は、おおむね次のとおりである。

主要官庁、報道関係、主要病院、交通機関、電気ガス事業、上下水道、避難所、主要食料関係機関。

また、市本部長は、被災地に孤立地区があるときは、支店長と連絡を密にし、通信施設の早期復旧を要請するものとする。

3 緊急臨時電話の架設

市本部長は、災害対策本部（現地本部）を開設したとき又は被災地の通信確保のため必要があると認めるときは、支店長に対し、緊急臨時電話の架設を文書（様式はNTT西日本指定のもの）により要請するものとするが、事前に文書の提出ができないときは口頭で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、設置及び通話に要する費用は、市本部において負担するものとする。

4 自衛隊の派遣要請

通信施設の応急対策の実施がNTT西日本及び関連企業の組織によってもなお不可能な場合で、自衛隊の派遣を必要とするときは、県本部防災班に派遣要請の依頼をするとともに、市本部に連絡するものとする。なお、派遣要請の手続きは、本章第3項「自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

第3節 鉄道の応急対策

災害時における鉄道施設の応急対策は、東海旅客鉄道㈱が定める防災業務計画によるほか、本計画の定めるところによるものとする。

1 応急対策

鉄道施設に対する被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、災害に対応した応急対策を実施するものとする。

2 救出活動

乗務員は、車両火災、脱線、転覆、衝突、パニック等が発生したときは、直ちに運転を停止し、負傷者の救出等について市本部、警察署、最寄り駅等に通報し、救援を求めるものとする。

3 応急復旧

災害により鉄道施設等に被害が生じた場合は、速やかに救援措置及び応急復旧にあたること。なお、復旧作業が困難な場合は、臨時バス等による代行運転により輸送の確保に努めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請

鉄道施設の応急対策の実施が、鉄道業者並びにそれぞれの関連企業の組織によっては不可能な場合で、自衛隊の派遣を必要とするときは、県本部防災班に派遣要請の依頼をするとともに市本部に連絡するものとする。なお、派遣要請の手続きは、本章第3項「自衛隊派遣要請等の計画」によるものとする。

第4節 その他の応急対策

本章第1項から第11項までに定める以外の災害応急対策は、県計画のそれぞれの対策（計画）に基づいて実施するものとする。

- ・ 県立学校関係の対策（県計画第3章第36節「文教災害対策」）
- ・ 災害警備計画（県計画第3章第37節「災害警備活動」）

第4章 事故災害対策

第1項 航空災害対策

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策については、本計画の定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

- ① 県、市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- ② 県及び市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

- ① 県、市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- ② 県、市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

- ① 県、市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- ② 県、市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時により連携を強化しておくものとする。

(3) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急、消火活動関係

県及び市は、救助工作車、救急車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

イ 医療活動関係

県、市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

ウ 搜索活動支援関係

県及び市は、迅速かつ効率的な搜索支援活動を実施するため、ヘリコプターの燃料備蓄及び臨時離着陸場の整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

県、市及び警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

ア 県、市及び放送事業者等は航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ 県及び市は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

県、市、警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

- ① 県、市、警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。
- ② 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

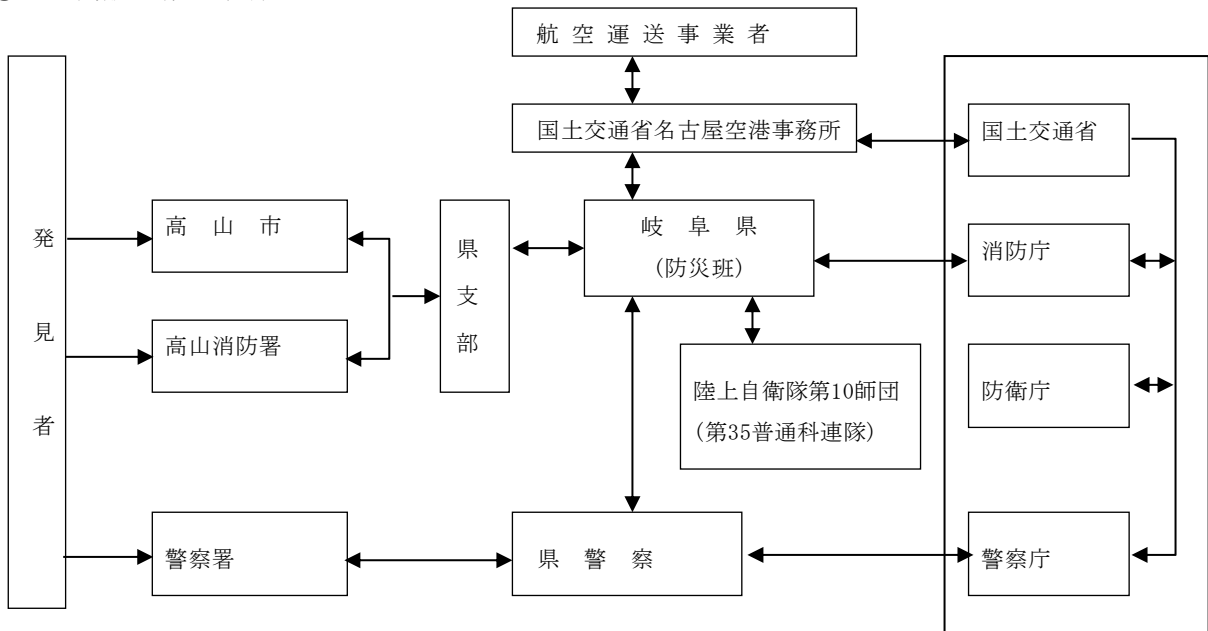
第2節 災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

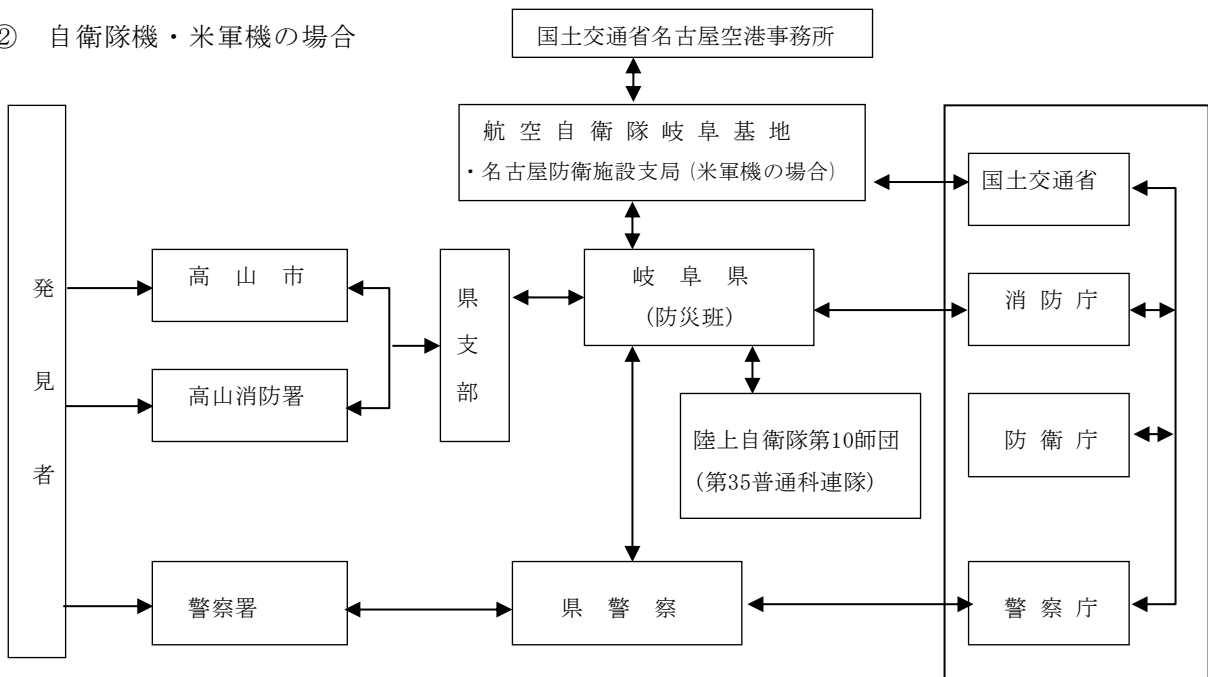
(1) 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

① 民間航空機の場合



② 自衛隊機・米軍機の場合



(2) 応急活動情報の連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

ア 県、市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、発生現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 県及び市の活動体制

県及び市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 広域的な応援体制

県は、被害の規模に応じて、「災害応援に関する協定書」、「大規模災害時における広域航空消防応援」等に基づき、他の都道府県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害対策本部の設置

市は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められるときは、災害対策本部、現地災害対策本部を設置するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急処置をするための必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急、消火活動

ア 県及び市による救助・救急活動

県及び市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定書」及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書」等により他の都道府県に応援を要請するものとする。

イ 消防機関による消火活動

① 消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

② 他の市町村で災害が発生した場合、市は、発災現場の市町村からの要請又は「岐阜県広域消防相互応援協定」等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

ウ 資機材等の調達等

県及び市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を

確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ 県及び市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、県は「災害救助法による救助委託協定書」及び「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、日本赤十字社岐阜県支部及び岐阜県医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

ア 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

イ 交通確保

交通規制に当たっては、警察と密接な連絡をとるものとする。

4 関係者等への的確な情報伝達方法

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 航空運送事業者、県、市及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分に把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

イ 航空運送事業者、県、市及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

ウ 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという市民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第2項 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった鉄道災害に対する対策については、本計画の定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

このため、鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

2 鉄軌道の安全な運行の確保

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

(2) 鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の路線防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該路線の監視に努めるものとする。

3 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

① 県、市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

② 県及び市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像電送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

① 鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並び

に外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

② 県、市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

③ 県、市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

① 県、市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

② 県、市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

① 鉄軌道事業者は、事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

② 県及び市は、救助工作車、救急車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

① 県、市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に備えるものとする。

② 県及び市は、あらかじめ、鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

① 市は、平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

② 鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市との連携に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

ア 鉄軌道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

イ 県、市、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- ア 県、市及び放送事業者等は災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
 - イ 県及び市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。
- (6) 防災関係機関の防災訓練の実施
- ア 防災訓練の実施
 - ① 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するように努めるとともに、県、市等の防災訓練に参加するように努めるものとする。
 - ② 県、市、警察、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は相互に連携した訓練を実施するものとする。
 - イ 実践的な訓練の実施と事後評価
 - ① 県、市、警察署、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を設定するなど実践的なものになるよう工夫するものとする。
 - ② 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。
- (7) 災害復旧への備え
- ア 各種データの整備保全
 - ① 鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るために、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するように努めるものとする。

5 鉄軌道交通環境の整備

- (1) 鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。
- (2) 鉄軌道事業者は、列車集中制御装置(CTC)の整備、自動列車停止装置(ATS)の高機能化等の運転保安設備の整理・充実に努めるものとする。
- (3) 県、市、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

6 再発防止対策の実施

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、県、市、警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。
- (2) 鉄軌道事業者は、事故災害の原因が判明した場合には、個々の鉄軌道事業者の施設の状態、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 県及び市の活動体制

ア 県及び市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 県は、消防庁、運輸省及び自衛隊との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 広域的な応援体制

ア 市は、災害の規模に応じ、「災害時相互応援に関する協定」等に基づき、応援を要請するものとする。

イ 市は、独自では十分な応急活動が実施できない場合は、県に応援を要請するものとする。

ウ 市は、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

ア 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救援活動

ア 鉄軌道事業者等、防災関係機関による救助・救急活動

① 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

② 市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関及び他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

県及び市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動関係

ア 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

イ 県及び市は、公的医療機関、民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、日本赤十字社岐阜県支部及び岐阜県医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

イ 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

ア 警察は、現場の警察官、関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通規制に当たって、警察機関及び道路管理者は、相互に緊密な連絡をとるものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

ア 県、市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

イ 県、市、鉄軌道事業者及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

第3項 道路災害対策

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策については、本計画の定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 県、市及びその他防災関係機関は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (3) 警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にも交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現状の把握に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- (3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。
- (4) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制

ア 情報の収集・連絡体制の整備

- ① 県、市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- ② 県及び市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像伝送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

- ① 県、市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- ② 県、市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

- ① 県、市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- ② 県、市、道路管理者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市、道路管理者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 県及び市は、救助工作車、救急車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

- ① 県、市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めるものとする。
- ② 県、市及び道路管理者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

市及び道路管理者は、平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

ア 県、市、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設についての災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

イ 警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(5) 危険物の流出時における防除活動関係

県、市及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材等の整備促進に努めるものとする。

(6) 関係者への的確な情報伝達活動関係

ア 県、市及び放送事業者等は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ 県及び市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

- ① 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対策等について周知徹底を図るものとする。
- ② 県、市、警察、道路管理者及びその他防災関係機関は相互に連携した防災訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

- ① 県、市、警察、道路管理者及びその他防災関係機関訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫するなど様々な条件を想定するなど実践的なものになるよう工夫するものとする。
- ② 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(8) 施設、設備の応急復旧活動関係

- ア 道路管理者は、施設設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- イ 道路管理者は、応急復旧を円滑に行うため関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

(9) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

4 防災知識の普及

県及び市は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

5 再発防止策の実施

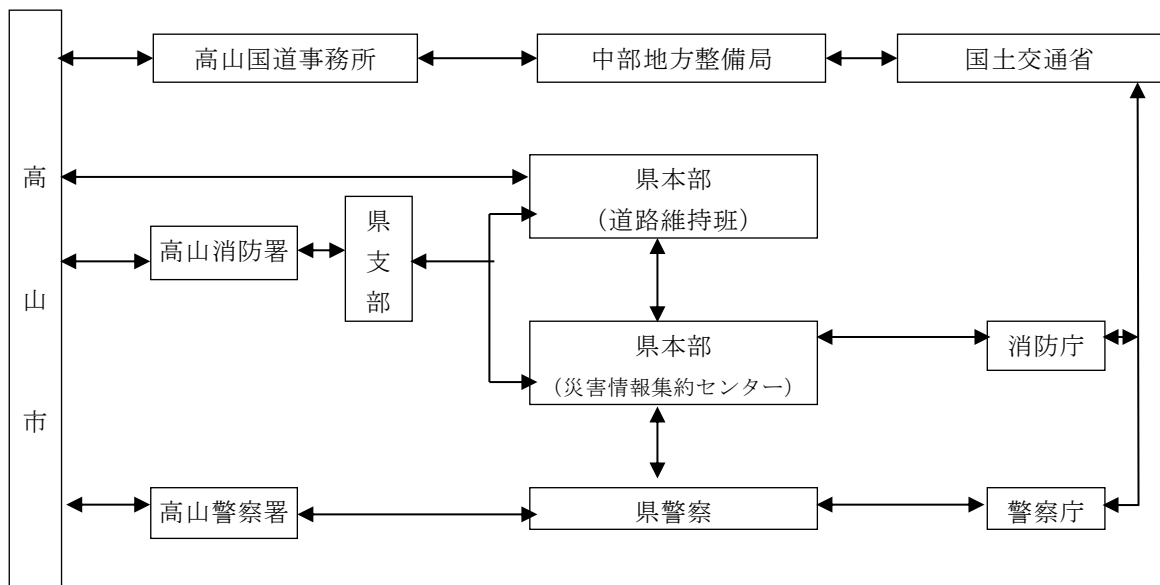
道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

1 災害情報の収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の伝達系統は、次によるものとする。
 なお、県、市、警察等が情報収集をするに当たっては、必要に応じヘリコプター、ドローンによる目視、撮影等による被害情報の収集を行うなど機動的な情報収集に努めるものとする。



(2) 対策活動情報の連絡

- ア 道路管理者は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を関係機関に連絡する。
- イ 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡する。
- ウ 関係機関は、応急対策情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(3) 通信手段の確保

- ア 県、市及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 電気通信事業者は、災害時における県、市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

- ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) 市の活動体制

- ア 市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。
- (3) その他の防災関係機関の活動体制
 - ア 防災関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
 - イ 防災関係機関は、市等関係機関との間において、緊密な連携の確保に努めるものとする。
- (4) 広域的な応援体制
 - ア 市は、災害の規模に応じて、「災害時相互応援に関する協定」等に基づき、応援を要請するものとする。
 - イ 市は、独自では十分な応急活動が実施できない場合は、県に応援を要請するものとする。
 - ウ 市は、必要に応じ、応援協定等により民間に応援を要請するものとする。
- (5) 自衛隊の災害派遣
 - 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

- (1) 救助・救急活動
 - ア 道路管理者、防災関係機関による救助・救急活動
 - 道路管理者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の地方公共団体等に応援を要請するものとする。
 - イ 資機材の調達等
 - 市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- (2) 医療活動
 - ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関に協力を求めるものとする。
 - イ 市は、医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて日本赤十字社岐阜県支部及び岐阜県医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。
- (3) 消火活動
 - ア 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- (1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針
 - 交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制応急復旧、輸送活動を行うものとする。
- (2) 交通の確保
 - ア 警察は、現場の警察官、関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
 - イ 警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。
 - ウ 交通規制に当たって、警察及び道路管理者は、相互に緊密な連絡をとるものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

- (1) 道路管理者は、危険物の流出が認められたときは関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導等を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- (2) 市及び警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (3) 警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 警察は災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

7 関係者への的確な情報伝達活動

- (1) 被災者の家族等への的確な情報伝達活動
 - ア 市及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ的確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。
 - イ 市及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとする。

第4項 原子力災害対策

第1節 本計画の目的、性格

1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、本市における核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による原子力災害（以下「事業所運搬事故災害」という。）対策及び県外の原子力事業所の原子力災害（以下「県外原子力災害」という。）の発生に伴う対策について必要な措置を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備推進を図り、安心、安全な生活を確保することを目的とする。

2 定義

- (1) 「原子力災害」とは、原災法第2条第1項第1号に規定する被害をいう。
- (2) 「原子力事業者」とは、原災法第2条第1項第3項に規定する事業者をいう。
- (3) 「原子力事業所」とは、原災法第2条第1項第4項に規定する工場又は事業者をいう。
- (4) 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する事象をいう。
- (5) 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第1項第2号に規定する事態をいう。
- (6) 「事業所外運搬事故災害対策」とは、核燃料物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する輸送容器外へ放出される事態が発生し、市民の生命、身体及び財産に被害が生じる恐れがある場合に取りべき対策をいう。
- (7) 「県外原子力災害発生に伴う対策」とは、同災害の発生により、市民の生命、身体及び財産に被害が生じる恐れがある場合に取りべき対策をいう。

3 性格

本計画は、原子力災害の特性をふまえた、原子力災害対策の基本となるものであり、国が定める「原子力災害対策指針」及び岐阜県地域防災計画を考慮して作成したものである。

第2節 地域特性及び予測される原子力災害

1 地域特性

(1) 道路網

高山市は、岐阜県北部の中央に位置しており、広域的な幹線道路として、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、41号、158号の一般国道、地域の幹線道路として主要地方道と一般県道、そして生活道路としての市道から成っている。

(2) 原子力事業所の立地状況

本県西部に隣接する福井県には、4市町村（敦賀市、美浜町、高浜町、大飯町）及び石川県には、1町（志賀町）に7箇所（14基）の原子力発電所が所在し、高山市から最も近い北陸電力株式会社の志賀発電所までの距離は、最短距離で約70kmの位置関係にある。

隣接県原子力事業所一覧

	隣接所在県	事業所名		所在地	炉型	認可出力 (万kw)	
1	福井県	敦賀発電所 (1号) (2号)	日本原子力 発電株式会社	敦賀市	BWR	35.7	
				神明町	PWR	116.0	
2		ふげん発電所	日本原子力	敦賀市	ATR	16.5	
3		もんじゅ建設所	研究開発機構	神明町			
				白木町	FBR	28.0	
4		美浜発電所 (1号) (2号) (3号)			三方郡	PWR	34.0
					美浜町	PWR	50.0
					PWR	82.6	
5	大飯発電所 (1号) (2号) (3号) (4号)		関西電力 株式会社	大飯郡	PWR	117.5	
				おおい町	PWR	117.5	
					PWR	118.0	
					PWR	118.0	
6	高浜発電所 (1号) (2号) (3号) (4号)			大飯郡	PWR	82.6	
				高浜町	PWR	82.6	
					PWR	87.0	
					PWR	87.0	
7	石川県	志賀発電所 (1号) (2号)	北陸電力 株式会社	羽咋郡	BWR	54.0	
				志賀町	BWR	120.6	

(注) BWR：沸騰水型軽水炉 PWR加圧水型軽水炉 ATR新型転換炉 FBR高速増殖炉

2 予想される原子力災害と基本方針

(1) 事業所外運搬事故災害

ア 予測される影響

旧原子力安全委員会の防災指針（以下「防災指針」という。）付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」において想定事象に対する評価結果として原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度とされている。

イ 市の基本方針

岐阜県の基本方針を準用する。

(2) 県外の原子力事業所の事故による災害

ア 予測される影響

最寄の原子力事業所から最短距離で約70kmの位置にある当市は、岐阜県が定める原子力災害対策強化地域の区域外であるが、本県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合にその直接的な影響が本県に及ぶことを前提とし、必要な対策を進める。

イ 市の基本方針

岐阜県の基本方針を準用する。

第3節 災害予防計画

1 災害応急対策への備え

(1) 平常時からの防災関係機関等との連携体制の整備

市は、核燃料物質等の事業所外運搬中において原子力事業者から特定事象（原災法10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の際の通報を受けた場合、必要に応じ県に対し専門的知識を有する職員の派遣要請手続きをあらかじめ定めるものとする。

(2) 緊急モニタリング活動体制の整備

市は、環境放射線モニタリングを実施し、緊急時における対策のための基礎データとするものとする。

(3) 救急・救護活動体制の整備

ア 消防機関は、防災資機材の整備、職員の研修、訓練、事業所等の把握に努めるものとする。

イ 緊急被ばく医療体制の整備

(ア) 市、及び医療関係機関は、関係職員に対し、放射線医学総合研究所等が実施する研修への参加等により放射線障害、被ばく患者の取扱い等の知識・技術の取得に努めるものとする。

(イ) 被ばく者等の受け入れ体制の整備

市は、対象原子力災害等の発生時において、放射性物質又は放射線による汚染、被ばく若しくはそのおそれのある者を覚知したときに搬送する緊急被ばく医療機関をあらかじめ指定できるよう受け入れ体制の整備に努めるものとする。

2 原子力に関する知識の普及啓発

市は、県、国、原子力事業者及び防災関係機関等と連携を図り、原子力に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

第4節 災害応急対策

核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合、又は近県の原子力事業所において異常な事象が発生した場合に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

1 迅速な災害応急活動体制の確立

(1) 情報の収集・伝達

ア 事業所外運搬事故災害の第1報の情報伝達

原子力事業者は、市内において核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、運搬中の事故が発生した旨を速やかに県に通報し、その着信を確認するものとする。

県は、上記の場合において、通報の内容を市町村等関係機関に通知する。

また、当該事故に伴い次に掲げる特定事象に該当するに至った場合には、原災法第10条第1項前段の規定に基づき、原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通知を受けた後15分以内を目途として、その旨を国、県、事故発生場所を管轄する市、県警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。

- ① 火災、爆発その他これに類する事象が発生した際に、運搬容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、又はその蓋然性が高い状態にある場合。（原災法施行令第4条第4項第4号、同施行規則第8条第1項）
- ② 火災、爆発その他これに類する事象が発生した場合に、運搬容器から放射性物質が漏洩した場合、又は漏洩の蓋然性が高い状態にある場合。（原災法施行令第4条第4項第4号、同施行規則第8条第2項）

イ 県外原子力災害発生時の情報伝達

県は、必要に応じ、県外に立地する原子力事業所において異常な事象等が発生した場合、関係省庁等からの情報収集に努め、収集した情報を市に伝達するものとする。

2 円滑な災害応急活動

(1) 事業所外運搬災害における災害応急活動

ア 原子力事業所及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）の措置

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、次の措置を行うものとする。

- ① 最寄の警察及び消防機関等へ迅速な通報
- ② 消火、延焼防止の措置
- ③ 核燃料輸送物の安全場所への移動
- ④ その場所の周辺でロープや標識による関係者以外の立入禁止の措置
- ⑤ モニタリングの実施
- ⑥ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- ⑦ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑧ 放射線障害を受けた者の救出、避難及び除染の措置
- ⑨ その他放射線障害の防止のために必要な措置等

イ 消防機関の措置

事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、各対策マニュアルに基づき、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な処置を実施するものとする。※原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成13年3月、総務省消防庁・原子力施設等における消防活動対策マニュアル検討委員会）

ウ 警察の措置

事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

エ 緊急時モニタリングの実施

県は、原子力事業者等が実施する緊急モニタリング結果の情報収集を行うとともに、市町村と連携して緊急モニタリングを実施するものとする。

オ 救助、救急、医療及び消火活動

（ア）救助、救急活動の実施

A 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

原子力事業者は、核燃料物資等の事業所外運搬中の事故による原子力災害によって負傷者が出た場合は、直ちに消防機関へ通報する。

B 現場における負傷者の救出等

（a）救出

- ① 原子力事業者は、負傷者を速やかに救出するとともに、必要なモニタリングを実施する。
- ② 消防機関は、事案の概要に配慮し、必要な人員機材等を現場に出動させ救出にあたる。なお、救出にあたり事前にモニタリングを行い職員の安全確保を図りつつ救出を行う。

（b）除染

原子力事業者は、放射性物質により汚染された負傷者若しくはその恐れのある者（以下「汚染者等」という。）がいるときは、汚染の有無を確認し、汚染者に対して必要な除染措置を行なう。

但し、汚染者等が生命の危険にさらされるなど、汚染の有無の確認及び除染を行なうことが困難な場合は消防機関にこの旨を説明し、協議のうえ、汚染の拡大防止措置を施し、搬送担当機関職員の十分な被ばく管理を行いつつ、汚染拡大防止、除染の知識を有する者を救急自動車等に限り同乗させ、医療施設に搬送する。

C 現場から医療施設への負傷者等の搬送

（a）搬送担当機関は、ヘリコプターの搬送を要すると判断した場合は、以下により対応する。

① 防災ヘリコプターの出動要請

第3章第6項第5節「県防災ヘリコプター応援要請計画」を準用する。

② 関係機関への応援要請（自衛隊等）

第3章第3項「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

（b）消防機関は、特に放射線により被ばくした者（被ばくしたおそれのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれのある者を含む。）（以下「被ばく者等」という。）を搬送する場合は、前記「原子力施設

等における消防活動対策マニュアル（平成13年3月、総務省消防庁）放射性物」等に基づき、職員の二次汚染防止に配慮する。

D 負傷者等の収容

(a) 負傷者等の収容については、国から派遣された専門家又は事業者の指示に基づき実施する。

(b) 初期被ばく医療の結果、汚染や被ばくなどの程度に応じて国又は事業者並びに県が参集を求めた専門家の指導により、緊急被ばく医療機関又は放射線専門病院に搬送する。なお、搬送に当たってはヘリコプター搬送についても検討する。

(イ) 消火活動の実施

A 核燃料物資等の事業所外運搬時の火災に対する消火活動

(a) 事業者の措置

原子力事業者等は、核燃料物資等の運搬に使用されている自動車等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災がおこったときは、消火又は、延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防吏員に通報する。（原子炉等規正法第64条第1項）

(b) 消防機関の措置

① 輸送責任者との連携

・消防機関は、輸送車両に核燃料物質等の輸送の実施について責任を有する者（以下「輸送責任者」という。）又は専門家が同行している場合には、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、県等関係機関と連携をとり消火活動にあたる。

・輸送責任者又は専門家が同行していない場合又はこれらの者が被災した場合等で、その協力を得ることが出来ない場合には、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収容物の把握に努め、また、目視による確認、サーベイメータによる計測等を行い、災害状況の把握に努めるとともに、情報等を関係機関に連絡し、専門家の支援を要請する。

② 現場における情報収集活動

・消火にあたっては、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ばくの恐れがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等について慎重に検討する。

・「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務付けられているので、可能な場合はこれを活用する。

カ 避難対策の実施

(ア) 組織的避難を要する場合

A 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示等の実施指示があつた場合。

B 原子力災害により、予想線量が原子力安全委員会が定める「屋内待避及び避難等に関する指針」に該当すると認められる場合。

C 避難誘導

原子力施設における消防活動対策マニュアル（平成13年3月、総務省消防庁）等による

ものとする。

屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位・m s v）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 	
10～50	100～500	<p>住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。</p> <p>ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋に退避するか、又は避難すること。</p>
50以上	500以上	<p>住民は、指示に従いコンクリート建屋の屋内に退避するか、又は避難すること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予想される線量である。 ・ 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。 		

※「防災指針」（平成12年5月一部改訂、原子力安全委員会）

キ 放射性物質による汚染除去及び飲食物摂取制限

(ア) 除去及び除染

A 事業者の措置

災害原因者である事業者は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を実施する。

B 市及びその他関係機関の措置

市及びその他関係機関は、事業者による速やかな汚染の除去が行われるよう汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協議に努める。

C 除去及び除染の確認

市は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行う。

(イ) 飲料水、飲食物の摂取制限等

a 市は、緊急時モニタリングの結果、飲料水の汚染度が「防災指針」に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を越え、又はそのおそれがあると認められるときは、次の措置を行う。

- ① 飲料水の設置制限
- ② 飲食物の摂取制限
- ③ 農林水産物の採取、出荷制限
- ④ 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	3 × 10 ² Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類 （根菜、芋類を除く）	2 × 10 ³ Bq/kg以上

対 象	放射性セシウム
飲料水	2 × 10 ² Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5 × 10 ² Bq/kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	1 × 10 ² Bq/kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	プルトニウム及びウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu・ ²³⁹ Pu・ ²⁴⁰ Pu・ ²⁴¹ Am・ ²⁴² Cm・ ²⁴³ Cm・ ²⁴⁴ Cmの 放射能濃度の合計)
飲料水	1Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	10Bq/kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

○ 乳幼児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20Bq/kgをプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1Bq/kgを適用するものとする。ただし、この基準は、調理された食事に供される形のものに適用されるものとする。

なお、上記の対象物中の放射能濃度の定量に当たっては、以下のものを参照することを提案する。

- ・放射性ヨウ素 : 科学技術庁放射能測定法シリーズ15「緊急時における放射性ヨウ素測定法」
- ・放射性セシウム : 同シリーズ「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」及び同シリーズ24「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリーのための試料前処理法」
- ・ウラン : 同シリーズ「ウラン分析法」
- ・プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 : 同シリーズ12「プルトニウム分析法」同シリーズ21「アメリカウム分析法」及び同シリーズ22「プルトニウム・アメリカウム逐次分析法」

※ 「防災指針」（平成12年5月一部改定、原子力安全委員会）

b 飲料水の確保

市は、飲料水等の摂取制限を実施したときに各家庭における備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、高山市地域防災計画第3章第7項第4節「給水計画」等に基づき、関係住民へ応急処置を講じる。

ク 災害情報等の提供と相談活動の実施

(ア) 広報の実施

- ① 広報に当たっては、周辺住民ニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。
- ② 放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられないなど原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響を出来る限り低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- ③ 住民等への情報提供にあたっては県等と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するように努める。さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努める。

(イ) 各種相談の実施

市は、災害発生直後から寄せられる原子力災害等に関する多様な照会や相談に対応するため、「災害関連総合相談窓口」を設置し、災害広報部門との連携のもと効果的な情報提供、相談業務等を行う。

ケ 避難行動要支援者対策の実施

(ア) 迅速な待避、避難

避難行動要支援者の屋内退避誘導については、避難支援等関係者は、避難行動要支援者支援計画に基づき地域ぐるみで協力支援する。

(イ) 障がい者への情報伝達

要配慮者支援班は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、必要に応じてその情報手段に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣を関係団体へ依頼する。

コ 社会秩序の維持対策

(ア) 流言飛語の防止

市は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

サ 交通の確保対策の実施

(ア) 被災情報及び交通情報の収集

a 原子力災害等の発生後、道路管理者は警察と緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況を把握するとともに通行の禁止及び制限に関する情報を収集する。

(イ) 警察の処置

警察は、放射性物質の放出状況に留意しつつ、避難のための立ち退きの指示等が行われた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種

犯罪の未然防止に努めることとする。

シ 交通の確保対策の実施

(ア) 被災情報及び交通情報の収集

- a 原子力災害等の発生後、道路管理者は警察と緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況等を把握するとともに通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。
- b 交通の確保
道路管理者、県公安委員会及び警察は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとる。

第5節 災害復旧計画

1 各種制限措置の解除

核燃料物質の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置を解除するものとする。

2 風評被害等の影響の軽減

市は、各マスメディアの協力を得ながら的確かつ分かりやすい情報提供を行うことにより対象原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図る。

万一、風評被害が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために広報活動を強化するとともに、農林水産業対策観光等の政策上の十分な配慮を行うものとする。

3 市の措置

市は、国及び県とともに原子力災害の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談のため、一般の健康診断窓口において相談に応じるほか、必要に応じ災害応急対策として設置した総合相談窓口を継続する等必要な相談体制を維持するものとする。

第5項 危険物等災害対策

危険物の漏洩・流出・火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生、放射性物質の放射線障害の発生等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策については、本計画に定めるところによる。

なお、放射性物質による放射線障害の防止及び公共の安全確保については、国の省庁が所掌し、国の管理と事業者の責任において行われているが、本計画では、市が地震、火災等による放射性物質の放射線障害の発生による災害についてとるべき対策について定めるものとし、原子力災害対策については、本章第4項「原子力災害対策」によるものとする。

第1節 災害予防計画

1 危険物等関係施設の安全性の確保

- (1) 危険物、高圧ガス、毒物劇物、火薬類及び放射性物質（以下、本項において「危険物等」という。）の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、本項において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。
- (2) 市及び事業者は、自主保安規定の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。
- (3) 市及び事業者団体は、事業者及び危険物取扱者等の有資格に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

ア 危険物

危険物取扱者保安講習

イ 高圧ガス

- (ア) 高圧ガス製造保安係員講習
- (イ) 液化石油ガス業務主任者講習
- (ウ) 液化石油ガス設備士再講習
- (エ) 充填作業員再講習

ウ 毒物劇物

毒物劇物営業者を対象とした毒物・劇物の取扱い等に関する講習

エ 火薬類

- (ア) 火薬類保安手帳再教育講習
- (イ) 火薬類取扱従事者手帳保安教育講習

- (4) 市及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む）

市は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の遵守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

3 高速道路上の危険物等事故対策

高速道路における危険物等事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応するものとする。

4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

(ア) 市は、それぞれの機関及び機関相互間において危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、夜間、休日の場合等においても対応出来る体制の整備を図るものとする。

(イ) 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

(ア) 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

(ア) 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(イ) 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手段、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関、事業者団体相互において相互応援の協定を締結する等平時より連携を強化しておくものとする。また、事業者は資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

- (ア) 市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備、調達体制の整備及び在庫量の把握に努めるものとする。
 - (イ) 市及び事業者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。
- ウ 消火活動関係
- (ア) 市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。
 - (イ) 市は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。
 - (ウ) 市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び整備促進に努めるものとする。
- (4) 緊急輸送活動関係
- 市及び高山警察署は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備をするものとする。
- (5) 危険物等の流出時における防除活動関係
- ア 市は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。
 - イ 市は、危険物が流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。
 - ウ 市は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時は必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。
- (6) 避難収容活動関係
- ア 避難誘導
- (ア) 市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
 - (イ) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。
 - (ウ) 市は、高齢者、障がい者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- イ 避難場所
- (ア) 市は、都市公園、河川敷、公民館、学校、緑地等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。
 - (イ) 市は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。
- (7) 防災業務関係者の安全確保関係
- 市は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (8) 被災者等への的確な情報伝達活動関係
- ア 市及び放送事業者等は、危険物等災害に関する情報を常に伝達出来るよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

- イ 市は、住民からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。
- (9) 防災関係機関等の防災訓練の実施
- ア 訓練の実施
- (ア) 消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。
- (イ) 県、市、県警察、消防機関、自主防災組織及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- イ 実践的な訓練の実施と事後評価
- (ア) 県、市及び自衛防災組織等が訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。
- (イ) 訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。
- (10) 災害復旧への備え
- ア 各種データの整備保全
- 県、市町村及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

5 防災知識の普及、訓練

- (1) 防災訓練の普及
- ア 市は、危険物安全週間や防災関連行事を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。
- (ア) 危険物
危険物安全週間（毎年6月第2週の日曜日から土曜日の1週間）
- (イ) 高圧ガス
高圧ガス保安活動促進週間（毎年10月下旬の1週間）
LPガス消費者保安月間（毎年10月）
- (ウ) 火薬類
火薬類危害予防週間（毎年6月上旬の1週間）
- イ 市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- エ 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。
- (2) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮
- 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策

1 災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 危険物等災害発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

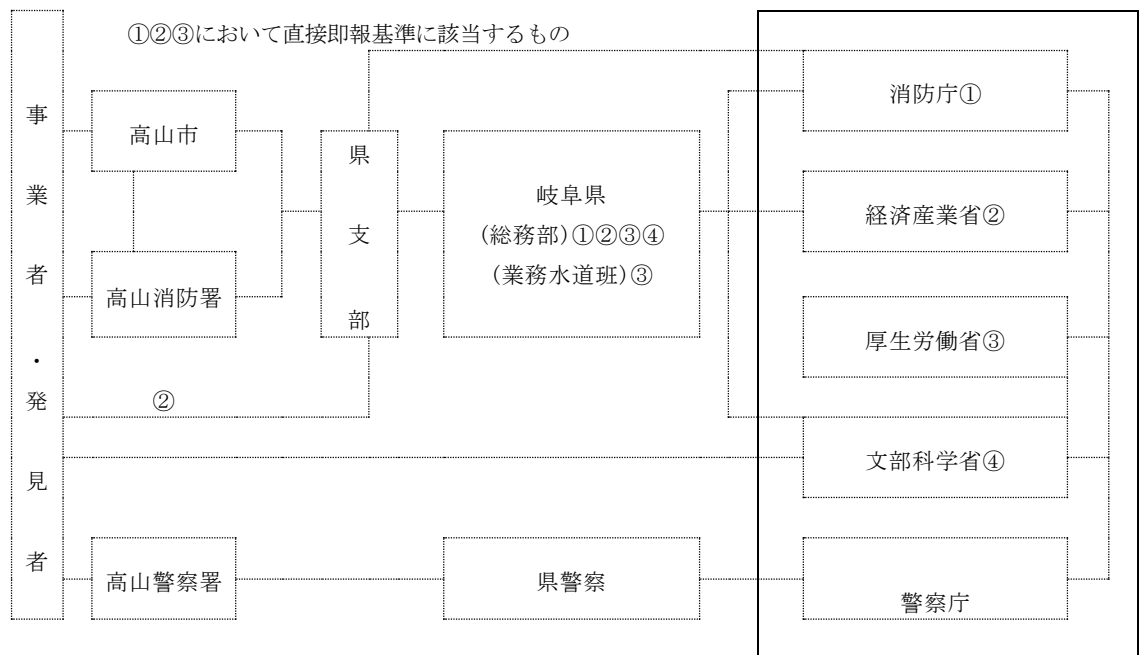
(ア) 事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市へ連絡するものとする。

(イ) 市町村は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

なお、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁官通知）に基づく「直接即報基準」に該当する危険物等に係る事故の場合には、直接消防庁にも連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

危険物災害が発生した場合の災害発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。



①危険物、②火薬類、高压ガス、③毒物劇物、④放射性物質による災害時

① ③④の場合にも必要に応じ、消防庁へ連絡する。また河川等へ危険物等が流出した場合は、必要に応じ、県（地球環境班）へ連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 事業者は、市に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡するものとする。また、県は、事業者から収集した情報を消防庁等に連絡するものとする。

イ 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

ウ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

（４） 通信手段の確保

- ア 市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 電気通信事業者は、災害時における市の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

２ 活動体制の確立

（１） 事業者の活動体制

- ア 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとする。
- イ 事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 事業者は、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

（２） 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

（３） その他の防災関係機関の活動体制

- ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- イ 防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連絡の確保に努めるものとする。

（４） 広域的な応援体制

- ア 県は、被害の規模に応じて、「災害応援に関する協定書」等に基づき、他の都道府県等に応援を要請するものとする。
- イ 市独自では十分な応急活動が実施出来ない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を要請するものとする。
- ウ 事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の事業者により応援を要請するものとする。

（５） 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。なお、要請の手続きは第３章第３項「自衛隊派遣要請計画」による。

（６） 防災業務関係者の安全確保

- ア 市は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。
- イ 県及び市は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

３ 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。県及び市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

4 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動

ア 市の各機関による救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、消防組織法第45条に基づく「緊急消防援助隊」及び「災害応援に関する協定書」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

(3) 消火活動

ア 消防機関及び自衛消防隊等による消火活動

消防機関及び自衛消防隊等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

5 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずるものとする。

(2) 消防機関及び警察は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 市は、危険物等が河川等に流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な処置を講ずるものとする。

(4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限度に抑える措置を講ずるものとする。

6 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導に当たっては、市は、避難場所及び避難路や災害危険個所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難場所

ア 避難場所の開設

市は、発災時、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

イ 避難場所の運営管理

(ア) 市は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における

情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

(ウ) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

7 施設・設備の応急復旧活動

県及び市町村等は、専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 市及び事業者は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

(2) 市及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第6項 林野火災対策

本市は、市の面積の92.1%の林野面積を有しており、この林野は、水源をかん養し、保健と休養の場となるものであるが、最近では観光登山、リクリエーション等市民の利用が急速に増してきたことなどから林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところである。

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対する対策については、本計画に定めるところによる。

第1節 災害予防計画

1 林野火災に強い地域づくり

- (1) 市は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備を実施するものとする。
- (2) 市は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有（管理）者は、高山市火災予防条例の定めるところによりおおむね次のとおり火の使用制限を行うものとする。
 - ア 山林、原野において火入れ、喫煙をしないこと
 - イ 煙火を消費しないこと
 - ウ 屋外においてたき火をしないこと
 - エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃性の物品付近で喫煙しないこと
 - オ 残火（たばこの吸いがらを含む）、取灰又は火粉を始末すること
 - カ 山小屋などにおいて裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと
- (3) 林野の所有（管理）者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

2 林野の所有（管理）者の管理上の指導

市は、林野火災に関し、林野の所有（管理）者に対し必要な施業を行うよう指導するものとするが、次の事項については積極的に行うものとする。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地に防火樹の導入を図る。
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保を図る。
- (3) 林道構築に当たっては、必要に応じて林野火災を考慮した路線及び施設の設定を図る。
- (4) 事業地には、防火処理を行う。
- (5) 火入れに当たっては、森林法に基づくほか消防機関と緊密な連絡を図る。
- (6) 火災多発危険期においては、自衛のため積極的に見回りを行う。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 情報の収集・連絡関係
 - ア 情報の収集・連絡体制の整備
 - (ア) 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 情報の整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に活かすものとする。

ウ 通信手段の確保

(ア) 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(イ) 市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配慮するものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

(ア) 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする

(イ) 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市町村及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急・医療・及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

(ア) 市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多人数におぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄、調達体制の整備及び在庫量の把握に努めるものとする。

(イ) 市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

(ア) 市は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(イ) 市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの整

備、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。

(ウ) 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(エ) 市及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

市及び県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備をするものとする。

(5) 避難収容活動関係

ア 避難誘導

(ア) 市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

(イ) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

(ウ) 要配慮者支援班は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

イ 避難場所

(ア) 市は、公民館、学校及び公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得たうえで、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(イ) 市は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

市は所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア 市及び放送事業者等は、林野火災に関する情報を常に伝達出来るよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ 市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 防災訓練の実施

(ア) 消防機関は、様々な林野火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

(イ) 市及び地域住民等は、相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

(ア) 市及び森林組合等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫すること。

(イ) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

4 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ、山火事予防機関、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する市民の防火意識の高揚を図るとともに、林業事業者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施するものとする。

なお、住民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。媒体については、おおむね次のものを利用するものとする。

(ア) 展覧会、講演会開催等による方法

(イ) 映画、スライド等映写による方法

(ウ) 標識板、ポスターの掲示、パンフレット等の配布による方法

(エ) 学校、諸団体等への宣伝、委嘱の方法

(オ) 林業従事者等を対象とした講演会を行う方法

(カ) 林野火災の訓練、演習を通じて行う方法

イ 市は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

(2) 保健休養林等の保全

レクリエーション等市民の保健と、休養の場となっている各公園施設等の場所については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(4) 市民の防災活動の環境整備

ア 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

イ 林野火災の予防活動については、地域住民や林業従事者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

第2節 災害応急対策

1 災害直後の情報収集・連絡体制及び通信の確保

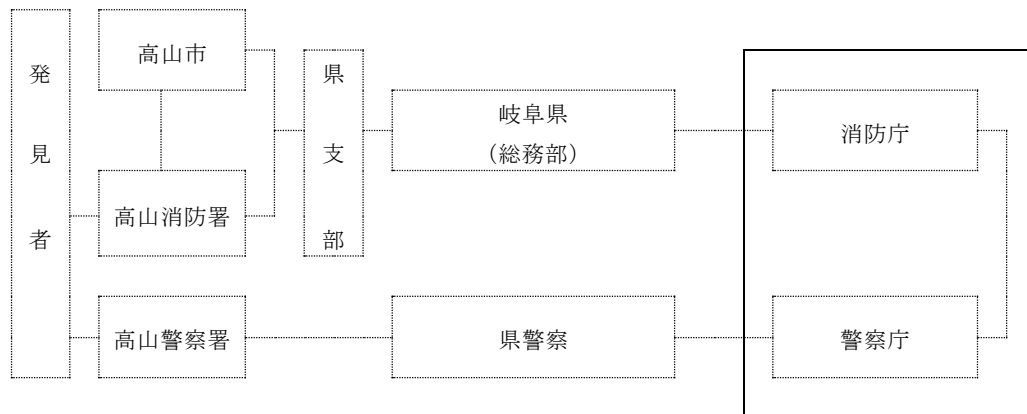
(1) 災害情報の収集・伝達

林野火災発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は次によるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するものとする。

イ 防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

ア 市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害時における県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(3) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(4) 広域的な応援体制

市は、独自では十分な応急活動が実施出来ない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、
「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要
請を求めるものとする。なお、要請の手続きは第3章第3項「自衛隊派遣要請計画」による。

3 救助・救急・医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 市の各機関による救助・救急活動

市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常
災害対策本部等国の各機関、消防組織法第45条に基づく「緊急援助隊」及び「災害応
援に関する協定書」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により応援を要請す
るものとする。

イ 資機材等の調達等

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保
し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、
相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努め
るものとする。

イ 市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

(3) 消火活動

ア 消防機関等による消火活動

(ア) 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うも
のとする。

(イ) 住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行
うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

(ウ) 消防機関は、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施すると
ともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努める
ものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、
応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

交通規制に当たって、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

5 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

- ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
- イ 避難誘導に当たっては、市は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

（２） 避難場所

ア 避難場所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設する。

イ 避難場所の運営管理

（ア）市は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

（イ）市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

（ウ）市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

（３） 要配慮者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6 施設・設備の応急復旧活動

市は、専門技術をもつ人材を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

- （１）市は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等及び公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。
- （２）県及び市は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

8 二次災害の防止活動

- （１）市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。
- （２）市は、降雨等により二次的な土地災害防止施策として専門技術者を活用して、土地災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行う

ものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第7項 大規模な火事災害対策

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策については、本計画及び市消防計画に定めるところによるものとする。

第1節 災害予防計画

1 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

ア 県及び市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

イ 市及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

① 市及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

② 市及び事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。

また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の推進を図るものとする。

イ 建築物の防火管理体制

市及び事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

ウ 建築物の安全対策の推進

① 市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

② 市及び事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災

安全対策の充実を図るものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

- ① 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- ② 県及び市は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した静止画像電送装置等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

- ① 市及びその他防災関係機関は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。
- ② 市及びその他防災関係機関の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

- ① 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。
- ② 市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関の実状を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市町村及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動関係

ア 救助・救急活動関係

市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 医療活動関係

- ① 市及び日本赤十字社岐阜県支部は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。
- ② 県及び市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ 消火活動関係

- ① 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防

水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

② 市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

③ 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

市及び県警察等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 避難収容活動等

ア 避難誘導

① 市は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

② 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

③ 要配慮者支援班は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

イ 避難場所

① 市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難場所としての指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

② 市は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

(6) 施設、設備の応急復旧活動関係

県、市及びその他防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

ア 県、市及び放送事業者等は大規模な火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

イ 県及び市は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 訓練の実施

① 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

② 県、市、警察、事業者、その他防災関係機関及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

イ 実践的な訓練の実施と事後評価

① 県、市、警察、事業者、その他防災関係機関が訓練を行うに当たっては、大規模な火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。

② 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

する。

(9) 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

ア 市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

イ 市は、地域の防災的見地から、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

ウ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

エ 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等により効果の高いものを活用するものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

市は、住民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努めるものとする。

(3) 防災訓練の実施、指導

ア 市等は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。

イ 市は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の大規模な火災発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

(4) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第2節 災害応急対策

1 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

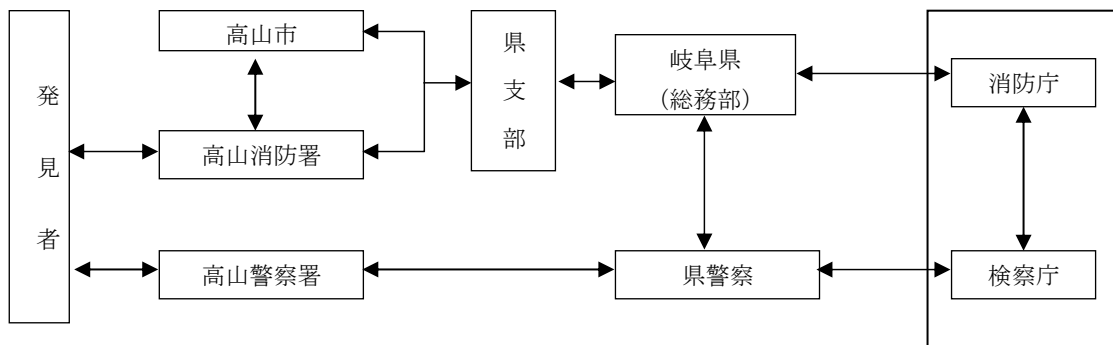
(1) 災害情報の収集・連絡

大規模な火事発生直後の被害の第一報等の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(2) 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の事故発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



(3) 応急対策活動情報の連絡

ア 市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとする。

イ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(4) 通信手段の確保

県、市及びその他防災関係機関は、災害発生直後は直ちに、災害現地との災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 活動体制の確立

(1) 県及び市の活動体制

県及び市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(2) その他防災関係機関の活動体制

ア 防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 防災関係機関は、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 広域的な応援体制

市は、被災市町村独自では、十分な応急活動が実施できない場合は、「岐阜県広域消防相互応援協定」、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により他の市町村に応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動

(1) 救助・救急活動

ア 県及び市による救助・救急活動

県及び市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部等国の各機関、「災害応援に関する協定書」及び「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」等により他の都道府県等に応援を要請するものとする。

イ 資機材等の調達等

県及び市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(2) 医療活動

ア 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

イ 県及び市は、公的医療機関・民間医療機関に対し、医療救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、県は「災害救助法による救助委託協定書」及び「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、日本赤十字社岐阜県支部及び岐阜県医師会に対し、医療救護班の派遣を要請し、医療活動を行うものとする。

(3) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、状況によっては、県は、消防本部の要請によりヘリコプターによる空中消火を実施するものとする。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

5 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

ア 発災時には、市は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

イ 避難誘導に当たっては、市は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(2) 避難場所

ア 避難場所の開設

市は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

イ 避難場所の運営管理

- ① 市は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。
 - ② 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
 - ③ 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
 - ④ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、避難場所の早期解消に努めることを基本とするものとする。
- (3) 要配慮者への配慮
- 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

- ア 県、市及びその他防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。
- イ 県、市及びその他防災関係機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。
- ウ 情報伝達に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという住民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

7 施設・設備の応急復旧活動

県、市及びその他防災関係機関は、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第3節 災害復旧・復興対策

1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

- (1) 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。
- (2) 県及び市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

2 迅速な原状復旧の進め方

- (1) 被災施設の復旧等
 - ア 県、市及びその他防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧活動を行い、又は支援するものとする。
 - イ 県、市及びその他防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
 - ウ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

3 計画的復旧の進め方

- (1) 復興計画の作成
 - ア 大規模な火災により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。
 - イ 県及び市は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行うものとする。
- (2) 防災まちづくり
 - ア 必要に応じ、県及び市は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努めるものとする。
 - イ 県及び市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
 - ウ 県及び市は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、ライ

ラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時離着陸場としての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、リクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に説明し理解と協力を得るよう努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。

エ 市は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。

オ 県及び市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うものとする。

4 被災者等の生活再建等の支援

- (1) 県及び市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家を活用する。
- (2) 県及び市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の住宅の維持を支援する。
- (3) 県及び市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともにできる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。
- (4) 県は、被災者生活再建支援法による支援金の支給について事務手続きを進めるものとする。

5 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

- (1) 県及び市は、必要に応じ、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備導入資金貸付及び中小企業資金融資制度等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。
- (2) 県及び市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。
- (3) 県及び市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第5章 災害復旧計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた公共施設の復旧、被災産業の復興あるいは民生安定のための諸対策等復旧に関する計画は、次によるものとする。

2 災害復旧のための被害報告

災害復旧のため必要な産業及び施設の被害の調査及び報告は、次の被害報告によるものとする。

- (1) 中小企業被害報告
- (2) 公共施設の被害報告
 - ア 土木施設の被害報告
 - イ 都市施設の被害報告
 - ウ 農地、農業施設及び農林水産業共同利用施設の被害報告
 - エ 林業施設の被害報告
 - オ 社会福祉施設の被害報告
 - カ 医療衛生施設の被害報告
- (3) 文教関係の被害報告
 - ア 市立学校施設の復旧等のための報告
 - イ 公立社会教育、体育施設の復旧等のための報告

3 住宅復興に関する計画

被災者の住宅対策は、県計画第3章第24節「応急住宅対策」の定めるところによるものとする。

4 公共的施設の復旧計画

公共的施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧にあわせ、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど将来に備えるものとし、被害の原因、状況その他条件を十分検討し、復旧の程度、緊急度を考慮して実情に即した復旧計画を樹立するものとする。

5 事業資金等融資計画

災害時における事業資金等の融資は、県計画第4章第5節「被災中小企業の振興」に定めるほか、次によるものとする。

- (1) 融資相談所の開設

災害による被災産業復興等のため、事業資金の融資を希望する者が多数あるときは、市本部関係班は相互に連絡をとって、商工会議所、農業協同組合及び金融機関と協議し、共同して融資相談所を開設し、適当な資金のあっせんについて相談に応ずるとともに希望者のとりまとめを行う。
- (2) 融資希望等の報告

融資希望者のとりまとめを行ったときは、県計画の定めるところにより融資希望状況の報告を行う。